

平成26年9月定例会（9月9日開会
9月19日閉会）

池田町議会会議録

平成26年9月池田町議会定例会会議録目次

招集告示.....	17
応招・不応招議員.....	18

第1号（9月9日）

議事日程.....	19
本日の会議に付した事件.....	20
出席議員.....	20
欠席議員.....	20
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	20
事務局職員出席者.....	20
開会及び開議の宣告.....	21
諸般の報告.....	21
会議録署名議員の指名.....	22
会期の決定.....	22
町長あいさつ.....	23
認定第1号より認定第7号まで、一括上程、説明.....	24
報告第18号、報告第19号の一括上程、報告.....	49
監査委員による平成25年度の決算審査意見について.....	50
認定第1号より認定第7号まで、質疑.....	58
散会の宣告.....	66

第2号（9月10日）

議事日程.....	67
本日の会議に付した事件.....	67
出席議員.....	67
欠席議員.....	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	67
事務局職員出席者.....	68

開議の宣告.....	6 9
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 9
議案第 3 0 号、議案第 3 1 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 1
議案第 3 2 号より議案第 3 5 号まで、一括上程、説明、質疑.....	7 4
議案第 3 6 号より議案第 4 0 号まで、一括上程、説明、質疑.....	8 7
認定第 1 号より認定第 7 号まで、議案第 3 2 号より議案第 4 0 号まで、各常任 委員会に付託.....	1 0 9
請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	1 1 0
散会の宣告.....	1 1 0

第 3 号 (9 月 1 6 日)

議事日程.....	1 1 3
本日の会議に付した事件.....	1 1 3
出席議員.....	1 1 3
欠席議員.....	1 1 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 1 3
事務局職員出席者.....	1 1 4
9 月定例議会一般質問一覧表.....	1 1 5
開議の宣告.....	1 1 6
一般質問.....	1 1 6
那 須 博 天 君.....	1 1 6
麩 聖 章 君.....	1 2 3
矢 口 新 平 君.....	1 3 6
矢 口 稔 君.....	1 5 4
櫻 井 康 人 君.....	1 7 1
宮 崎 康 次 君.....	1 8 7
散会の宣告.....	1 9 8

第 4 号 (9 月 1 7 日)

議事日程.....	1 9 9
-----------	-------

本日の会議に付した事件.....	199
出席議員.....	199
欠席議員.....	199
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	199
事務局職員出席者.....	200
開議の宣告.....	201
一般質問.....	201
薄井孝彦君.....	201
服部久子君.....	219
散会の宣告.....	236

第5号（9月19日）

議事日程.....	239
本日の会議に付した事件.....	239
出席議員.....	239
欠席議員.....	240
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	240
事務局職員出席者.....	240
開議の宣告.....	241
各常任委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	241
認定第1号より認定第7号について、討論、採決.....	252
議案第32号より議案第40号について、討論、採決.....	256
発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	256
請願・陳情書について、討論、採決.....	264
日程の追加.....	266
諮問第1号、諮問第2号の一括上程、説明、採決.....	266
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	267
発議第7号、発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	269
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	272
発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	274

日程の追加.....	2 7 6
総務福祉委員会の閉会中の継続調査の件.....	2 7 7
振興文教委員会の閉会中の継続調査の件.....	2 7 7
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件.....	2 7 8
日程の追加.....	2 7 8
議員派遣の件.....	2 7 8
町長あいさつ.....	2 7 9
閉議の宣告.....	2 8 0
議長あいさつ.....	2 8 0
閉会の宣告.....	2 8 0
署名議員.....	2 8 3

池田町告示第58号

平成26年9月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月1日

池田町長 勝 山 隆 之

1.期 日 平成26年9月9日(火) 午前10時

2.場 所 池田町議会議場

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	矢口稔君	2番	矢口新平君
3番	大出美晴君	4番	和澤忠志君
5番	薄井孝彦君	6番	服部久子君
7番	那須博天君	8番	櫻井康人君
9番	内山玲子君	10番	宮崎康次君
11番	麩聖章君	12番	立野泰君

不応招議員（なし）

平成 26 年 9 月 定例 町 議 会

(第 1 号)

平成26年9月池田町議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年9月9日(火曜日)午前10時開会

諸般の報告

報告第12号 議長が決定した議員派遣報告

報告第13号 議員派遣結果報告

報告第14号 例月出納検査結果報告(6・7・8月)

報告第15号 寄附採納報告

報告第16号 町の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

報告第17号 平成25年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検
及び評価報告書

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

会期 - 9月9日(火)から19日(金)までの11日間

日程第3 町長あいさつ

日程第4 認定第1号 平成25年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成25年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成25年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成25年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成25年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成25年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成25年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

一括上程、説明

日程第 5 報告第 18 号 池田町財政健全化判断比率の報告について
報告第 19 号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について

日程第 6 監査委員による平成 25 年度の決算審査意見について
決算審査意見に対する質疑

日程第 7 認定第 1 号より第 7 号まで、質疑

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番	矢口 稔 君	2 番	矢口 新平 君
3 番	大出 美晴 君	4 番	和澤 忠志 君
5 番	薄井 孝彦 君	6 番	服部 久子 君
7 番	那須 博天 君	8 番	櫻井 康人 君
9 番	内山 玲子 君	10 番	宮崎 康次 君
11 番	麿 聖章 君	12 番	立野 泰 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	勝山 隆之 君	副 町 長	宮嶋 将晴 君
教 育 長	平林 康男 君	総務課長	中山 彰博 君
会計管理者兼 会計課長	師岡 栄子 君	住民課長	小田切 隆 君
福祉課長	倉科 昭二 君	保育課長	藤澤 宜治 君
振興課長	片瀬 善昭 君	建設水道課長	山崎 広保 君
教育課長	宮崎 鉄雄 君	総務係長	勝家 健充 君
教育委員長	中山 俊夫 君	監査委員	山田 賢一 君

事務局職員出席者

事務局 長	平林 和彦 君	事務局 書記	綱島 尚美 君
-------	---------	--------	---------

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（立野 泰君） おはようございます。

平成26年9月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は、平成25年度一般会計及び特別会計の決算の認定等を御審議願う予定になっております。各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますよう、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成26年9月池田町議会定例会を開会します。

なお、会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については、言い間違いとして議長において会議録を修正させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（立野 泰君） 諸般の報告を行います。

報告第12号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第13号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第14号 例月出納検査結果報告（6月・7月・8月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第15号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第16号 町の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第17号 平成25年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（立野 泰君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番、矢口新平議員、8番、櫻井康人議員を指名します。

会期の決定

議長（立野 泰君） 日程2、会期、日程の決定を議題にします。

会期、日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願ってあります。

議会運営委員長から報告を求めます。

麩聖章議会運営委員長。

〔議会運営委員長 麩 聖章君 登壇〕

議会運営委員長（麩 聖章君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る9月2日に開催されました議会運営委員会において、池田町議会9月定例会の会期、日程等について協議いたしました。

本9月定例会の会期は、本日9月9日から19日までの11日間とし、議事日程についてはお

手元に配付のとおりといたしましたので、よろしくお願ひいたします。

以上、報告申し上げます。

議長（立野 泰君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程については、委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙、会期日程案のとおり決定しました。

町長あいさつ

議長（立野 泰君） 日程3、町長あいさつ。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） おはようございます。

9月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中御出席をいただき御礼を申し上げます。

先月には、長野県知事選挙が行われ、阿部知事の2期目がスタートいたしました。県行政のトップとしてのリーダーシップに期待するとともに、私たちの基礎自治体に対して多くの支援を願いながら、国とのパイプをより強固にしていいただければと思料するところであります。

さて、昨今の自然の猛威は、局地的豪雨が想定外の災害を引き起こす事象が各地で見られ、頻繁に発生するようになりました。自然の力に無力な私たちが災害の初期段階でできることは、「自分の命は、自分で守る」を基本に、地域力で互いを支え合い、助け合う体制づくりをしっかりと整えることが大事であると考えます。

8月31日には、池田町地震総合防災訓練を町内全域で実施させていただきました。本年は、一部地域の土砂崩れを想定し、一時避難施設以外に避難場所を各自主防災組織で考えていただく、より実践に即した内容で訓練を行っていただいたところであります。訓練実施後の反省を踏まえる中で、今後、自主防災組織の占める地域の役割は大変重要なことと考えます。あわせて、自然の猛威に対しての備えをすることの大切さと、みずからの役割を十分認識することがこれからの台風シーズンの心構えと考えます。

地区の民生委員、自主防災会、各自治会と行政がしっかり連携し、町民の皆様の安心・安全に万全を期したい覚悟でありますので、よろしく願い申し上げます。

さて、先ほどは、長い議事日程を御決定いただき、まことに御苦労さまでございます。

本定例会は、平成25年度の各会計の決算議案の認定を中心に、また、平成26年度後半における行政執行に必要な予算額等を追加補正として提案いたしますので、御審議、御決定をお願いいたします。

今議会に提案いたします議案は、認定案件7件、報告案件8件、条例改正案等7件、補正予算案5件の、合計27件であります。提案いたします議案について十分御審議いただき、認定及び御決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、最終日には追加案件を予定しております。

以上、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

認定第1号より認定第7号まで、一括上程、説明

議長（立野 泰君） 日程4、認定第1号 平成25年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成25年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成25年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成25年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成25年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成25年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成25年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 認定第1号から認定第7号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。

この認定案件は、平成25年度の一般会計ほか6会計の予算執行結果を御認定いただくため提案するものであります。

地方自治法の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけ、あわせて主要な施策の成果説明書も提出いたしますので、御審議、御審査お願い申し上げます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、財政の指標となる健全化判断比率及び資金不足比率についても、この決算認定とは別に報告をさせていただきます。

以下、決算の主要事項を報告し、提案説明といたします。

初めに、認定第1号 平成25年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成25年度池田町一般会計予算では、地域介護福祉空間整備事業、消防団拠点施設整備事業など8回の補正を行い、総額6億4,081万円の追加補正予算を編成いたしました。

決算額は、歳入総額49億4,468万5,118円、歳出総額48億7,955万3,480円で、歳入歳出差引残額は6,513万1,638円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は1,156万4,000円、実質収支額5,356万7,638円、そのうち、地方自治法に基づく基金積立金として財政調整基金に2,700万円の積み立てを行う決算となりました。

決算の主な項目について申し上げます。

歳入では、町税が全体の18.7%を占め、昨年より0.3%増の9億2,463万5,944円となり、主な税収では、町民税4億5,678万7,002円、固定資産税3億8,435万3,661円の決算となりました。

地方譲与税は6,132万2,000円となりました。

地方消費税交付金は9,368万5,000円となりました。

地方交付税では、歳入の39.7%を占め、普通・特別交付税合わせて1%増の19億6,400万円となりました。

分担金及び負担金では9.5%減の7,465万9,607円となり、国庫支出金では114.8%増の5億3,818万1,599円となりました。

県支出金では10.8%減の2億8,528万7,458円となりました。

町債では15.4%減の5億8,790万円となるなど、歳入において平成24年度に比較し6,343万6,834円増の49億4,468万5,118円の決算数字となりました。

次に、歳出につきまして主な項目を申し上げます。

まず、議会費では1.9%減の7,050万9,208円、総務費では35.6%増の9億2,573万2,145円の決算であり、主には防災対策事業費、防災拠点整備事業などの増によるものであります。

民生費では18.9%減の14億2,028万2,607円の決算であり、社会福祉、児童福祉、高齢者福祉などの各種福祉事業を行ってまいりました。

主な事業は、介護保険事業に1億5,324万7,919円、後期高齢者医療療養給付費負担金に1億979万6,962円、障害者福祉事業に1億7,683万4,644円、地域介護福祉空間整備事業に1億3,418万7,670円などです。なお、前年度の池田保育園改築工事があったため、民生費全体では、対前年度約2割の減額となっております。

衛生費は、保健衛生費、清掃費合わせて5.7%増、2億6,172万7,667円となり、主なものは、高齢者等インフルエンザ予防接種委託料609万8,000円、急速充電設備設置工事費592万9,350円、穂高広域施設組合負担金6,640万7,000円などによるものであります。

農林水産業費では14.2%増の総額4億809万1,568円となり、農業費では繰越事業で多目的研修センター施設の屋根及び外壁改修工事、国庫補助事業を導入した農道改良、水路改良工事、また、林業費では森林整備事業、松くい虫防除事業及びハープセンターへのまきボイラー設置事業などを実施いたしました。

商工費では、商工振興費、観光費合わせて16.2%増の1億888万9,901円となりました。主なものとしましては、町商工会に対する補助、町独自の緊急経済対策として、中小企業者へ借り入れの利子及び保証料へ補助金、工場誘致助成金、観光費ではウォーキング、てるてる坊主アート展等のイベント、緊急雇用創出事業を活用しての観光推進事業等を実施いたしました。

土木費では、道路改良、舗装、辺地対策事業で継続事業として町道登波離橋線の改良など、4.8%増の4億3,311万9,722円となりました。

消防費では、常備消防経費に1億2,418万1,000円、非常備消防経費に3,224万9,175円など、7.7%減の1億6,027万1,230円です。

教育費では、地域の元気臨時交付金を活用した高瀬中学校の大規模改修等を行うなど、15.1%増の5億1,468万2,206円です。

公債費では、繰上償還分の増で、総額5億7,549万5,845円です。

なお、平成26年度へ繰り越して事業を実施するための繰越明許費は、事業費で総額3億647万7,000円を繰り越すことといたしました。

以上、平成25年度一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。

次に、認定第2号 平成25年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算書の認定についてであります。

歳入は、前年度からの繰越金608万5,240円、歳出は、事業執行はありませんでしたので、608万5,240円を平成26年度へ繰り越す決算であります。

次に、認定第3号 平成25年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は11億7,793万9,718円、歳出決算額は11億5,038万959円、差引残高2,755万8,759円となり、うち1,400万円を国保支払準備基金へ積み立てることといたしました。年度末での町の総人口に対する国民健康保険の加入率は26.7%でありました。

次に、認定第4号 平成25年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成20年度より、75歳以上の方及び65歳から74歳で一定の障害がある方を被保険者とする後期高齢者医療制度が新設され、平成25年度の決算額は、歳入総額1億1,038万8,726円、歳出総額1億1,021万4,806円、差引残額17万3,920円の決算となりました。

次に、認定第5号 平成25年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額5億2,831万2,053円、歳出総額5億2,715万5,752円、差引残額115万6,301円の決算となりました。公共下水道事業汚水処理事業に係る維持管理費及び事業実施に伴う借入金の元利償還事業を行いました。

次に、認定第6号 平成25年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額1,515万5,749円、歳出総額1,510万9,856円、差引残額4万5,893円の決算となりました。広津簡易水道の維持管理及び事業実施のための借入金の元利償還を行いました。

次に、認定第7号 平成25年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

収益的収入では、水道事業収益2億2,974万8,460円、支出では、水道事業費1億6,106万1,021円、資本的収入では305万5,500円、資本的支出は1億1,681万9,529円でありました。平成25年度の純利益は6,713万4,322円で、平成24年度繰越利益剰余金を加えた平成25年度末処分利益剰余金は、5億6,028万5,712円となりました。剰余金処分額として、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に1,000万円の積み立てをし、翌年度繰越利益剰余金は5億

4,028万5,712円の予定であります。

以上、認定第1号から認定第7号まで、一括提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御認定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は会計管理者及び担当課長にいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（立野 泰君） 補足の説明を求めます。

認定第1号より第6号までについて、師岡会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 師岡栄子君 登壇〕

会計管理者兼会計課長（師岡栄子君） おはようございます。

認定第1号から認定第6号までの補足説明をいたします。

町長より決算全体の概要説明を申し上げましたので省かせていただき、私のほうでは決算書の事項別明細書によりまして、金額の大きなものを中心に御説明いたします。

認定第1号 平成25年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。

決算書7ページをごらんください。

1款の町税につきましては、収入済額9億2,463万5,944円で、全体の徴収率は93.42%となっております。不納欠損額317万1,605円となっており、徴収不能と判断されたもの188件について処分しております。収入未済額6,194万790円で、4,307件の収入未済があり、平成26年度へ滞納繰越額として引き継いであります。

税の内訳を申し上げます。

1項町民税は4億5,678万7,002円で、徴収率は93.92%となっております。個人では4億1,265万5,502円を収入し、不納欠損74件、92万6,487円を処分いたしました。収入未済額は2,680万9,462円となっております。法人では4,413万1,500円を収入し、収入未済額は180万9,656円となっております。個人、法人合わせまして収入未済1,874件、2,861万9,118円となっております。

2項固定資産税は3億8,435万3,661円で、徴収率は91.87%となっております。不納欠損110件、222万8,918円を処分いたしました。収入未済額は2,114件、3,177万8,872円となっております。

3項軽自動車税は2,667万500円で、徴収率は94.48%となっております。不納欠損4件、1万6,200円を処分いたしました。収入未済は319件、154万2,800円となっております。

4項町たばこ税は5,682万4,781円の収入でございます。

8 ページ、2 款の地方譲与税につきましては、総額6,132万2,000円が収入済みとなっております。揮発油税、自動車重量税等が、国と地方で案分され交付されるものです。

9 ページ、6 款の地方消費税交付金につきましては、9,368万5,000円が収入済みとなっております。県に納付されます地方消費税の2分の1を市町村の人口割で案分され交付されるものです。

9 款の地方交付税につきましては、19億6,400万円が収入済みとなっており、歳入項目の中では一番大きな構成比となっております。

10ページ、11款分担金及び負担金は、収入済額、総額7,465万9,607円で、その大部分を1項1目の民生費負担金7,304万9,557円が占めており、中でも1節の保育料負担金、収入済額5,796万2,990円が大きなものとなっております。また、不納欠損153件、163万4,560円を処分いたしました。収入未済額342万6,610円があり、1節から4節までの保育料関係で、平成26年度へ滞納繰り越しとして引き継がれております。

11ページ、12款使用料及び手数料は、総収入済額7,457万1,196円でございます。

1項使用料は、収入済額5,499万5,296円です。1目総務使用料は、町営バス6路線のバス使用料で745万4,100円、2目民生使用料は、総合福祉センターの使用料で1,437万2,323円の収入済みとなっており、入浴料597万9,300円とデイサービスの使用料611万8,573円が主なものとなります。

11ページ最下段から12ページにかけてですが、5目土木使用料は、総収入済額1,466万514円となっており、住宅使用料909万9,000円が主なものです。また、収入未済額334万5,200円は住宅使用料に関するもので、平成26年度へ引き継いでおります。6目教育使用料は総額1,297万8,084円で、759万1,230円の町立美術館観覧料が主なものです。

12ページ最下段から13ページにかけて、2項手数料、総額1,957万5,900円収入済みです。2目4節可燃物処理手数料1,134万円が主なものです。

下段、13款国庫支出金です。総額5億3,818万1,599円収入済みです。1項1目民生費国庫負担金1億8,178万527円。主なものは、14ページ、2節障害者福祉費負担金7,367万2,093円、4節児童手当負担金9,997万4,332円です。

2項国庫補助金3億5,356万6,000円。主なものは、1目総務費国庫補助金、1節地域の元気臨時交付金1億3,339万6,000円で、うち9,342万3,000円は平成24年度からの繰越明許費の収入です。15ページ、2目民生費国庫補助金、5節地域介護福祉空間整備等施設整備交付金1億2,000万円、6節地域介護福祉空間整備推進交付金797万5,000円、5目教育費国庫補助

金、3節学校施設環境改善交付金3,655万6,000円で、平成24年度から繰越明許費の収入です。収入未済額1,661万4,000円がありますが、平成26年度よりの繰越明許費でございます。6目農林水産業費国庫補助金、1節農業体質強化基盤整備促進事業補助金2,700万円で、うち2,431万2,750円は平成24年度からの繰越明許費の収入です。16ページ上段、2節農業水利施設保全合理化事業補助金1,500万円で、平成24年度からの繰越明許費の収入です。

14款県支出金、総収入額2億8,528万7,458円です。

1項県負担金1億2,509万3,508円の収入で、1目民生費県負担金の1節国民健康保険基盤安定負担金から6節児童手当負担金までの合計が主なものになります。

17ページ、2項県補助金、収入済額1億3,537万2,818円です。1目総務費県補助金1,804万8,500円、収入のうち緊急雇用創出事業補助金1,585万7,500円が主なものです。

2目民生費県補助金、収入済額3,222万2,000円があり、それぞれの補助金を受けながら事業を実施しました。6節に収入未済額349万9,000円がありますが、平成26年度への繰越明許費でございます。

17ページ最下段、4目農林水産業費県補助金では農業土地改良、林業に関する補助金で、8,316万8,318円の収入済みです。2節農業振興費補助金967万352円、4節林業振興事業補助金4,789万3,200円、10節農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金605万1,000円、12節青年就農給付金600万円、17節県産材供給体制整備事業補助金700万円が主なものになります。

19ページ下段、3項の委託金は、総収入済額2,482万1,132円で、1目総務費委託金、1節徴税費委託金1,530万2,711円と、20ページ、5節参議院議員通常選挙委託金687万3,039円が主なものです。

21ページ、15款財産収入で、中ほど、2項財産売却収入、2目物品売却収入96万7,000円ですが、平成25年度、初めてネットオークションで消防ポンプ車1台を売却したものです。

21ページ最下段から22ページ、17款繰入金、総収入済額7,788万3,000円となっています。減債基金繰入金7,733万円が主なものです。

18款繰越金、総額8,434万8,532円、平成24年度からの通常繰越金、純繰越金が2,545万1,532円、平成24年度から繰越明許費繰越金、一般財源分12事業5,889万7,000円を収入してございます。

23ページ中段、19款諸収入、総収入済額1億3,195万2,296円です。

3項受託事業収入3,635万5,431円、4項雑入7,397万5,017円が大きなものとなっています。この中には、池田松川施設組合財産処分配分金1,625万円の収入が含まれています。

少しページが飛びます。26ページ最下段、5項貸付金元利収入ですが、年度末に返還いただき、年度当初に預託することとした小企業振興資金の預託金2,000万円でございます。

27ページ、20款町債では、収入済額5億8,790万円で、うち平成24年度からの繰越明許費の収入は4件、総額1億7,270万円です。1目総務債、2目土木債、5目消防債、53目教育債の合計収入未済額2億7,480万円は、繰越明許としてございます。

収入合計につきましては、予算現額52億5,321万6,000円に対しまして、収入済額49億4,468万5,118円でございます。不納欠損額が480万6,165円、収入未済額3億6,368万2,600円となっており、実質的な収入未済額は、繰越明許費分2億9,491万2,800円を引いた6,876万9,800円となります。

それでは、歳出について御説明いたします。

28ページ、1款の議会費につきましては、支出済額7,050万9,208円で、主な内容は、議会の運営にかかわります経費と人件費に支出したものでございます。議会改革等推進特別委員会で検討され、9月定例会で議会基本条例を可決、条例化、予算決算特別委員会を12月定例会で設置を決議、3月定例会で実施いたしました。

議会費は以上です。

30ページ、2款総務費につきましては、総支出済額9億2,573万2,145円の支出をいたしました。1項の総務管理費につきましては、8億4,049万6,316円を支出いたしました。1目の一般管理費は2億3,663万9,945円の支出で、主なものは臨時職員の社会保険料、33ページ、備考欄上の庁舎管理経費、15の工事請負費、12庁舎施設補修工事で地下タンク防食工事を平成24年度からの繰越明許費220万5,000円で、中ほどの二重丸、庁舎改修事業で庁舎LED化を、同じく繰越明許費1,479万4,500円で行いました。

飛びまして、35ページ最下段、5目財産管理費1億9,295万9,382円を支出しました。減債基金積立金3,500万円、スポーツ振興基金積立金1,000万円、公共施設等整備基金積立金1億4,139万9,000円が主なものになります。

36ページ、6目企画費は6,348万1,910円を支出いたしました。備考欄をごらんください。2番目の二重丸、企画一般経費で、37ページ、60北アルプス広域連合経常費負担金1,014万7,000円、次の二重丸、情報処理費では、庁舎や町の施設にかかわります費用、業務システム運用保守等に事務用のパソコンの更新を含め3,028万4,640円が主な支出でございます。

39ページ、7目自治振興費1,603万5,718円を支出いたしました。19負担金、補助及び交付金の1,471万6,300円が主なもので、自治会の活動費として646万8,300円、元気なまちづくり

事業補助金374万8,000円を、12自治会12事業と2団体2事業にそれぞれ補助いたしました。

41ページ、9目バス等運行事業費4,693万6,539円を、6路線の町営バス運行に係ります経費として支出いたしました。

下段、10目の防災対策費2億5,667万1,581円を支出いたしました。主なものは、防災対策事業費として平成24年度からの繰り越しを含み、防災行政無線関係で委託料と工事請負費合計で1億9,386万4,500円、地域防災計画策定業務に430万5,000円、防災拠点整備事業として庁舎非常用発動発電機等設置に、委託料と工事請負費合計で4,727万1,000円、防災地区カルテ作成事業（緊急雇用）844万5,000円で行いました。防災行政無線整備費用の9,232万円は平成26年度への繰り越しになっています。

42ページ、2項徴税費は、徴税にかかわらず経費5,877万745円を支出いたしました。

44ページ中段、3項戸籍住民基本台帳費は、1,748万4,635円を支出いたしました。主なものは戸籍情報システム構築負担金453万8,000円の支出になります。

45ページ中段、4項選挙費は792万4,166円を支出いたしました。参議院議員総選挙に関する費用でございます。

総務費は以上です。

少しページが飛びます。48ページをお願いいたします。

下段、3款の民生費の関係でございます。総額14億2,028万2,607円を支出しております。

1項の社会福祉費につきましては、総額10億1,212万6,059円を支出いたしました。1目の社会福祉総務費では3億152万379円を支出、主なところでは、49ページ、19負担金、補助及び交付金で、社会福祉施設の整備、運営のため6,168万9,364円を支出、49ページの備考欄の下段のほうですが、二重丸、地域介護福祉空間整備事業、10割の国庫負担金で、高齢者支えあい拠点施設を設計監理、備品購入、工事請負費合計で1億3,418万7,670円で4地区に建設いたしました。

51ページ備考欄、28繰出金、国民健康保険特別会計へ5,249万3,648円を繰り出しております。

2目高齢者福祉費1億6,567万5,654円を支出いたしました。主な内容は、19の負担金補助及び交付金1億1,570万2,562円です。それから、52ページ備考欄、二重丸、高齢者対策経費の後期高齢者医療療養給付費負担金として1億979万6,962円を、20の扶助費で養護老人ホーム等入所措置費として1,657万5,891円を、28の繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金2,954万9,106円を支出いたしました。

3目障害者福祉費では、1億7,683万4,644円を支出しました。

53ページ備考欄、13の委託料の中の地域生活支援事業委託料で528万3,230円、20扶助費が大きな金額で、その中の介護給付訓練等給付費で1億4,684万7,391円、地域活動支援センター扶助費で940万8,881円が主なものです。

54ページ、4目介護保険費では1億5,324万7,919円を支出いたしました。19負担金、補助及び交付金の中で介護保険の広域連合負担金1億5,319万円がほとんどを占めております。

5目地域包括支援センター運営費では2,920万5,773円を支出いたしました。包括的支援事業、認知症対策連携強化事業、介護予防支援事業所運営事業に、町の社会福祉協議会に委託という形をお願いしているもので、社協職員の出向委託料を支出いたしました。

57ページ、7目医療給付事業費では7,510万7,116円を支出いたしました。主なものは、20節扶助費で、福祉医療給付費として5,677万1,060円になります。

58ページ、9目総合福祉センター管理費では5,353万3,586円の支出で、総合福祉センター全体の管理経費です。主なものは、平成24年度繰越明許費750万1,500円で、やすらぎの郷改修事業の大会議室空調設備改修651万円、浴室改修129万1,500円、デイサービス高姫のチェアバスの更新806万4,000円で、元気交付金事業を活用し行いました。

60ページ、11目の福祉企業センター費では3,636万8,487円を支出いたしました。10社からの作業受託及び企業センターの運用を図っております。元気交付金事業を活用し、運搬車ドライバンを430万750円で購入いたしました。

62ページ、2項児童福祉費につきましては、総額4億779万3,760円を支出いたしました。

1目児童福祉総務費では1億8,971万1,854円の支出です。備考欄二重丸、保育園運営事業では、保育園児239名をお預かりして保育業務に当たっていただいております臨時職員の賃金3,371万3,941円と、給食材料費1,543万8,464円の支払いが大きなところです。

64ページ下段、二重丸、保育園バス更新事業で、元気交付金事業を活用し533万9,700円を支出し、車両の更新をいたしました。

65ページ、二重丸、保育園改修事業では388万5,000円を支出、会染保育園の耐震診断を行いました。

2目特別保育費では4,493万575円を支出いたしました。延長保育、障害児保育、一時保育の保育業務に携わっていただいている臨時職員の方々の賃金でございます。

下段、3目児童福祉費では1億4,519万4,948円を支出いたしました。20扶助費の児童手当1億4,405万円が主なものでございます。子ども手当、児童手当・特例給付合わせて、延べ

1万3,067人に対して給付されております。

66ページ、4目児童センター費では1,876万1,131円を支出いたしました。池田、会染の両児童センターの運営費の経費でございます。

民生費は以上です。

ページが少し飛びます。68ページをお願いいたします。

68ページ最下段から69ページ、4款衛生費の関係でございます。総額2億6,172万7,667円を支出いたしました。

1項保健衛生費につきましては1億3,448万1,154円で、1目保健衛生総務費では5,646万9,090円を支出いたしました。医療体制の確立や整備について対応しているところです。

70ページ、2目予防費では、病気の早期発見や健康の基盤を形づくるための事業費用として3,975万13円を支出いたしました。主な内容は、13委託料で3,099万1,279円の支出があります。70ページの備考欄、予防接種事業では、高齢者等インフルエンザ予防接種委託料で609万8,000円、個別接種委託料で593万5,500円でございます。71ページの備考欄、保健事業では、各種検診等委託料で1,099万9,226円、72ページの母子保健事業では、妊婦一般検診委託料で568万6,740円でございます。

3目環境衛生費では1,802万1,642円を支出いたしました。本年度充電インフラ整備事業補助金を受けてハープセンター駐車場に592万9,350円で電気自動車急速充電設備を設置、19負担金、補助及び交付金に990万5,400円の支出があります。主なところは、池田松川施設組合負担金の葬祭センター分として596万6,000円、太陽光発電システム設置補助金27世帯分267万8,000円などです。

74ページ下段、8目給水施設費では1,813万572円を支出いたしました。主なところでは、28の繰出金で、簡易水道事業特別会計へ1,234万6,000円を繰出いたしました。

2項清掃費につきましては、1億2,724万6,513円を支出いたしました。1目清掃費では1億2,673万4,291円の支出です。76ページの13委託料が2,239万4,989円と大きな金額ですが、中でも一般廃棄物収集委託料1,277万3,250円と19の負担金、補助及び交付金の穂高広域施設組合負担金6,640万7,000円が主なものになります。

衛生費は以上です。

77ページ最下段の6款農林水産業費につきましては、4億809万1,568円を支出いたしました。

78ページ、1項農業費では3億634万1,540円を支出いたしました。1目農業委員会費で

1,381万9,133円の支出です。

79ページ、2目農業総務費で4,997万6,672円を支出いたしました。

下段、3目農業振興費で8,349万5,609円を支出いたしました。農業振興費の支出の主なものとして、80ページ、19負担金、補助金及び交付金で、備考欄、46中山間地域直接支払補助金1,434万548円、70農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金605万1,000円、71青年就農給付金4名分600万円、81ページ下段、13委託料でハープセンターへの指定管理料1,150万円の支出がされております。

飛びまして83ページ上段、二重丸、農業用公共施設改修工事は平成24年度からの繰り越しで元金交付金を受け、調査測量設計監理委託料186万9000円、工事請負費2,292万1,500円を支出し、多目的研修センターの改修を行いました。

84ページ、7目土地改良費で1億5,392万1,064円を支出いたしました。二重丸、土地改良総務費3,748万8,172円で、主なものは、85ページ備考欄、74県営かんがい排水事業利子軽減補助金2,395万9,169円、78農地・水・農村環境保全向上支援活動事業交付金513万1,963円になります。

同ページ下段、二重丸、土地改良管理費で1,698万2,392円を支出、主なものは、平成24年度から繰り越した坂下第2工区の土地購入5件、2,023.76平方メートルに、公有財産購入費として309万8,647円を支出いたしました。

86ページ備考欄、二重丸、地理情報管理区域調査事業、緊急雇用創出事業によりGISの地理情報登載業務委託費として295万500円を支出、二重丸、農業水利施設保全合理化事業で4,250万円を支出いたしました。主なものは、平成24年度繰り越しの町川地区安全柵長さ1,492メートルで設計委託と工事合わせて3,000万円、内川のかさ上げの補助金として1,250万円を支出いたしました。二重丸、農業体質強化基盤整備促進事業で5,400万円、主なものは、平成24年度繰り越して坂下第2工区と中之郷工区の設計監理委託料140万7,000円、坂下の農道改良延長313メートル、中之郷の暗渠排水溝延長1,808.9メートルに、工事請負費合わせて4,721万8,500円を、また、十日市場の排水路溝延長223メートルに498万6,000円を支出いたしました。

87ページ、2項林業費につきましては、1億175万28円を支出いたしました。1目林業振興費で1億63万7,635円の支出です。備考欄をごらんください。13委託料、60森林整備委託料で6,803万3,980円を、主に松くい虫被害木の伐倒駆除2,563立方メートル、1,831本の処理に支払いをいたしました。

19負担金、補助及び交付金では1,130万558円を支出、主なものは、森林資源造成事業補助金に505万8,334円を、森林整備地域活動支援交付金470万8,500円を支出、間伐材等の森林整備を行っていただきました。

88ページ備考欄、二重丸、県産材供給体制整備事業で1,500万円を支出、松の被害木の有効活用と温室の暖房を目的として、県の補助金を活用し、1,400万円でまきボイラーを設置いたしました。

農林水産業費は以上です。

89ページ中段、7款商工費につきましては、総額1億888万9,901円を支出いたしました。

1目商工振興費で7,995万4,401円の支出です。主なものは、90ページ備考欄、64経営改善普及事業補助金600万円、67工場誘致助成金2,250万円で、株式会社辰巳と赤田工業株式会社に交付しました。

91ページ、2目観光費で2,380万6,119円の支出です。補助金の関係が主な支出になります。内容は、池田ふるさと祭り、花見ホテル祭り、町観光協会、町観光推進本部負担金、ウォーキングの関係、てるてる坊主アート展等、その他の関係機関への負担金、合計2,083万1,100円を支出いたしました。また、緊急雇用創出事業を活用し、観光振興事業に206万8,000円を支出いたしました。

商工費は以上です。

93ページ、8款土木費につきましては、総額4億3,311万9,722円を支出しました。1項1目の土木総務費で道路台帳の整備のほか、管理的経費として2,783万5,260円を支出いたしました。

94ページの中段、2項道路橋梁費で1億5,184万6,148円を支出いたしました。1目道路橋梁維持費で5,714万3,147円の支出です。2月の大雪の除雪委託で3,343万2,100円、5カ所の舗装補修など道路の維持補修工事請負費で774万7,950円が主な支出でございます。

95ページ中段、2目道路改良費で8,114万2,647円の支出です。町道270号線のほか5カ所の町道の改良工事に6,131万8,500円を支出、主なものは、町道270号線延長96メートルに元気臨時交付金を受け、また町道441号線延長68.5メートルの道路改良を2,773万500円で、平成24年度からの繰越明許で町道233号線、255号線、町道登波離橋線、町道441号線の道路改良を3,358万8,000円で行いました。平成26年度への繰り越しが、総額3,820万円ございます。内容は、委託料で650万円、工事請負費で2,250万円、公有財産購入費で410万円、補償、補填及び賠償金で510万円です。

96ページ、4項都市計画費では2億2,578万2,931円を支出いたしました。1目都市計画総務費、97ページ上段の平成24年度からの繰越明許で13の委託料、社会資本総合整備計画等策定委託料241万5,506円、2目公園事業費で3,266万6,293円の支出ですが、需用費の1,610万2,629円、工事請負費の665万8,050円が大きなものです。

98ページ備考欄のクラフトパーク管理経費の中の光熱水費、電気料1,276万2,534円、工事請負費623万6,351円が主なものとなります。

98ページ最下段、3目公共下水道事業費で公共下水道事業特別会計繰出金の公共下水道分として1億8,974万9,000円の繰り出しをいたしました。99ページ、5項住宅費で2,360万772円を支出いたしました。117件の住宅リフォーム補助金1,808万4,000円が主な支出となります。

土木費は以上です。

99ページ下段から100ページ、9款消防費につきましては、総額1億6,027万1,230円を支出しました。1項1目常備消防費ですが、北アルプス広域連合の常備消防費への負担金として1億2,418万1,000円を支出いたしました。

2目非常備消防費で3,224万9,175円の支出です。団員286名に係る報酬を初めとする分団活動及び訓練等の経費です。特に小型ポンプ1台の更新、ホース類46本、LEDライトなど消防装備の整備で備品購入費として374万520円を、公務災害補償等の共済基金への負担金として607万751円を支出しました。また、平成26年度への繰り越しが、総額1億1,910万円ございます。内容は、需用費で10万円、役務費で35万円、委託料で595万円、工事請負費で1億1,270万円です。

101ページ、3目消防施設費で消火栓、防火水槽の修理、消防施設設置補助等で205万643円を支出いたしました。

4目災害対策費で、保存食や水等の備蓄のほか、アルミ製簡易寝袋、テント等を購入し、179万412円を支出しました。

消防費は以上です。

下段、10款教育費につきましては、総額5億1,468万2,206円を支出しました。

1項教育総務費では2億2,310万1,413円が支出されております。

102ページ、2目事務局費では2億2,036万4,443円を支出しました。主なものは、105ページ備考欄、二重丸、学校施設改修事業、平成24年度よりの繰り越しで高瀬中学校大規模改修工事設計監理委託料451万5,000円、次の二重丸、学校施設整備事業、平成24年度よりの繰り

越しで工事請負費 1 億4,881万1,250円のうち、高瀬中学校大規模改修工事 1 億2,840万4,500円、池田小と会染小、のトイレ等の改修工事872万5,500円が主なものになっております。また、平成26年度への繰り越しが、総額5,251万8,000円ございます。内容は、委託料で316万2,000円、工事請負費で4,935万6,000円です。

106ページ、2 項小学校費では6,137万7,565円を支出しました。1 目池田小学校管理費で、学校の管理にかかわる経費1,676万2,412円の支出です。

107ページ下段、2 目池田小学校教育振興費で1,372万6,218円の支出です。本年度も教育支援員 3 名を配置した456万8,000円の臨時賃金が主なものです。

108ページ下段、3 目会染小学校管理費、学校の管理にかかわります経費1,778万8,726円の支出です。主なものは、学校電話機設備工事の144万9,400円です。

110ページ、4 目会染小学校教育振興費で1,310万209円の支出です。主なものは、池田小学校と同様に、教育支援員 3 名を配置した408万6,000円の臨時賃金です。

111ページ、3 項中学校費では3,444万1,970円を支出いたしました。1 目学校管理費で学校管理経費の1,382万4,868円の支出です。

112ページ、2 目教育振興費2,061万7,102円の支出です。主なものは、委託料で英語指導助手委託料330万円、2 名分の教育指導員委託料647万312円になります。

113ページ、4 項社会教育費では 1 億368万7,551円を支出しました。1 目社会教育総務費で2,873万3,402円の支出は、社会教育費にかかわります職員の人件費等や事務経費となっております。

114ページ、2 目公民館費で1,067万8,158円を支出いたしました。住民の教養、生活文化向上のために公民館事業活動経費、町民活動サポートセンター運営事業経費、青少年育成費等の費用の支出です。

118ページですが、4 目図書館費で1,535万9,994円を支出いたしました。図書館の一般経費でございます。池田町子ども読書活動推進計画の作成をし、教育委員会へ提案、決定いたしました。

120ページへお願いいたします。6 目美術館費で4,138万1,242円を支出いたしました。一般経費として2,212万6,359円、また、企画展事業として1,119万4,366円が主なものとなっております。入館者につきましては、延べ 1 万5,342人の入館がありました。企画展は合同も含め16回の企画を行いました。

124ページ、5 項保健体育費では、総額9,207万3,707円を支出いたしました。1 目保健体

育総務費で、支出額は5,674万2,620円です。就学前児童、3校の在校生及び教職員の健康診断等の経費と池田松川施設組合の負担金、給食センター分5,239万7,000円の支出が主なものとなっております。

下段、2目総合体育館費で1,685万5,241円を支出しました。総合体育館の管理経費として1,058万4,175円を支出して、社会体育事業の計画づくり、総合体育館の施設管理運営に使われております。

126ページ、体育振興経費として627万1,066円の支出です。各種大会の開催やスポーツ教室などの開催、健康やスポーツへの関心を高め、町民の体力向上、競技力向上、仲間づくり等を図るために使われております。総合型地域スポーツクラブ設立準備の補助金286万9,151円が支出され、誰もが気軽に運動ができる環境づくりのために「大かえで倶楽部」が発足しました。

127ページ、3目体育施設費で1,847万5,846円を支出いたしました。総合体育館と弓道場を除いた体育関係施設の管理経費が主なものとなります。元気交付金事業を活用し、1,200万1,500円で町民プールの塗装、トイレの下水道工事、テニスコート駐車場の塗装、農村グラウンドの防球ネットを設置いたしました。

教育費は以上です。

130ページ、11款公債費につきましては5億7,549万5,845円を支出しております。長期債の償還元金と利子でございます。1目の元金で5億3,384万2,089円、2目の利子で4,165万3,756円でございます。

歳出合計になります。予算現額52億5,321万6,000円に対しまして、支出済額48億7,955万3,480円の執行になっております。翌年度に繰り越します繰越明許の額は3億647万7,000円となっております。

131ページ、実質収支の関する調書をごらんください。

端数処理をして1,000円単位になります。

歳入総額49億4,468万5,000円、歳出総額48億7,955万3,000円、歳入歳出差引額6,513万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費の繰越額は1,156万4,000円、実質収支の額5,356万8,000円でございます。実質収支額のうち地方自治法の定めによります基金繰入額2,700万円でございますが、これは決算承認後に財政調整基金へ積み立てることが規定されております。

132ページ、財産に関する調書です。1、公有財産、土地、建物の関係でございます。土

地につきましては、本庁舎から山林・原野までの合計欄で2,192平方メートル増加しまして、51万6,982平方メートルとなっております。建物につきましては、木造962平方メートル、非木造85平方メートルが増加いたしまして、木造と非木造合わせて延面積計で6万3,228平方メートルです。増減がございましたのは、区分の公共用財産の中のその他の施設と、その他宅地、田・畑部分でございます。

133ページをごらんください。

増減の内訳が示されています。土地につきましては、岡麓終焉の家の隣接関係の1,970.01平方メートル、鷓山地区高齢者支えあい施設の土地184.23平方メートル、防火水槽の土地38平方メートルが増加。建物につきましては、岡麓終焉の家隣接関係で252.32平方メートル、4地区の高齢者支えあい施設794.39平方メートルが増加しております。

134ページの左上の有価証券ですが、増減がございません。年度末現在高が9,712万6,000円となります。

出資による権利ですが、異動がなく7,144万1,000円で、土地開発公社出資金と池田町社会福祉協議会出損金でございます。

次に、物品についてですが、車両関係になります。増減がございません。各種車両の合計台数が85台となっております。

債権でございますが、八十二銀行と松本信用金庫に預託してございました資金を年度末に返納いただき、年度当初に改めて預託する手続といたしましたので、債権区分の年度末における残高はゼロとなります。

左側の4の基金でございますが、11の基金を保有しております。決算年度末現在高を申し上げます。

なお、米印につきましては、出納閉鎖期間中の移動後の金額を示したものです。

財政調整基金につきましては8億1,528万6,000円、減債基金につきましては1,000円、土地開発基金につきましては2,188万5,000円、福祉基金につきましては9,692万6,000円、国民健康保険支払準備基金につきましては6,833万4,000円、国民健康保険高額医療費資金貸付基金につきましては300万円、てるてるぼうず作詞者浅原六朗基金につきましては2,478万7,000円、スポーツ振興基金につきましては417万1,000円、ふるさと・水と土基金につきましては552万1,000円、てるてるぼうずのふるさと応援基金につきましては131万円、公共施設等整備基金につきましては6億8,340万円、11の基金の合計が17億2,462万1,000円となっております。

以上が一般会計の決算でございます。

議長（立野 泰君） 説明の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時24分

再開 午前 11時39分

議長（立野 泰君） 休憩を閉じ再開いたします。

休憩前に引き続き、補足の説明を求めます。

認定第2号より、師岡会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 師岡栄子君 登壇〕

会計管理者兼会計課長（師岡栄子君） 認定第2号 平成25年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。

137ページをごらんください。

歳入につきましては、繰越金608万5,240円の1件のみでございます。

次のページの歳出につきましては、支出額がございませんので、140ページからの事項別明細書の説明は省かせていただきます。

141ページの実質収支に関する調書です。歳入総額608万5,000円、歳出総額ゼロ、歳入歳出差引額608万5,000円、実質収支額608万5,000円でございます。

次に、認定第3号 平成25年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を申し上げます。

146ページからの事項別明細書をごらんください。

1 款の国民健康保険税につきましては、2億6,510万5,465円の収入済みとなっております。不納欠損額238万7,600円となっており、134件について不納欠損の処分をしております。収入未済額が一般分と退職分を合わせて3,499件、6,433万2,430円の収入未済があり、平成26年度へ滞納繰越分として引き継いでおります。1 目の一般被保険者分の保険税につきましては2,538人、2億3,521万8,302円でございます。2 目の退職者被保険者分保険税につきましては、243人、2,988万7,163円でございます。

147ページ、3 款の国庫支出金につきましては、2億2,603万6,495円の収入済みとなっております。1 項の国庫負担金が1億7,319万7,495円と大きな部分を占めております。2 項の

国庫補助金では、財政調整交付金の普通と特別を合わせまして、5,283万9,000円の交付を受けております。

148ページ、4款の療養給付費交付金につきましては、6,902万5,428円の交付を受けております。

5款の前期高齢者交付金につきましては、3億8,177万8,481円の交付を受けております。

6款の県支出金につきましては5,601万956円でございます。

149ページ、2項の県補助金では、財政調整交付金の普通と特別合わせまして4,840万3,000円の交付を受けております。

8款の共同事業交付金につきましては9,041万4,954円の交付を受けております。

高額医療費共同事業交付金1,646万4,534円と保険財政安定化支援事業交付金7,395万420円が、交付されています。

10款の繰入金につきましては、5,249万3,648円を、一般会計から保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分、財政安定化支援事業分、出産育児一時金や事務費にかかわるものとして繰り入れしてございます。

150ページ、11款の繰越金につきましては3,461万8,802円を前年度より繰り越しました。

151ページ下段、歳入合計につきましては、11億7,793万9,718円の収入済みとなっております。不納欠損238万7,600円、収入未済額6,433万2,430円の歳入決算となっております。

152ページの歳出でございます。1款の総務費につきましては、国保の事務の効率化、適正化、賦課徴収のための経費として474万7,395円を支出いたしました。

153ページ、2款の保険給付費につきましては8億1,366万687円の支出です。

154ページ、2項の高額療養費につきましては、1,468件、7,964万5,856円を支出いたしました。

155ページ、3款後期高齢者支援金等につきましては、医療給付で1億4,378万4,022円を支出いたしました。

156ページ、6款の介護給付金につきましては5,901万2,618円を支出いたしました。

7款の共同事業拠出金につきましては1億326万953円の支出となっております。

1項1目の共同事業医療費拠出金では、高額医療費の財源負担軽減等のための拠出金として2,256万7,827円を支出しました。2目の保険財政共同安定化事業拠出金では、保険料の平準化や財政の安定等を図るための拠出金として8,069万3,126円を支出いたしました。

157ページ、8款保健事業費につきましては1,645万463円の支出です。主なものは、2項

の特定健康診査等事業費として健康診査と保健指導等合わせて実施し、1,384名が受診、1,509万8,922円を支出いたしました。特定健康診査受診率65.3%、保健指導実施率90.1%と高く、今後も維持し、さらに受診率、実施率ともに向上させたいとしております。

159ページ、歳出合計につきましては、予算額11億7,362万円に対しまして、支出額11億5,038万959円で、執行率は98.01%の歳出決算でございました。

160ページの実質収支に関する調書です。歳入総額11億7,794万円、歳出総額11億5,038万1,000円、歳入歳出差引額2,755万9,000円、実質収支額2,755万9,000円、決算認定後、国保基金に繰入額として1,400万円を予定しております。

次に、認定第4号 平成25年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。

165ページをごらんください。

歳入でございます。1款の後期高齢者医療保険料につきましては8,049万9,100円が収入済みとなっております。収入未済額49件、16万3,300円は平成26年度へ引き継いであります。収納率は99.8%でございます。特別徴収保険料が5,798万500円、普通徴収保険料が現年分、滞納分を合わせまして2,251万8,600円の収入でございます。

3款の繰入金につきましては、一般会計から事務費繰入金389万4,546円、保険基盤安定繰入金2,565万4,560円の、合計2,954万9,106円が繰り入れられております。

166ページ、歳入合計につきましては、予算現額1億1,025万7,000円に対しまして1億1,038万8,726円が収入済みで、収入未済額16万3,300円となっております。

167ページをごらんください。

歳出でございます。1款総務費につきましては、1,868人の被保険者に対する保険料納付書等の各種通知などの事務的経費であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療広域連合へ1億975万5,120円を支出いたしました。

168ページ下段、歳出合計につきましては、予算現額1億1,025万7,000円に対しまして、支出済額1億1,021万4,806円です。

169ページの実質収支に関する調書です。歳入総額1億1,038万9,000円、歳出総額1億1,021万5,000円、歳入歳出差引額17万4,000円、実質収支額17万4,000円でございます。

続きまして、認定第5号 平成25年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。

174ページをごらんください。

174ページ、1款の分担金及び負担金、収入済額908万6,250円です。1項の分担金につきましては、収入済額253万円、収入未済額が滞納繰越分に33万2,500円あり、平成26年度へ引き継いであります。2項の負担金につきましては、収入済額655万6,250円です。

2款の使用料及び手数料につきましては1億8,586万6,300円の収入済みでございます。1項の使用料につきましては、収入済額1億8,554万5,200円で、収入未済額1,290万6,120円があり、平成26年度へ引き継いであります。

3款の繰入金につきましては、一般会計から1億8,974万9,000円を繰り入れました。

175ページ、6款の町債につきましては1億4,090万円で、主なものは、公共下水道事業債の特別措置分2,030万円と資本費平準化債の1億2,060万円です。

歳入合計につきましては、予算現額5億2,750万3,000円に対しまして、5億2,831万2,053円の収入済みです。収入未済額1,320万3,520円でございます。

176ページをごらんください。

歳出でございます。1款の公共下水道事業費につきましては8,046万5,229円を支出いたしました。1目の公共下水道事業費では1,975万308円の支出です。水洗化率88.1%、8,669人が接続している状況です。事業の効率化と使用料の徴収など適正な事務の執行に係る人件費や管理的な事務経費が主なものとなっております。

177ページの2目の汚水処理事業費では6,071万4,921円の支出です。高瀬浄水園を初めとする諸施設の維持管理を行っており、処理汚水量は81万6,000立方メートルとなっております。光熱水費の電気料1,177万3,243円、13委託料の維持管理委託料として2,634万257円、污泥処理委託料1,507万3,741円が主な支出となっております。

178ページ、2款の公債費につきましては4億4,669万523円を支出いたしました。長期債の元金3億4,128万544円、長期債の利子1億540万9,979円が主な支出になります。

歳出合計でございますが、予算額5億2,750万3,000円に対しまして支出済額5億2,715万5,752円です。

179ページの実質収支に関する調書です。歳入総額5億2,831万2,000円、歳出総額5億2,715万6,000円、歳入歳出差引額115万6,000円、実質収支額115万6,000円でございます。

次に、認定第6号 平成25年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。

184ページをごらんください。

歳入です。1款使用料及び手数料につきましては239万8,840円が収入済みとなっております。水道使用料では24万4,870円の収入未済額があり、平成26年度に引き継いであります。

3款繰入金につきましては、一般会計より1,234万6,000円を繰り入れています。

歳入合計につきましては、予算額1,515万4,000円に対しまして収入済額1,515万5,749円で、収入未済額24万4,870円でございます。

185ページをごらんください。

歳出でございます。1款簡水総務費につきましては897万4,644円を支出いたしました。大きなものとしては、3件の施設修繕で416万3,565円、工事請負費で日野ダム水管橋保温工事258万3,000円の支出です。施設維持管理により給水世帯数52世帯、給水人口97人の飲料水の安定供給に努めています。

2款公債費につきましては、長期債の元金と利子合わせまして613万5,212円を償還してあります。

歳出合計につきましては、予算額1,515万4,000円に対して、支出済額1,510万9,856円でございます。

186ページの実質収支に関する調書です。歳入総額1,515万6,000円、歳出総額1,511万円、歳入歳出差引額4万6,000円、実質収支額4万6,000円でございます。

以上、認定第1号から認定第6号までの補足説明をいたしました。よろしく願いいたします。

なお、事業の成果につきましては、成果報告書に事業ごとの報告も出ておりますので、ごらんいただければと思います。

以上で補足説明といたします。

議長（立野 泰君） 師岡会計管理者兼会計課長の補足説明が終わりました。

補足説明の中で数字の読み間違い等が見られました。議事録作成の中で修正させていただくことで御了解をいただきたいと思っております。お願いいたします。

説明の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（立野 泰君） 休憩を閉じ再開いたします。

休憩前に引き続き、補足の説明を求めます。

なお、中山教育委員長が公務のため、午後は欠席との届け出がございました。

認定第7号について、山崎建設水道課長。

〔建設水道課長 山崎広保君 登壇〕

建設水道課長（山崎広保君） それでは、認定第7号について説明をさせていただきます。

平成25年度池田町水道事業会計歳入歳出決算書の認定、第7号でございます。

全体の説明を、まずさせていただきます。

本年の給水状況でございますが、平成25年度につきましては、給水戸数3,809戸、給水人口が1万260人でございます。平成24年度とほぼ同数でございます。使用水量につきましては、年間総配水量としまして11億3,580立方、そのうちの有収水量、要するにお金となっておりまして収入した水量でございますが、94万9,415立方でございます。有収率につきましては83.6%でございます。

それでは、189ページ、ごらんいただきたいと思います。

189ページにつきましては、収益的収入及び支出の総額を記載させていただいてございます。

決算額で申し上げさせていただきますが、決算額につきましては、最上段の第1款の水道事業収益として2億2,974万8,460円でございます。

支出につきましては、同じく決算額の欄をごらんいただきたいと思います。1億6,106万1,021円でございます。この収益から支出事業費を差し引いたものが本年度の純利益でございますが、6,713万4,322円となっております。

続きまして、次ページをごらんいただきたいと思います。

190ページのところにあります資本的収入及び支出の欄でございます。

まず、収入につきましては、本年度の決算額につきましては、決算額の欄をごらんいただきたいと思います。305万5,500円であります。

支出につきましては、その下段の決算額で1億1,681万9,529円でございます。

なお、この資本的収入及び支出に対する不足額でございますが、これにつきましては、過年度分の損益勘定留保資金等の中を利用いたしまして補填をしてございますので、後段で説明をさせていただきます。

内容につきましては、194ページからごらんをいただきたいと思います。

194ページには、収益費用の明細書といたしまして、まず収入の部分でございます。

なお、金額の欄につきましては全て税抜きでございますので、御承知をいただきたいと思
います。

水道事業の収益につきましては、全体で2億1,896万5,274円でございます。そのうちの主
たるものとしては、給水収益が2億1,305万7,464円でございます。これは昨年度と対比をい
たしますと、約1,519万9,000円ほどの減額となっておりますが、これの主な要因についま
しては、平成25年度につきましては、水道の基本料金を8立方から10立方に引き上げた分の
減額に伴うものということでございますので、お願いをいたします。

続きまして、支出の関係でございますが、水道事業費の中で、合計額で1億5,183万952円
でございますが、このうちの明細につきましては、後段、その下の欄にございます主なものを
説明させていただきます。

まず、原水費及び浄水費の中では、主なものとしては修繕費でございます。施設修繕の関
係で、ことしにつきましては226万3,000円の支出をしてございます。

配水及び給水費につきましても、まず、委託料217万2,600円が主なものの1点目ござい
ます。これにつきましては、メーター交換約390件ほどしてございますし、それから有収水
量を上げるための漏水調査委託の関係が、この中に含まれております。続きまして、2段ほ
ど飛びまして、修繕費、ここにも修繕費ございますが、これも漏水等に伴うもの、それから
機器のふぐあいによるものの修繕をした金額で、345万8,671円であります。それから、動力
費につきましては、電気料等の費用でございまして1,009万8,737円であります。一番下の材
料費につきましては403万4,138円ということで、これはメーター交換等のメーター類及び部
品交換等の材料費となっております。

続きまして、受託工事費につきましては、主なものとして、委託料として109万2,000円、
これは消火栓等の工事を請負をしながら行ったものでございます。

続きまして、195ページの左欄をごらんいただきたいと思います。

総係費が2,948万6,441円でございますが、この中の主なものとしまして、委託料の678万
9,939円がございます。これにつきましては、平成25年度基本料金を8立方から10立方に変
更したことに伴います電算の委託料、それから、平成24年度の中で中島の送水ポンプ、配水
ポンプ、砂防工事の関係で直しましたものの、減価償却の計算をさらにし直したものの電算
委託料が主な内容でございます。

続きまして、減価償却費については5,856万5,325円、営業外費用としまして利息等の支出

に対して2,971万587円が主なものでございます。

続きまして、右のページ、資本的収入及び支出の関係です。

資本的収入につきましては291万円でございます。主なものにつきましては、新規加入負担金ということで、13人等の水道の加入負担金でございます。なお、昨年度ここには中島地区の送配水の工事費が上がってございましたので、昨年度は約2,127万円ほどございましたけれども、今年度についてはそのような工事がございませんでしたので、県からの補助金等についてはございませんので、その分減額となっております。

支出につきましては、総支出額1億1,534万2,029円であります。主なものとしましては、建設改良費として2,955万円。内容としましては、五丁目の第5水源につくりました自家発電機、これが2,585万円ほどの金額でございます。委託料につきましては370万円、これの設計費及び陸郷地区の水源探査のための費用ということで、370万円ほどの計上でございます。

続きまして、その下の企業債償還金でございます。8,579万2,029円ということで、過去からの企業債の返還を行っておるものでございます。

これらを支出としたものを、今度損益計算書に基づきまして会計を行っておりますのが191ページ、それから193ページまでの間に、この損益計算書がございます。これらをもとにしまして、損益計算書、公営企業、要するに民間の企業と同じ会社経営でございますので、ここで利益を出すため、また翌年度に繰り越せる金額をつくるための損益計算書ということをしなればなりませんので、そこでこういう計算をしております。

191ページの当年度一番左下段でございますが、当年度末処分利益剰余金が5億6,028万5,712円あります。これが本年度の剰余金の精算額でございますが、このうちの、次のページの192ページであります。これは池田町水道事業設置条例に基づきまして積立金を行うものということになっておりますので、これを9月定例議会後に積み立てをさせていただきますので、その中の減債積立金、建設改良積立金を各1,000万ずつ積み立てをいたしまして、最終的には翌年度繰越利益剰余金としては5億4,028万5,712円を剰余金として手元に置く予定でございます。

続きまして、193ページでございますが、貸借対照表でございます。

池田町の上水の全体の経営基金及び経営金額を示してございます。要するに財産を含めた中の金額でございますが、総金額としまして、まず左の下の資産合計であります。30億6,272万2,904円が池田町上水道事業の現金及び資産での総合計金額でございます。

これに基づきまして、負債合計ということで、同金額が右のページの最下段に同額として載せさせていただいております。

なお、これの中で基づきます経営安定状況というのはどうなるか、要するに企業で求められるその日の赤字会計なのか黒字会計なのかという、目標値でございますが、これを単純に経営指標というような読み方もしておりますが、これにつきましては、本年度、平成25年度末では、全体金額で91.3%になります。資本投資をしたものについて100%が全額の回収できた数字でございますけれども、全額の回収がまだできていないというのが、池田町上水道事業の現状でございます。これが100%超えるまではなかなか道も遠いかと思いますが、私どもも100%超えるようにとにかく努力をしているところでございます。

以上でございます。

議長（立野 泰君） これをもって提案説明を終了します。

報告第18号、報告第19号の一括上程、報告

議長（立野 泰君） 日程5、報告第18号 池田町財政健全化判断比率の報告について、報告第19号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について、以上、報告第18号、第19号を一括して報告を願います。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 報告第18号、報告第19号について一括報告をさせていただきます。まず、報告第18号 池田町財政健全化判断比率の報告についてであります。

これは、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づき算定した財政健全化判断比率を監査委員の審査に付し、議会へ報告するものであります。

財政健全化判断比率の判断4項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字がないため数値は発生しませんでした。実質公債費比率は、昨年より1.5%の減の6.3%、将来負担比率は、地方債などの将来負担額を充当可能財源等が上回るため数値は算出されませんでした。

以上、いずれの比率につきましても、早期健全化基準に達しておりませんので、当町の財

政状況が健全であることを報告させていただきます。

次に、報告第19号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づき算定した公営企業における資金不足比率を議会に報告するものであります。

当町における公営企業会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の3会計であります。いずれの公営企業会計も資金不足比率の数値が発生せず、経営の健全段階であることを報告させていただきます。

以上、報告第18号、第19号について一括報告いたしました。よろしくお願ひいたします。

監査委員による平成25年度の決算審査意見について

議長（立野 泰君） 日程6、監査委員による平成25年度の決算審査意見の報告を求めます。

山田代表監査委員。

〔監査委員 山田賢一君 登壇〕

監査委員（山田賢一君） それでは、監査報告をいたします。

8月20日、町長に提出しました平成25年度池田町各会計決算及び各基金の運用状況等の審査意見書を提出したので、報告いたします。

なお、この監査は、私、山田と内山で行いました。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成25年度池田町各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況並びに財政健全化の状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

1、審査の概要

(1) 審査の対象 平成25年度池田町一般会計歳入歳出決算から 平成25年度財政健全化の状況を示す書類について審査の対象といたしました。

(2) 審査の期間 平成26年7月2日から平成26年7月17日まで。

(3) 審査の手続 審査に当たっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類及び財政健全化の状況を示す書類について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管

理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施した。

2、審査の結果

審査した一般会計、特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と照合した結果、誤りのないことを確認した。各基金の運用状況及び財政健全化の状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないことを確認した。

(1)総括

決算規模

一般会計及び特別会計（水道会計を除く）の決算は、次のとおりである。

表をごらんいただきたいと思います。

決算歳出額は前年度に比較して、一般会計で1億865万3,728円、率にして2.3%の増、特別会計では8,954万8,425円、率にして5.2%の増となっている。

特別会計のうち金額の大きなものでは、国民健康保険特別会計が9,080万1,769円の増、下水道事業特別会計が611万4,368円の増となっている。

この決算額のうち、一般会計から特別会計へ2億8,413万7,754円の繰り出しをし、また、一般会計への基金繰入金は7,788万3,000円となっている。

決算収支

総計決算における歳入額は67億8,256万6,604円、歳出額は66億8,241万4,853円で、歳入歳出差引額は1億15万1,751円の黒字となっている。この内訳は、一般会計6,513万1,638円、特別会計3,502万113円である。

平成26年度への繰越明許総額は、一般会計の3億647万7,000円で、このうち、収入済みのものは一般財源の1,156万4,000円であった。

決算剰余金のうち、地方自治法等の規定により一般会計は財政調整基金へ2,700万円、国民健康保険特別会計では国保支払準備基金へ1,400万円の積み立て予定となっている。

予算の執行状況

歳入歳出決算額は総予算額に対し3億326万8,396円の減であり、収入率は95.7%で、前年度95.1%に対し0.6ポイント上回っている。未収金の主なものは、町税及び国保税の滞納と平成26年度への繰越明許事業の未収入繰り越しによる収入未済額で、国庫支出金1,661万

4,000円、町債2億7,480万円が主なものとなっている。

予算額との比較の中では、一般会計の町税及び国保会計の国保税の収入が予算額を超えて収入されている。

歳出決算額は総予算額に対し94.3%の執行率で、前年度の92.5%に対して1.8ポイント上回っている。執行率が100%近くに達しないのは繰越事業に起因するものである。

財産に関する調書

地方自治法施行規則第16条の2に規定する財産に関する調書により示された財産の内容については次のとおりで、特に問題はなく処理されていた。

公有財産、土地で2,192平方メートルの増となっている。内訳は、岡麓終焉の家関連の用地1,970平方メートル、鶴山地区高齢者支えあい施設用地184平方メートル及び堀之内地区の防火水槽用地38平方メートルの取得である。建物では、岡麓終焉の家関連の建物2棟、253平方メートルと四丁目、浜中、浜南及び鶴山地区の高齢者支えあい施設4棟、794平方メートルを取得したことによって1,047平方メートルの増となっている。

有価証券、決算年度末現在高は9,712万6,000円で、決算年度中の増減はない。また、出資による権利では、決算年度末現在高は7,144万1,000円で、決算年度中の増減はない。

基金については後述します。

(2)会計別意見

一般会計

歳入総額49億4,468万5,118円、歳出総額48億7,955万3,480円、差引残額6,513万1,638円となっている。

イ、歳入

歳入総額は、前年度に比べ6,343万6,834円、率にして1.3%の増である。

歳入構成比は、第1位、地方交付税39.7%、第2位、町税18.7%、第3位、町債11.9%等となっている。

基金からの繰入金では、減債基金7,733万円及びスポーツ振興基金55万3,000円を取り崩した。

ロ、歳出

予算総額52億5,321万6,000円に対して、支出済額は48億7,955万3,480円で、予算執行率は92.9%（前年度91.1%）である。

翌年度への繰越明許による繰越額は、総務費の9,315万9,000円、民生費の350万円、土木

費の3,820万円、消防費の1億1,910万円、そして教育費での5,251万8,000円となり、総額3億647万7,000円である。

公債費は5億7,549万5,845円で、前年度に比べ5,852万2,975円の増となり、歳出全体に占める割合は11.8%となっている。

不用額は2,323万9,041円である。

平成25年度の決算審査に当たり、例年と同じく、委託料、備品購入費、工事請負費、負担金、補助金について重点を置き審査を実施したが、適正な処理がなされており、問題はなかった。

特別会計

イ、総説

水道事業会計を除く5会計の歳入総額は18億3,788万1,486円であり、前年に比べ3.0%の増、歳出総額は18億286万1,373円で、前年度に比べ5.2%の増であった。

各特別会計の収支の状況は、表をごらんいただきたいと思います。

ロ、各説

池田町工場誘致等特別会計

歳入総額は前年度繰越金608万5,240円で、歳出はなかった。

池田町国民健康保険特別会計

平成25年度の池田町国民健康保険特別会計の収支状況は以下のとおりである。

歳入面では、国保税の収入額が2億6,510万5,465円、前年度対比で1.99%の増となっており、収納率は、現年のみですが、93.85%である。ここ数年低下していたが、昨年をわずかに上回った。引き続き徴収努力を継続し、収納率の上昇につなげていただきたい。歳入合計額は11億7,793万9,718円である。

一方、歳出面では、保険給付費の支出額が8億1,366万687円で、歳出全体の70.73%を占める。保険給付費は、医療費のうち保険者が負担する費用であるが、対前年度比で10.73%の増加となった。特定健診受診率の向上、特定保健指導により、治療の長期化、医療費の高額化となる生活習慣病の予防効果があらわれてきているが、特にがん治療、整形外科での医療費が大幅に増加した。歳出合計は11億5,038万959円である。

決算認定後、決算余剰金の2分の1以上となる1,400万円を国保支払準備基金へ積み立て、残額1,267万4,541円と過年度返還金の財源88万4,218円と合わせて、1,355万8,759円が平成26年度へ繰り越しされる。

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険制度の中核を担い、地域住民の健康の保持増進に大きく寄与してきたが、所得階層の問題等があり、高齢化と医療の高度化による医療費の増大により極めて厳しい財政運営を強いられている。こうした状況の中、国保の財政上の構造的な問題を解決し、将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築するため、平成29年度までに国保保険者の都道府県移行を目指すこととされている。今後の動向を注視したい。

池田町後期高齢者医療特別会計

平成25年度の決算状況は、歳入合計額が1億1,038万8,726円である。歳入の内容は、保険料、一般会計繰入金等である。保険料については、約70%が特別徴収で、残りの約30%が普通徴収である。収納率、現年分ですが、特別徴収が100%、普通徴収が99.44%、合わせて99.85%であった。歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付が99%を占めている。歳入歳出差引残高は17万3,920円で、決算剰余金として平成26年度への繰り越しとなっている。

池田町下水道事業特別会計

下水道事業費は、高瀬浄水園を初めとする諸施設の維持管理に努めた。歳出決算額の前年度対比は1.2%の減額となっている。そのうち、公債費は前年度対比1.3%の増となっている。本年度も平準化債の導入により、一般会計への負担が軽減されているが、その分、償還期限は延長される。今後は、新たな加入促進による財源確保、償還手法等に対し調査・研究をして取り組みに努力されたい。

池田町の下水道水洗化率は88.1%であるが、今後もつなぎ込みを積極的に推進されたい。また、使用料、負担金等の未収では、使用料の未収が大幅にふえているので、徴収業務に努力されたい。

なお、今後も下水道施設の適切な維持管理を行い、施設の延命、経費の軽減に努められたい。

池田町簡易水道事業特別会計

水道使用状況は、給水戸数52戸、給水人口97人で、年間7,638立方メートルの使用があった。施設の老朽化の進行に対応し、施設の更新に意を尽くしている。今後も水源の確保を図り、水の安定供給に努められたい。

(3)池田町水道事業会計

イ、営業

給水戸数3,809戸、給水人口1万260人、有収水量は94万9,415立方メートル、有収率は83.6%であった。

給水収益は、2億1,305万7,464円で、前年度より1,519万9,476円の減となった。これは、平成25年度当初から基本料金に対応する基準使用水量が8立方メートルから10立方メートルに改定されたことにより1,000万円余りの減、その他では給食センターの転出等が主な減少理由である。受託工事収益は、前年度より41万7,300円の増の135万2,200円となり、営業収益全体では2億1,686万5,926円で、1,454万5,462円の減となった。

ロ、建設改良費

本年度は、第5水源非常用発電機設備設置工事を行うなど設備の充実を図り、建設改良事業の支出額は2,955万円となっている。今後も計画的な事業執行に努められたい。

ハ、経理

地方公営企業の独立採算の趣旨に沿う運営と合理化に努め、総収益2億1,896万5,274円に対し、総費用は1億5,183万952円で、6,713万4,322円の純利益を生ずる決算となり、本年度末の利益剰余金は7億1,795万6,220円となった。

水道の基本は、いつでもどこでも安心して飲める水を十分に供給することであり、この基本に沿った安定供給に一層努められたい。

(4)基金について

基金の額は、決算年度中に財政調整基金で2,951万7,000円、国民健康保険支払準備基金で2,700万5,000円、てるてるぼうずのふるさと応援基金で33万円、公共施設等整備基金で1億4,270万円がそれぞれ増額となった。減債基金で4,609万8,000円が減額され、基金全体では1億5,345万4,000円の増となった。

出納整理期間中に財政調整基金が322万1,000円、減債基金が3,500万円、国民健康保険支払準備基金が1万4,000円、スポーツ振興基金が944万7,000円、てるてるぼうずのふるさと応援基金が49万5,000円、公共施設等整備基金1億3,139万9,000円のそれぞれが増額となり、平成26年5月31日末の現在高は19億419万7,000円である。

現在、金融市場の状況を見ながら安全を第一とした運用を図り、担当職員の努力で、より有利な利回りを適用し、基金を上手に運用しながら利息を稼ぐ措置がとられている。金利の動向に十分注意を払い、非常に厳しい状況下にあっても、さらに効率的な運用を図られたい。

なお、各基金の状況につきましては、表のとおりでございます。

平成25年度の指摘・要望につきましては、まず第1番目に、町の滞納額が、町税を初め国保税、上下水道料、また保育料や住宅使用料等を合わせると、総額で約1億7,200万円を超えている。厳しい経済情勢の中での徴収員の努力や実績も評価するが、徴収強化期間を設け

る等各課との連携を図りながら、さらなる徴収業務の検討をお願いしたい。

総合体育館の老朽化が進んでいるので、早急な対応をお願いしたい。

会染保育園の耐震化工事後の対応について検討されたい。

職場内でのストレス等を原因とする休職者を出さないよう、就労環境について検討されたい。

本年度の2月には近年にない大雪が降り、大変困った状況でした。今後において長野県との連携をとり、除雪体制の整備等に意を尽くしていただきたい。

成果が上がった事項

役場庁舎に太陽光発電設備を設置し、蛍光灯をLEDにつけかえました。自然エネルギーの活用と省エネルギーの効果に大いに期待いたします。

ハーブセンターの木質バイオマスエネルギー設備を、国の補助金を得て設置した。今後の燃料費の節減について期待し、あわせて利活用についても検討をお願いしたい。

町民の健康増進、疾病の早期発見等に向けて、各種検診事業、特に特定健診事業の実績が高く評価されている。今後の健診事業のさらなる充実を願う。

続きまして、平成25年度の財政健全化審査意見書について述べさせていただきます。

1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見

実質赤字比率。当町は黒字決算につき該当しない。

連結実質赤字比率。当町は黒字決算につき該当しない。

実質公債費比率について。平成25年度の実質公債費比率は6.3%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを大きく下回り良好な状態にある。昨年と比較して1.5ポイント改善された。

将来負担比率。平成25年度末の将来負担額よりも充当可能財源等のほうが多いため、将来負担比率はありません。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はありません。

続きまして、平成25年度の公営企業会計経営健全化審査意見書といたしまして、まず、審査の概要ですが、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、実施いたしました。

審査の結果

総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその他算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見といたしましては、資金不足比率については、当町は該当しない。

なお、是正改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はございませんでした。

以上、一般会計、特別会計及び公営企業会計について申し述べたが、日本銀行によることし4月の「経済・物価情勢の展望」によれば、「わが国の景気は、消費税率の引き上げの影響による振れを伴いつつも、基調的には緩やかな回復を続けている。」としており、先行きの展望の中でも、「今年4月と来年10月の2回の消費税の引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、基調的には潜在成長率を上回る成長を続けるものと予想する。」と述べられていますが、早い時期にこの緩やかな成長が地方でも実感できるようにしたいものであります。

当町の平成25年度に実施された諸事業の予算執行は、一般会計、特別会計及び公営企業会計合わせて66億8,000万円余りであり、各会計とも適切に予算の執行がなされていました。

当町は、ここ数年、国の各種交付金等により、それぞれの大きな事業に取り組むことができ、平成26年度への9事業3億600万円を超える繰越明許事業も、その例による部分が多いと思われまます。

今後においても、安曇総合病院への支援や社会資本総合整備計画等による大型事業がめじる押しであります。財源確保には細心の注意を払い、費用対効果を十分に研究いただき、堅実な財政運営に努められ、計画的な事業執行と施設の維持管理に万全を尽くしていただきたい。

職員各位には特に健康管理に努められ、それぞれの職務に創意と工夫をもって最大限の努力を傾注して取り組まれるよう望み、監査報告といたします。

以上です。

議長（立野 泰君） ただいまの決算審査意見報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で意見報告を終了します。

認定第1号より認定第7号まで、質疑

議長（立野 泰君） 日程7、認定第1号より第7号まで、各認定ごとに質疑を行います。

認定第1号 平成25年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

初めに、歳入関係、続いて歳出関係の順に行います。

まず、歳入全般、7ページから27ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、歳出について各款ごとに質疑を行います。

第1款議会費、28ページから30ページ、第2款総務費、30ページから48ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

第3款民生費、48ページから68ページについて質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（立野 泰君） 質疑はなしと認めます。

次に、第4款衛生費、68ページから77ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

次に、第5款労働費、77ページ、第6款農林水産業費、77ページから89ページ、第7款商工費、89ページから93ページ、77ページから93ページについて質疑はありませんか。

宮崎議員。

10番（宮崎康次君） 87ページの森林整備委託料で6,800万円くらいが係っておるわけですが、これ、この数字に対してということではなくて、森林整備協議会をつくって、これからは樹種転換をしていくというのがメインになると思うんですけれども、そのままにしておけば松くい虫被害がどんどん進んでいってしまうわけなんですけれども、その対策は何かやるようになっておるのでしょうか。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 内容につきましては、松くい虫の関係のところを主に樹種転換をやっていくつもりであります。ただ、これにつきましては森林整備の関係の計画を立てまして、それを森林組合が請け負ってやっているわけなんですけれども、その中で作業路網をつくったり、樹種転換をどういうものにするかというのを計画を立てまして、その後やっていきたいと思います。ただ、国の関係の補助金だけでいきますと、ほとんど樹種転換できませんので、町としましても、かさ上げ分ということで、補助金を出しながら樹種転換をやっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（立野 泰君） 宮崎議員。

10番（宮崎康次君） 今まで、ずっとここまで、いわゆる伐倒駆除をしながら進んできたんですけれども、少しもとまらないわけなんですよね。それで、まだどんどんふえていくのではないかと思うわけなんですけれども、そのことに対しては何かいい案というか、いいのがあるのでしょうか。ちょっとそこら辺がどうしても心配になるんです。お願いします。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） そうですね、松くい虫につきましては平成16年ごろからふえてきました。その前につきましては、池田町600メートル以上ということで標高が高くて、松くい虫はあらわれなかったわけなんですけれども、この地球の温暖化によりまして、去年、おとしですか、大峰にも2本、1,000メートルのところにもありました。ですので、松くい虫の被害の関係は近隣市町村からも来ていますし、また、池田町といたしましても、大町市にはなるべく行かせないようなことで、堀之内、正科につきましては、間伐を強くやっているところでございます。

今後の計画としましては、やはり空中防除等が考えられるわけなんですけれども、そこにつきましても、池田町は過去にやってございますが、住民等の皆さんから反対がありまして、それができなくなっております。本当は一番いいのは空中防除によってやるのが一番いいと思いますけれども、それにおいても、薬剤の効果が余り長くないということで、年に2回

から3回ぐらいは行わなければいけないという状況がございます。また、空中散布することによって、松くい虫だけではなくて、ほかの虫等も死んでしまうということがありますので、空中散布については、今後についてはちょっと難しいと思います。

やはり先ほども申し上げましたけれども、今後は池田町の方向性としては、特に松くい虫のあるところについては松を樹種転換ということで、今後長くやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（立野 泰君） 他に質疑はありませんか。

1番、矢口議員。

1番（矢口 稔君） 1点お願いいたします。

81ページの負担金、補助及び交付金の中の71番の青年の就農給付金なんですけれども、新しく4名の方がことしから入ったということで、本当にありがたいことなんですけれども、もう一度ちょっとお聞かせいただきたいのは、作付といたしますか農業の種目というのはどんな。ブドウとかそういうのは、4名のうちにはどんな内訳かお知らせください。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 養豚の関係の方が1人とイチゴの関係の方1人と、あとワイン用のブドウの関係が1人と、あとは水稻の関係の方が1人ということで、計4名でございます。

議長（立野 泰君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費、93ページから第9款消防費、101ページまでについて質疑はありませんか。

1番、矢口議員。

1番（矢口 稔君） 92ページの78の池田町観光推進本部の負担金、こちらですけれども、734万1,000円ということで積み上げられて、観光のほうもふえてきたんですけれども、この内訳等はいいいんですが、観光推進本部は町長直属の組織ということで立ち上がったんですけれども、最近振興課の担当といたしますか、主にワイン、てるてる坊主のアート展とかさまざま見ていると、振興課の方が一生懸命御苦労されていて、町長直属だったらほかの課の方も協力等は必要かと思うんです。これは、もう一回確認しますけれども、観光推進本部組織自体は町長の直属で、振興課はどのようなかわりをしているのかお聞かせください。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 各課に動員等は、観光の関係では、現在のところはかけるところもございませぬ。5月のウオーキング等につきましてはそれぞれ道を横断する方がいますので、そういうところについては各課の応援を頼んだりはしております。ただ、そのほかにつきましては、振興課の職員で大体カバーできますので、各課の職員の動員はかけておりませぬ。

振興課としての立場といたしましては、いわゆる観光推進本部。推進本部につきましては計画を立てるということが主なことございませぬ。それから、観光協会においてはそれを実行するというようなことで、現在、人数につきましても少ないということございませぬので、労力的につきましても、振興課としてできるところにつきましても応援体制をとっているところございませぬ。よろしくお願ひいたします。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませぬか。

〔発言する人なし〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めませぬ。

では、第8款土木費、93ページから99ページ、第9款消防費、99ページから101ページについて質疑はありませぬか。

〔発言する人なし〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めませぬ。

次に、第10款教育費、101ページから130ページについて質疑はありませぬか。

6番、服部議員。

6番（服部久子君） 成果説明書からお願ひしたいと思ひませぬ。

成果説明書83ページの学校活性化委員会で、いじめ対策の何か協議会を設置するという話を書いてありましたけれども、これは、いじめがふえているということでしょうか。

それから、85ページの教職員住宅の件なんですけれども、滝の台団地のすぐ下にある教職員住宅が、今たしか使われていないような気がしたんですけれども、その点ちょっとお聞きします。

それから、86ページ、池田小学校と会染小学校の3名の教育支援員の賃金が、池田小学校と会染小学校では50万円ほど違うんですが、それはどうしてか。

それから、102ページの児童センターの件なんですけれども、これ運営委員会が開かれて保護者会も開かれたということで問題点がいろいろ出てきたと思うんですけれども、その詳しいことをちょっとお聞きしたいと思ひませぬ。

議長（立野 泰君） 宮崎課長。

教育課長（宮崎鉄雄君） それでは、質問4点ほどございました。

まず、学校活性化委員会の中でのいじめ防止協議会でございますけれども、これにつきましては、国の方針におきまして、各学校においていじめ防止の基本方針またマニュアルを作成しなさいというものが出来まして、この活性化委員会の中でもどのような形で取り組むかということで話し合いを進めてまいりました。現在、3校にそれぞれいじめ防止方針、それとマニュアルがあるという内容でございます。

続いて、教職員住宅の関係でございますけれども、議員御指摘の滝沢地区にあります中部日本電子さんの北側にある住宅でございますが、これは安曇養護学校の先生用の住宅ということで県の管理下になってまいりますので、お願いをしたいと思います。

それから、学校関係、池田小学校、会染小学校の教育支援員の賃金の差でございますけれども、人数は同じでございますが、会染小学校のほうの支援員につきましては、学校業務以外に、教育委員会のほうのSSTと呼ばれておりますソーシャルスキルトレーニング等のお手伝いもしていただくということで、通常の支援員の先生につきましては6時間勤務、7時間勤務というところでございます。1人フルタイムでお願いをしている先生がおりまして、そこで、違いが出てきておるというところでございます。

児童センターにつきましては、それぞれ委員会を設けて、協議会の運営委員会の中で、子供たちの預かりに対しますところの御意見、御要望をお聞かせをいただいております。昨年については、子ども・子育てプラン等についての御意見等をいただきながら、運営に対して、どうしても会染の児童センターの人数がふえておるということで、前にもお話をさせていただきました。保護者の方にもその実情を御理解いただきながら御意見をいただくということでございます。

なお、この話し合いにつきましては今も継続をさせていただいております、この9月12日にも保護者会を開かせていただきまして、町としてどのような形でこの児童センターを運営していくかということも継続して検討してまいるという状況でございますので、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 他に質疑はありませんか。

1番、矢口議員。

1番（矢口 稔君） 128ページの2点お願いしたいんですけれども、まずは、一番上のターゲットバードゴルフ場管理委託料の、金額は少ないんですが、4万円ということなんです

けれども、実際、毎年この問題出るんですけれども、利用人数等はどのくらいあるのかお聞かせいただきたいと思います。

また、下のほうのローラースケート場の管理経費のところではさまざまな費用があるのと、特にし尿汲取料とか、そういったところがあるんですけれども、それと河川敷の運動広場の管理経費の中にも同じような項目があって、どのように分けてこういう計上をしているのか、多分同じような場所なのかなとは思ってますけれども、お聞かせいただければと思います。

議長（立野 泰君） 宮崎教育課長。

教育課長（宮崎鉄雄君） まず最初に、ターゲットバードゴルフ場の利用率でございますけれども、今ターゲットバードゴルフ場につきましては、堀之内の団体に管理をお願いし、草刈り等を行っていただいております。ただ、こちらの施設、利用申し込み等々が必要ないということでございまして、正直、利用実績等は把握はしてございません。申しわけございません。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、ローラースケート場と河川敷の関係、し尿汲取料、トイレの関係でございますけれども、河川敷につきましては、内鎌地区にありますあづみ野広場等のトイレのものと、それと今ローラースケート場アルプス広場、そちらのほうと区別をしての予算計上であったということをお願いをしたいと思います。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

6番、服部議員。

6番（服部久子君） 給食センターについてお聞きします。

アレルギー対応の子供たちの松川と池田の合計数を、わかったらお願ひしたいです。

議長（立野 泰君） 服部議員、これは一部事務組合の関係ですから、もしあれなら、そのときに担当者に聞いてください。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

次に、第11款公債費、130ページ、第12款災害復旧費、130ページ、第13款予備費、130ページ、11款から13款の130ページまでについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

以上で、歳出について各款ごとの質疑を終了しますが、認定第1号の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、認定第1号についての質疑を終了します。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時23分

議長（立野 泰君） 休憩を閉じ再開いたします。

認定第2号 平成25年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第3号 平成25年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部議員。

6番（服部久子君） 平成25年度の資格証は多分ないと思うんですが、短期保険証の数はわかりますでしょうか。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） ただいま資料を持っておりませんので、申しわけないですけども、答えることができませんので、後ほどということをお願いを。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第4号 平成25年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第5号 平成25年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第6号 平成25年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第7号 平成25年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、矢口議員。

1番（矢口 稔君） ちょっとお尋ねいたします。

収益費用明細書、194ページの右側のほうなんですけれども、水道事業費のうち原水費及び浄水費のところにも給料があり、また総係費のほうにも給料、手当があるというふうに2つに分かれているんですけれども、これはどのように分かっているのかお尋ねいたします。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） これにつきましては、単純に人数割の計算のみで行っております。昔からの流れを酌んでおりまして、そう書かれている分、ここについては、昔は事務担当の者がここで給与担当したような経緯がありました。その流れを酌んでこの2カ所で営

業費用の中で分配をしております。

以上です。

議長（立野 泰君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で、認定第1号より第7号までの質疑を終了します。

散会の宣告

議長（立野 泰君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時27分

平成 26 年 9 月 定例 町 議 会

(第 2 号)

平成26年9月池田町議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年9月10日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決
日程第 2 議案第30号、議案第31号の一括上程、説明、質疑、討論、採決
日程第 3 議案第32号より議案第35号まで、一括上程、説明、質疑
日程第 4 議案第36号より議案第40号まで、一括上程、説明、質疑
日程第 5 認定第1号より認定第7号まで、議案第32号より議案第40号まで、委員会に付託
日程第 6 請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	矢口 稔 君	2番	矢口 新平 君
3番	大出 美晴 君	4番	和澤 忠志 君
5番	薄井 孝彦 君	6番	服部 久子 君
7番	那須 博天 君	8番	櫻井 康人 君
9番	内山 玲子 君	10番	宮崎 康次 君
11番	蘆 聖章 君	12番	立野 泰 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	勝山 隆之 君	副町長	宮嶋 将晴 君
教育長	平林 康男 君	総務課長	中山 彰博 君
会計管理者兼 会計課長	師岡 栄子 君	住民課長	小田切 隆 君

福祉課長	倉科昭二君	保育課長	藤澤宜治君
振興課長	片瀬善昭君	建設水道課長	山崎広保君
教育課長	宮崎鉄雄君	総務係課長	勝家健充君

事務局職員出席者

事務局長	平林和彦君	事務局書記	綱島尚美君
------	-------	-------	-------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（立野 泰君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、山田監査委員所用のため、中山教育委員長公務のため、それぞれ欠席との届け出がございました。

会議に入る前に、昨日の服部議員の質問に対しまして中山総務課長から発言求められておりますので、許可をいたします。

中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） おはようございます。

昨日、6番の服部議員さんから認定第37号について、国民健康保険短期被保険者証の交付の件数につきまして質問をされておりましたので、そのお答えをさせていただきたいと思えます。

平成26年1月1日現在での数字を申し上げたいと思えます。件数につきましては、66件ということになってございます。ちなみに平成23年度では64件、それから平成24年度におきましては73件ということになってございますので、その旨お願いをいたします。

説明は以上です。

議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（立野 泰君） 日程1、議案第29号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） おはようございます。

議案第29号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成26年10月1日付で、佐久市・北佐久郡環境施設組合が長野県町村公平委員会に加入するに際し、地方自治法第252条の7第2項の規定により協議を求められ、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

佐久市、軽井沢町、立科町及び御代田町を組織市町とする新たな一部事務組合「佐久市・北佐久郡環境施設組合」が平成26年10月1日付で加入をすることから、長野県町村公平委員会共同設置規約にこの団体を加えるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（立野 泰君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第29号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第30号、議案第31号の一括上程、説明、質疑、討論、採決
議長（立野 泰君） 日程2、議案第30号 町道の路線の廃止について、議案第31号 町道の路線の認定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 議案第30号及び議案第31号につきまして、一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第30号 町道の路線の廃止についてであります。

道路法第10条第1項の規定に基づき、町道の路線を廃止するものであります。

坂下の町道373号線ほか4路線の起点、終点、延長の変更が発生するため、一旦、全路線を廃止するものであります。

次に、議案第31号 町道の路線認定についてであります。

これは、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線の認定を提案するものであります。

議案第30号で廃止した5路線の位置変更を行い、新たに町道認定をするものであります。

以上、議案第30号及び議案第31号について、提案理由の説明を申し上げます。御審議、御決定をお願い申し上げます。

なお、補足説明につきましては担当課長にいたさせます。よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 補足の説明を求めます。

議案第30号、議案第31号について、山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） おはようございます。

それでは、議案第30号及び議案第31号についての補足を説明させていただきます。

平成25年度までに実施されておりました農村基盤整備促進事業池田地区坂下第2工区等の農道整備は、国の補助を受けて実施した道路構築のため農道、町道の重複認定は行えない定めとなっております。

さらに、農道台帳の整備が必要とされておりますので、この農道台帳整備時には町道認定路線が削除されていなければなりません。したがって、同区間内にある該当町道を全て廃止し、改めて区域外の起終点の地番による位置変更を行い、道路台帳を整備しなければなりません。つきましては、本9月議会において該当する町道の認定廃止を議案第30号で、ま

た位置変更に伴う変更認定を議案第31号で議決をいただき、適切な事務処理に努めたいと考えております。

なお、道路台帳整備については振興課において今後実施する予定でありますし、農道の位置については議案第31号中の点線の部分が新しく農道として登録をされる部分でございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（立野 泰君） これをもって提案説明を終了します。

議案第30号 町道の路線の廃止について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第30号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第31号 町道の路線の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、矢口議員。

1番（矢口 稔君） おはようございます。

1点、お尋ねします。

先ほど農道と町道の話がございましたけれども、このように入り組んできますと非常に事務的にも煩雑になるかと思えます。もう一度、明確に農道と町道の違いというものをちょっ

とお尋ねいたします。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） まず、農道の意味合いですけれども、これは農業に従事する人たちが使う道路ということで、主に昔についてはその地権者がお互いに土地を出し合って、畑区域等に作付に行くための道路が昔から農道というふうに使われていたようです。現在につきましては、公の農道として、やはり農業者が専用、主に使う道路としての分筆登記をして保存してございますけれども、昔についてはそのような状況で、お互いの共有の土地という意味合いがありました。それから、町道というものにつきましては、この前身は赤線と言われるもの、これを国が最初に整備をしていたんですが、これを市町村に整備を移管するというような法律ができてまいりましたので、それを市町村が受けて町道、町が管理をする道路ということで始まったのが町道の意味合いというふうに使われております。ですので、その辺の類似した部分はございますけれども、その辺の仕切りで行われておりますし、台帳上でも町道と農道については、はっきり農林水産省もしくは国交省のような縦割りでございますけれども、きちんと振り分けて道路台帳を整備しているというのが現状でございます。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第31号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第32号より議案第35号まで、一括上程、説明、質疑

議長（立野 泰君） 日程3、議案第32号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 池田町立美術館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 議案第32号から議案第35号まで、一括提案理由の説明をさせていただきます。

議案第32号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、法人税及び軽自動車税の税率を改正するものであります。

改正では、地域間での税源の偏在性と財政力格差を縮小させるため、地方税割の一部を国税に置きかえる地方法人税が創設されております。

また、軽自動車税では車体課税が見直され、全ての車種において税率を引き上げる改正となっております。

なお、本条例の公布日は、平成27年1月1日となっております。

続きまして、議案第33号 池田町立美術館条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、池田町立美術館の運営及び管理について、指定管理者制度の導入を図るため、条例の一部を改正するものであります。

第6条及び第7条では指定管理者による管理及び業務の内容の明記、第8条では美術館運営委員会の任命権者の名称変更、第10条、第11条は特別観覧料及び施設の使用料承認を現行の館長から指定管理者へ変更するものであります。

また、指定管理者の変更に伴い、条ずれが生じますので各条ずれ変更を行っております。

なお、本条例の施行日は、平成27年4月1日からの施行となります。

続きまして、議案第34号 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定

について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、「母子及び寡婦福祉法」の改正並びに「中国残留邦人等円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」が改正され、これに伴い、池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正するものであります。

第2条では父子など用語の追加、第3条では支給対象者として配偶者のない男子が定義され、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名の改正であります。

続きまして、議案第35号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、産科医療保障制度の見直しに伴い、池田町国民健康保険条例を一部改正するものであります。

第5条では法律日の追加及び字句の改正、第7条では出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に改定するものであります。

なお、本条例は、平成27年1月1日からの施行となっております。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議、御決定をいただきますようお願いいたします。

補足の説明につきましては担当課長にいたさせますので、よろしく願いいたします。
議長（立野 泰君） 補足の説明を求めます。

議案第32号について、中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、議案第32号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず、第34条の4の関係でございますが、ここでは法人税割の税率の変更をしてございます。

現行で定めました法人税割の制限税率100分の14.7を100分の12.1に改めるものでございます。

法人住民税の税率引き下げ相当分を地方法人税の国税としまして、交付税の財源化を図るものでございます。

それから、第82条でございますが、軽自動車税の税率が改正されております。同条第1項では原動機付自転車、同条第2項は軽自動車及び小型特殊自動車、同条第3号では二輪の小型自動車をそれぞれ年税額として税額改正するものでございます。

なお、本改正によります税率の引き上げ倍率につきましては、現行税率と比較しまして、軽四輪車等及び小型特殊自動車約1.5倍、これ以外の区分車両につきましては約1.25倍の数値となっております。

次に、第16条の関係でございますけれども、ここでは軽自動車税の税率特例がうたわれております。

環境面の観点から新規登録から13年を経過した車両におきまして、14年目からおおむね20%を上乗せして課税がされるものでございます。

それから、附則第1条では改正条例の各条項の施行期日が示されております。附則第2条及び第3条は改正条例の経過措置、附則第4条では附則16条の適用年度と適用を受けた月の改正、最後に附則第5条では平成27年3月31日以前に初めて登録されました3輪以上の車両の適用事項を各表に掲げるものに改正する内容でございます。

補足の説明は以上でございます。

議長（立野 泰君） 議案第33号について、宮崎教育課長。

教育課長（宮崎鉄雄君） それでは、議案第33号 池田町立美術館条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、平成27年4月より運営管理について民間事業者の斬新な企画力による入館者の増と経営改善、そして美術館に係る経費の削減が期待できる指定管理者制度を導入することを目的に改正するものでございます。

条文内容につきましては、第5条の次に第6条、指定管理者による管理、また第7条、指定管理者の行う業務を追加いたします。第6条の第1項は地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設を地方公共団体が指定する者に管理を行わせることができるという内容でございます。

また、第2項については、指定管理者は「池田町公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例」第6条第1項の規定により指定管理者となるに必要な資質を備えた者であって、美術館の設置目的を効果的に達成するために必要な能力を有する者との定義をうたい込んでございます。

また、第7条につきましては、指定管理者の行う業務ということで、美術館の利用許可、また維持管理、そして美術館の行う業務という内容でうたい込んでございます。

また、第8条、第9条につきましては、館長から指定管理者へということで、言葉の置きかえでございます。

以降、2条を追加したことによりまして条ずれが生じますので整理をさせていただきました。

以上、補足説明といたします。

議長（立野 泰君） 議案第34号、議案第35号について、小田切住民課長。

住民課長（小田切 隆君） 御苦労さまでございます。

それでは、私のほうで議案2件につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず1件目でございますが、議案第34号 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。

この条例の改正の肝といたしましては、上位法の改正によりまして、父子家庭の適用範囲を広げたことでございます。従来の死別のみを該当させる条文を削除いたしまして、母子家庭と同様に死別、離別を問わず該当とさせるという改正条文を追記したものでございます。

次に、議案第35号でございますが、池田町国民健康保険条例の一部改正でございます。

この内容といたしましては、産科医療保障制度の掛金の見直しが決定されておりまして、この保険金の基礎となります出産育児金のうち加算額、3万円でございますが、当町におきましては規則で定められておりますが、これが今回1万4,000円の減という改正が行われております。

このままだと病院で分娩された方につきましては、出産育児金が減ってしまうということになってまいりますので、この現象を解消いたすために条例改正を行いまして、その減った分を増額するものでございます。

具体的な数字で申し上げますと、従来ですと条例で39万円、規則で3万円ということで合計42万円を出産育児一時金として支給していたところを今回の改正で条例では40万4,000円、規則で1万6,000円の合計42万円となりまして、本人が受給する額としましては変動が出てはきません。

なお、助産師等で出産をされる方につきましては、もともとこの加算金が対象となっていないということございまして、1万4,000円の純増という状況となっております。

以上であります。

議長（立野 泰君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第32号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、薄井議員。

5 番（薄井孝彦君） 結局、税率が減ることによって、その税率が国のほうに行ってしまうということで、それが地方交付税の特別会計に入って、地方交付税の格差の是正に使われると、そういう内容かと思います。ですから言ってみれば、事業者にとっては、ただ行くところが変わっただけで、納める税額が変わりないということになるかと思いますが、この税条例について、例えば納めたものがどの程度返ってくるんだとか、それは今後の課題だと思うんですけれども、そういうような事前の説明というのはありましたでしょうか。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 今回の改正でございますけれども、ただいま薄井議員さんの言われたとおり、地方の法人住民税につきまして減額して、それを国へ地方交付税として吸い上げて、各市町村に公平に振る舞うというようなことでありますけれども、細かい内容の振り分けにつきましては、説明がされておりませんので、あくまでも地方の財源を国へ上げて、それを公平に全国にまくというような考え方のもとでありますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

議案第33号 池田町立美術館条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、大出議員。

3 番（大出美晴君） おはようございます。

ちょっとお聞きします。今、指定管理に美術館をする必要があるのかどうか、もう一度お聞きします。

それと本当に指定管理にして入館者がふえるというその根拠があるのでしょうか。そこら辺をお聞きします。

議長（立野 泰君） 宮崎教育課長。

教育課長（宮崎鉄雄君） まず1点目でございますけれども、指定管理をこの時期のタイミングでということでございますけれども、平成19年に芸術文化の地域検討委員会の答申を平成20年に1年間の検討内容を受けた中に、今までやってきた何点かの改善ですね、まず冬季の閉館、2月閉館ということで、実施をまいりました。それから、奥田館、小島館を違

う利用の仕方ということで今、原風景館という形で行っておりますし、また小島館についてはギャラリーということで多くの皆さんから作品が展示をできるような形での貸し館的なものに変えてまいりました。そして、民間人の登用ということで、3年間民間の館長をお願いしてやってきた中で、やはり入館者数等々が思うように伸びないという点もございます。そんなところで、その提言にありましたように指定管理者という段階に来たかなというふうに理解をしておるところでございます。

それから、指定管理者にすることによって、今後の明らかな入館者数の増が図られるかということでございますけれども、これにつきましては指定管理に応募される業者の皆さんの提案を受けた中での事業実施という形になります。期待できるという言葉しか今の段階では私のほうからは申し上げることはできません。

以上でございます。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

6番、服部議員。

6番（服部久子君） これ平成20年に答申が出たという割には余りふだんから指定管理にするというような審議といたしますか、話題が上ってこなかったと思うんです。町民の方に聞いてみても、いきなり出てきて、来年の4月から実行というのはちょっとやはり町民の意見を聞いてもらいたいというような声もありますので、ぜひ1年間延ばして町民の議論をしっかり聞くというような、そういう余裕もあっていいのではないのでしょうか。ちょっとお聞きします。

議長（立野 泰君） 宮崎教育課長。

教育課長（宮崎鉄雄君） この指定管理等々につきましては、昨年からは美術館の運営協議会のほうにもお話を申し上げ、最終的に本年開催をいたしました美術館運営協議会のほうにお話をさせていただいてございます。

また、6月の一般質問の席でも町長のほうから指定管理者を視野に入れた形という答弁内容でございますので、1年かけて検討をしてきておるというふうに理解をしております。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

5番、薄井議員。

5番（薄井孝彦君） 説明によりますと、一応美術館のほうは電気代と運営費で約5,400万円かかるんだと。指定管理料が3,000万円が入館料と物品販売が1,000万円程度ということになりますと、4,000万円ぐらいは収入として期待できるという説明であったと思います。そ

うということでしたよね。それでいきますと5,400万円から4,000万円を引くと1,400万円が要するに経費として町は削減できると、こういう解釈かと思えますけれども、その1,400万円というのはかなりの努力をしないと私はカバーは難しいんじゃないかなというふうに思うんですよね。今5人の臨時職員の体制でやっていますよね。それと事務職員が6人と館長さんがやっていると、7人体制でやっているということですよ。今度の指定管理でいきますと事務職員さんが1人いなくなるということになるんじゃないかと思うんですけれども、その6人体制で、人数が少なくなった中で、果たしてそれだけの1,400万円のカバーができるのかどうか、と私は非常にこれは難しいんじゃないかと考えている点がありますので、その辺をどういうふうに考えているのかということが1点です。

それからもう一点は、私もちょっといろいろ文献をあさってみたんですけれども、やはり公設美術館のあり方として一番大切なことは美術館のあり方、理念ですね。それをやはり明確にして、それをどういうふうな方策で実現していくのかということも明確にして、美術館全体、あるいは町民も含めて取り組んでいくということが重要だっということが書かれています。その点で、ちょっと今までの美術館協議会の中で論議されてきたというふうには聞いてはいるんですけれども、将来の美術館のやることはわかるんです、企画展は従来どおりだとか、従来のを大切にすると、それはもちろんわかるんですけれども、それとは別に池田町の北アルプス展望美術館というのはこういうものを理念に、こういうものを目指してやっていくんだという、そういう理念というか、コンセプトというんですかね、そういうものがはっきりしているのかどうか、やはりその辺を明確にしていかないと、幾ら経営者が指定管理にしたとしても、私は多分うまくいかないと思うんです。だからその辺の論議がどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（立野 泰君） 宮崎教育課長。

教育課長（宮崎鉄雄君） それでは、1点目につきましてですけれども、歳出削減というのが1つのポイントでございます。

議員御指摘のように差し引きで大体1,400万円から1,500万円前後の一般財源の投入はなくなるんじゃないかという見込みをしております。また、その人員の関係につきましても、現在6名体制ということで、議員のおっしゃったとおりでございます。ただ、運営の仕方によっては、優秀な人材を集めていただくことによって、幾つかの企画展もかけ持ちでやることもできるだろうし、また受付業務等々についても改善がなされるんじゃないかというふうに期待をしておるところでございます。

それから、美術館のあり方、これは本当に一番大切なことございまして、この町立美術館を20年前に建てたとき、これにつきましては、やはり町民に芸術、文化意識の高揚を目的にという形でやってきております。

それからあと、この美術館の建設のきっかけとなった小島孝子さん、また奥田郁太郎さん、山下大五郎さん、篠田先生等々、ゆかりの先生の作品を展示しているわけでございますけれども、この考え方というものは非常に大切なことありますので継続して、当然池田町立美術館、北アルプス展望美術館の目玉として、当然今後も多くの皆さんに知らしめていかなければいけない、そういう任務もあるんじゃないかというふうに考えております。

いずれにしても、20年を経過した中で、比較的池田の町民の方が来館していただく人数も少ないというようなこともございます。PR不足ということも多々あるかと思えますけれども、今後はまたこれを契機に多くの町民の皆さん、また観光客の皆さんに入ってもらえるような美術館にできればというふうに考えております。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） それでは、私のほうから補足をさせていただきたいと思えます。

コンセプトというお話がありましたけれども、コンセプトにつきましては振興検討委員会的时候にも「育む」というコンセプトを設けてあります。これにつきましては、キーワードとして「子供」、あるいは「きずな」、それから「安曇野の原風景」、この3つを大切にしようということで振興検討委員会のほうから提言があったので、現在これも大事に生かしている点であります。

それから、今回具体的にあの要綱の中に5つの展覧会をお願いする予定になってはいますがけれども、この根拠となるものでございますけれども、1つ目としては池田町の皆さんに芸術的にも高いレベルの作品を見ていただきたいという、これが第1点であります。

それから、2つ目といたしましては、小島先生、それから奥田先生、山下先生、篠田先生を中心とした、当館で所蔵しております作家の検証をしながら地元の作家を大切にしていきたい、これが2つ目です。

それから、3つ目が子供のための美術館づくり。やはり子供たちが入ってくれないと、せっかくつくった大切な美術館でありますので、将来の子供のためにもぜひ子供たちに入るような、そんな仕掛けをしていきたいということが第3点であります。

それから、4つ目につきましては、池田町の歴史、文化を発掘、あるいは発信できる美術

館、これが4つの点であります。

この4つの点を考えながら、今回募集要項の中にはこれまで美術館でずっと継続してやってきました展覧会を、もし管理者がかわってもぜひ継続をしていきたいという、これが絶対的な条件であります。そんなことで、基本的な考え方は、やはり町、教育委員会のほうで持ちまして、あとは管理される方の創意工夫によって、新しい感覚で美術館をつくりながら、少しでも町の皆さんが多く、そして町内外からも多くの皆さんが入れるような魅力的な美術館をつくるために、やはり新しい感覚でやってほしいという、それが今回の指定管理の狙いでもあります。

美術館につきましては、よく言われる経費の関係でありますけれども、大体うちの美術館は、収入は支出に対するものが大体2割ぐらいが収入で入っています。普通の公立美術館の平均的な支出に対する収入の割合と大体15%から20%が平均と言われていています。ですからそれだけ考えればいいわけではありますけれども、やはり小さい町の中で40億円の中で4,000万円をかけるということは非常に大きな金額になりますので、やはりその点は少しでも経費を少なくする中で、いい展覧会をしていただきたいというふうに思います。

ですから、身の丈に合った支出の中で今までのものを継続しながら、新しい観点に立った企画展を入れていっていただきたいというのが今回指定管理をお願いする理由でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

1番、矢口議員。

1番（矢口 稔君） 数点ございますけれども、1点ずつお伺いしたいと思います。

先ほど宮崎教育課長のほうから3年前から館長さんを外部から招いて、民間感覚でお願いをしたということでございますが、その前の全員協議会の中でもあったんですけども、なかなか館長とコミュニケーションが合わない部分が多々あったという反省もありました。なので、要するに民間感覚だけでは美術館運営はちょっと難しいのではないかなと私は感じたところでもあります。なので、今回も民間感覚で、民間感覚でと言いますけれども、1人の館長さんともコミュニケーションがとれないのであれば、指定管理に移して、より池田町の今教育長がおっしゃられたコンセプトをのんでくれるのかどうなのかというのは非常に不透明なところがございます。その点について先ほど民間感覚がいいんだという話をしておりますけれども、それとこの指定管理とのそういったところ、その点はどのように考えているのか、まず1点目お伺いいたします。

議長（立野 泰君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 民間感覚も私は大切にしていきたいなと思いますけれども、やはりコンセプトの違ったその方を採用することはできませんので、経営的な面、それからやはり私たちが望んでいる美術館のコンセプトに合った方、この2つからやっていく必要があるかなと思いますので、やはりさっき課長が言ったことも一つの大事な視点かなというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

1番（矢口 稔君） 確かに民間感覚というのは重要なことだというのは共通認識だとは思いますが、しかしやはりその今回の件もそうでしたけれども、なかなか入館者数が伸びなかったというのが現実であります。私先日20周年の記念式典に出させていただいたんですけども、残念なことに入館者数のことについては一切触れられず、資料等にもありませんでした。やはりそういった後ろ向きじゃないんですけども、見せたくない何か、要するに入館者数、こんな企画展がやりました、年ごとに追ってあったんですけども、そこについてやはり入館者数が何名だったということはしっかりと明記するべきでありましたでしょうし、やはりそういった情報も町民に対してしっかり公表していかないと、急にこういう指定管理と言われても町民もやはりぴんとこないというのが事実だと思います。

その点について、また考えていただきたいんですけども、それともう一点です、先ほど費用が指定管理出すことによって1,400万円ということもありましたけれども、あそこにいる職員の、今正規職員1名いらっしゃいますけれども、そちらがまたこちらに戻ると、池田町の正規職員の数は変わらないんですよ。だから減るわけではないんですけども、その1名をどのように考えているのか、要するに全体数を、4月1日から1人減でいくのか、要するに4月1日からもし指定管理になった場合は1名こっちにふえるわけですから、その点についてはいかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 宮崎教育課長。

教育課長（宮崎鉄雄君） それでは、入館者数の関係でございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように20周年の式典のときに、たしか延べで48万8,000人、ことしの7月末現在、ということで若干触れたように思っておりましたけれども、私の認識がしっかりしていませんで申しわけございません。

それと、職員の関係につきましては、当然指定管理、今考えているのは業務全てということで考えておりますので、現在おります職員はまた役場のほうで違う部署でまた仕事をする

か、クラフトパーク係というものは残るわけでございます。そんなことで、これは人事の関係でございますので、何とも言えませんけれども、美術館にかかわる職員の数は1減ということで考えております。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

1番（矢口 稔君） なので、そのコスト面なんですけれども、減るといっても結局は変わらないということによろしいですか。その人の関係ですね、こちらに向こうに行っていた人の800万円を戻すという話もあったんですけれども、700万円か800万円の人件費を戻すという、その点を1点お聞かせいただきたいのと、もう一点、池田町ではほかにも指定管理お願いしているところも何件かありますけれども、ハーブセンターにおいては施設利用料として年間360万円いただいております。そういった面で今回はそういったところで指定管理の面で、施設も大きな施設を利用させていただくということで、施設利用料みたいものは要するにもらってしかるべきだと思いますけれども、その点についてはどのように考えていますか。

議長（立野 泰君） 宮崎教育課長。

教育課長（宮崎鉄雄君） さきの職員の関係につきまして、私先ほどから申し上げますように、美術館の予算額の中には現在入っております。その分が予算額から減りますということです。役場の職員はどこに誰が行こうが人数的には変わりませんし、給料額は変わらないわけでございますけれども、一応美術館の予算で見たときに、今議員の皆さんも予算で見ていただいております。それで持ち出しがこのくらいありますということでございますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

それから、指定管理にかかわるところの施設使用料ということで、現在ハーブセンターのほうは東側のガラス温室、それから見本園等の管理に対して指定管理料を払っております。西側のハーブセンター、売店等々につきましてはその指定管理の皆さんにそこを使って営業をしていただくという目的のために施設利用料という形で町のほうに入れていただいておりますけれども、美術館については全ての業務管理という中でございますので、その一部を使ってほかに商売といいますか、やるわけではございません。美術館の運営をお願いするということでございますので、施設に対する利用料的なものをいただくという考え方は今のところ持っておりません。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

5番、薄井議員。

5番（薄井孝彦君） 先ほど教育長さんのほうからコンセプトについて説明がありました。

それはそれとして私も理解はできますし、だけれども、そういう考えでとりあえずやってきたんだけど、なかなかうまくいかないということで指定管理という考え方になったということでしょうけれども、しかしその辺のところをもう少し深く突き詰めて、また別の角度からもいろいろな意見を持っている人もありますので、もう少し町民的な論議を深めて、そしてさらに、やはり池田町の特性というものを生かした理念でなければならぬし、そういうものの理念を具体的に実現する方策というものを明らかにしていかなければだめだと思いますので、その辺のところをもう少し時間をかけて、町民も含めて論議するという、そういう考え方はないでしょうか。

議長（立野 泰君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） この運営につきましては、平成21年の地域振興検討委員会のときからずっとどういうふうに管理をしていくかということが出ていましたので、私たちからしてみればずっとそれはいつも頭の隅に置き続けてきまして、直営でできればずっとそれでよかったわけですがけれども、なかなかやってきた段階で直営が難しかった。それでまた3年間、新美先生に委託して4年間は迎えますけれども、そんなふうにはずっと続けてきたわけですが、なかなかお客様がふえなかったという、そういういろいろなことがありました。だから、当然今の3年間、4年間で総括する中で私たちもこういう指定管理という方向に来ましたので、順序としては美術館の運営委員会、それから教育委員会等々踏んできましたので、できましたら今回こういうことで指定管理の方向をやはりやってみようということで私たちとしてはぜひ指定管理の方向に進めさせていただきたいなというふうに思いますので、御理解をよろしくをお願いをしたいと思います。

議長（立野 泰君） ほかに。

2番、矢口議員。

2番（矢口新平君） 私の一般質問の中にあるもので、やはり皆さんこういうふうに意見が出るというのは、今までこの討論がなされていなくて今回ぱっと出てきた結果だと思うんです。

これ文教委員会のほうに回るわけなんです、皆さんの意見もちょっと聞いていただいて、もうちょっと時間をいただくとか、町民の方の意見を聞くとかというのが我々議員の多分意見だと思うんですが、そういう中でちょっとだけ、1件だけ先ほど課長言われて、指定管理にする中で、入館料と物品の売り上げ、それは指定管理者に入るということは、考え方はハーブセンターと同じだと私は理解します。ですから、お金が入る以上は何らかの形をとるべ

きだと思えます。

それとひとり歩きしているお金の件です、3,000万円という。その件も1,000万円で済むのか、2,000万円で済むのか、もっとかかるのか、その辺のあれもありませんので、幾ら安くなる云々という話はこの場ではちょっと私は聞けない部分でございます。

大事な問題ですんで、もうちょっと我々も勉強してやりたいと思うんですが、急ぐ必要はあるんでしょうか。

議長（立野 泰君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 私も皆さんの言われることは非常によくわかります。急がないでという話をもっともだと思えますので、私たちとしてはこういうふうに進んできましたので、進みたいと思えますが、やはりそういう議員さんの皆さんの意見があれば、それはそれで私も考え直す必要があると思えます。ただ、私としては今はずっと順番で来ていたので、ぜひ今度新たな試みとして指定管理をやりたいなという、そんな気持ちでいますので、それはまた議員さんの中で十分討議をしていただいた中で決まってくれば、それは一つの方向性かなと思えますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

議長（立野 泰君） 2番、矢口議員。

2番（矢口新平君） 教育長言われたとおり、私も指定管理に対して反対ではございません。ただ、今回こういうふうな形で出て、ちょっと早いんじゃないかなというのが私の意見でございます。

以上です。

議長（立野 泰君） これはまた委員会付託になると思えますので、またそこで議論を深めてもらいたいですが、ほかにまだありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） なければ質疑なしと認めます。

議案第34号 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

議案第35号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第36号より議案第40号まで、一括上程、説明、質疑

議長（立野 泰君） 日程4、議案第36号 平成26年度池田町一般会計補正予算（第3号）について、議案第37号 平成26年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第38号 平成26年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第39号 平成26年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第40号 平成26年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 議案第36号から議案第40号について、一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第36号 平成26年度池田町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,055万6,000円を追加し、総額をそれぞれ43億6,643万1,000円とするものであります。

地方債の補正では、610万円の増額変更を行うものであります。

歳入では地方交付税5,669万5,000円を計上し、国庫支出金では民生費国庫負担金4,650万円を減額し、民生費国庫補助金で5,050万円の増額など総額518万9,000円を追加、県支出金では731万9,000円を追加、繰越金では平成25年度決算に伴う2,156万7,000円の増額補正であります。

諸収入では、介護保険地域支援事業受託収入及び北アルプス広域連合負担金過年度精算金など1,336万9,000円の増額であります。

町債では臨時財政対策債で610万円の増額であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費ではバス等運行事業費で522万6,000円、賦課徴収費で課税客体把握等のための航空写真撮影等委託料580万円などの追加、総額1,521万9,000円の補正を行いました。

民生費では、花見及び東町の地域介護福祉空間整備事業における施設備品整備費に400万円の増額など総額579万6,000円の補正を行いました。

衛生費では、予防費など737万6,000円を増額し、総額で988万6,000円を追加いたしました。

農林水産業費では、農業委員会費、農業振興費、土地改良費におきまして、多面的機能支払交付金など1,353万9,000円を計上し、総額では3,044万5,000円を追加いたしました。

商工費では、プレミアム事業補助金など699万5,000円の追加、土木費では、道路維持を初め、旧アップルランド跡地の道路測量設計委託、舗装等に総額3,360万3,000円の追加補正であります。

消防費では、消防施設費など348万5,000円を追加いたしました。

教育費では、教育総務費で池田小学校大規模改修第2期分設計委託料176万4,000円などを計上し、総額512万7,000円の追加をいたしました。

次に、議案第37号 平成26年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,777万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,033万6,000円にするものであります。

歳入は療養給付費交付金及び繰越金で1,777万8,000円を増額補正し、歳出では保険給付費1,663万円、諸支出金として償還金及び還付加算金108万4,000円を計上いたしました。

次に、議案第38号 平成26年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,441万1,000円とするものであります。

歳入では前年度繰越金、歳出予算では後期高齢者医療広域連合納付金を計上いたしました。

次に、議案第39号 平成26年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ148万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,187万7,000円とするものであります。

歳入では繰越金及び国庫支出金、歳出では公共下水道事業費を計上いたしました。

次に、議案第40号 平成26年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,549万2,000円とするものであります。

歳入では平成25年度繰入金、繰越金を計上し、歳出では管理費として施設修繕料を増額計上いたしました。

以上、議案第36号から議案第40号まで一括提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 説明の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時14分

議長（立野 泰君） 休憩を閉じ再開いたします。

議案第36号から議案第40号について補足の説明を求めます。

議案第36号中、歳入と総務課関係の歳出について、中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、議案第36号 平成26年度池田町一般会計補正予算（第3号）の補足説明をいたします。

今回歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,055万6,000円を追加しまして、総額をそれぞれ43億6,643万1,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。今回臨時財政対策債としまして計算上許されます限度額いっぱいまでの610万円を追加いたしまして、補正後の限度額を1億9,110万円とさせていただきます。

次に7ページをお願いいたします。

歳入全体につきまして説明をいたします。

まず、款9地方交付税、目1地方交付税では5,669万5,000円の追加補正でございます。

次に、款13国庫支出金、目1民生費国庫負担金では4,650万円の減額でございます。これにつきましては、国の制度改正に伴いまして負担金から補助金に予算がえをするものでありまして、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の負担金を減額する内容でございます。

次に、款13国庫支出金、目1総務費国庫補助金では117万7,000円の増額でございます。これにつきましては、平成27年10月からマイナンバー制へ移行になります。その整備費でございまして、国からの補助金98万1,000円とがんばる地域交付金で内示額に伴います19万6,000円を計上してございます。

その下、8ページにかけてでございますが、目2民生費国庫補助金では5,050万円の増額でございます。これにつきましては、花見、東町の地域介護福祉空間整備推進交付金と先ほど負担金のところで触れましたけれども、子育て給付金及び臨時福祉給付金を予算がえしまして、ここで補助金として計上しております。

次に、目5教育費国庫補助金では1万2,000円の増額でございます。これにつきましては、幼稚園就園奨励費補助金でございます。

次に、款14県支出金、目3衛生費県補助金でございますが、10万円の増でございます。在宅医療啓発事業費分ということの補正の内容でございます。

次に、目4農林水産業費県補助金では721万5,000円の増額でございます。主なものでございますけれども、青年就農給付金として新規認定者1名分150万円を計上しております。林業振興事業補助金では森林整備交付金と衛生伐の補助金あわせて119万5,000円を計上しております。

それから、農地台帳システム整備補助金では農地台帳の法定化に伴いまして260万円をお願いしてございます。

次のページをお願いいたします。

上段、経営体育成交付金ではトラクター購入に伴います交付金183万円を計上しております。

次に、項3委託金、目1総務費委託金では4,000円の増でございます。ここでは国からの交付決定に伴います増額であります。国勢調査分ということでございます。

次に、款17繰入金、目2浅原六朗基金繰入金31万7,000円の増額でございます。これにつきましては、てるてる坊主の館外壁等修繕に伴います基金からの繰入金でございます。

次に、下段ですが、款18繰越金、目1繰越金につきましては、2,156万7,000円の増額でございます。平成25年度の剰余金5,356万7,000円のうち財政調整基金への積み立て分を差し引

きました2,700万円から当初予算額を差し引いた額を平成26年度に繰り越す内容でございます。

ページ変わりました、款19諸収入、項3受託事業収入、目1介護保険地域支援事業受託収入でございますが、424万円を任意事業受託収入として増額計上してございます。

その下、項4雑入、目2北アルプス広域連合負担金過年度精算金866万8,000円の増額でございます。これにつきましては、北アルプス広域連合と介護保険事業に伴います過年度分の精算金でございます。

その下、目5雑入です。46万1,000円の増額でございます。消防団員の退職に伴う報償金ということで計上させていただいております。

それから、款20町債の関係でありますけれども、目3臨時財政対策債で610万円の増額でございます。これは先ほど第2表で説明したとおりのものでございます。

以上、今回補正の歳入全般にかかわる説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

ここからが歳出となります。

初めに、総務課関係の歳出につきまして説明を申し上げたいと思います。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では100万円の増額でございます。これにつきましては、庁舎北側の雨どい及び町長室のドア等を修繕するものでございます。目6企画費では98万1,000円の増額でございます。これは平成27年10月から始まりますマイナンバー制度に伴いまして国で設置します中間サーバーというのがあるわけですが、その整備経費として負担金が発生するための予算を計上させていただいております。なお、この費用につきましては、全額国庫負担金ということになってございます。

次のページをお願いいたします。

項2徴税费、目2賦課徴収費730万円の増額をお願いしてございます。委託料では固定資産税の課税客体を把握するために航空写真をアナログからデジタル化にしまして、業務の効率化を図るものであります。費用につきましては、580万円を計上してございます。

その下、償還金等では法人税におきます予定納税分の還付金150万円を計上させていただいております。

次に、項5統計調査費、目2指定統計費の関係でございますが、4,000円の増でございます。ここでは統計調査費委託金の確定によります増額でございますが、消耗品費を減額しまして調査員手当に充当してございます。

ページ飛びまして、20ページをお願いいたします。

款9 消防費、目2 非常備消防費でございますけれども、46万1,000円の増額でございます。これにつきましては、消防団員退職報償金の増でございます。当初見込みました団員の在職年数が長かったために増額をお願いするものでございます。対象者につきましては、11名でありまして、なお、この費用につきましては、公務災害補償等共済金より全額補填となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それからその下、目3 消防施設費では302万4,000円の増額でございます。これにつきましては、消火栓不良に伴います5丁目地区2カ所分の消火栓修繕工事75万6,000円と3丁目花見、滝沢地籍への消火栓新設設置に伴います負担金226万8,000円を計上させていただいております。

総務課関係の補足は以上でございます。

議長（立野 泰君） 議案第36号中、住民課関係の歳出について、小田切住民課長。

住民課長（小田切 隆君） それでは、住民課の関係をお願いいたします。

ページにつきましては、11ページからになっております。

11ページの2款の総務費の中ほどでございますが、8目の交通安全防犯対策費でございます。今回63万円を追加いたすものであります。内容としましては、マイマイガ対策の第1弾ということでございまして、蛍光灯に集まってきました防犯灯のところの球をLED化にするというものでございます。箇所数につきましては60カ所を予定しております。

次の9目でございますが、バス等運行事業費でございます。これにつきましては、522万6,000円の補正をお願いするものであります。内容といたしましては、町営バスの予備車両、これ平成3年車でございますが、もう既に古く、修理した場合部品がないという状況を受けまして、今回この予備車両を中古車両にて更新をするという予定でありますので、この購入費に充てるという経費にしてございます。

続きまして、その下の10目でございますが、消費者行政費といたしまして7万8,000円をお願いしてございます。内容といたしましては、特殊詐欺の防止チラシを全戸配布するという経費でございます。

続きまして、15ページになります。

15ページの4款の衛生費でございますが、中ほどの3目環境衛生費でございます。158万2,000円の補正をお願いしてございます。まず最初に、印刷製本費といたしまして103万7,000円をお願いしてございます。内容といたしましては、雑紙回収の専用の封筒をつくる

ということで、これを下半期の6カ月分全戸配布するものでございます。これによりまして、今まで燃えるごみとして出していました雑紙が今度リサイクルのほうに回るということで長年課題でございました可燃物の減少という解消を図るという政策でございます。もう一つその下の18の備品購入費でございますが、54万5,000円を計上してございます。内容としましては、マイマイガ対策の第2弾ということでございまして、現在至るところにマイマイガの卵が産みつけられておりますが、これを落とすため高圧洗浄器を2台購入するものでございます。購入後は自治会等に貸し出しをしまして、卵等を駆除していただくということを目的に購入するものであります。

住民課は以上でございます。

議長（立野 泰君） 議案第36号中、福祉課関係の歳出について、倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） 12ページをお願いいたします。

下段、款3民生費、目1社会福祉総務費であります。400万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、7月の臨時議会におきまして、地域介護福祉空間施設整備事業ということで2カ所を採択していただきました。今回はそれに伴う備品購入費400万円をお願いするものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

目5地域包括支援センター運営費でございます。123万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは地域医療再生事業補助金ということで10万円の県費補助があります。これを受けまして報償費、旅費、需用費を増額補正するものと地域包括支援システムの改修費28万9,000円をお願いするものでございます。また、認知症施策総合推進事業補助金の過年度返還金84万9,000円もあわせてお願いするものでございます。

続きまして、14ページ中段、目5子育て支援費であります。11万2,000円の増額をお願いするものでございますが、これにつきましては、現在子ども・子育て支援事業計画の策定会議を実施中であります。今回2回分を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、15ページ上段、款4衛生費、目2予防費であります。737万6,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、説明欄をごらんください。予防接種事業268万5,000円の増額であります。これは高齢者用の肺炎球菌予防接種が定期化となり、65歳以上5歳刻みと100歳以上の方に今回接種の御案内をしていくものでございます。自己負担は2,000円で予定しております。対象者877名であります。接種率50%を見込んでのものです。それから保健事業469万1,000円でございますが、これにつきましては、「健

康かるて」という電算からのソフトシステムの導入費であります。よろしくをお願いします。

福祉課は以上です。

議長（立野 泰君） 議案第36号中、保育課関係の歳出について、藤澤保育課長。

保育課長（藤澤宜治君） それでは、保育課関係お願いをしたいと思います。

14ページをごらんいただきたいと思います。

14ページの上段になりますが、お願いをいたします。

目の1児童福祉総務費でございますが、今回44万6,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきまして、説明欄をごらんいただきたいと思います。保育園運営事業につきましては、まず木育事業を園児が取り組んでいるわけでございますが、植樹を行うということでその苗木代ということで20万円をお願いいたします。その下でございますが、備品購入費でございますけれども、本年度より運動プログラムということで園児が取り組んでいるわけでございますが、それに使用いたします鉄棒、跳び箱を購入するものでございます。

続きまして、保育園改修事業の関係でございますが、会染保育園の建設検討委員会ということで既にお願いをしているわけでございますけれども、その委員の皆様方の報酬として10万7,000円、それから費用弁償として9,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 議案第36号中、振興課関係の歳出について、片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） では、振興課の関係をお願いいたします。

15ページの下段でございますが、よろしくをお願いいたします。

款6農林水産業費ということで、目1農業委員会費290万円の増額の補正でございます。内容につきましては、農地台帳のシステムの事業の委託料ということで、来年の4月1日からインターネットによって農地台帳が閲覧できるようになります。そのためのシステムの変更の内容でございます。

次のページにいきまして、3目の農業振興費473万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、説明欄で主なものだけをお願いいたします。

まず初めに、池田町アメシロの関係の補助金ということで40万円でございます。これにつきましては、ことしマイマイガがふえたということで防除費用が、補助金がふえたという内容でございます。

またその下の経営体育成支援事業補助金につきましては、183万円でございます。歳入でも申し上げましたけれども、十日市場にトラクター45馬力を買うということでそのための補

助金でございます。

次の青年就農金につきましては1名、十日市の方で水道の関係で1名が手を挙げたということで150万円でございます。

また、一番下のハーブ園の診断指導委託料ということで90万円の補正をお願いします。内容につきましては、ハーブガーデン、県道より東側になりますけれども、そのリニューアルの計画でございます。主な委託の内容につきましては、コンセプトの再構築、構想ですね。あとガーデニングのリニューアルの計画の作成、あと実施指導とガーデンの販売促進計画の作成とか蒸留器の新規導入の提案等でございます。

また、成果物といたしましては、コンセプトの作成、パンフの原案、ハーブプレートの原稿作成、年間催事計画、広告宣伝計画などを予定しております。

次の目7の土地改良費1,353万9,000円でございます。内容につきましては、国土調査修正の委託料が54万4,000円、農地台帳の作成委託料108万円、これにつきましては先ほど議案にあったとおり農道を今回は整備をいたしました。社口原から坂下の関係、1.8キロメートルになるんですけれども、その関係の委託料でございます。

その下の多面的機能の支払交付金988万7,000円、とても大きな額でございますけれども、これにつきましては、今年度から始まりました多面的機能の関係の法律ができました。国が50%、県と町が25%でございます。内容的につきましては、農地維持活動につきましては面積が約661ヘクタール、協働活動につきましては598ヘクタール、長寿命化につきましては農地維持と同じ661ヘクタールでございます。全体の金額から申し上げますと国と県と町なんですけれども、農地維持につきましては2,140万8,300円、協働活動につきましては1,160万2,836円、長寿命化につきましては3,067万3,640円でございます。この補正によりまして町が支出する額につきましては1,592万1,194円になります。

その下の登記委託料55万6,000円につきましては、水路の中に個人地があったということでその関係の修正の委託料でございます。

また、重機等借上料100万7,000円につきましては、坂下の関係の第2工区農道をつくったわけなんですけれども、そのときに地権者と約束してあった土の運搬料でございます。

あと土地購入費ということで42万7,000円、これは先ほどの十日市場の水路の中に個人地があったということで、その分筆をして買う土地代でございます。

次のページいきまして、林業費ということで目1の林業振興費927万2,000円の増額補正でございます。説明欄いきまして、森林整備委託料185万8,000円でございます。これについて

は松くい虫の関係166立米の委託料でございます。

下の原材料費29万2,000円でございます。これについては木製ベンチの関係で陸郷のほうにこれは置きたいと思っております。

森林整備地域活動支援交付金46万円でございますけれども、これについては現在9地区で森林整備協議会ができていますけれども、その中で森林経営計画の作成をしたり、路網の関係の整備をするための計画を立てるための交付金でございます。

その下の調査測量設計委託料につきましては40万円、工事請負費が500万円、これにつきましてはハープセンターに足湯を建設する費用でございます。

有害鳥獣対策事業の費用弁償につきましては27万4,000円でございますけれども、これについては8月から11月の実施隊の費用弁償でございます。

その1個飛んで、機械器具の購入費43万2,000円でございます。これについてはカラス対策ということで忌避音を出すとカラスが来ないということから2機導入いたしまして、それを県道沿いのところに設置をしたいと考えております。

一番下の重機の借上料52万2,000円でございます。これについては林道沿いの松くい虫の被害木の処理ということで18立米をのせてございます。

一番下段の款7商工費、目1の商工振興費ということで650万円でございます。これについてはプレミアム事業の補助金ということで商工会のほうに650万円を出します。これについては4月の消費税の増税等によりまして消費が減っている件でございます。その喚起をするということと、また多くの商店から要望が寄せられて商工会としてもぜひとも地域の活性化のためのやってもらいたいというような要望が出されたために予算化をいたしました。

次ページいきまして、2目観光費ということで49万5,000円の増額の補正でございます。内容につきましては、普通旅費10万5,000円、これについては11月8日から14日まで、銀座NAGANOというビルを借りまして大北地区がそこで行います。池田町については11月13日にそこでイベント等をやるということで職員の旅費でございます。

その下の池田町簡易宿所開業助成金ということで39万円でございます。農家民宿また普通の民宿ということで池田町には1件しかないということで、今後30件ぐらいいは何とかしてやっていきたいと思っております。それでその場合に宿所というのを開業するに当たり、免許が要りますのでその関係の免許が2万3,000円手数料がかかります。1万3,000円を町で負担をして、1万円が本人負担というようなことで計画をしております。

以上が振興課の補足といたします。

議長（立野 泰君） 議案第36号中、建設水道課関係の歳出について、山崎建設水道課長。建設水道課長（山崎広保君） それでは、引き続き18ページの中段以降ごらんをいただきたいと思います。

まず、土木費の項2 道路橋梁費でございます。目1の道路橋梁維持費では自治会の要望によりまして、路面保守等の道路修繕を行う費用といたしまして修繕、工事、材料費ともあわせまして800万円でございます。

その下にあります除雪機設置事業補助金でございますが、中之郷ほか4地区、現在の予定では4地区でございますが、これらの自治会の要望によります除雪機設置補助金ということで最高限度額60万円を見て、4地区で240万円を計上させていただいております。

2目の道路改良費でございますが、今回1,330万円の補正をさせていただいております。平成27年度より実施予定でございます社総交の旧アップルランド周辺道路整備事業につきまして、先般から各省庁との事前協議を行っております。その中で平成26年度中に交差点協議及び税務署協議が必要となってきております。つきましては本補正予算で協議に必要な作業の経費としまして、道路の測量等の費用として500万円、それから通常の道路改良の計画道路改良で行っております登波離橋線の事業進捗を図るための各種委託料といたしまして250万円、さらに田ノ入線の用地選考を図る計画を立てておりますので、このための補償料として580万円を計上させていただいております。

続きまして、3目の道路舗装費でございます。これも自治会要望を主体に老朽化いたしました町道の舗装約230メートルを追加改修する経費として500万円を計上させていただきました。

19ページをごらんいただきたいと思います。

道路橋梁費の4目交通安全施設整備事業費でございます。今回180万円の増額をさせていただいております。これも自治会要望等によりますガードレール、カーブミラーの新設、修繕を行う費用としまして修繕料及び工事費として追加分として180万円を計上させていただきました。

続きまして、土木費の中の項3 河川費の中の目1 砂防費でございます。今回10万3,000円の増額でございます。これにつきましては、平成25年度の砂防工事の精算に伴いまして県治水砂防協会負担金の増額分として10万3,000円を計上してございます。平成24年度の繰り越し分精算と平成25年度の新規事業分の精算を行いまして、基本額10万円分プラスの全体事業費の1,000分の3.2という計算の中から増額をさせていただいております。

続きまして、住宅費、目1住宅管理費でございます。今回300万円の増額をさせていただきます。主な内容としましては、住宅管理費の中の住宅リフォーム補助金といたしまして、上限20万円分の15件分で300万円を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 議案第36号中、教育委員会関係の歳出について、宮崎教育課長。

教育課長（宮崎鉄雄君） それでは、20ページ下段になりますけれども、お願いをいたします。

10款教育費の2目事務局費でございます。補正額が204万8,000円ということでお願いいたしております。内容的には教育委員会事務局一般経費として講師謝礼ということで小学校5年生にいじめ防止のための人権教育を各小学校、池田、会染両方でやってもらい、そのための講師への謝礼でございます。22万1,000円の増額補正をお願いしております。それから、私立幼稚園の就園奨励補助でございますけれども、6万3,000円、1名の方が私立幼稚園に通われておりますので、今回補正をさせていただいております。その下段、学校施設改修事業の中の設計監督委託料ということで176万4,000円の補正をお願いしております。こちらにつきましては、平成27年度に池田小学校の体育館の天井改修をさせていただくと、また高瀬中学校につきましては本年度の予算の中に入れておりましたけれども、来年の天井改修に対する補助申請に設計書が必要になりますので、これから設計をやっていきたいということで上げさせていただいております。

それから、3目の教職員住宅の管理費でございますけれども、32万8,000円の増額補正をお願いしております。内容的には施設修繕料ということで水道、ボイラー等の修繕、また次ページ、21ページになりますけれども、廃棄物処理委託料ということで、昭和58年以降につくったものでございまして、各棟ごとに外物置があるわけでございますけれども、外物置も大分疲れてきておまして、使用に耐えないと、また使っていらっしゃる方もいないということで今回撤去をしまいたいというものでございます。

それから、小学校費の関係でございます。

1目の池田小学校管理費関係につきましては、103万5,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、施設修繕等に15万円、あと庭木手入委託料ということで池田小学校の校庭周りに桜の木があるわけでございますけれども、これも老木になってしまっている中には腐食しておるものもあると。台風等風の影響で枝が折れたり、事故のないようにということで今回残念ではありますけれども、伐採をしまいたいと。今回4本伐採をし、3本新たな

桜の木を植栽させていただきたいというものでございます。23万4,000円の計上をさせていただいております。それから次の薬品等の廃棄処理委託料ということで理科備品等の中に各種の薬剤がございます。こちらのほうで使用期限が過ぎているもの等、古いものもあつたりしますので、これまた後ほど会染小学校、中学校でも出てまいりますけれども、今回専門業者に引き取っていただくための費用でございます。それから備品購入費の関係の關係につきましても、エフエフの暖房機が使用に耐えないということで新たに更新をさせていただくものでございます。

それから、3目の会染小学校管理費でございますけれども、9万円ということで、先ほど申し上げましたように薬品の処理の委託料でございます。

それから、中学校費の1目学校管理費の關係42万7,000円の増額補正です。こちらにつきましても、一般修繕料ということで施設修繕19万5,000円、それと先ほどお話ししました薬品の処理料ということで23万2,000円を計上させていただいております。

続いて、22ページをお願いいたします。

社会教育費の關係でございます。

2目の公民館費17万3,000円の増額補正です。こちらにつきましても、備品購入費ということで17万3,000円を計上させていただいておりますが、内容的には2間、4間のテント1張りを更新するというものでございます。

それから、3目の文化財保護費16万円の補正でございます。こちらにつきましても、遺跡管理委託料という形に書いてございますけれども、岡麓終焉の家、周囲のいただきました土地の周りの草刈り、それから池田鉄道等の看板が立ててございますけれども、その周辺の草刈りの費用の補正をお願いするものでございます。

それから、4目図書館費でございますけれども、29万1,000円です。臨時職員26万4,000円、こちらにつきましても、今現在池田、会染両校図書館システムを導入いたしまして、蔵書管理、貸し出し、返却等を行うようにということで準備を進めております。会染小学校の本の輸入が終わりまして、池田小学校の輸入ということで、思ったよりちょっと時間がかかっておりまして、そのための人件費を増額させていただいております。あとコピー機につきましても、2万7,000円の増額補正でございますけれども、使用に耐えないということで更新をするための費用でございます。支払いについては従前どおり1枚当たりの単価での支払いということで既存の予算で賄いますので、更新にかかわるところの費用ということでござい

それから、5目の記念館費でございます。31万7,000円の増額補正でございます。こちらのほうは工事請負費ということで現在設計進めているところでございますけれども、内壁、天井等をやるに当たって、照明をLEDに変更していきたいということで設計のほうに入れていきたいということで、工事請負費を31万7,000円増額するものでございます。

それから、22ページの下段でございます。

保健体育費、2目の総合体育館費でございますが、20万4,000円の増額補正です。こちらは施設修繕料ということで総合体育館の入り口が階段になっております。こちらタイル張りということで剥離も起こっているということで安全確保するために修繕をしてみたいということで20万4,000円の増額補正をお願いしてございます。

それから、3目の体育施設費で5万4,000円でございますけれども、こちらにつきましては、堀之内にありますターゲットバードゴルフ場の横に土側溝と沈砂池を設けてあります。こちらの土砂が埋まってきておると、台風シーズンの前でもありますので、こちらの土砂の撤去を行ってみたいというものでございます。

教育課の関係は以上でございます。

議長（立野 泰君） 議案第37号、議案第38号について、小田切住民課長。

住民課長（小田切 隆君） それでは、議案第37号 平成26年度池田町国民健康保険特別会計（第1号）の補正予算の説明をいたします。

今回は歳入歳出それぞれ1,777万8,000円を追加補正いたしまして、予算総額といたしまして11億5,033万6,000円とする内容でございます。

具体的な内容になりますと3ページからになりますのでお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、4款の療養給付費交付金でございます。472万円を追加補正するものであります。内容としましては前年度の療養給付費にかかります精算金ということで増額分となっております。具体的に申し上げますと退職者被保険者にかかわる経費がふえたことにより、それに対応する交付金がふえたという内容です。

次の11款繰越金でございますが、1,305万8,000円をお願いしてございます。これにつきましては昨日御報告のありました平成25年度の決算におきまして、歳入歳出差し引き残高が2,755万8,000円ございます。このうち1,400万円を積み立て基金へ積み立てをいたしまして、当初予算では50万円計上してございますので、それらを差し引いた結果1,305万8,000円を新たに追加増するというものでございます。

対します歳出でございますけれども、4ページからになります。

まず、2款の保険給付費でございますが、1項の療養諸費でございます。一般の被保険者にかかります経費ということでございまして、963万円を計上するものでございます。これにつきましては、ふえつつある医療費への対応策ということになっております。同様に2項といたしまして、高額療養費が入っております、一般被保険者の分が500万円、退職被保険者が200万円ということで合計700万円を同様の理由によりまして増額をしております。

また、その下の3款の後期高齢者の支援分ということで5万5,000円を追加補正しております。内容としましては、納付金が概算決定をしまいりましたので不足分を追加補正するものであります。

次のページへまいりまして、4款の前期高齢者の納付金等でございます。9,000円の増額補正をしております。内容としましては、先ほどの交付金と同様でございまして、納付金の概算決定が来たことによりまして追加補正をしております。

また、10款の諸支出金でございますが、そのうちの1目が税の還付金として20万円、3目の償還金といたしまして88万4,000円を計上しております。特にこの償還金の内容といたしましては、療養給付費の過年度精算分ということでございます。特に一般の療養給付費が伸びたことによりまして該当する補助金を国へ翌年度お返しをするという内容でございます。

続きまして、議案第38号平成26年度池田町後期高齢者特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加いたしまして、予算総額といたしまして1億2,441万1,000円とするものであります。

内容といたしましては、3ページからの記載になっております。

まず、歳入でございますが、5款の繰越金ということで17万2,000円を計上し、対する歳出でございますが、2款の広域連合への納金ということで同額の17万2,000円を計上するものであります。

以上であります。

議長（立野 泰君） 説明の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

議長（立野 泰君） 休憩を閉じ再開いたします。

休憩前に引き続き補足の説明を求めます。

議案第39号、議案第40号について、山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） それでは、議案第39号 平成26年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足の説明をさせていただきます。

今回につきましては、148万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ5億4,187万7,000円の計上をさせていただいております。

お手元の資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、公共下水道事業費でございます。下水道のBCP、これは事業維持計画というものの略語でございますが、これの策定費用の共同研究業務委託といたしまして67万円を計上しております。これにつきましては、県下1事業で長野県が発注して行うものでございまして、これに池田町も参画をしております。この中で案分された費用を各町村が負担をするというものでございますので、今回池田町につきましては、その中の67万円を費用負担するという考え方で計上させていただいております。

続きまして、2目の汚水処理事業費でございます。汚水処理事業費につきましては、高瀬浄水園の機器修繕に伴う費用及び水質試験機器の更新に伴う費用といたしまして、合計で81万9,000円を計上しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第40号……

〔「歳入」の声あり〕

建設水道課長（山崎広保君） 落としてすみません。

歳入につきましては、3ページごらんをいただきたいんですが、これらの財源につきましては、平成25年度からの繰越金については115万5,000円でございます。これともう一つ、BCPの関係につきましては、国庫補助の金額2分の1が入りますので、この国庫補助金として33万4,000円を充当して歳出の事業に充てるものでございますので、よろしくお願いをいたします。

なお、汚水処理事業費の中の公共下水道使用料の81万9,000円につきましては、公共下水道事業の中の費用の財源充当の変更に伴いましてこちらのほうに費用の財源を移動しておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第40号 平成26年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回につきましては、97万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ総額1,549万2,000円の補正でございます。

お手元の資料3ページごらんをいただきたいと思います。

まず、歳出の関係で先に御説明をさせていただきますが、歳出の中の簡水総務費の中にあります目1簡水管理費で今回97万2,000円を補正させていただきました。内容につきましては、広津簡水の中にありますポンプ場等の老朽化に伴います部品交換の費用として計上させていただいております。

なお、これの財源につきましては、平成25年度からの繰越金とそれから簡水管理費として一般会計からの繰入金を充当して費用として充ててございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（立野 泰君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第36号 平成26年度池田町一般会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

11番、麴議員。

11番（麴 聖章君） 12ページ、ちょっと事業の内容を教えてくださいんですが、航空写真撮影等委託料、これどういう事業でしょうか。内容をお願いします。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） ここに掲載しております内容でございますけれども、固定資産税の課税客体ということで、土地、家屋等を掌握するために飛行機を飛ばしまして航空写真を撮るといような作業であります。アナログからデジタル化にするためのものございまして、これにつきましては平成21年度に飛ばしまして、それからずっと飛ばしていなくて、今回平成26年度で飛ばす予定で計上させていただいております。課税客体につきましては、農地から宅地、それから雑種地等に非常に多く変わっております。また、家屋等につきましても大変多く取り壊しがされているということで、正しい課税客体というものがなかなか現地に赴いて調査ができませんので、こういったものを利用して課税客体を把握していくという趣旨でございます。

また、アナログからデジタルということでありますので、以前はアナログ方式で単純なる写真を引き伸ばしたわけですがけれども、今回デジタル化ということでありまして、デジタル

にしますと非常に鮮明度がありまして、解像度もあるということで客体の把握には非常に都合がいいというようなことであります。

以上でございます。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

7番、那須議員。

7番（那須博天君） すみません。関連で今のちょっとお聞きしておきますけれども、前はたしか七、八年前にも一度それで固定資産の関係で農地が住宅の登記上の変更なされていないと、地元私のところでも五、六件ございまして、それで変更お願いして動いたんですけども、この辺はもうほとんど処理が済んで今回また新しくされるという形なんですか。ちょっと教えてほしいんですが。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 農地の転用の関係ですけれども、その関係についてはもう既にほとんどが処理されていると思います。写真から見るものについては新しい情報で把握したいということでありますけれども、ただ山間部につきましてはこの中では把握できていないので、この関係については振興課のほうで農地台帳の整備ですかね、そちらのほうで把握をされておりますので、航空写真とはまた別の問題だと思いますけれども。よろしいですか。

議長（立野 泰君） 那須議員。

7番（那須博天君） 質問が悪かったのかな、前回はやはり航空写真の中でその今例えば一つの家が建っていて、そこが農地転用されていなくて、農地転用してもらわないと農地のままではまずいですよというのはかなりあったんですよ。その辺が処理終わっているのかなということと、それとは別で今回どういう動きをするのかなというのが質問だったんですけども。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 前回の航空写真に基づいてやっているものについては現地に赴いて処理がされているということでございます。

それから、今後につきましてはそのデジタル化によりまして解像度がよくなりますので、そういったところも含めてもし農地から宅地になったという、また宅地転用されていないという部分につきましては、きちんと把握できるようになりますので、そういったところにも活用してまいりたいというふうに思います。

議長（立野 泰君） 他に質疑はありませんか。

1 番、矢口議員。

1 番（矢口 稔君） 同じところなんですけれども、これが 1 階に振興課のところに G I S の写真で上から見る、これに反映されるものなのか、それともまた別なものなのか教えていただきたいのと、せっかくこれだけの金額を出して飛行機をチャーターするということですから、できれば池田町、観光で今売り出しているということもあって、町長室の前に池田町を上空から見たような映像も写真もあったりとかして、そういうのも一緒に一気に観光面も含めて、さまざまな写真を撮ることは可能なのか、その点について、もったいないんですよ、1 回飛ばすには、と思ひまして、お願いいたします。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） ただいまの G I S の関係ですけれども、今回のこの費用につきましては G I S のシステム導入も入っております。したがって、ほかで使われている道路台帳だとか、あるいは下水道の台帳だとか、そういうところにも応用がきいていくということですので、よろしく願いをいたします。

それから、観光面で上空からの写真ということでもありますけれども、この空撮につきましてはまた別途料金になると思いますので、ちょっとまたその会社とも相談しながら、もし撮れるようでしたらそういったことで格安でやっていただけるようお願いをしようかなと思います。

以上です。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

5 番、薄井議員。

5 番（薄井孝彦君） すみません。2 点お願いいたします。

12 ページの今の航空写真の下の 23011 の町税等過誤納還付金、これについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） この町税等過誤納還付金 150 万円でございますけれども、これにつきましては法人税というものがありますけれども、法人税の予定納税というものがあります。これにつきましては、前年度の納税額の 2 分の 1 を次の年に予定納税で納めるということでもありますけれども、決算をやった結果、それより下回るということで申告がされた場合については過誤納金という形で還付をするようになっております。そのための費用でございます。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

7番、那須議員。

7番（那須博天君） すみません。14ページ保育園の関係ちょっとお聞きしておきますけれども、この会染保育園の建設検討委員会というのはもう発足されているんですか。もしされているんだったらどういうメンバーで発足しているのかちょっと教えてほしいんですけれども。

議長（立野 泰君） 藤澤保育課長。

保育課長（藤澤宜治君） 建設検討委員会に關します御質問でございます。

現在検討委員会を設置していく規則の制定という段階になってきております。現在構成される委員の皆さんでございますけれども、現在予定しているのがやはり池田、会染両保育園の保護者会の関係の方、それから教育委員、それから主任児童委員、それから公募委員等を予定しておりまして、現在10名程度ということで予定をしております。

本議会終了後、正式に動き始めるというような段取りでおりますので、よろしくお願いいたします。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

10番、宮崎議員。

10番（宮崎康次君） 18ページですけれども、農家民宿の件をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 農家民宿というか、農家民宿ばかりじゃなくて、普通の民宿も対象にしております。町といたしましてもインターネット等でホームページでやったわけなんですけれども、やはり申し込みがないということと、また松川に現在農家民宿が大分できております。その関係で松川のほうからも池田町につくってもらって、生徒を受け入れられないかということがありまして、多過ぎて。その関係で池田町もということと、それとやはり観光面でも宿泊をしてもらわなければお金が落ちないということがございますので、そういうことで農家民宿、また各集落に行きまして説明会というか、いろいろな会議の折に担当者がお邪魔をしまして、農家民宿または普通の民宿というような感じでお願いにまいりたいと思います。

一応目標は先ほども述べたように30件ぐらいを目標としております。そのための補正でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（立野 泰君） ほかに。

8 番、櫻井議員。

8 番（櫻井康人君） 補助金の内容についてお聞きしたいんですけども、16ページの中ほどに経営体育成支援事業、それで括弧で融資主体型補助金とあるんですけども、この内容、それと具体的にはこの説明の中では十日市場のトラクターという話なんですけど、対象はトラクター以外で農業機械が対象になるのか、ほか一般的な機器がいいのかどうか、その辺と、これ受けるについては個人でもいいのか、団体でもいいのかということをお聞きしたいんですけど。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 農業機械、農業施設の関係につきましては、全てオーケーでございます。個人についてはちょっとその辺についてはわかりませんので、また後で答えたいと思います。

議長（立野 泰君） ほかにありますか。

1 番、矢口議員。

1 番（矢口 稔君） もう一点、引き続きその下の下段のところでございます。13006の花とハーブの里づくり事業なんですけれども、今ハーブセンターの東側ということで話があったわけなんですけれども、90万円かけるのであれば花とハーブの池田町というところをもう一度見直していただいて、町民として何がまたできるのかとか、そういった提言はこの方にお願ひできるのか、一部をハーブ店的にやってもなかなかまた同じようなことを繰り返されてしまうのではないかなと、町民の意識も変えるというところで花とハーブの里づくり事業でこの方にアドバイスをいただけないのかということと、これを実施するのは実際誰なのか、提言を受けて、振興課が中心になってやるのか、それともほかの方がやるのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 実施する者につきましては、やはりハーブセンターの関係の職員になると思います。この方については、月数回来てもらってやってもらうわけなんですけれども、池田町全体に広げる前に、まず初めにハーブセンターの東側を整備して、その後いろいろ成果品等出てきますので、その中で提言を受けながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

8番、櫻井議員。

8番（櫻井康人君） すみません。15ページのこれも中ほどですけれども、印刷製本費というところで100万円ちょっと上がっているんですけれども、先ほどの説明ですと雑紙を封筒化するという話で非常にいいことだと思うんですけれども、その内容ですけれども、この封筒の大きさについては任意に大きさを変えてできるのか、それと先々の問題になるんですけれども、役場の仕事じゃなくて一般の住民が持ち込んでも封筒化できるのか、その辺をお聞きしたいんですが。

議長（立野 泰君） 小田切住民課長。

住民課長（小田切 隆君） まず、雑紙専用の回収の封筒でございますが、サイズはA4サイズということで、マチがついていて厚みのある封筒を作成して各家庭にお配りするということになっております。出す日につきましては、所定の曜日を定めましてごみの集積所に出していただき、それを業者が回収していくという方式でありますので、任意に出すという方式ではないということをお願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

5番、薄井議員。

5番（薄井孝彦君） 先ほどの矢口議員の花とハーブの里づくり事業なんですけれども、私もこの前一般質問でちょっとやらせていただいたんですけれども、神戸のハーブ園なんかに行きますとハーブのガイドが、説明する人がおりまして、非常に説明しやすいようにちゃんとハーブが並んでおりまして、それで説明を受けながらいろいろなことを教えてもらうということが出来ますんで、そういうこともできるような形にすれば来た人がハーブのことがよくわかって満足して帰って、これからもハーブをつくろうという気にもなっていくと思いますので、そういうこともあわせてちょっと検討していただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 構想等につきましてもその中でやりますので、また打ち合わせ等をその中で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第37号 平成26年度池田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(立野 泰君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第38号 平成26年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(立野 泰君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第39号 平成26年度池田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(立野 泰君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第40号 平成26年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(立野 泰君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で、議案第36号より議案第40号までの質疑を終了しました。

認定第1号より認定第7号まで、議案第32号より議案第40号まで、

各常任委員会に付託

議長(立野 泰君) 日程5、認定第1号より認定第7号までと、議案第32号より議案第40号までを、各委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

平林議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（立野 泰君） ただいまの付託表により、各委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会に付託することに決定しました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

議長（立野 泰君） 日程6、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして請願・陳情書の朗読をさせます。

平林議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（立野 泰君） これについては、常任委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

平林議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（立野 泰君） お諮りします。

請願・陳情書は、付託表により常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会に付託することに決定をしました。

散会の宣告

議長（立野 泰君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1時25分

平成 26 年 9 月 定例 町 議 会

(第 3 号)

平成26年9月池田町議会定例会

議事日程(第3号)

平成26年9月16日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	矢口稔君	2番	矢口新平君
3番	大出美晴君	4番	和澤忠志君
5番	薄井孝彦君	6番	服部久子君
7番	那須博天君	8番	櫻井康人君
10番	宮崎康次君	11番	甕聖章君
12番	立野泰君		

欠席議員(1名)

9番 内山玲子君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	勝山隆之君	副町長	宮嶋将晴君
教育長	平林康男君	総務課長	中山彰博君
会計管理者兼 会計課長	師岡栄子君	住民課長	小田切隆君
福祉課長	倉科昭二君	保育課長	藤澤宜治君
振興課長	片瀬義昭君	建設水道課長	山崎広保君
教育課長	宮崎鉄雄君	総務係 課長	勝家健充君
教育委員長	中山俊夫君		

事務局職員出席者

事務局長 平 林 和 彦 君 事務局書記 網 島 尚 美 君

9月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	7番 那須博天議員	1. 福祉行政で町の取り組みは 2. 遊休農地や松枯れ地域に桑畑の復活を
2	11番 鴫 聖章議員	1. 豪雨災害への備えと対策を問う
3	2番 矢口新平議員	1. 安曇総合病院の改築について 2. 池田工業高校について 3. クラフトパーク全体について
4	1番 矢口 稔議員	1. アップルランドについて 2. 地域福祉計画の早期策定を 3. 町の雇用に対する考え方について
5	8番 櫻井康人議員	1. 豪雨災害を想定しての町の対応は 2. 学校教育に必要なことは
6	10番 宮崎康次議員	1. 福祉政策を問う 2. 災害時の飲料水確保のために
7	5番 薄井孝彦議員	1. 土石流災害対策について 2. 子ども・子育て支援制度に伴う保育・幼児教育のあり方について
8	6番 服部久子議員	1. 病児保育の実施を 2. 太陽光発電の振興 3. 介護保険改定による地域支援事業について 4. 住宅リフォーム助成制度の延長を

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（立野 泰君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、9番、内山玲子議員、検査入院のため、また山田監査委員、所用のため欠席との届け出がございます。

会議に入る前にお願いいたします。

発言される際ははっきりと手を挙げ、できるだけマイクに向かってお話しいただきますようお願いをいたします。

一般質問

議長（立野 泰君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順とします。

職員をして一般質問の一覧表の朗読をさせます。

平林議会事務局長。

事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（立野 泰君） これより一般質問を行います。

那 須 博 天 君

議長（立野 泰君） 1番に、7番の那須博天議員。

那須議員。

〔7番 那須博天君 登壇〕

7番（那須博天君） おはようございます。

9月定例会一般質問、1番として、7番の那須博天でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今回、私は2点についてお伺いをいたします。

まず、初めに、福祉行政で町の取り組みについてお聞きをいたします。

65歳以上の高齢者の増加により、老老介護と高齢者にとりましては、福祉行政と町の取り組みは大変重要な位置づけにあると思います。

福祉への取り組みは通常社会福祉協議会を中心に進めているのが現状と思います。その社会福祉協議会の取り組みは行政とは別ということで、ここでお話する問題ではないと思っております。

しかし、福祉事業を社会福祉協議会にお任せで済ます問題ではないと思います。町長も公約の中で、在宅介護者に介護慰労金の支援、火葬料の無料化を取り上げております。町長は、公約を含めてこの福祉行政をどのように取り組もうとされているのか、まずお聞きをいたします。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） おはようございます。

一般質問の第1日目御苦労さまでございます。

那須議員さんの福祉に対する在宅介護者の介護慰労金、また火葬料の無料化等、公約についてということでございますので、お答えさせていただきます。

まず、在宅介護者に対する介護慰労金の支援ということですが、これにつきましては、担当課と相談する中で在宅介護者の人数の把握、またその介護負担の軽重の割合等、十分な確認が現在できてはおりませんので、これにつきましては実態を把握した中で検討させていただきたいと思っております。

また、火葬料の無料化につきましてはありますが、これにつきましては現在1万円であります。火葬施設を運営しているのは池田町、松川村の両方の共同施設の運営でありますので、これにつきましては両町村の話し合いも必要だと考えておりますので、そういう点で今後の中で検討させていただきたいと思っております。

公約の実現につきましては極力努力しております。マニフェストを見る中で1年、まだ約2年がたっていない状況でございますが、ほぼ私としましては75%の公約が実現できていた

と思っております。今後の中でより一層実現のウエートを高めていきたいと思っておりますが、ただし4年の中で不可能な点、可能な点もあると思っておりますし、また、財政的にも問題がある、また時間的にも問題がある点もあろうかと思っておりますので、この点につきましては御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（立野 泰君） 那須議員。

〔7番 那須博天君 登壇〕

7番（那須博天君） ただいまの在宅介護の慰労金等を今検討中というお話でございましたけれども、これは検討していつを目標に取り上げようとされているのか、その辺は何かございましたらお願いしたいと思っております。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 現時点におきましては、介護の度合い等、また施設で相当な努力をして対応している面もありますので、それらを加味した中、財政的な負担等を含めまして、介護の慰労金がどうなのかということにつきまして、現状を把握する中で検討させていただきたいということで御理解をいただきたいと思っておりますので、今すぐどうなのかということにつきましては、現実の在宅介護者の把握を十分させていただき、今後の中でまた御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 那須議員。

〔7番 那須博天君 登壇〕

7番（那須博天君） 後で宮崎議員のほうからも出てきますので、余り突っ込んだ話はしませんけれども、在宅介護の慰労金の中で一つ問題になるのは、痴呆の形の在宅の人たち、これが非常に、個人的なことを申し上げてもあれですけれども、私も20年ほど前に5年ほど母が痴呆になりました。そういう中でそういう家族の悩みというのは物すごいものがあると思っております。そういうところをしっかりと把握しながら、まずはそういうところへの支援というか、手助けといたしますか、そういうものができないのかなと、ここに題として上げたのはその辺もございまして、何とかまずは介護の中でも一つの問題点といたしますか、痴呆のそういう問題点を一つ一つでも構いませんので、取り組みができないのかなということですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 先ほども申し上げたように、介護負担についての軽重があると思いま

すので、那須議員さんが言われる中での重度とか、そういうことを把握した中で御相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（立野 泰君） 那須議員。

〔7番 那須博天君 登壇〕

7番（那須博天君） できるだけ早目早目の対応をぜひお願ひをしたいと思います。

次に、高齢者に対する足の問題、交通についてお聞きをいたします。

80歳を過ぎますと運転免許証の返納者が多くなり、買い物や通院等の足の確保が重要な問題となります。町も町内巡回バスの改善を行い、前よりは町民の足の確保がすごくよくなっていると思います。しかし、運行本数や時間帯は改善の必要があると思います。ですが、住民課の取り組みでは現状がいっぱいではないかと私は思います。そこで、福祉課を中心に福祉バスの導入を検討してはと思いますが、いかがですか。

これは以前にも交通の足、ここ池田町によそから越してきた人たちがやはり年をとると交通の確保が厳しいという形の中で、別へ移住しなければいけないという問題もございまして、一度質問させていただきましたが、そのときには財政的にもかなり厳しいということが出されました。しかし、これは福祉という形の中で捉まればできる問題ではないかと思ひまして、再度質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

〔福祉課長 倉科昭二君 登壇〕

福祉課長（倉科昭二君） おはようございます。

ただいまの那須議員さんの御質問についてお答えいたします。

現在、高齢者等が御利用できる交通機関は、議員のおっしゃられるとおり見直しがされた巡回バスを含めた町営バス、そして社協の福祉輸送サービス、民間の介護タクシー、それから民間タクシーなどがございます。

町では、運転免許証を返納された方には町内料金の150円の回数券22枚つづりを2冊御利用していただくようにお渡ししております。これらを利用していただくことがまずは大事かと思っておりますので、現在町で福祉バスを導入することは考えておりません。

議長（立野 泰君） 那須議員。

〔7番 那須博天君 登壇〕

7番（那須博天君） 確かに町営バスとかそういう件の動きも大事ですけども、これはよその町村なんかにしても結構福祉課が中心をなして、そういう福祉バスの取り組みというの

はどこの地区も最近多くなっていると思います。

そういう中で、次にありますけれども、白ナンバーでも運行が可能な取り組みだそうです、私もちょっとお聞きしましたが、そういう中で公募等によって運送会社を設立してそこへお任せして、今の民営のタクシー会社もごさいますけれども、それとは別の福祉専門のそういう運送会社的なものを町も協力しながら立ち上げるということはどうでしょうか。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） ただいま的那須議員さんの御質問についてお答えします。

先ほども御質問でお話ししたとおり、既に民間の介護タクシー等が運行している中でもございます。また、社協が実施している福祉輸送につきましては白ナンバーでも実施しているところでもあります。町が福祉バスの導入をすることは考えておりませんので、お願いいたします。

議長（立野 泰君） 那須議員。

〔7番 那須博天君 登壇〕

7番（那須博天君） と申しますと、福祉課としては現状の運送体制でよしとしているということですね。今後、そういう足というものに対して、今の町の取り組みはこれでベターではないだろうけれども、とりあえずはよしと考えて、今後一切そういうものには踏み込んでいくつもりはないというお答えでよろしいでしょうか。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） 先ほどもお話ししたとおり、これらの利用をしていただくことが今は大事だと思っております。ですので、町では、今現在では福祉バス等の導入は考えておりません。

議長（立野 泰君） 7番、那須議員。

〔7番 那須博天君 登壇〕

7番（那須博天君） 3回目になりますのでこれでやめますけれども、もう少し町民の足というものを考えたときに、福祉課というものはどういうものをしなければいけないかというところをもう一度ぜひ見直してほしいと思います。

確かに現状の中でいろいろのものはされていますけれども、それで果たして福祉課としての仕事のいいのかというところをぜひ見直ししていただいて、もうちょっと違う形、視点を変えて、この交通というものに対して取り組んでいただきたいと思いますのでお願いをしておきます。

次に、2点目に入ります。

遊休農地や松枯れ地域に桑畑の復活をとということでございます。

これは中山間地事業等で今取り入れていますブドウの造成で、ワイン生産とかに力を入れていまのですので、今さらと言う人たちもでございます。何で私がここで今回この問題を取り上げたかと言いますと、池田町の特産品として6年ほど前より販売を行っています桑茶の人氣がここ1年すごく高くなっていると新聞報道等でもありましてお聞きしております。

そういう中で、桑の原料の不足、これがちょっと深刻になりつつあるということも聞いております。そういう中で、今後桑茶の販売、あるいはそういう販路の拡大とかに含めまして、材料の確保のために東山に桑畑の復活、また桑の生産を行ってはどうかということでお聞きをいたしますが、よろしくをお願いします。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） では、桑の振興ということでお答えをいたします。

製糸業の衰退に伴いまして、東山一帯につきましては荒廃をしております。でも、県営事業等によって、先ほど那須さんが言われたとおり、ワイン用ブドウの関係の生産とかソバ等の生産が法人とか集落営農等により行われております。

荒廃化し山林原野化した農地での桑の生産については、農地への再生に多額の費用が必要なたため困難であると考えます。そのため、桑の生産については現在行われている広津、陸郷地域及び東山山麓の耕作放棄地となるおそれがある農地、また条件が悪く借り手の少ない農地等で取り組んでいくことが今後についてはよいのではないかと考えております。

議長（立野 泰君） 7番、那須議員。

〔7番 那須博天君 登壇〕

7番（那須博天君） 桑の葉も、桑の木を植えておけばよいというレベルではないということも聞いております。やはりよい桑の葉をつくるには、肥料とか土の管理、この辺が非常に大事になってきます。先ほどもちょっと出ていますけれども、やはりこういう農地を確保しても、それ管理していただく人たちというのは不足ぎみでございますので問題も多いかと思っております。

しかし、この青年就労制度や中核農家育成、あるいは育成事業、そういうものの取り組みの中で、桑の生産というものに町として協力体制をつくることはできないでしょうか。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 桑茶や桑パウダーは町の特産品の一つであります。生産者、生産

量の確保は必要な課題と認識しております。議員のおっしゃるとおり、今後の池田町の農業を考える中で、複合的な農業経営の一つとして桑の葉、桑の実の生産もあわせて考えながら、どのような指導、協力体制が組めるかを考えて今後いきたいと思いをします。

議長（立野 泰君） 7番、那須議員。

〔7番 那須博天君 登壇〕

7番（那須博天君） ちょっと詳細な中にないという形になるかもしれませんが、松枯れの後対策としては、もしこの桑とかそういうものがない場合は、何を考えて今後しようとお考えがあるんだったら教えていただきたいと思いをします。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 松枯れにつきましては、現在、東山地帯の集落9地区について森林整備協議会を設立しております。その中で、森林整備の關係の事業ということで、主に森林組合のほうへ委託しているんですけども、更新伐ですので、松を切って、そのかわりに広葉樹等を今後は植えていこうと思っておりますので、またそれについても現在事業をどんどん進めていますので、また森林整備協議会のほうでいろいろ事業を立ててもらってやっていきたいと思いをしますので、よろしく願いをいたします。

議長（立野 泰君） 7番、那須議員。

〔7番 那須博天君 登壇〕

7番（那須博天君） 今回は一般質問でもいろいろ出てきますが、雨の土砂災害の問題等もございます。そういう中で、松枯れで松を切ったときの東山も結構そういう土壌だと思いをします。下手なものを下手なという言葉は悪いんですけども、ある程度のものを植えないと土砂災害を防ぐということもできませんので、そういう意味合いで、この桑というのは割合いと根が張り、昔から東山はそういう形の中で桑が植えられたということも聞いておりますので、そういう意味合いにおいても、ぜひ桑の栽培をしながらそういう土砂災害への対策もとれるのではないかな。これは先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ブドウの場合はある程度面積がないとやはりできない造成だと思いをしますけれども、桑の場合は面積が少なくても、そこそこでできるのではないかなと思いをしますので、その辺も加味していただきながら検討していただければと思いをしますがいかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 現在、ブドウの關係は3カ所につくってございます。そこについては昔桑園だったところです。また新たにもう1カ所今現在計画中ですけれども、そこにつ

いても桑園でございます。

ただ、そのほかの場所については、ちょっと急峻ということで作業もしづらいということで、そこら辺については先ほども言ったように、更新伐等樹種転換で対応していきたいと思えます。桑につきましては先ほども言ったように、原野化、平らのところであるような東山沿いのところとか、そういうところにつきましては桑の関係については今後考えていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 7番、那須議員。

〔7番 那須博天君 登壇〕

7番（那須博天君） せっかく池田町の特産品という形の中で出てきている桑茶ですので、ぜひ絶やさないように今後とも増産を含めた中で検討をお願いしたいと思います。

今回、一番のメインは福祉行政の中で、町の取り組みというものでお話を聞きしたんですけども、いまいち福祉課そのものの積極性が見受けられなかったという気がします。今後、ぜひこれから高齢者を含めた中で福祉事業というのは重要な問題だと思えますので、お願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（立野 泰君） 以上で那須議員の質問は終了しました。

甕 聖 章 君

議長（立野 泰君） 一般質問を続けます。

2番に、11番の甕聖章議員。

甕議員。

〔11番 甕 聖章君 登壇〕

11番（甕 聖章君） 11番、甕聖章であります。

一般質問をさせていただきます。

今回1点について御質問をいたします。

豪雨災害への備えと対策ということでお伺いをいたします。

近年、温暖化の影響かと言われ、各所で集中豪雨が発生しております。7月には県内の南木曾地域での土砂災害土砂災害、8月には広島での土石流災害、その他、ことしになってか

らでも各所で豪雨による災害が続発しております。被災され、お亡くなりになられた皆様には心からお悔やみを申し上げるとともに、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

災害が起こるたびにいろいろな角度で原因と対策が取り沙汰されておりますが、当該地域の皆さんからは異口同音に「こんな雨は今まで経験したことがない」とのコメントが聞かれます。現状を見ますと、日本中どこの地域で起きてもおかしくない状況となっております。当町でも、東山という丘陵地、高瀬川という河川を抱えておりますので、人ごとではないという思いであります。

そこで、当町の現状と豪雨災害に対する備えと対策について分析をしながら質問をさせていただきます。

当町でも、平成16年、23号台風による豪雨では、激甚災害に指定されるほどの大きな災害となりました。鮮明な記憶として残っている方も多いと思いますが、各所の沢筋が大小ありますけれども、土石流となって田畑を流し、人的な被害はなかったものの大きな災害となってしまいました。

その災害を受けて各所に砂防堤がつくられるなど対策がとられておりますが、近年の雨量を見ますと安心できる状況とは思えないのが現状であります。先日、防災に対する講演会があり、講師の質問に「どのような災害が想定されますか」との問いかけがありました。私は一番身近に起こり得る災害は豪雨による災害ではないかと思うところであります。

そこで、幾つかの視点から質問をさせていただきます。まず、雨量についてであります。平成16年23号台風時には、10月20日から21日まで、37時間の総雨量が162.5ミリ、1時間にしますと4.4ミリとなりますけれども1時間当たりの最大雨量は23ミリとなっております。他の地域と比較してみますと、身近な南木曾町では1日の雨量が101.5ミリであり、警報発令の基準ではなかったものの、土石流の発生した梨子沢上流では時間雨量90ミリを超える雨量を記録しており、災害につながってしまいました。広島の実験地に至っては、3時間で8月の雨量の約1.5倍の雨が降ったとのことであり、総雨量は桁違いに多く、1時間雨量は120ミリを超える地域もあったとのことあります。

平成25年、26号台風では、伊豆大島でも大きな土砂災害が起きましたが、このときは24時間雨量で824ミリ、1時間最大雨量は122.5ミリとのことありました。

いずれも当町とは比較にならないほど多量に降ったのでありますが、そこで雨量についてお伺いをいたします。

平成16年、23号台風の被害を受けて対策がとられました。そのときの1時間最大雨量は

23ミリでありました。対策基準が50年に一度の雨量ということになっているのですが、今後ははるかに超える雨量の想定をしなければならないと思いますが、現状を踏まえて見解をお聞かせください。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 甕議員さんの現状をはるかに超える雨量に対する想定ということについての見解についてお答えを申し上げます。

池田町におきます降雨量につきましては、地球温暖化に伴い年々ふえているのが現状であります。過去の災害記録を見ますと、昭和60年の台風6号による24時間雨量91ミリ、議員の言われますとおり、平成16年では24時間雨量の数値がはね上がり151ミリ、平成18年におきましては梅雨前線豪雨で126.5ミリ、連続雨量では190ミリと過去最高の数値となっております。また、近年では、24時間の短時間降雨で平成22年と平成23年のともに時間雨量が30ミリを超えるものとなっております。

こうした近年の亜熱帯化しつつある現状におきまして、ゲリラ豪雨を含めてさらなる降雨量が増すことは推測されるところであります。各地の災害に対しての教訓とし、大雨に対していかに早く町民の皆様への情報伝達をするか、また早期の避難態勢づくりを強化しなければならないと考える次第であります。

特に、町民の皆様様の生命、財産を守ることは我々行政に課せられた大きな責務であることはもちろんであります。1人のとうとい生命の犠牲者を出すことのないように、まず自分の身を守るための安全意識を徹底していくことも今後必要になると考えております。今後、大雨の対応策とし最重要なことと考える次第であります。

さらに、そのための地域での日ごろからの防災訓練、どんなところが危険であるか、また居住地域の特性としての地質や地形の把握など、常日ごろから地域に関する予備知識を住民の皆様と一緒に持つことが大事であると考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 甕議員、質問はありますか。

甕議員。

〔11番 甕 聖章君 登壇〕

11番（甕 聖章君） 広島での豪雨では、バックビルディング現象というような名称であるようですけれども、集中して次から次へと積乱雲が発生し、そして大量の豪雨につながった

というような話ではありますが、気象関係者の話によりますと、条件がそろえばこの地域でも起こり得ると。そういうことで考えますと、この地域でもこういうことは過去にはありませんけれども、起こる可能性があるということを十分やはり認識していくということが大事ではないかなと思います。雨量について、町長からの答弁で今後ふえるという認識を伺いました。そういうことを前提にしまして、これから質問を続けてまいります。

次に、近年の雨の降り方を見ますと、局所的、集中的な降り方が多く見られます。同じ町内でも場所により雨量にかなりの違いがあるのではないかと思います。南木曾町の例でも6カ所に雨量計を設置しているようではありますが、かなりの差があったとのことでもあります。当町でも、広津、陸郷を含めかなり広い地域となりますが、現在、雨量計は1カ所とのことですが、的確な状況判断をするには数カ所の設置が必要ではないかと思いますが、見解をお聞かせください。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） おはようございます。

それでは、雨量計についての議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

雨量計の設置につきましては、現在各市町村とも話題となっております。しかし、工事費が非常に高価であるため、なかなか踏み出せないのが実情ということでございます。

当町としましては、現在、事業内容、事業費、財源、利用方法等を研修、研究している最中でございます。ある業者のプレゼンによりますと、既存に電源があり設置できる支柱がある場合、1カ所当たりが約250万円、ソーラー電源等で対応しなければならない場所では500万円程度、さらに電波状況が悪いところ、これは情報を電波で飛ばしますので、この電波状況が悪いところは中継所費用が発生する見込みであるというお話をいただいております。

では、その情報については全てどのように処理をするかといいますと、近年では町のホームページにリンクする方式で、一般町民が見ていただけるのが通例的な考え方でございます。

現在のゲリラ豪雨に対応するには約2平方キロメートルに1カ所と言われておりますので、池田町全域をカバーするには約20カ所程度が最低必要になるかと考えております。そうしますと、おおよその事業費については御推察いただけるかと思います。私どももいろいろと研究しておりますので、議員の皆様におかれましてはこの辺の御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（立野 泰君） 甕議員。

〔 11番 甕 聖章君 登壇 〕

11番（甕 聖章君） 費用がかかるということもこの前お伺いしました。また、設置をしてもそれをどう管理するかという、やはり複雑な問題があると思います。しかし、必要性があるということは感じられているのかなと思います。そうだとするならば、先ほど研究中というようなお話がありましたけれども、さらに研究を深めて、計画的に1カ所ずつでもふやしていくということも必要ではないかと思います。これはやはり行政の姿勢にあると思いますけれども、その辺の町長の見解はいかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 雨量計につきましては、今課長が申したように、検討する中で非常に費用等がかかりますので、これにつきましては広域連携の中で考えていきたいと思っておりますし、また、災害情報、気象庁との連携、また雨量についての上部のダム等との連携を図る中で十分な対応を図っていくことがいいかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（立野 泰君） 甕議員。

〔 11番 甕 聖章君 登壇 〕

11番（甕 聖章君） 近年というか、ことしはもう身近に大きな災害が発生しております。これを機会に何か一步踏み出していく、防災に対する考え方、対策を一步踏み出していくということが大事かと思いますが、この雨量計についてもその一つに当たるのではないかと思います。ぜひ研究し、計画的にそういう体制をとっていただければなと思います。

それでは次に地質について伺います。

災害が起きた南木曾町や広島は、花崗岩が風化したもろい土質、まさ土と言われているようであったようであります。また、大島は火山灰土ということで、いずれも雨によって崩れやすい土質とのことであります。

当町の東山丘陵地を見ますと、砂や砂利が泥で固められた地質とのことであり、東山のトレッキングをしますと、特に生坂村側は雨によって浸食された断崖となっておりますし、登波離橋からは伝説にもなるような絶壁が見られるところであります。決して雨に強いような地質とは思えません。

土砂崩れには、表面が崩れていく表層崩壊と地中の岩盤ごと崩れていく深層崩壊があるようですが、深層崩壊となりますとさらに大規模な災害になると思いますけれども、東山の地

質はどのような特徴があるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） それでは、土質についてお答えをさせていただきます。

私は地質の専門家ではございませんので、一般に言われている事柄により答弁させていただきます。

東山は糸魚川静岡構造線上に接している中央地溝帯上、要するにフォッサマグナのところにあるという関係上、その土質及び分類、構成は複雑な状況であり、専門家でも全ては把握できていない模様でございます。一般的な見解としては、河川の堆積層が隆起してできた地層と火山灰の土質が隆起した地層が主体と言われております。比較的新しい山と言われており、参考文献としましては、町史の自然編第1章、地形と地質に記述がございます。主要な土質につきましては、一般的に言われるシルト質、粘性土、れきまじり土、凝灰岩等でございます。まさ土と言われる土質については、ここには記載をされておられません。

土の特質としましては、粘土及びシルト質系の土は水を含むと粘りが強くなり、水分が飽和状態になった時点で流出をいたします。この深さはその地点の土質構成深度により全て異なった動きをするそうでございます。れきまじり土については、降雨時には中に含まれている粘土分が先に流れ出し、その後、れきの重量以上の水分が冠水した時点で流出をするそうでございます。深さは比較的浅く、表面侵食が多いと言われております。

また、岩盤を構成する際、ままこ落としのような部分崩落の発生する可能性もあるということでございます。

凝灰岩類につきましては余り表面に出ておりませんので、降雨による流出の可能性は非常に少ないと言われてございます。

なお、一見見ますと類似しているような大峰の赤土ではありますが、あれはまさ土ではなくて、ローム層の種類であると言われておりますのでよろしく願いをいたします。

以上です。

議長（立野 泰君） 甕議員、再質問はありますか。

11番、甕議員。

〔11番 甕 聖章君 登壇〕

11番（甕 聖章君） 非常にこれはもう雨が降ると、やはり町民の皆さんが不安がるというのはまだまだ現実だろうと思います。そのぐらいやはり地質についての不安感は拭えないんじゃないかと思いますけれども、滝の台の皆さんからは、大雨が降ると造成した壁面から

水が噴き出して怖いというような話も聞いたことがあります。そんなことを見ますと、もうちょっと深く土質についての調査、研究、そんな現状をしっかりと踏まえておくということが大事ではないかと思えますけれども、さらなる調査をお願いしたいと思います。

次に進みますけれども、次に、避難情報の発令の時期についてお伺いいたしますが、各災害ともの確な情報がなかったり判断しにくい状況、特に発令の基準に達していないとか、あるいは混乱を避けるため、特に夜間とかそういうことで避難勧告が遅くなってしまったことについて、首長さんの皆さんは一樣に、大変悔やまれるとのコメントを出しております。現状では、住民みずからの判断というよりも状況判断に基づく指示を待つというのが現実ではないかと思えます。そういう点では、発令責任者には大きな責任があると思えます。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、そんなことを踏まえますと、その後の報道等のコメントを見ますと、空振りを恐れず先手、先手の発令を、避難の勧告をためらうなどの論調が多く見られます。当町では発令の責任者は町長だと思えますが、町長としてどのようにお考えか見解をお聞かせください。

また、避難勧告等の基準に見直しが必要ではないかと思えますが、あわせてお聞かせください。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 避難勧告の発令と基準の見直しについてということでお答えをさせていただきます。

災害対策本部長は町長であり、町におきます避難勧告は町長から指示、発令となっております。今議員がおっしゃるとおり、私の基本的な考え方も、多少空振りがあろうとも一歩先、先という感覚で対処していきたいということを肝に銘じておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

避難勧告の発令につきましては、地域防災計画というものを整備しております、この中に判断基準が定められております。勧告は風水害から人命、身体の保護、あるいは災害の拡大防止のために特に必要と認められる場合、住民の皆様に対しまして避難準備情報、避難勧告、避難指示を行うことにしております。土砂災害におきます避難勧告等の発令基準につきましては、避難勧告の場合は、近隣の溪流付近で斜面の崩壊やはらみ、擁壁、道路等にクラックが発生したり、前兆が確認されたり、1時間当たりの降雨量が危険基準線を超えさらに増加することが予想される場合としております。

また、洪水にかかわります避難勧告では、高瀬川の氾濫では堤防の漏水や変形、破損を確

認したときや、国交省などからの高瀬川氾濫警戒情報を受信したとき、あるいは十日市場の水位観測での水位が1.9メートルに達した時点としております。

このほか県の河川水位情報、高瀬上橋での観測情報、県砂防情報ステーションの雨量情報を受けながら、総合的な判断をしながら発令することとしております。

私も肝に銘じまして、とうとい人命尊重を最優先としての早急なスピーディーな対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 11番、甕議員。

〔11番 甕 聖章君 登壇〕

11番（甕 聖章君） 先日のこれは新聞の社説でありますけれども、恐るべきは空振りか、手おくれか、局部的豪雨を予想することは難しいが、多くの犠牲者を出した広島市の土砂災害は、行政が避難勧告をためらってはならないことを改めて示しているというような書き出しになっております。本当にこの判断の基準というのは難しいと思っておりますけれども、常にそういう心がけということも必要ではないかと思っております。

しかし、その中で判断をするには的確な判断ということが大事かと思っておりますけれども、それには的確な情報ということが必要になってきます。災害が起きる状況ともなりますと、情報が錯綜して、的確な判断ができない状況にもなりかねません。広島の場合でも情報が多過ぎて、極めて重要な気象台からのファックス、時間雨量70ミリを超過するよというファックスを見逃したというような報告がありました。もし、これを見ていれば何人かの命が救われたのではないかなというようなことも書かれておりますけれども、本当にこの現状が混乱した中で的確な判断をするというのは大変難しいことでもありますけれども、日ごろからのそんな訓練も必要ではないかなと思っております。そんなことをお願いしておきたいと思っております。

次の質問に進みますが、それでは、次に高瀬川の洪水の危険性についてお伺いをいたします。

豪雨による土砂災害と同様、河川の洪水についても大きな被害が発生しております。当町西には高瀬川という一級河川が流れておりますが、過去にはたびたび氾濫して大きな被害がありました。現在は上流のダム等により氾濫の危険性はほぼなくなったようでもありますけれども、想定雨量というのを見ますと、100年に一度、2日間で234ミリを想定しているとのことでもあります。今まで検証しましたように、この想定がこのままでよいのか疑問を感じるころであります。町として高瀬川の氾濫の危険性をどのように考えているかお聞かせください。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 先ほど、基準の見直しについて答弁を落としましたので、総務課長のほうから発令基準の見直しについてお答えを申し上げます。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、発令基準の見直しについてということでお話をさせていただきたいと思いますが、この関係につきましては9月2日付で、信濃毎日新聞社によって県下77市町村の土砂災害の避難勧告の発令基準が掲載されたところでございます。議員もごらんいただけたと思いますが、そのうち4つの市町村が雨量の独自基準を設けているということで報道がされております。

町としましては、避難基準の中で特に数字として明確にしてあるものは少なく、降雨量に当たっては、広津、陸郷など山間部と池田、会染、中鵜の平坦部、里山地域などいろいろな地形を含んだ地形がありますので、その時々に応じた判断をしなければいけないということでもあります。町としましても、今後一定の基準を設けていく必要があると考えますので、その点につきましては今後十分検討して、的確な避難勧告となるように考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 養議員の質問に対して山崎建設水道課長、答弁をお願いします。

建設水道課長（山崎広保君） それでは、高瀬川の氾濫の危険性についてであります。

高瀬川で最も危険な場所と言われておりますのが、十日市場の高瀬橋付近であります。最も川場が狭く、橋脚による流れの支障が出る場所でございます。県の資料によりますと、この場所での安全計画高水位については約4メートルと言われており、計画高水量については、大町ダムの洪水調整効果を含む約毎秒1,250トンとされております。これを流域面積に換算いたしますと、約45平方キロメートルに1時間に100ミリ降った雨が常にここを流下するという計算上であり、この計算の中では理論上安全と判断をされております。

ただし、高瀬川についてはごらんのとおり蛇行の激しい筋の川でございますので、満流による堤防決壊よりも蛇行による水撃による決壊の可能性が多く含まれておると言われております。

なお、高瀬川の流下能力につきましては、最大で毎秒4,260トン、最大水深で6.5メートルと想定されておりますが、これはあくまでも計算上の数値であります。したがって理論上では毎秒4,260トン以上の流下水量が発生すれば、堤防が決壊する可能性があるということとなります。ただし、ここまでの水位の水の到達時間との兼ね合いがありますので、降雨

後直ちに危険な状況に陥るといったことはないと言われております。

また、長野県河川砂防情報ステーションの中にあります河川の警戒用ライブカメラについては、安曇野市境より大町の昭和電工付近までの間に約6カ所設置をされております。これもパソコンで視聴可能であります。また、ダム水位、それからダム情報等もこれで見られますので、現在はこれも活用して河川の状況を判断した上での対応を行っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議長（立野 泰君） 11番、甕議員。

〔11番 甕 聖章君 登壇〕

11番（甕 聖章君） 先ほど総務課長のほうからお話がありましたけれども、雨量について町の中でも大分違うということであれば、なおさら雨量計の設置ということを検討をお願いしたいと思います。

ただいま建設水道課長からお話がありましたけれども、高瀬川は、今まで我々は最近ではそれほど経験がないんですけれども、これは上流のダムが満杯になるというような、そういう危険性はどのんでしょうか。結局もう支え切れなくなると、随時放流していくと思いますけれども、それでもその放流にもう追いつかないというときには、どんどんそこから流れ出てくるとは思います。そういう危険性の可能性といいますか、その辺の見解はいかがでしょう。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） 気象庁等の雨量データ、これは予測雨量データをコンピューターで計算し、以降6時間から8時間の中でどのくらいの雨量が降るかを計算して、その雨量に耐え得る水をため込むということで、事前に放流をするという手法をとっておるそうです。ですので、今ためてあるのをそのままにして、降った雨のをそこにプラスアルファするという考え方ではないということ伺っております。事前に降る量については、安全なときに一時放流をして次の雨量に備えるという手法をとっていると私どもはお聞きをしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（立野 泰君） 11番、甕議員。

〔11番 甕 聖章君 登壇〕

11番（甕 聖章君） どうも町民からすると、不安感があるというような感じがいたしますけれども、今お話を聞いて、十分監視をされているというような話で幾らか安心をしたと

ころであります。

それでは次の質問に移りますけれども、警報発令に対しては一定の基準に基づいて行われるとのことですが、基準に当てはまらない状況の中で災害が発生し、発令の時期がおくれてしまったとのケースが多くなっております。国でも基準の見直しを行うようでありますけれども、みずからの命はみずから守るの原点に立ちますと、行政からの指示を待つばかりではなく、住民自身も情報の収集、判断、対策が必要ではないかと思えます。地域住民が住んでいる土地の特性を十分認識し、日ごろから話し合いを重ね、的確な対応ができるようにしておくことが大切であるとも言われております。

このことは、津波の教訓からも教えられるところでありますけれども、行政として地域住民とはどのような情報交換がなされているかお聞かせください。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） ただいまの行政として地域住民とどのような情報交換が行われているかということについてお答えを申し上げたいと思えます。

災害に関する情報につきましては、町のホームページに池田町洪水避難図、それから土砂災害警戒区域図、これは土石流版と急傾斜地版がございます。また、山地の災害危険地区についても掲載をして、そういう地区にあるよということの情報提供を行っているところでございます。

特に、土砂災害警戒区域、あるいは特別警戒区域につきましては、各区域をそれぞれ黄色と赤色で囲った大判の地図を対象地区に配布をしておりますして、それぞれの地区の集落センターなどに貼っていただいで確認をしていただいでいるところでもございます。

また、各地区の防災資料といたしましては、昨年度防災地区カルテを作成をしたところでもございますけれども、過日の防災会の総会においてこれを配布をさせていただき、訓練などにその内容を確認をいただくということとあわせて活用をお願いしたところでもございます。

このカルテにおきましては、年齢別の人口ですとか備蓄品などについて整理がされているわけではございますが、そのほかに避難所、あるいは避難地、地区によっては危険箇所などを図上に掲載をしているものもございます。また、今回の防災訓練におきまして、各地区最寄りの場所に緊急時の避難地を設定をしてもらうという訓練を行っていただいたところでもございます。この避難地、それぞれの地区が設定をした避難地としまして、そのカルテに掲載をして、防災情報として整備をするものでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（立野 泰君） 再質問。

11番、甕議員。

〔11番 甕 聖章君 登壇〕

11番（甕 聖章君） いろいろ災害のところを見ますと、行政頼みというところが非常に大きな災害につながってしまったというところがあるようです。そうだとしますと、住民が自分の住んでいる地域を本当によく知っておくということが大事ではないかなと思います。

ある例によりますと、自分の玄関先にコップを置いて雨量をはかる、その自分なりの目安をつくっているという人もいますようであります。今の話で、相当住民には周知されているようでありますけれども、それぞれが危機感を持って、危機意識を持って、雨のときには対応していくということが大事ではないかなと思います。

さらに、行政、住民一体となった訓練をさらに深めていただきたいと思います。

東山はいずれにしても全ての沢筋が土石流危険区域ということで表現されて、さらに危険なところも中にはあるようでありますけれども、そうだとするとこの山全体、東山に住む皆さん全体がそういう認識を持って、防災に取り組んでいくということが大事かなと思います。大いに住民の皆さんとのコミュニケーションを深めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問にまいります。

最後に1点、これは提案でありますけれども、全く素人的な考えであります。過日、北アルプス広域消防署の視察に伺ってきました。そのときに鷹狩山に高所カメラが設置されておりました。説明を受けると、大町市のかなりの範囲をカメラで捉え、事故、災害、火災などの状況が映像で見られるというシステムでありました。アップにしますと人の表情までわかるという、かなり精度の高いものであったような感じがいたします。

私は、豪雨災害に限らず平素の監視、災害時における現状把握にはかなり有効ではないかと思えます。そこで、これは広域の案件だと思いますけれども、高所カメラの設置を検討してみてもどうかと思えます。また、可能かどうかわかりませんが、池田、松川の両町村の高台にカメラを設置して、お互いに状況の把握を行ってはどうかと思えますが、いかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） 高所カメラの設置についての御質問にお答えを申し上げます。

広域消防に新たなカメラが設置をされまして、私もその効果を確認をさせていただいたと

ころでありますけれども、高所カメラにつきましては、大きな災害発生時の状況ですとか、火災が起きたときの位置の把握というふうなときに、効果を発揮するものであらうと思われ
ます。池田町は広津、陸郷地区を含む東山一帯が土砂災害の警戒区域でありまして、全体の
状況を把握するという点では、池田町のみでそれを設置するという事はかなり無理がある
のではないかなという点につきましては、議員さんが言われるとおりと私も思います。

また、山の向きにもいろいろ方向がありまして、また隆起などによっても地形がかなり変
わってまいります。これらの複雑な地形に対応するだけのカメラを設置をするということに
なるとなると、広域全体で行うと仮にした場合でも、かなり綿密な計画のもとに行う
必要があるというふうに想像されるわけでございます。現時点ではそのようなお答えとさせ
ていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 11番、甕議員。

〔11番 甕 聖章君 登壇〕

11番（甕 聖章君） ちょっと疑問を感じたのは、大町市だけにどうしてあるんだろうか
ということ。単純な疑問ですけれども、感じました。

そうだとすれば、広域全体で大いにこれも計画的にカメラの設置もこれから、先ほど高瀬
川には6カ所のカメラが設置されて監視しているということを考えますと、これも平地、あ
るいは山間部でも同じことが言えるのではないかと思います。大いにこれからの検討課題と
して広域に上げていただきまして、北アルプス広域全体としてこんなことに取り組んでい
ただければ防災に大いに力を発揮するのではないかと思います。

そんなことをお願いしまして質問を終わります。

議長（立野 泰君） 以上で甕議員の質問は終了いたしました。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

議長（立野 泰君） 休憩を閉じ再開いたします。

矢口新平君

議長（立野 泰君） 一般質問を続けます。

3番に、2番の矢口新平議員。

矢口議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） 9月定例議会一般質問、2番、矢口新平です。

まず初めに、通告の1番と2番が入れかわりまして申しわけございませんでした。

それでは始めます。

秋の声がもうすぐ近くまで来ています。池田の八幡神社の祭りが近づいてくると秋を感じます。暑い夏がうそのように去っていき、朝などはちょっと肌寒いこのごろです。

私は、また3つの質問を用意しました。よろしく願いいたします。

1つ目は、池田工業高校についてであります。6月定例会にも質問をいたしました。町長さんより明確な御返答がございましたので、またさせていただきます。

8月度より町営バスが、利用する高校生と75歳以上を対象に1カ月ごとに運賃が半額になる定期券を導入いたしました。今まで明科駅から池田工業高校までバス利用の生徒さんたちは通常運賃だと1万6,200円、回数券だと1万4,700円であったのが、今回の定期券を利用すると8,100円となり、親御さんの負担は50%で済むということで、大変よかったかなと思います。

質問ですが、どのくらいの学生が定期券を9月に購入をしたか教えていただきたいと思えます。また、75歳以上の定期券はどんな状況なんでしょうか、教えてください。お願いします。

議長（立野 泰君） 小田切住民課長。

〔住民課長 小田切 隆君 登壇〕

住民課長（小田切 隆君） それでは、9月5日現在での状況をお知らせしたいと思います。

まず、高校生の関係ですけれども、明科高校へ通っている生徒の皆さんが11名購入されており、池工生は1名、安曇養護学校生が1名、創造学園へ通っている生徒さんが2名ということで、合計15名の高校生が購入されており、これを路線別で見ますと、池工生が安曇野線ということで、残りが全て明科線という状況になっています。

また、75歳以上の高齢者の方につきましては2名おりました、巡回線の利用者という状況になっております。

以上であります。

議長（立野 泰君） 2番、矢口議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） 小田切課長、ありがとうございました。

高校生に至っては15名と、創造学園の生徒まで買っているということで、親御さんの負担的に考えれば、本当に池田という地の中で町が援助しているというところが見えると思うんですが、高齢者75歳以上の方に関しては、課長どのような御見解でしょうか、今の時点で。

議長（立野 泰君） 小田切住民課長。

住民課長（小田切 隆君） 高齢者の方はどうしても巡回線の利用ということになります。定期券を買うメリットとしましては、大体週3日以上乗られないとメリットがないという状況でございます、2名の方につきましては、いずれもほぼ毎日乗られている方でありますので、メリットが出てくるわけであります。

よく、6月の議会以降、私どものほうにも問い合わせがくるんですが、週2日ぐらいの利用者であるという方についてはどうなのという質問がございまして、私どもとしましては、3日以上でないちょっとメリットのほうは出てきませんよと。ですから、週1日ないし2日の利用者の方については、現在、回数券をお勧めしている状況ということでありまして、中にはぜひ回数券の割引きをしてくだささいといった望む声も出ております。

議長（立野 泰君） 2番、矢口新平議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） では、ちょっと本題ではないんですが、この件2つだけお願いをしたいと思います。

今課長が言われたとおり、75歳以上の人は、毎日お風呂とか安曇病院とかへ行かれる方はこの回数券が3回以上になって大変お得だそうなんです。ただ、お風呂へは自宅に入って、リハビリだとか病院に通う人にとっては週2回ぐらいがどうも病院のサイクルの中にあるみたいで、回数券のほうがお得だと言うんだよね。ぜひその辺も含めて課長、これは予算も90万円ぐらい来年まで盛っていますよね。だから、このままいっても若干下だと思うんですよね、この15名と2名では。ちょっとその辺の検討をまた来年に向けてやってもらいたいと思います。

また、もう一つ町営バスについてお願いがありまして、どうも回る速度が、ちょっと場所が多過ぎていつも何分おくれで来るみたいで、もうちょっと町内を走る巡回バスですので、もっと余裕のある時間帯を組んでいただきたいというのが利用者の声でございます。二、三分おくれるのはもう当たり前で、運転手も悪いねで済んでしまうみたいで、巡回バスだったら交通事故等の心配がありますので、もうちょっとゆっくり回れるコースを、時間をちょっと考えていただきたいと思います。町営バスについてはそれだけです。よろしくお願いします。

また、これをやることによって、池工のアピールができたかと思います。池田工業高校は、池田から通う生徒さんたちに対して町として援助をしていると、そんなような中で、ぜひ町長も外に向かってアピールをしていただきたいと今思っています。

池田町にはJRが通っていません。県立の高校が2校あり、町長の前回言われた池田町にとってとても大きな財産だと思います。7月の県教委の定例会の中で、2018年以降の県立学校2期再編に向けて、県高校将来検討委員会が14名の委員によって発足をされました。新聞にも取り上げられ、2015年中に方向性を定め、提言すると言われました。

当時、私も2006年時に89校の県立高校がありましたが、第1次高校再編計画が行われ2016年には79校となります。10校がなくなってしまうわけでありまして。第2次再編計画最終が2028年ぐらいの予定とのこと、今度はどのぐらいの高校がなくなるのでしょうか。

2006年度、当時私も池工のPTA会長として、何度も高校再編の検討委員会に長野県各地に参加をしました。もちろん、その当時、池工も対象の一つでしたが、大北は最終的に大町校と大町北校が統合ということで落ち着きました。しかし、長野県内の中学卒業予定者数は2014年の2万1,000名をピークに22%ずつ減っております。人口減少に加え価値観の多様化やグローバル化といった社会変化も踏まえ、高校の基本理念や適正規模、魅力づくりなどを話し合い、専門学科を置く高校は議論が先行している県産業教育審議会との答申を反映させるとしました。2016年、2017年度中に具体的に計画を進めていくと伊藤県教育長は述べております。幸い、池田工業高校は電気、機械、建築と、明確な目的を持った生徒が集まるものづくり校なのです。しかし、県全体の中では、これだけでは生き残れるという保証は全くございません。

ここで質問をいたします。

高校再編について、池田工業高校について、安曇養護学校が池田町にあるという現実を再度お伺いします。町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 池田工業高校、安曇養護学校に対しての認識ということでお答えさせていただきます。

池田工業高等学校並びに安曇養護学校の両県立の学校が、地元池田町に存在して歴史を刻んでいただいていることに対しましては、町の大きな社会基盤の充実に貢献していただいていることはもとより、そういう中での地域力アップに大きく寄与していただいていると考えております。

いろいろな産業振興面にとりましても有益でありますし、また福祉面にとっても有益であります。また、交流等によりまして、地元池田町の児童・生徒との交流において教育的な面からも大きな教育的な財産であると考えております。その他、有形、無形の大きな地域の財産として大事にしていかなければならないという認識でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、池田工業高校を育てる懇話会ということで近く発足をしたいと思います。この会長は地元町長として使命を果たし、積極的なバックアップの中で地元高校を応援し育てていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（立野 泰君） 2番、矢口新平議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） ありがとうございます。積極的に支援をしていただけるという言葉がいただきまして安心をしておるところなんです。県全体の高校の全体の流れの中からはいくと、本当に池田工業高校自体がうんと不利なところにいます。

そういう中で、これから後にも出ますが、白馬高校はもう村を挙げてやる段階に入っています。池田もそろそろ入ってくるのではないかと思います。ぜひ高校生の声が池田町に、自転車が通るようなことを残すように、町長、任期中の中でしっかり考えていただいて、池田工業高校というのは本当に池田町にあって県立高校なんです。ぜひそういう中で町長が今言われたとおり、社会基盤だ、地域力だ、大きな財産だ、そういう中であって、大事にしていくことが池田町の将来にいろいろな意味でいけるのではないのでしょうか。

それと、ものづくりという、本当に私も工業系ではないんですが、本当に素晴らしいと思っております。ものをつくるということは本当に素晴らしいことで、それを何とか池田の町で残していただきたいというのが私の本音でございます。

前回にも申し上げましたけれども、池工には全国でもまれに見る池工版デュアルシステム

があり、9年連続で9年目を迎えております。生徒が1年間、週1回地元企業に出向いて、社会生活の中で企業人と一体となり課題をつくり勉強していくシステムであります。全国では珍しく、注目され、県外でもかなりこれが行われようとしています。企業は全くのボランティアでございます。地域高校のために手伝いをしています。そして、町としても今、企業と一体となって後押しすることが必要かと思えます。

先ほども話しましたが、白馬高校は存続に必死であります。村を挙げています。今回、池田町も何かをしなければ池工がなくなる可能性は非常に高いと考えます。地元自治体の体制は絶対必要条件の一つであります。教育長、この辺についてまたお考えをお願いいたします。前回は聞きましたが。

議長（立野 泰君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） それでは、池田町として、池工への協力体制につきまして、具体的な対応についてお答えをさせていただきたいと思えます。

町では、今年度初めてでありますけれども、池工の入学式に町を挙げて新入生を歓迎しているという意味を込めまして、「御入学おめでとうございます」という看板を出させていただきました。

それから、町のみんなの文化祭に出展を池工にお願いをいたしまして、一昨年はソーラーカー、昨年は生徒が作製しましたリアルかしを出展していただきました。また、総合型地域スポーツクラブ「大かえで倶楽部」におきましては、昨年から池工にありますボルダリングをお借りし、現在子供を含めて多くの方に楽しんでいただける人気メニューとなっております。

平成23年の池工の90周年におきましては、町から多額の補助金を支出し、池工からはベンチ6台を町にいただいております。本年につきましては、町の3校の校長会におきまして、池工の田村校長先生をお呼びし、小・中と池工の連携を確認をいたしております。また、本年度は高瀬中学校から16名もの多くの生徒が池工に入学し、野球部にも多くの生徒が入部しております。また、池工には定時制があり、高瀬中学校としても1つの進路の選択として大変ありがたいことでもあります。

このように現在町として、できる限り池工との連携が深まるように努力をしているところであります。

池工は平成21年6月に策定されました第1期長野県高等学校再編計画で第4通学区の中で、工業高校として松本工業高校を基幹校として、池工はその周辺の専門高校であり、特色校と

いう位置づけをされております。この計画によりますと、平成30年度までの計画であり、その間に、先ほど議員のおっしゃるとおり現在の89校が79校に再編、統合されることになっております。その対象の中に池工は含まれておりません。

しかし、議員がおっしゃるとおり、その後の保証は全くありません。平成26年度の高校入試におきまして、大北地区は大北管内から他地区への流出率は30.5%、差し引きしますと76人で、約2クラス分の子供が安曇野、松本方面に進学したことになり、少子化の中、大北地区はさらに流出が激しい地区であります。

そんな状況を危惧する中で、現在魅力ある池工をつくる検討委員会では、県教委に向けて、職業高校、地域高校として存続するための提言を作成中であります。この提言は、先ほど町長が申しました池田工業高等学校を育てる懇話会にも理解をいただき、共同で提言する予定になっております。

この懇話会は町長を会長といたしまして、大町市、松川村、生坂村、安曇野市の市町村長と議長等からなり、池工の魅力づくりを目的とする組織であります。このように町として池工の存続についてはできる限り連携、協力を惜しまず、他地域の先頭に立って進めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（立野 泰君） 2番、矢口新平議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） いろいろソーラーカーとか、みんなの文化祭とか、本当にもっともっと池田工業高校を活用していただきたいと思います。

それと、先ほども町長が話しましたけれども、池工版デュアルシステム、社協では2名受け入れています。ぜひ、池田町役場でどうでしょうか。来年以降の生徒の受け入れということで、建設課とか水道課とか、いろいろな現場とか役場もあると思うんですよ。そういう中で、子供たちを2名、3名、週1回、デュアルシステムで役場の内容を知っていただくという中で、町長、来年以降ちょっとお考えがもしありましたらここで言っていただきたいと思います。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 池工の生徒が地元池田町の中で活躍、行動していただくことについては、大いなる賛成を持っておりますので、そういう中で体験を望むなら池田町役場としても門を開きたいと思います、また、地元高校を優先という観点から考えますと、今後の中での

採用人数にもよりますが、池工生を考えてもよいかないということをまた検討していく必要もあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（立野 泰君） 矢口新平議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） 町長、きょうは建設的な意見をいただき、本当にすんなりいきましてありがとうございます。来年以降、また採用等期待をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次へ入りたいんですが、その前にもう一つ、町長、どうしてもこれはデュアルをやるとお金がどうしてもかかります。その辺も来年の3月の予算の中で赤田工業さんとか、中山工務店さんとか、木も切ってやっていくとどんどん短くなりますので、そういう中で若干のバックアップもまた考慮の中に入れていってもらえたらありがたいという希望でございますので、その辺もまた考えていっていただきたいと思ひます。ではよろしくお願ひします。

それでは2番目の質問に入りたいと思ひます。

安曇総合病院について質問いたします。

ことしの9月より7階建ての病床の改築が40億円強という予算の中で始まっています。私たちが今図面上で想像するよりはるかに大きく、そして立派な建物になるかと思ひます。想像はしにくいと思ひますが、しかし、この立派な建物が建ったとき、間違いなく池田町にとっては大きなシンボルになるのではないのでしょうか。

人口1万人余の町の大きな病院があり、600名もの病院関係者が働き、多くの患者や見舞い客が毎日池田町を訪れてきます。その中に、病院内には小さな売店がありますが、全然足りる状態ではない状況です。近くにセブンイレブンがあるだけでございます。食堂や花屋さんや本屋さんや喫茶店というものが周りにありません。今、町では社総交の安曇病院周りの道路の整備の計画がありますが、同時に、地権者と土地と一緒に道の交渉の中で店舗用土地の誘致をしてほしいと考えます。

町内の商店も後継者がいないとか、閉店を考えている店も何件かあります。このままでは町内の商店街はなくなってしまいます。町が安曇病院の周りに店を誘致して、安曇病院を核とした町づくりを考えるときではないのでしょうか。移転、新規出店という中に新規オープンのできるプランを町が示したらどうでしょうか。

この辺、よろしくお願ひいたします。どうでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 安曇総合病院の改築に伴う町の将来像ということについてお答えしたいと思います。

安曇総合病院は、地元池田町を初めとします1市1町3村の大北地区、さらに安曇野市や生坂村などが医療圏となっております。職員数は621人と、池田町の事業所の中では最も多くの職員を有した病院であります。近年、患者さんの数も大変多くなり、診療科は21を数える中、来年11月には7階建ての新しい総合病院としてリニューアルされるわけであります。

今回の社会資本総合整備計画で、病院も町なかの賑わい創出の一つとして大事な施設と捉えておりますので、これにつきましては雇用を含めて、今後の事業展開に大いに期待するところであります。

この施設では、多くの方々が御利用され、さらに多くの方々が勤務されておりますので、この方々が町なかを周回できるように、道路計画では南北道路を中心とし拡張する計画をしております。現在、病院周辺で慢性化している駐車場確保が急務とされておりまして、周辺地域での営業施設の誘致には非常に厳しく難しいものがあります。

私は病院においでの方々に町なかを回遊する中で商業等活用エリア、または商店街の中での有効な利用をしていただけるように考えていきたいと考えております。商業等活用エリアの検討委員会では、このエリアでは蔵を残した活用方法をとの答申がなされており、できればこの中でさまざまなテナントを誘致できればと思う次第であります。

いずれにしましても、今後病院を中心として発展する町づくりも予想されますので、社総交事業に絡めながら事業推進をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 2番、矢口議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） 商業エリア、それを活用するというのも一つだと思うんですが、もうこういう今の町長も御存じのとおり一丁目、二丁目、三丁目の商店のことを本当に考えていくんだったら、跡取りがいないというのがまず一番のネックですね。それと、商店の努力も足りないせいか買い物客もいない、買いにいかないという現象が出ているかと思うんですが、ぜひそれを打開するには、やはりこういう安曇病院みたいな大きな建物が建ち、町で今進めている社会資本総合整備計画で道路というのが出れば、やはり道路の横には商店なんですよ。

だから、駐車場等いろいろな問題があるかと思いますが、山崎課長にちょっとお聞きした

いんですが、結構、道路というの広い面積をとりますよね。だから、これから土地の買収等になったときに、やはり今まで畑、田んぼというところが道になれば、もうそれが活用ができない等あるかと思うんですよ。その道の部分に譲ったときに残りの土地が、そのとき町がバックアップして、店舗なり、ラーメン店舗なりそういうのができるような同時進行的な施策というのは山崎課長、そういうことまではちょっと大変だとは思いますが、その場面でいろいろ出てくると思うんですよね、土地の買収等の中で。そこら辺について、課長はどのようなお考えでしょうか、お聞きします。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） ただいまの御質問でございますけれども、道路の買収をした後に残地等が出るというのはあります。

ですが、その残地の活用については、どのようにするかというのは、これは個人との話し合いでございますので、その方がその残地についてこういう手法をしたいので、道路についてはこういうふうに接してほしいという、注文を受ける場合については、道路の計画の中で、工事と一緒に並行していきますけれども、その残地を私どもが商業的、個人的なもので活用するということはできかねます。

ですので、用地交渉の中で、本人がどういう希望を持っているか、またその本人が残りの残地をどのように考えているかということが一つのポイントになるかと思えます。したがって、この時点では、これはこういうふうになるという断言はできませんので、よろしく願いを申し上げます。

議長（立野 泰君） 2番、矢口議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） 課長、聞いていることがちょっと私の言い方が悪かったかもしれませんが、間違いなく残地というのが出てきますよね。それは町で買えとかではなくて、道路を要するに車の出入りができるようにしろとかそういうことではなくて、1つのエリアができて道路の確定が決まったときに、その残地がありますよね。それ全体を含めて、何とか町があっせんをして、町が売り出すのではなくて、その個人の土地を譲り受けた人に対して、そのグループが地権者が1人ではなくて、そういう中で、ここに何か施設というような提案をしていただければ、今の既存の町なかの店を閉めてそこに出るかとか、そのような方向性の示せるような土地の買収といいますが、あっせんというか、そういうのも含めた土地の開発というのをやっていただきたいなという質問なんです、どうでしょうか。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） 社総交の中の動きとしては、今のお話としては難しいかと思
います。ですので、一応お話は承りますが、これがどのように実現性に動いていくかどうか
は、私はこの場では断言できません。これは土地の利用計画、それから農振の転用、それか
らいろいろな問題がありますので、これは総合的な中で今の商店絡みも含めまして、結論を
出すという形になるかと思imasので、ここでの返答については控えさせていただきたいと
思います。お願いします。

議長（立野 泰君） 2番、矢口議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） わかりました。私もできる限りいろいろな面で協力をしていきたいと
思いますので、ぜひそんなような意見があったということ覚えていていただきたいと思
います。

また、町営バスが生坂村より安曇病院に来るようになって、生坂村の方は大変喜んでいま
す。また、松川方面からJRなどで来院する方もかなり安曇病院にいると思うんですよね。
そういう中で、これは松川村にある路線なんですけど、りんりん号の乗り入れについて、松川
のほうでも3年前に1回打診があったかと思うんですが、その前には大町からあったと思
うんです。ただ、いろいろな足かせの中で多分、直通の乗り入れができなかったかと思
うんですが、時代は変わってきています。そういう中で、松川はりんりん号はあの西森医院まで来
ていますね。西森から安曇病院までだと、明科的な要素を使ってやれば、安曇病院までの距
離は往復して6分ぐらいだと思うんですよね。そんなような、松川村も池田町も安曇病院に
対して多額な援助をしている中で道路交通法等あるかと思うんですが、その辺について乗り
入れというか、足の確保というか、そんなようなことはどのように考えているんでしょうか。
病院の将来、あるいは池田町の将来も兼ねてでありますけど、どうでしょうか。小田切課長、
ちょっと教えてください。

議長（立野 泰君） 小田切住民課長。

住民課長（小田切 隆君） それでは、私のほうで松川村のりんりん号の病院への乗り入れ
の可否と申しますか、可能性についてお答えをさせていただきますが、この問題につきまし
ては、本年の6月の松川村の一般質問で取り上げられておりまして、そのときの村の答弁と
いたしましては、松川の財政状況を見ながら関係機関と協議をし、検討してまいるとい
う答弁をしております。その後、町にはまだ何らかのアクションが起きていないと
いうのが

今の現状でございます。

まず、松川村としましては、現在の運行状況、これは表面上無料の福祉バスという位置づけで行っておりますが、これが他町村へ乗り入れできるかどうかということ、まず陸運局のほうに確認作業をしていただいてから町の協議に入っていくものと思われま

その後、もし町のほうに協議があった場合に、町としましてはもろ手を挙げて賛成するかと言われましても、なかなかそうとも言えない部分がございます。と申しますのは、松川線なんです、これにつきましては年間140万円の利用料収入がございます。このうち松川村の住民の方が3分の1から4分の1を利用されていると仮定しますと、おおよそ年間40万円の利用料ということになっておりますが、これがなくなってしまうということと加えまして、現在松川村のほうからは運行協力費ということで60万円のお金をいただいております。これが乗り入れされるということになりますと、もう松川村ではこれを支出する必要がありませんので、合計いたしますと年間100万円が町の収入減という形になってまいります。

池田と松川の関係だから年間100万円くらい落ちてもいいじゃないかという、町が大人の対応をとった後、次は出てくる問題は停留所の問題になってまいります。この停留所は、今度は池田町議会が議決をする問題ということになっております。

この両方の要件を満たせばオーケーかといいますと、実はこれから申し上げることが一番大きな要素の障害として出てくるわけなんです、御存じのように松川駅前では、観タクさんが営業拠点を設けております。ここの競合という問題が非常に大きな問題となってまいります。確かにタクシーの自由化ということが制度化されておりますので、何も支障がないような感じは受けるんですが、ただ、これにつきましては不特定の住民の方が多く集まる都市部での話という注釈付きの制度化になっております。

ですから、地方につきましては、特別措置法に基づきまして、既存事業者の既得権を守るという保護政策が打ち出されておまして、今回のケースはこれに当たってくるということでございます。実際、一昨年、大町市の場合でも市長さんの強い意向がございまして、安曇病院の乗り入れを正科経由と常盤松川経由で2路線乗り入れたいということがあったんですが、最終的にはなかなか観タクさんとの協議が整わずに断念したということがありますので、やはりこの障害というのが非常に大きな問題になってくるかと思えます。

先ほど私どもの明科線の例が出されまして、私どもは明科高校までは安曇野市の市営バスと競合ということがあったのですが、朝一番と夕方一番ということで特例的に認めていただいておりますが、そのときにも陸運局で強く言われたのが、本来安曇野市のバスを利用する

方につきましては絶対乗せてはならないという強い要望が来ておって、これをそれぞれ朝夕1本ずつであって、しかも明科高校から駅までの間だということですので何とか認めていただいたわけなんです、今回の松川線の場合につきましては、西森まで来ているわけですが、松川駅での池田の町営バスとも時間を合わせてあるということがあるものですから、ちょっと明科線の競合状態とは変わってくるということがあるものですから、先ほど言った保護政策等の絡みもありますので、ちょっと簡単には恐らくいかないのかなというような見込みであります。

議長（立野 泰君） 2番、矢口議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） 課長、簡単にはいかないというのは十分承知しています。

ただ、将来的に福祉バスだ町営バスだという区別がいいのか悪いのかということもあるかと思うんですが、有料か無料かね、これは同じ大北に住んでいる住民が同じ条件の中で、同じ環境の中で動くというのをもうちょっと考え、一つ一つの国土交通省等の問題、既得権の問題等については解決する方法はあるかと思うんです。

ですから、もうちょっと我が町だけではなくて全体を見た広域になるのか、だからそんなような意味で、大町としても安曇病院、大町病院、あるいは穂高病院の専用バスがあれば、本当にメリットが大だと思うんです。それと我々はみんな自動車を運転していてわからないんですが、バスで動いている方にとっては本当に大事な交通の便だということにおきまして、この質問はやめさせていただきますが、ぜひその無理だということを頭から取って、何とかしようという、小田切課長の強い頭のいいところでもうちょっと勉強をしていただいて、来年の3月にはいい返事ができることを期待して、この質問はやめさせていただきます。よろしいでしょうか、期待しています。

それでは、ちょっと時間がなくなりまして、最後の質問とします。

美術館、創造館、クラフトパークについてお聞きします。

9月2日の議会協議会のときに、池田町立美術館の指定管理者制度の導入についての提案がなされました。美術館にかかる経費は5,400万円くらいで、来場売り上げが約1,000万円とのこと。来場者も非常に少ないとのこと。6月の一般質問時に、町長も指定管理の導入を計上していると言われました。美術館もちょうど20年という歳月が過ぎ美術館も古い建物となり、空調も余りよくないとのこと。空調がよくないというのは、高額な立派な絵をもしお借りしたときにその足かせとなると、そんなふうに聞きました。

また、指定管理料はこの間の課長の話によると3,000万円ぐらいで、学芸員の給料を含むという説明を受けました。私は指定管理ということについて反対をしているのではありません。ただ、そのほかにクラフトパークと創造館、これは3つの部門が1つの場所にあるわけです。美術館だけというのはちょっと早過ぎるのではないかということで、私が今回の一般質問にしましたが、美術館、クラフトパーク、創造館全体の一つの評価説明書に出てくる金額というのは8,000万円強です。これだけの大きなお金のところに草刈りだ、管理費等で消費されているわけです。これがもう20年これが続いてしまったと、これが現実だと思うんですが、そういう中で、それでは美術館だけ指定管理ということで持っていった方がいいのか、あるいはもうちょっと町民の方、議会、行政の方はもうちょっと私は話し合いを持つべきだと思って、この一般質問をしています。

議会でもまだ十分な方向性を出すところまではいっていません。それと来年の3月、今の館長との契約が切れ、それで4月1日から指定管理ということです。もうちょっと町長、時間をかけて話し合ってやることはできないでしょうか、質問いたします。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 美術館につきましては、指定管理者制度導入に至る経過としまして、池田町第5次総合計画の策定に当たり、先人より引き継がれた芸術文化の遺産をいかに町民が親しみを持って触れ、町内外の人たちがその価値に気づき、新たな振興を創造していくことを具体化させるため、前町政においての平成19年度に、「芸術文化による地域振興検討委員会」が発足し、協議に及び答申がなされました。

これに基づきまして、この具現化を図ることは、私は今の美術館のおかれた財政状況、入館者数を踏まえた状況から見れば急務だと考えておりますので、これは町民の皆さんのために一般会計からの持ち出しをできる限り抑えることが、私は財政の健全化において大事だと思いますので、とりあえず美術館の改革に一步先を布石を打っていきたいという考えであります。

その後、あわせて創造館とクラフトパークとを考えていくことがベターだと思っておりますので、美術館については長年の懸案でありますので、そういう点ではぜひ議会の皆さんにも御理解いただきまして、平成19年度における有識者が何回かの会議をいただく中での美術館を指定管理にすることがベターだという答申をいただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

この答申につきましては、美術館の改革の大きな柱として経営形態を含めた抜本的な見直

しを図ることを目的とした「指定管理者制度の導入と、第三者への経営移譲」が提言されておるわけでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

指定管理者制度導入の前段としましては、経営改善を図ることを目的に、平成23年度より美術館運営業務委託とし、館長職を外部委託し、民間活力を取り入れ、多種多様な企画展を多数展開してまいったわけでありますが、入館者につきましては思うようには伸びていないのが現状であります。美術館運営につきましては、本来経済性のみを追求する施設ではなく、芸術文化の振興に資する文化施設であります。ここ数年、町の財政的な負担縮減が重要な課題となっていることから、現状では大きな美術館の出費に対しましては、指定管理者制度をもって効率よい運営を図ることがベストだと思っております。

昨年より美術館運営協議会、定例教育委員会でも検討を重ねてまいりながら御理解をいただいていたところであります。本年、美術館が開館20周年を迎えたことを一つの区切りとしまして、より効果的かつ効率的な経営を実現させるとともに、より一層来館者へのサービスを向上させるための指定管理者制度の導入、管理運営について、プロの感覚で創意工夫ある提案を募集することといたしましたので、御理解をいただきたいと思っております。

指定管理者制度を導入することにより運営管理者は変わりますが、美術館の池田町の芸術文化の拠点施設としての位置づけ、また管理運営の基本コンセプトは、現在のものをそのまま踏襲し運営に当たっていただくことを基本と考えております。管理者の創意工夫により経営の改善と芸術文化の伝承、創造に努め、町民が美術館への誇りと愛着を持っていただけるように期待するものであります。

議員御指摘のクラフトパーク、創造館を含めた範囲での指定管理者制度を導入検討することではありますが、将来的にクラフトパーク全体を包括した指定管理も検討していきますので、まず前段として急を要する美術館運営につきましては、ぜひ御理解をいただきたいということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（立野 泰君） 12時となりましたが、一般質問を続けさせていただきます。よろしくお願ひします。

矢口議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） 今、町長が言われたとおり、指定管理ということの中で、ちょっと検証をしていかなければいけないことが3つくらいあるかと思うんですよ。

平成23年からと言われましたが、3年契約で新見館長とは来年の3月に切れるという理解

でよろしいでしょうか。3年で、1年延長ということ、そういう中で、成果資料を見る中で御質問します。課長にしましょうかね。課長さん、これはこの入館者数の数字を見る限り平成21年から25年まで出ています。そういう中でどうなんでしょう、見た感じでこれは指定管理を入れて、館長を入れてお願いをしてやった数字、それとその前の役場の皆さんが努力した数字とを見て、入館者数、あと物品の販売等について、総合的に課長どのお考えでしょうか。

議長（立野 泰君） 宮崎教育課長。

〔教育課長 宮崎鉄雄君 登壇〕

教育課長（宮崎鉄雄君） 今、議員御指摘の平成23年度よりの3カ年の検証ということでございます。

確かに入館者数増減については、減少傾向にあることは確かでございます。ただ、有料入館者数を見ますと、多少の増減はあるものの、平成21年、平成22年との変わりはないということで、確かに民間感覚を導入をしてということございましたけれども、大きな成果は見られなかったと。ただし、来館した方には幾つか本当に多くの新しい企画展を御紹介できたということは実績の一つではないかと。ただ、入館者数には確かにそれほど反映はされなかったことは本当に残念に思いますけれども、そちらの検証をした中で今後の指定管理者というものに新たに一步踏み出していけたらという形でございますので、よろしく願いをしたいと思います。

議長（立野 泰君） 2番、矢口議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） 要するに、館長を入れても入れなくても、ここ5年の数字を見る限りは何の変化もないと。これは金額的な部分等あると思いますが、その辺はきちんと検証をして、新見館長が悪い、いいではなくて、池田町として、これは館長を入れて3年間やったけれどもだめだったと、そういう解釈でよろしいでしょうか。

議長（立野 泰君） 宮崎教育課長。

教育課長（宮崎鉄雄君） 先ほども申し上げましたように、企画展では幾つか新しいものを数多くやっていただいたということでは実績はあった。ただし、入館者数には反映されなかったということで、全てを否定したという形ではございませんので、よろしく願いをしたいと思います。

議長（立野 泰君） 2番、矢口議員。

〔 2 番 矢口新平君 登壇 〕

2 番（矢口新平君） ちょっと時間もありませんので、それと電気代の件です。

クラフトパーク全体と、それと美術館の90%ということで、大体電気代はことしは1,000万円ぐらいでよろしいでしょうか。

そういう中で、ことしは1月から御存じのとおり3月まで閉館しています。それで、要するに冷房と暖房になりますが、冬の期間は月に150万円強ですか、それと夏の部分は大体100万円ぐらいということは、冬の暖房費が大体500万円近くかかっているわけ、それがことしはクローズしていますから、ほとんどその金額はゼロではないですが、そんな大きな金額になっていないと。

それと美術館の電気代の設定なんですけど、12カ月のピークをとるということをお聞きしました。そうすると、ことしは去年の実績できていますので、ことしの実績が今度は来年の実績に変わると。そうすると通常の電気代が、私がちょっと試算したところだと400万円ぐらい安くなると思うんです。その辺は来年の電気代についてだけ、宮崎課長それだけ教えてください。

議長（立野 泰君） 宮崎教育課長。

教育課長（宮崎鉄雄君） 電気代につきましては、議員御指摘のとおり使用電力のピーク時が基本料にはね返るとい形でございます。昨年といいますか本年2月閉館ということで、本年は一応12月の終わりから3月上旬までの運営については休館ということになります。ですので、それが1年間ということになりますので、来年ではなくて、再来年にこの3カ月弱の冬場の閉館のはね返りというのが、反映をされるということのように認識をしておるところであります。

議長（立野 泰君） 2番、矢口議員。

〔 2 番 矢口新平君 登壇 〕

2 番（矢口新平君） 来年でも再来年でもあれなんですけど、要するにことしの分をまた来年の分がその次の年に回っていくと、そういう解釈をしています。

そうすると、電気代だけの話をしましたが、大きな金額が節減できてるかと思うんですよ。そういう中で新見館長にも400万円強のお金が出ております。そういう中で新しい斬新なパワーを入れていただいたということは理解をしますが、それでは町長も先ほど言われて築20年と、勝山町長がつくられた建物ではないですが、築20年たって、指定管理という方向に動いているのは、私ほうんといいかと思うんです。

ただ、もう20年やっていますのでもう現に、いろいろ空調等、階段が悪いとかいろいろありますよね。そういう中も含めて、町民と議会と行政と一緒に、もうちょっと検証していく時間が私はぜひ必要ではないかと思って今質問をしております。急ぐことはないと思うんですよ。もう来年、再来年でももしか館長不在でやったときはその1,000万円という電気代云々からいって、大きなお金が減ってきます。1,500万円減るか1,000万円減るかという議論になるかと思うんですが、全体的にも減ってくると思うんです。

そういう中で、もうちょっと我々議会としても、一般町民としても、もうちょっと説明責任を行政のほうで果たしていただきたい。議会基本条例の中でも工程がありまして、その工程の中に金額等が入っております。口頭でかかる3,000万円というお金、またこれから出しますが、聞きましたが、その3,000万円の安い高い有無も含めて、町長お考えはどうでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 基本的には、今の池田の財政から言いまして、美術館については緊急を要したほうが町民の皆さんにとっては得策だと私は思っておりますので、そういう点で指定管理によるプレゼンをいただく中で、それがどのぐらい安くなるか、少なくとも最高で3,000万円で、それ以下になれば私はいいと思っていますので、まずそういうところから、そういうタイミングを大事に生かして、そういうもう時期に来ているわけですね。

前町政でも苦労される中で、そういう芸術文化の運営委員会を開く中で答申をいただいた。それは実現できない中で、もう早期に対応することが私は大事だと思っておりますので、これにつきましては、町民目線になった中では、早期に指定管理にして経費の節減を図って、いい方向で財政の健全性を含めた中での努力をしていただくということが一番大事だと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

リニューアル等につきましては、現状ではまだ即そういう必要は私はないと思っております。まず美術館の指定管理によるところの出費をできるだけ抑える中で、将来へ向かっての体制づくりをすること、あわせてそういう過程の中で、今後は創造館、クラフトパークを含めて次の布石を打てるかどうかという、そういう方法がベストではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 2番、矢口議員。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） 町長の言われるのはわかります。

ただ、町長、9月2日に我々もこれが出てきまして、まだ金額の詰め等に内容についてはよく聞いておりません。そういう中で、どうしてこれで11月に募集をして、3月いっぱい決めて、4月1日で指定管理と、こう急ぐのかなと私は思うんですよ。

町長にこの間の委員会のときに聞きましたら、1社、2社はあると。この短いインターバルの中で手を挙げてくる業者はいるんですかと聞いたら、町長はあるとお答えになりました。そういう中で、町長がおなかの中に決めた人がもしかいるのか、あるいはそういうふうに同時進行しているのか、何かちょっと結論が先にあって我々にきているような気がしてならないんですよ。もうちょっと我々議会を理解させていただきたいとか、そんなふうに本音で思うんですが、その辺、町長、ちょっと時間が50秒しかないです。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） やはり美術館に対する継続性という意味から言うと、平成19年における有識者による答申、これは基本的には大きなことです。それは議員の皆さんも公人であるなら、過去の答申書を見てどういう判断をいただいたか十分御理解いただければ、どれだけの回数で、どれだけの幅広い人たちがそういう見識を持ってそういう答申をしたかということとはわかると思いますので、そういう経過の中で最後には決断をしなければいけない。機を見てせざるは勇なきなりで、今そういうタイミングのときだということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（立野 泰君） 矢口議員、最後に何かありますか。

〔2番 矢口新平君 登壇〕

2番（矢口新平君） ありがとうございます。

議長（立野 泰君） 時間になりました。

矢口新平議員の質問は終了いたしました。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時15分

再開 午後 1時15分

議長（立野 泰君） 休憩を閉じ再開いたします。

矢 口 稔 君

議長（立野 泰君） 一般質問を続けます。

4 番に、1 番の矢口稔議員。

矢口議員。

〔1 番 矢口 稔君 登壇〕

1 番（矢口 稔君） 1 番の矢口稔であります。

9 月定例会における一般質問をさせていただきます。

今回は 3 つの質問について質問をいたします。

まず、1 番目にアップルランドについてお尋ねをいたします。

昨年 2 月に残念ながらアップルランド池田店は閉店をしてしまいました。池田町にとって大きな買い物場を失ったことで、町民は非常に多くのショックを受けたことは記憶に新しいことでもあります。町は、さまざまなチャンネルを利用して、アップルランドさん、また、さまざまな方と交渉して、何とか町のどこかで再開してほしいという願いを再三伝えてきていることを承知しております。

そこで、最近、この 12 日に地権者向けに説明会があったとお聞きしております。その内容はどのような内容だったのか、具体的な経過も含めて御説明をお願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

〔振興課長 片瀬善昭君 登壇〕

振興課長（片瀬善昭君） それでは、この前の 9 月 12 日ですけれども、第 3 回目の地権者の説明会がありました。説明につきましては、アップルランド側の部長のほうから説明があったわけなんですけれども、今までの経過説明とテナントの誘致の関係の状況等でございます。テナントの誘致の関係につきましては、ドラッグストアとか 100 均だとかホームセンター、また医療関係だとか飲食店関係につきましてテナントが出店できるかということの説明を受けました。

その中で、ドラッグストアにつきましては申し出がありました。あと 100 均とホームセンターにつきましては、商圈調査の結果、売り上げが期待できないということで、この 2 店につきましては、それぞれ 40 店舗ぐらい当たったわけなんですけれども、見送りというようなことで報告がありました。また、医療についても商圈の調査の結果、難しいというようなこ

とでありました。あと、飲食についても道路の交通量が少ないというようなことで報告を受けました。出席者につきましては地権者6名の方が出席をして、その中でアップルランドから4名の方が来て説明会を行って、今回についてはとても残念な状況だということを説明がありましたので、よろしくお願いたします。

議長（立野 泰君） 質問はありませんか。

1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） アップルランドのほうからさまざまな手を打ったということだと思います。地域性もあるでしょうし、やはり民間業者ということで、そういった関係で残念な結果ということでもあります。

やはり、非常に池田町の町民も含めてかなり期待をして、私も含めて非常に期待をしておったんですけれども、これにめげず、町としては実際今後このような形になったわけですけれども、他社等も含めてまた継続してこのような形の誘致みたいなものは進めていくのか、お尋ねいたします。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 現在につきましては、まだまだこの前説明会があったばかりということで、他社等につきましては詰めていないところがございますけれども、今後につきましては出店等の希望等の関係で、また誘致等については今後進めていきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） せっかく池田町としては一等地である旧上原跡地ですね、そこら辺のところも、またいろいろな経済の関係から出店希望というかこちらに移動してくる業者も見送ったということで、上原の跡地のところ、町有地になっているところ、そういったものは今後どのように具体的に、要するに門を開いていかなければいけないんですけれども、なかなかこういう土地があるということすらまだ知らない方も多いと思うので、そういったところも含めて、上原跡地についてはどのような誘致といいますか利用方法を考えているのかお尋ねをいたします。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） では、私のほうからは振興課としまして、企業誘致というような

ことでお答えしたいと思います。

誘致につきましては、現在、手狭というところが1社ございますので、その方とまた商工会を通す中で話してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） ぜひそういった業者が少しでも見込みがあるのであれば、町として全力を挙げて用地の活用に取り組んでいただければと思います。

そうしますと、その結果を踏まえて、町なかの再生事業への影響が今後出てくるのではないかなと思います。池田町の社会資本総合整備計画、町なか再生事業において、旧アップルランド跡地の地域交流センター及び図書館等の整備計画が来年度から本格的に始まる予定となっております。現状においてその部分は事業への影響があると判断するのか、それともないと判断するのか、その点も含めてお尋ねをまず1件したいと思います。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、町なか再生事業への影響ということでお答えをさせていただきます。

池田町社会資本総合整備計画におきましては、旧アップルランド池田店跡地周辺への地域交流センター建設がメインとなっているという事業でございます。この計画につきましては、町内への民間小売店の出店等にかかわらず、町として実施をするものでございます。したがって、アップルランドの進出や、それから撤退による事業に対する影響はないというふうに認識をしております。

なお、交流センターに隣接いたします商業等活用エリアでございますけれども、検討委員会が現在設置されている中で、引き続き検討がなされている状況でございますので、私どもとしましてはこのエリアとの相乗効果を大いに期待しているという状況でございます。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） あそこのエリアは既に利用の方法が示されているということで、今説明があったとおり、事業の影響は交流センター等については影響がないというお話でございましたけれども、やはり影響が出てくるのはそのエリアとは別のやはり商業等活用エリアのほうだと思います。

今まではアップルランドありきといえますか、そのようなものが来る想定の中でのこうい

う議論というものが主だったと思いますけれども、やはりそれが残念な結果になったということで、大きく方針を変更せざるを得ないのかなと考えています。

町の声をちょっと聞いてみますと、まず、やはり高齢者ですね、晴れるや市等が今毎週1回開かれていますけれども、それとあわせて安曇病院の前で開かれていますトラック市みたいなものを併用して、何とか今買い物の場をしのいでいるといった方がいると聞いております。なかなか本当に身近なところに商店が欲しい、おしょうゆ1本、昔は隣から借りられればよかったですけれども、なかなかそういった時代でもなくなって借りにくくなっている。また、生協などの配達業者に頼むのも、やはりコストの面や品物が自分で見て確認がとれないなどの理由から、なかなかこういう厳しいところがあると思います。

この次の質問に続くわけですけれども、旧アップルランド跡地の商業等活性化エリアの委員会は、もちろん今すぐにでも多分再開をされる、今まではちょっとなかなか見通しが立たないということで、会議の回数もちょっと少なかったようでありますけれども、早急にどのような形で商業活性化エリアの立ち上げをするのか、それと買い物弱者対策について、やはりもうちょっと町が真剣に、商業活性化エリアの方も考えますけれども、町として本腰を入れていかないと、こういった買い物弱者の方の負担がどんどん増すばかりだと感じておりますけれども、その町の考えはどのような考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 池田町の中心市街地には多くの商店があります。しかし魚、精肉、野菜を扱う小売店がありません。中心市街地から離れたところにお住まいの方だけでなく、中心市街地にお住まいの方であってもいわゆる買い物弱者とされる方は多いと思います。

議員御指摘のとおり、池田町といたしましても買い物弱者対策は大きな課題です。アップルランドが池田町から撤退し、その後、池田町商工会商業部会では、スペースゼロ及び同駐車場毎週金曜日に晴れるや市を開き、魚、精肉、野菜、パン、菓子等食品全般や日用品を販売していただいています。また、民間宅配業者による配達、配食も行われています。民間の力で新たに小売店を始めたらうと言っても、事業者は店舗等の投資に見合う売り上げがあり、採算が合うという確信がないと出店しないでしょう。

町では、池田町商工会と連携し、町なか活性化支援事業の検討を進めております。その中に買い物弱者対策の視点も明確に入れてもらおうよう、商工会に提案をしたいと思います。また、商工会では福祉と商業の連携に関する勉強会を、この秋にシリーズで行うそうですが、その検討の中に買い物弱者支援も入ると聞いています。役場職員もその勉強会に参加させた

いと思います。

なお、商工会の晴れるや市を開催しているスペースゼロまで自力で来ることができない方もおられると思います。足の確保につきましても、晴れるや市が今後さらに継続されるかどうかを見きわめながら、町なか活性化支援事業で検討をしていこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） 商工会等も含めて、今買い物弱者対策を真剣に行っているということなんですけれども、1つは、今なくなってずるずるきてしまっている状況なので、ある程度期限を区切ってどこら辺までにめどをつけたいか、社総交の事業との兼ね合いもありますけれども、社総交の事業は平成30年までという非常に長い事業になっています。買い物弱者の方はもう既に高齢の方も多くて、もう待ってられないということで、南のほうではなくて、やはり町なかに恒久的な買い物の場をとという強い願いがありますけれども、時間的な区切りのにはどのような目標を持って進めていくのか、ある意味、待ったなしの状況だと思いますけれども、お尋ねいたします。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 町なかの活性化の支援事業ということで、社総交の中に一応2,000万円という事業がございます。その中で、今後は検討していくわけなんですけれども、事業計画がそれにつきましては平成28年でしたので、それに向けてやっていきたいと思えます。また、商店等活用エリアの関係につきましても今年度中に会を開きまして、その中でアップランドということも話の中に入れて、また検討会を開いていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） 平成28年度中という言葉もありましたし、商業等活性化エリアの検討委員会は今年度中という話なんですけれども、多分もっと早くやらないと、ことしじゅう秋ぐらいには1回やらないと、やはり食べる物ですから、なかなか待ってられないということもあるものですから、早急にことしの秋早々にでもお願いしたいと思えますけれども、その点はどうですか。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） ことしじゅうにやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） あと、晴れるや市が、お客さんが定着化して、先日も私半日見させていただいた、お手伝いをさせていただいたときにも、やはり笑顔で、非常に話が楽しいといいますが、それぞれの友達同士が話し、張り合いになるというのが非常に個々に見えられて非常にいいんですけども、運営側を見ますとかなりちょっと疲れてきているというか、毎週毎週もう大変なんですけれども、なかなかそういった、疲れてきているというところもあって、考えていかなければいけないところではあると思うんですけども、ちょっと視点を変えて、例えば巡回バスの関係ですけれども、そういったものを金曜日とかは晴れるや号という名前をつけてとか、そして、要するに弱者対策の足のところに使ったりとか、買い物対策バスという視点でもう少し考えてもいいのかなと思いますけれども、ちょっと急な質問で申しわけないんですけども、その点については検討する余地があるのかお尋ねをいたします。

議長（立野 泰君） 片瀬振興課長。

振興課長（片瀬善昭君） 巡回線につきましては、現在も通っているそうです。ただ、この町なか活性化事業の中でも、やはり買い物弱者の足対策につきましては、商工会等の中で検討をしていきたいと思いますので、その後ということをお願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） ということで、ぜひもう本当に早目早目をお願いしたいというのが切実な町民の声だと思います。私もこのアップルランドについてという、同報無線で流れただけでも何件か電話をいただきました。その中でも、やはり買い物の場所がもっと近くに欲しいという声が一番多かったということでもあります。

最後に、町長に対して、このアップルランドについて含めて今どのような気持ちでおられるのか、その次の決意みたいなものも聞かせていただければと思います。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） アップルランドの閉店に伴う新たな出店ということで、当初の計画の中で地権者の皆さんが前山外科の近隣全員が賛成していただく中で、あれだけの広大な土地

が了解をいただいたことについては、地権者の皆さんに非常に敬意を表するところであります。この地権者の気持ちとしましては、何とか私たちの了解した中でのアップルランドの出店拒否は残念だけれども、次の何かチャンスがあったら、ぜひ町も積極的に対応してほしいという要望がありましたので、地権者の気持ちに応えるべき対応をしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） 今、町長の前向きな話を聞きまして、そういった地権者の気持ちもありますし、また町長の考えもしっかりしているということで、ぜひ今後にも、また新しい一歩に誘致を大いに期待したいところでございます。

2番目の質問にまいります。

地域福祉計画の早期策定をということでございます。

福祉の町池田の再生をということで、池田町はかつて介護保険制度がないころから先進的に高齢者の在宅福祉を推進してきました。しかし、平成12年に国の介護保険制度がスタートし、全国一律に介護サービスが受けられる時代になり、福祉の町池田はもう既に過去の遺産になりつつあるのではないのでしょうか。

しかし、幅広い福祉の分野においてしっかりと取り組みをしている分野もあります。一つの例として、国保の特定健診の受診率、保健指導実施率の高さであります。先日の国民健康保険運営協議会において示されているとおり、池田町は受診、指導ともに国の基準をクリアした自治体の中で、特定健診の受診率67.7%、全国で18位ですが人口1万人以上の町村では全国2位であります。保健指導実施率90.1%においては全国3位、人口1万人以上の町村では堂々の1位となっております。担当職員の皆さんの努力と町民の皆さんの協力が数字にあらわれています。

こうした池田町の現状ですが、どのような計画に基づいて行われているのでしょうか。他町村を見ると、地域福祉計画に基づいて実施をされています。地域福祉計画の策定は義務ではありませんが、自治体の責務であると地域福祉が専門の早稲田大学の田中英樹先生は述べられておられます。

策定までの道筋についてですが、地域福祉計画はこのたびの池田町第5次総合計画後期基本計画において、平成30年までの策定目標が掲げられております。しかし、池田町の高齢者人口は平成26年3月1日で33.6%となっており、平成30年の予想では36.9%と予想されてい

ます。1年で約1%という高い伸びになってきています。

この数字を1つとっても、一日も早く策定の必要性があると考えますが、町の考えをお聞きいたします。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まずは、特定健診受診率及び特定保健指導実施率は、平成25年3月に策定しました第2期特定健診、特定保健指導実施計画に基づき実施しております。同計画書の中で、平成29年度の目標数値は、特定保健受診率は65%、特定保健指導実施率は85%となっておりますので、お願いいたします。

次に、地域福祉計画であります。社会福祉法第107条で、市町村地域福祉計画、同法第108条で都道府県地域福祉支援計画が義務規定ではありませんが位置づけられております。当町でも数年前から同計画の必要性を感じておりますが、策定に至っていないのが現状であります。

今回の池田町第5次総合計画後期基本計画に、平成30年を目標に策定するべく記述してございますので、なるべく早期に策定できますように努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） 今、福祉課長の答弁にもありましたとおり、他の市町村でもかなり取り組みが積極的に行われている分野であるかと思えます。過去には、福祉はだんだんと第1の福祉、第2の福祉というふうにとんとんと進んできまして、途中までは障害者の福祉、高齢者の福祉、子供の福祉等々があるわけですけれども、今一番関心と申しますか、中心になっているのが地域の福祉というものが中心になっているということでございます。

県内の状況を見ても、策定済みが33市町村、策定予定が7市町村、策定未定が37市町村ということで、ばらつきはあるわけですが、やはり福祉先進的な町村ということで、町では箕輪町、信濃町など、やはり率先して取り組んでいる町村は福祉についてはかなり進んでいる町村が多いなと感じているところであります。

特に箕輪町はもう第2期目に入っているということで、策定がかなり内容の濃いものになっておりますし、また、信濃町においては約500人の町民に対してアンケートを行って、策定に生かしているといったところもあります。今、平成30年よりも早期にと申しましたけれ

ども、具体的にもう来年からでも取り組めるものだと思います。やはり平成30年というよりは、もっと早く具体的に進めてもらいたいと思いますけれども、具体的には進められることは可能でしょうか。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） 平成30年を目標にということで、後期基本計画に記述してございます。先ほども述べたとおりであります。現在、計画が幾つか見直し等の計画が実施されております。その経過も見ながらであります。なるべく早期に着手したいというふうを考えております。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） 先ほど受診率の目標も、既に当初の予定されていた目標を上回っているという、非常にいい結果が出ているわけございまして、ぜひそちらの地域福祉計画のほうも早期に制定をしていただいて、お願いしたいと思います。

次の、他の福祉計画との整合性についてですけれども、これは課長御存じだと思いますけれども、池田町は福祉関係の計画が老人福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、そして今年度策定中の子ども・子育て支援事業計画などの計画があって、地域福祉計画は町の福祉全体を総括する計画と認識しておりますが、他の福祉計画との整合性について、改めてどのようになってしまうのかお尋ねをいたしたいと思います。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃられるとおり、福祉関係の計画は幾つかありますが、地域福祉計画は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画であり、町の福祉を総括するものと解釈しております。ゆえに福祉課だけで策定するべきものでもなく、町行政全体で考えていかなくてはならないものと考えております。福祉関係の計画だけでなく、他の計画との整合性もとの作成になりますので、早期に庁内プロジェクトを立ち上げて作成してまいりたいと考えておりますので、お願いします。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） そのとおりでありまして、地域福祉計画は福祉課だけではやはり計画ができるものではないということでもあります。

早期に庁内プロジェクトを組織してということでありますけれども、町長の意気込みとしてはどのような考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 今課長が申し上げたように、福祉はいろいろな課が総合的に対応すべきものだと思っておりますので、そういう中で早急に庁内プロジェクトの中で十分検討して対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） ぜひ早急に、各課やはり自分たちのことと思って、また町民もまたそのプロジェクトの形が見えてきたところで、町民の皆さんとも話し合いを続けながら、よりよいものを早期につくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、そこに関連してですけれども、一番1つの地域福祉計画のちょっと異色なところなんですけれども、この地域福祉計画をつくることによって何が変わるかということ、町の福祉に対する一筋の背骨みたいなものができるのと同時に、町の社会福祉協議会において地域福祉活動計画というものが、また新たに背骨ができるわけであります。

やはり町と社会福祉協議会が福祉の柱の2本立てみたいな形で連携して各市町村もつながっていくわけですが、やはりそこら辺のところも社協も含めて協議を進めていく、また社協に対してもその活動計画をつくっていただくように働きかけていただきたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） ただいまの質問であります、先ほども述べていますように、全体で考える中では、町、庁内プロジェクトとしましても社協のほうからも入っていただくような形も考えられるかと思っておりますので、その辺で計画作成につきましては進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） やはり町の考え方が背骨がぴしっと通っていると、社会福祉協議会等さまざまな福祉機関においても背骨がぴしっと通って、町との連携がより図られて、よりよい方向、福祉の充実が図られると思われまます。特に、この地域福祉計画においては、ほかの町村もみんな社協と連携をとって、町は地域福祉計画、社協は地域福祉活動計画ということ

で、社協の目標が新たにぴしっと出るわけでありまして、こちらは町にとっても非常にプラスになるのではないかなと思いますので、ぜひ連携しながらお願いしたいと思います。

次の質問にまいります。

町の雇用に対する考え方についてお尋ねいたします。

町の臨時及び契約社員、職員の導入に対する考え方はということでございます。

昨今の景気状況を見ても、大都市では回復の傾向が見られているものの、雇用に対する厳しさは依然池田町も含め地方はかなり厳しい状況が続いています。この春、安曇野市内の大規模製造工場が社員を約4分の1に削減するなど、池田町民の雇用にも影響を与えたことも記憶に新しいところです。

池田町役場自体も100人を超える比較的大きな事業所と言えます。さきの長野県知事選挙事務において、短期の契約社員をお願いし業務に当たっていただいたと聞いております。契約社員、これは職員とも言いますけれども、を導入した経緯とメリット、そして今後の臨時職員を含めた雇用の考え方についてお尋ねいたします。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、臨時及び契約社員の導入に対する考え方につきましてお答えを申し上げます。

初めに、派遣職員の導入経過ということで申し上げたいと思います。

今回の選挙事務につきましては、今まで町職員のみで投票事務をしてきたというところでございますけれども、8月10日の長野県知事選挙におきましては、職員に加えまして、議員が言われるとおり派遣職員を試行的に採用しまして、選挙事務をしたところでございます。

今まで手当支給に際しましては職務給ではなく、携わった選挙事務従事者に対しまして一律で選挙手当を支給してきたところでございますが、総務省では、選挙手当に関しましては条例等に基づいた支給をすることとされているため、今回これを是正するために、職務給の給料表に基づきまして課長、係長等を外しまして、若い世代の職員と臨時職員、そして派遣社員をお願いして、選挙事務を執行させていただいたところでございます。

それから、派遣職員のメリットでございますけれども、選挙事務従事者として職員が減った場合、これを補う方を選任しなければならないというわけでございますけれども、なかなか一般公募では人材確保が短期間でやるということで難しく、一方、派遣職員の方は容易に確保ができるという利点がございます。また、派遣会社の方は既に選挙事務などの従事経験がある方で、即実戦力としてお願いできるという点でございます。加えまして、選挙費用が

削減できる点でございます。特に町長選挙や町議会議員選挙、土地改良区総代選挙におきましては、選挙費用は全てが一般財源を用いることとなりますので、この点におきましても大きな費用対効果があると考えます。

最後に、今後の臨時雇用の考え方でございますけれども、基本的には臨時職員の方はあくまでも臨時的事務補助員という立場をお願いをしておりますが、専門性をお持ちの方もおります。どうしてもそういう方でないといけないという場合があります。こうしたケースを除いて、臨時職員につきましては、募集に際しまして各採用条件をもとに、広く採用していくことを引き続きしていきたいという考えでおりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） 臨時職員の皆さんにお手伝いいただいて、選挙事務に当たっていただいたということでございます。

具体的にどのような募集方法をしたのか、わかれば会社名と、大体何名くらいの方を雇用して、特に町内の方はどのくらいいたのか、その点についてまずお尋ねいたします。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 会社名につきましては、ちょっとすみません、きょうは資料を持ち合わせておりませんので即答はできませんけれども、約7名の方の派遣職員をお願いしております。十数名を臨時職員、あとの残りは一般の職員が従事したということでありませう。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） それと、町内の方はどのくらいいたかというのはわかりますでしょうか。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 派遣職員の方ですか。町内の方はおりません。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） 町内の方はいらっしゃるなかったということですがけれども、我々がちょっと気になったのは、その事務補助員という方の仕事の内容がちょっとわからないんです

けれども、守秘義務等も課せられるものでもあるかと思います。特に、住民台帳みたいな選挙人の名簿みたいなものもやはり閲覧できる状況になるわけで、そういった面でちょっと心配になるところもあるわけですが、そういったところの心配はないということでしょうか。どのような取り決めになっていますでしょうか。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） やはり、住民情報を扱うということでありますので、守秘義務につきましては十分研修をするということで、この選挙の実務研修会の際にも後に残っていただいて、その点については十分留意をするということで指導をしております。また、派遣会社のほうにつきましても、そういうことは重々承知でありまして、特に訓練をされている方ですので特段問題ないというふうに思います。

また、従事につきましては地方公務員に準じた職務になっておりますので、そういったところも十分わかまえてやっているということでございます。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） どうしてもそういうところが払拭できないものですから、何かまた二重、三重のチェック、特にベネッセとかそういった大企業においても個人情報がかんたん漏れている時代で、そういった選挙台帳等についてもスマートフォンを持ってきてぱちりと撮れば、それで情報が漏れてしまう時代ですので、ぜひ注意をして、またそういった徹底をしてお願いしたいと思います。

続いて、若い世代の雇用の促進をということでございます。

若い世代の就職も難しくなっていると感じています。一時期は、再チャレンジなどの国の政策もあり、幾分改善されたかと思います。しかし、改善は一時的なものではないでしょうか。町も臨時職員としてさまざまな方を雇用しています。専門職は別として、もっと若い方の雇用の機会をふやすことは可能でしょうか。リタイアされた方の経験と実力は認めるところではありますが、若い力で行政を推進することも大切だと感じています。町の考えをお伺いいたします。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 若い世代の雇用の機会にということでお答えさせていただきます。

地方自治体におきまして、そこに居住する方々が安心して暮らすことができる数多くの行政課題の解決のために、多くの職員が携わっております。そして、近年では、地方分権一括

法などを初めとしまして、国や県の委任事務が相当な数で地方自治体に委ねられております。

また、国や県の報告など行政に求められております事務につきましては、複雑多様化しているのが現状であります。さらに、地域課題や地域要望は数多く山積している状況であります。町ではこうした現状を踏まえまして、必要な業務の事務補助員として臨時職員をお願いしているところであります。

もっと若い方の雇用をとのことでありますが、基本的に臨時職員の雇用期間は1年以内としております。各業務の適任性を踏まえまして、働いていただける方をお願いしておりますが、働きたいという方がおいでの場合は門を開いておりますので、募集があった場合には積極的に御応募をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） 先ほども矢口新平議員の話の中に、池工生とか地元でそういった有能な方があれば積極的に雇用の促進をしていくという話もございましたけれども、やはり若い人たちでなければ、どんどん時代が早くなってきていて、特に今議案書を見ても電算処理料が非常に高くなってきている。そういったものも若い人たちであれば、ある程度カバーできるものもあるかもしれません。なのでぜひ若い人たちの登用をお願いしたいものであります。

特に、中にはやはり臨時といいますか、さまざまな経営体の中で、もうかなり御高齢で年金をもらいながら、さらにまた臨時職員をお願いしているという方も中にはいるわけでありまして、そういったところもぜひ若い人たちの登用をお願いして、若い人たちに雇用の確保、やはり地元で雇用があれば、たとえ臨時でもまずはそこにとどまってもらうわけですから、それがないとさまざまなところにまた有能な人材が町外へ流出していつてしまう、そういうところもあるものですから、ぜひそういった高齢の方のポストは積極的にあけていただいて、ぜひ若い人たちの雇用の場を確保していただきたいと思ひますけれども、再度答弁をお願いしたいと思ひます。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 役場職員の定数もありますので、それら退職職員を踏まえた中での若い職員の登用につきましては、積極的に対応していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） 積極的にという言葉も聞いて、ぜひそれを実践していただきたいと思います。

雇用から生まれる人口増対策についてお願いいたします。

仕事がなくしては人口が定着しないという考え方があります。どんなに地域の環境がよくても、仕事のあるなしが一番重要であります。池田町は自然環境に恵まれ住みやすい地域とされていますが、唯一仕事の面でネックになっています。

第5次総合計画後期基本計画においても平成30年には現在より人口を550人ふやし、1万1,000人を目指すとしています。新規宅地造成も民間と合わせて100件などとなっています。しかし雇用については既存のプロジェクトの継続のみにとどまっているのが現状です。雇用と人口増対策について、具体的にどのようにして人口増を目指すのかお尋ねいたします。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 人口増対策についてお答えしたいと思います。

9月2日の議会全員協議会で説明していただきましたとおり、第5次総合計画後期基本計画では、基本構想に掲げた将来目標人口につき1万1,000人を目指すということで、人口増対策や産業創出等への積極的な取り組みを実施することとしております。

後期の主な重点施策の中で、人口増対策として若者住宅地を初めとする民間開発を含めた、最低でも100区画の宅地造成を積極的に目標と掲げました。

議員御指摘のとおり、同時に雇用の場の確保も必要不可欠と考えております。幸い、町内の製造業を取り巻く現状につきましては次第に明るさが見え始めており、昨年度は株式会社辰巳の工場誘致や赤田工業株式会社の大型設備投資も行われる中で、町でも工業誘致条例に基づき、積極的な助成金等で支援させていただきました。今後、製造品出荷額の伸びや雇用拡大が期待されるところであります。

また、後期の新規事業として内鎌地区の圃場整備事業の導入によりまして創設、換地を行い、この地の一画に工場用地を確保していく考えをしております。企業誘致を推進してまいり、このような中での、後期では人口増に向けた雇用拡大を目指し、引き続き既存企業の支援を実施するとともに、積極的に企業誘致に取り組んでいきますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） やはり住宅、また環境、そして雇用、そういった3つの柱がうまく組

み合わさって人口増が成り立つと思います。

町長がおっしゃられたとおり、さまざまな施策はありますけれども、なかなか具体化してきていないし、またそこで取り組んでいる内容がなかなか民間の方にも伝わってこないということで、1つ例を申し上げますと、空き家対策の点をとっても、やはりいま一步踏み込んでホームページ等で空き家情報を流しているけれども、なかなかそういう民間と違って行政は入り込みづらいというところもあるので、そういったところで民間のそういった住宅を分譲する方と協議会を持つなど、何か池田町にとってのメリットを生かした、景観はいいんだけどもなかなかそういったものに結びついていけないというところもありますので、そういった空き家対策も含めた、もう一步進んだ人口増の対策も必要かと思いますが、建設水道課長、いかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） 空き家対策も含めましてということですので、空き家対策については先般テレビでもいろいろな対策について報道されていたのは事実でございます。そこでも全国的ないろいろな問題、要するに官が踏み込める範囲、それと民がしなければいけない範囲、これがはっきりしていないと解説者の方が言われております。私どもとしましては、官ができる範囲ということは、長野県全体で一緒にやっており、その横の連携で今後は実施をしていくという考え方でいきたいと思っておりますので、お願いします。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） 官ができる範囲というのは限られているわけですし、やはり民間が頑張っていたかなければ、その空き家対策の面には難しいかなと感じております。

また、昨今環境がいい面で、意外と転入生が比較的池田町へは来ているということもあります。学校の教育がいいからなのか、さまざまなそういったちょうどいい人数の教育ができているからなのか、その点も含めて教育委員会のほうで何か、人口増とはまたちょっとかけ離れたりするかもしれませんけれども、池田町の魅力というものはどのようなところに感じているのかお尋ねをいたしたいと思っております。

議長（立野 泰君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） やはり、私は教育環境は池田町はすごくいいところだなと思っております。自然に恵まれた環境、それから中心地には医療関係、食糧関連等、池田周辺を見渡すと非常にコンパクトな町だというふうに思います。会染、中鵜が遠いか近いかという、問題もあり

ますけれども、大きな面で見れば、本当に人口1万人の中でいろいろな施設が整っているというふうに理解をしていますので、その中で教育環境についてはとりあえずは進んでいる。あとはやはり心の問題等ありますので、その辺が教育委員会としても、これから子供たちが池田町に誇りを持って世界に羽ばたけるような、そんな子供たちに育てていく義務があるかなというふうに感じます。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） ということで、各方面にいいメリットがさまざまなところであるのではないかなと思います。

最後に、これは提案ですけれども、そういった池田町のメリット、例えば子育てのしやすさとか、土地の適度な安さとか、こういった住環境のよさを含めたパンフレットみたいなものをつくって、例えば長野県の東京事務所に置いていただくとか、方々のところで池田町のメリットを生かしたようなパンフレットみたいなものをつくって、池田町のよさをPRしても、今あるのは観光パンフレットはあるんですけども、池田町本来のよさのパンフレットというのはないんですね。なので、そういったところも含めて人口増対策になるかと思えますけれども、最後に、町長に一言だけその点をお尋ねして終わりたいと思います。

議長（立野 泰君） 提案でいいですね。提案のみで。

1番（矢口 稔君） はい。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 基本的には観光ばかりが地域づくりではないと思っていますので、池田町の教育、文化を含めたすばらしいこの環境は誰にとっても誇りでありますので、こういうことも対外的にPRする中でIターンの皆さん、またUターンの皆さんを招致することは大事だと思っていますので、今後の中で検討していきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

議長（立野 泰君） 1番、矢口議員。

〔1番 矢口 稔君 登壇〕

1番（矢口 稔君） ということで、ぜひ平成30年に人口増1万1,000人になるように、我々も努力していかなければいけないと思いますので、引き続き行政側としても推進のほうをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（立野 泰君） 以上で矢口稔議員の質問は終了いたしました。

この際、一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時22分

議長（立野 泰君） 休憩を閉じ再開いたします。

櫻井康人君

議長（立野 泰君） 一般質問を続けます。

5番に、8番の櫻井康人議員。

櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） 8番の櫻井康人です。9月定例会での一般質問を行います。

質問内容につきましては、1件目、豪雨災害を想定しての町の対応、2件目、学校教育に今何が必要かの2件について行政の考え方をお聞きします。

1件目、豪雨災害を想定し、行政の役割、備え、住民とのコミュニケーションは大丈夫なのかについてお聞きします。

この問題につきましては、午前中甕議員のほうでも取り上げられましたけれども、非常に最近身近な問題として、さらに重要な問題ということで重複する部分はあるかと思えますけれども、よろしくお聞きしたいと思います。

ことしの異常気象は日本列島各地に被害を及ぼし、人災を含め経済面でも大きな打撃を与えています。2月の豪雪、春先のひょう害、7月、8月の台風、豪雨による土砂災害と自然の猛威を嫌と言うほど目で見、肌で感じ、無抵抗の我々にはどうすることもできない災害が続発しています。

そして、災害の都度とうとい人命が奪われ、また丹精込めて栽培した野菜、果実、稲作等が甚大な被害を受け、経済的損失は数字ではあらわせないものがあります。そして、このま

まさらに自然災害の追い打ちがあれば、日本国の危機と思われる状況になっています。

日本列島、自然災害が続発する中、7月、8月の異常とも言える豪雨により南木曾町、広島市では、土石流により多くのとうとい命が奪われ、改めて冥福を申し上げるところです。

広島市では幼児から高齢者まで逃げる間もなく土石流が襲い70名余人が亡くなり、行方不明者もいます。テレビ映像で見ただけですが、土石流の怖さ、恐ろしさを改めて感じるところです。この災害を対岸の火事と見るのではなく、長野県は山国であり、そして当町も東山を抱えており、そこには多くの沢があります。中には降雨の程度により、都度荒れる暴れ沢もあります。

そこで、自然災害の中でも町の環境からして、特に影響を受けやすい豪雨災害対応について数点お聞きします。

1点目、まず、緊急な問題として、国は土砂災害危険箇所を住民にその危険性を周知するよう緊急要請するとしていますが、この危険箇所、報道によりますと全国で52万5,000カ所、長野県内は全国12番目に多い1万6,021カ所とされていますが、当町では該当する危険箇所はどのくらいあるのか、また具体的な場所、そしてその現状がどうなのか聞きたい。また、危険箇所の定義はどういった状況、状態を言うのかお聞きします。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

〔建設水道課長 山崎広保君 登壇〕

建設水道課長（山崎広保君） それでは、櫻井議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

若干、午前中の鸕議員の質問の回答にも重複する点があるかと思しますので、御了承いただきたいと思えます。

当町では、平成22年3月長野県において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊及び土石流の危険のある区域について土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンとして急傾斜地指定箇所176カ所、土石流指定箇所51カ所、土砂災害警戒特別区域、通称レッドゾーンとして急傾斜地指定125カ所、土石流指定41カ所を当町内で指定をいたしております。

これらを指定するに当たり、池田町は5地区に分けた地元説明会を開催し、さらに自治会、地区防災会に情報、資料を提供するとともに、各指定地内の地区公民館に掲示用として畳半畳くらいの指定地の拡大図をお配りしております。また、指定地内住民用としまして、各戸にA3判航空写真に記入したものを配布してございます。なお、議会説明会におきまして

は、平成22年3月の全員協議会で説明済みと記憶しております。

具体的な箇所につきましては、多数の地区がございますので、後日指定台帳の閲覧をお願いしたいと思います。また、現況では急傾斜地の崩落、土石流発生のおそれについてはいまだ報告されておられません。さらに平成24年度より一部の特別警戒地区においては、防災対策工事に着手してございます。

危険箇所の定義につきましては、土砂災害防止法の指定基準に基づきまして傾斜角度が30度以上で高さが5メートル以上の区域、土石流の発生するおそれのある溪流においては、到達予測地点から発生予測地点までの地形勾配が2度以上を警戒区域としております。さらに、この中において住民に著しい危害が生じるおそれのある区域として、特別警戒区域として指定してございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） 確かに、過去においてそういった危険箇所の徹底がなされていると思います。こういった身近で起きている災害ですので、ぜひ再認識するという意味でも、先ほど閲覧していただくという話ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

2番目ですけれども、住宅が立地する可能性のある土地を加えると調査の中で約2万5,000カ所、長野県内ですけれどもあるという情報がありますけれども、住宅に関する危険箇所というのは、町内ではどのくらいあるのでしょうか。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） 住宅に関する危険箇所ということでございます。

まず、イエローゾーンの中の住宅数につきましては1,540戸、それからレッドゾーンの中の戸数としては15戸ということで押さえてございます。また、レッドゾーンの直下住宅、その区域に直接接している住宅、これについては約15戸、それから離れて影響が及ぶであろうと言われている住宅は123戸という結果でございます。

仮に、このレッドゾーンの中に住宅を新築もしくは増築をするということになりますと、建築基準法によりまして、土砂被害が及ぶと予想される側の壁、基礎の補強等が義務づけをされております。また、土砂災害のおそれのある区域から危険住宅を除去、解体等を行い、他の場所に移転される方については、国・県及び池田町災害危険住宅移転事業補助金交付要綱、平成22年4月1日施行でございますが、これに基づきまして補助金の交付制度がございます。

なお、県では、即時の移転勧告については現在のところ行う予定はないということでございますので、お願いいたします。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） 今答弁いただきました住宅が立地する可能性のある土地の危険箇所を数字で示してもらったんですが、確かに過去こういった住宅が該当するのはどのお宅かという事は多分調べて、各自治会に報告があったと思うんですけども、これは自治会に報告だけで、各個人に対しての報告というのは過去やられたことというのはあるんですか。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） 各個人のところについては、そのお宅がレッドゾーンに入っているという場合については、今申し上げたようにA3判の航空写真を全部お配りをしてございますので、その中に例えば私の家がイエローゾーンになるのかレッドゾーンになるのかという、認識をされているかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） わかりました。

次に3点目になりますけれども、警戒区域指定、これは自治体が重点対策を実施する区域ということらしいんですけども、それよりさらにより危険度の高い特別警戒区域というのを指定してあるようなんですが、これは池田町には特別というのは存在するんですか。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） 特別警戒区域、要するに通称レッドゾーンと言われているものだけです。現在のところ、これ以上の土砂災害防止法によりますレッドゾーン以上の上位法についてはございません。

ちなみに池田町には、あと砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等の指定がございますけれども、これは国の補助を受けて工事を行うための目的指定地ということでありまして。この指定地の中では地形の変更や行為の制限を定めておりますけれども、これは区域内の保全を目的とするもので、土砂災害警戒区域等の指定要件とは全然また異なったものでございますので、よろしく申し上げます。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） わかりました。

次の質問については、午前中、広報とか危険箇所の周知徹底についてはホームページとか云々ということですがけれども、確かに今お答えいただきました住民への危険性の徹底というのは、いろいろな資料で徹底されているようではありますが、そのときの状況と、また今回の状況とは全然変わってきている、要するに災害を重視するというか、災害に対する注意力というのはまた違ってきますので、ぜひ再度ホームページでも結構ですがけれども、一番住民が目を通しやすいのは広報、あるいは回覧だと思しますので、その辺ぜひ再度、再々度になるかもしれませんけれども徹底していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） 4番目の御質問ということかと思しますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

掲載をしてある情報につきましてはおっしゃるとおりでございますので、今後も引き続きPRに努めてまいりたいと考えております。また特に近年の状況等を踏まえまして必要に応じて広報などを通して、この災害への備えを行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） 防災について、自主防災会、これは各自治会にあるんですけれども、非常にそういった役割が重視されて、行政に頼らないで住民が地域単位で危険箇所を把握して、独自で避難基準を定める動きというのがメディアの報道にありましたけれども、数字的には県内9地区が独自の基準、あるいは19地区が検討としています。近隣市町村では生坂村、それから安曇野市の南陸郷、それから小谷村の一部が検討、あるいは実施しているという報道がありましたけれども、こういった動きについて池田町の考え方としてはどうでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） それぞれの自主防災会が設定をしている基準等についてでございますが、一人の犠牲者も出さないということの基本の一つは、その前に逃げるということというふうにも言われているわけでございます。そうしたことから、各自主防災会が危険箇所など把握をして、そしてこんなときには逃げようということを独自で定めているということでございます。

より身近な防災会に集まりまして、危険の発見ですとか、発見後の情報伝達ということに

ついて、日ごろから訓練を行うというようなことが必要になってこようかと思えます。今後は、自主防災会ごとに防災計画を整備するというのも義務づけられてくるようになりますので、それらを通して危険箇所の確認というものもより進めてまいりたいと考えております。

また、1年に1回の訓練を行っているわけですがけれども、訓練の際に危険箇所の改めでの点検といったことも促しつつ、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） こういった災害のときに自主防災会が非常に大きな役割を持つと思えます。この自主防災会は各自治会で内容は違うかと思うんですけれども、自主防災会の長については、多分どこの自治会でも自治会長が兼務していると思えますが、自治会長につきましては1年交代、あるいは2年交代で次々とかわってしまって、内容的には決められたことが継続して住民に徹底できるかというのがちょっと疑問な点もあります。

そういう意味で、この自主防災会は行政でそういう指導ができるかはわかりませんが、自主防災会の長というのは、結構長くやったほうが自治会の環境なんかもわかっていいと思うんですが、ちょっと問題から離れますけれども、そんなことはどうでしょうか。まずそういう指導がもしできるかどうかということですが、

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） やはり地域のことをよく知っておられる方が長く自主防災会の長を務めてくださるということは心強いことであろうというふうに思えます。自治会長が自主防災会長を務めてくださるところがほとんどではありますが、そうではない地区も3地区ございます。自治会長以外に自主防災会長を別に定めて、防災に関しては自治会長とは別個に活動を行うというような形をとっているところもございます。

これから地区の危険な場所だとか、それから避難のタイミングだとか、そのようなことを今後進めていく上においては、櫻井議員さんのおっしゃるようなことは大変重要なことであろうとは思いますが、それぞれの地区の事情にまで立ち入って指導ということになると難しい問題も多々出てこようかというふうに思えます。

今後の中でより地区の防災の状況などをしっかり把握していただいて、訓練などを通して、そのあたりをカバーするというようなこととあわせて進められればと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） なぜそういう問題を取り上げたかということですが、我々も滝沢の自治会につきましても、確かに平成20年から平成21年ごろ、こういった災害の情報が頻繁に出たときに支え合いマップをつくって、自治会住民に徹底したんですけれども、これは我々の責任でもありますが、そのままつくってもう五、六年たつんですけれども、全然改正していない。要するに一例を申し上げますと、75歳以上の住宅が何件あるかということで、これは色潰しでやったんだけれども、それが亡くなられてもまだそのままになっているような状況というのが多々見られましたので、そういう意味からも自治会長がかわればそのままに継続されちゃうのかなというふうな印象を持ったものですから、お願いしたんですけれども、これは自治会の問題になりますが、ぜひ自主防災会、あるいは自治会協議会等でいろいろ徹底してもらえればと思います。

それから、次に6番目になりますけれども、あと避難勧告の発令についてですけれども、土砂災害を想定した避難勧告の発令基準、先ほど午前中の答弁の中にも総務課長からありましたけれども、77市町村の勧告の基準というものが一覧で載っていました。池田町につきましては、土砂災害警戒情報や降雨量などをもとに複合的に判断しています。

新聞の紙面ですので長々とは書けなかった、言えなかったというのかわかりませんが、もっと具体的な判断基準というのがあるべきではないかと思います。近隣の市町村につきましても、松川村につきましてもは一覧表を見た限りでは池田町と全く同じ、ただ白馬村とか小谷村、大町市につきましてもは消防団の警戒現場確認とか、あるいはその現場を見て沢での流木、あるいは濁り、斜面での落石、路面の亀裂等の前兆現象が起こったときに判断すると、そういった結構具体的な基準を設けて紙面に載っていましたけれども、もっと池田町につきましても具体的な基準の表現というものはできないのかどうか、お聞きします。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） それでは、ただいまの具体的な基準の設定ということについてお答えを申し上げたいと思います。

県内では4つの市町村が具体的な数値を入れた避難の基準というものを設定をしているところがございます。内容につきましてはさまざまです、連続雨量を考慮したものとかが、あるいは時間雨量によるものとかが、前日までの雨量を考慮した設定だとか、設定はさまざまではありますが、数値的に示されているところによるものとございます。

池田町の場合には、こうした雨量のことに关しましては、気象情報などの情報をもとにしつつ判断をするというふうに行っているわけでございます。また、消防団につきましては、現場へ出向いてもらうという具体的な指示は、水の状況がどうだとかということまでは行ってはおりませんが、警戒の情報、あるいは大雨警報などが出た場合には消防団のほうに、幹部のほうになりますが一斉メールを行いまして、大雨警報が発令をされたということで地域の警戒に当たってくださいということは一斉で送っているところでございます。

それぞれ平坦部、山間部、またその中間部ということで、さまざまな地形の中に暮らしがございますので、状況に応じたそれこそ適時の判断ということを心がけて勧告をしていく必要があると認識をしているところでございます。

何を材料にして判断をするかということでもありますけれども、気象情報はもとよりなんですが、長野県河川砂防情報ステーションが提供する情報があります。また、気象台と長野県が共同で発表する土砂災害警戒情報、それから土石流なども含めた情報として、土砂災害危険度情報というようなものも、ここで発令をされてまいりますので、こういうところの情報に十分注意をしながら、避難の勧告を行うべきかどうかということ判断する必要があると思っております。

また、非常に狭いエリアで、1キロぐらいのエリアの中で雨がどれくらい降ってきたか、これからどれくらい降るのかということ判断できる情報なども、この長野県砂防情報ステーションの中にございますので、それらも有効に有用な資料として活用させていただいて、空振りしてもということにも特に配慮をしつつ勧告に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） 今、お答えいただきました河川砂防情報ステーション、これは大町市ではこの情報を基準にして、全てではないですけれども出すというふうに掲載されていましたが、他地区の話になってしまうんですけれども、河川砂防情報ステーションというのはどういう役目をしているのか。それと途中で雨量状況曲線というのを見て判断するというのを大町市であったんですけれども、このステーションの内容と雨量状況曲線というのをもしわかれば教えてもらいたいんですが。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） 雨量の情報曲線というのは、通称スネークラインとかスネ

ーク曲線とかというふうに言われているものであろうかと思います。

要は、過去にどれだけ雨が降ったのかということ、それから、これからどれくらいの雨が降るのかというふうなことをグラフの中で想像をしていくわけなんですけれども、危険の領域、これが発令の基準になるよという領域があります。そのラインがちょっとじぐざぐの蛇が巻いたような、そんな線になっていることからスネークラインというふうに呼ばれているらしいんですけれども、災害といいますか発表の基準のラインをそのラインがぐっと超えるような予想曲線が出た場合に、避難勧告を発表するというところの判断材料にしていくというものでございます。

細かなどういう雨量で、どうなっているというところはちょっとわかりませんが、大雨が降ったりしたようなときには、この曲線がどのようになっているかというところを時々注目をしているところでありましてけれども、先般、佐久方面、諏訪方面で豪雨があったわけですが、そのときの状況も見たわけですが、そのときにはまだ発表の基準のところにははるか及ばないという状況であったということは見させていただいております。ここら辺を判断の基準としていくのはどうかなというふうに考えておりますし、またこれらを判断をする際には气象台、それから県、こちらのほうでも勧告といいますか勧告判断の相談は常時乗るよということにはなっておりますので、そんなこととあわせて判断に結びつけたいと考えております。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） その河川砂防情報ステーションというのは、各県に設けてあって、要するに雨量なら雨量の情報というのは全てそこへ入ってくるというような数字なんですか。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） これは長野県ということになっておりまして、各県まで及んでいるかどうかはちょっとわからないんですが、県内の情報はこれで確認ができることとなっておりますので、県のホームページなどから、ここに入っていくという方法もあります。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） 建設水道課長にお聞きしたいんですけれども、過去、午前中にも話が

ありましたように、台風によってかなり雨量が多かったときもあったんですけれども、そういうときの事例として、東山は数多くの沢があるんですけれども、具体的にこの沢がどのくらいの水量だったとか、そういったデータといいますかマップ的なものというのは過去調べてはないんですか。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） データ的にはとってはおりません。ただ、唯一あるとすると、砂防が例えばその沢で工事をやっていたときについては、その工事の安全性を保つために水量とか雨量とか、そういうものはかって工事の一連の中ではやっていますので、そのときのデータは存在すると思いますが、降ったときにどのくらい出たというデータについては集約はしておりません。お年寄りから聞く程度ではないかというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） というのは、これは私の計算が合っているかどうかわかりませんが、例えばよく情報で大雨大雨という中で、1時間雨量が50ミリとか100ミリとかいう話が出てくるんですけれども、もし池田町全域にその50ミリなら50ミリが降った場合、池田町の面積が約40キロ平米だと、そうなるとこれは単純に掛け算をすればいいと思うんですけれども、約2,000トンの雨が1時間に降るという計算、この計算が本当にいいのかどうかわかりませんが、その雨量が地下へ浸透するのと、表面に出て沢とか川へ流れるように分かれるんですけれども、そういうことがあって、この地域の沢というのはどのくらい水が流れるかというのは理解しているのかなと思ったのでお聞きしたんですけれども、先ほどの回答で結構です。

最後になりますけれども、今回の南木曾の土砂災害、あるいは広島市の土砂災害についてですけれども、こういった気候の中では、池田町もいつそういった集中豪雨に襲われるかわかりません。いろいろな行政の立場の中で関係する3人にお聞きしたいんですけれども、町長、それから建設水道課長、それから総務課長におのこの立場から災害をどう捉えるかお聞きしたいと思います。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 災害をどう捉えるかという御質問であります。

近年、地球温暖化等によるゲリラ豪雨や雨量の増加で、想定外の事例が各地区で起きてお

ります。私の立場は、町民の皆様の生命、財産の安全・安心を担保しなければならない立場でありますので、常に土砂、土石流災害の危険性がある箇所の十二分なチェックをし、砂防事務所等関係機関へ早急な対策を実現させるということ、また住民の皆様にも危険箇所がどこなのか、自宅の近くなのか告知することが重要だと考えております。

避難すべき状況判断につきましては、関係する職員とともにマニュアルに沿って的確にスピーディーに生命のとうとさを第一に考えて、早目早目の対処をすることを心がけていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） それでは建設水道課の立場でお願いをいたします。

記録的な豪雨、特質的な土質、沢地形の深さ、急勾配等の地形等が絡み合って発生した災害と認識をしております。

当町では、過去の記録に類似した小規模災害はあるものの、人命に係るような大規模災害については報告をされておられませんし、記述もされておられません。しかし、標高差も小さく、沢地形も浅い当町ですけれども、今回の2カ所に類似した災害が起きないという確証はございません。今後も砂防事務所林務課等々と協力をし、計画的な予防治山事業の推進に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 各地の私なりの感想でございますけれども、急速に変わる状況の中で気象庁などからの情報や地元からの情報をすぐに分析しまして、いち早く避難勧告につなげるというプロセスが果たして短時間で円滑にできるか、それからマニュアルがありますけれども実際にどうなるかというところにちょっと不安を感じたところでございます。南木曾町におきましては、災害が発生する1時間前まで青空が出ていたようであります。まさにこれはピンポイントで豪雨となったということでございます。

それから、広島市では災害情報をいち早く情報を伝える手段としまして、緊急速報メールの体制が構築されておったようでありますけれども、実際にはその発信がなかったようであります。それくらい急な出来事であって、緊迫していたということだと思います。

こうしたことを踏まえますと、1人の犠牲者も出さないためには、災害対応は時間との闘いだということに感じました。したがって、情報の把握と周知につきましては、防災を考える上では重要なポイントだということに思います。また、この部分につきましては、日ごろからの訓練等で身につける必要があるということに感じたところでございます。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） ありがとうございます。

すみません、もう1回最後にですけれども、先般の防災訓練の中で渋田見地区で避難訓練を行ったと聞いているんですけれども、その避難訓練の状況はどうだったのか、あるいはまた今後生かすべきことがあるのかとか、その辺をお聞きしたいんですけれども。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） 渋田見地区のは土砂災害の避難訓練ということでよろしいでしょうか。

渋中、渋南、それから鶺山の沢を中心に、今回避難訓練のエリアとして設定をさせていただいたところでございます。特に避難の訓練そのものに特徴を持たせたということではないんですけれども、あそこのエリアが土砂災害の危険をはらんだエリアであるということと十分認識をしていただくということと、また土砂災害に関する基本的な知識を身につけていただくということから、渋南の集落センターに最終的に避難をするという形で集まっていたいて、3地区の皆さんから砂防事務所の方によるお話と、それからDVDなどを見ていただいて学習をしていただいたという内容が主なものでございます。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） では、次に2件目の質問に入らせていただきます。

学校教育に求めるものとして、教育委員長にお聞きします。

学校教育に全く我々は素人ですけれども、今の教育方針が子供たちにとって本当に最適なのか、つけ加えるべき教育というのはないのか、自分たちが受けた教育につきましては昭和初期、さらに自分の子供が教育を受けた時期が昭和の後期、そして今は第三者として子供たちの登下校時、あるいは校庭で遊ぶ子供たち、それから機会がある運動会、あるいは地域を走る持久走、中学では朝練、あるいは夕練、文化祭等で接するだけですけれども、時代の変遷とともに時の文化、伝統が薄れていくというような感じを持っています。情報、経済が肥大化し、子供たちの純粋さが失われていくような危機感を覚えます。

今の子供たちは環境面では申し分のない状況下にあると思います。一部には危険分子はあ

るんですけれども。そこで率直に今の子供たちは本当に幸せなのか、今の教育を受けていて幸せなのか、この辺を長い間教育現場を経験された教育委員長の目から見た現在の子供たちをどう評価するのかお聞きします。

議長（立野 泰君） 中山教育委員長。

〔教育委員長 中山俊夫君 登壇〕

教育委員長（中山俊夫君） 今の子供たちは幸せなのか、また、今の子供たちをどう評価したらいいのかという御質問であります。

大変難しい質問であります。私なりの見解、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、幸せかどうかは一人一人の子供によって感じ取り方は違いますし、何をもって幸せと考えるかによっても変わってきますので、一概に今の子供たちが幸せなのかを論ずることはできないと思います。

ただ、子供たちにとって幸せとは、自分の個性や能力を最大限に生かし、自分らしい人生を生きていくこと、あるいはそれぞれの子供が心身ともに健やかで、自分の願いを実現しながら精神的にも社会的にも自立していくこと、このことを幸せであると考えれば、今の子供たちにとって幸せであること、あるいはまた幸せに生きることは大変難しいと思わざるを得ません。

最もすぐれた教育環境は貧しいこと、ハングリーであることとさえ言われておりますが、櫻井議員御指摘のように、物質的に恵まれた今の子供たちは少子化と相まって、とりわけ心の面で健やかに育っていくのは難しく厳しい教育環境にあると思います。櫻井議員さんは、子供たちは環境面では申し分ない状況下にあるというふうに言われておりますけれども、私は、非常に子供たちにとって難しく厳しい教育環境だと、認識をしております。

一般的にですが、自分のわがままを抑え、他を思いやる心だとか、命を大切にし、美しいものや自然に感動する心、子供らしい夢中さや正義感等々、豊かな人間性の育ちという面で、今の子供たちに大きな課題があると思っております。

しかし、このことは親を初め私たち大人の心のありようや生き方の反映でありますし、家庭や社会を含め子供たちの生育環境をつくっている私たち大人の責任であることを考えますと、家庭、地域、学校、さらには企業、メディア等が自己反省しつつ、子供たちが健全で幸せに育っていくために、それぞれの立場から力を尽くしていかなければならない、そのように思っております。

以上であります。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） 子供と余りもう接するときもないので、しっかりした話はわかりませんでしたけれども、今の話を聞いて、そうかなというような印象を持ちました。

そういう中で話がありました不登校、いじめ、あるいは子供の自殺等々痛ましいニュースは時代の産物のように報道され、目を覆い、耳を塞ぎたい気持ちになります。一体どうしてこういった問題が起きるのか自分なりに考えるに、子供たちを見ていて協調性がないのではないか、あるいは授業として共同作業、特に自然の中でもものを育てて、苦しみながらも収穫時の到達点まで皆が協力し合い、ものをつくり上げた喜びと達成感を共有することが不足しており、こういうことが非常に大切ではないかと考えています。

学校の中での共同作業は数多くありますけれども、校内と自然界では共同作業は気持ちの面で大きく違うと思います。自然は厳しいが、人の心を治癒する力があると思います。どんな形でもよいので、自然界でものを栽培し収穫する授業というものを考えてもらえないものでしょうか。学校教育でなく、地域の育成会等で体験農業を行っている自治会がありますけれども、より連帯感を深めるには、やはり学校授業として取り上げるのが望ましいと思いますけれども、こういった考え方はいかがなものでしょうか。

議長（立野 泰君） 中山教育委員長。

教育委員長（中山俊夫君） 学校教育に農業体験の授業を取り入れるようにとの御質問であります。

櫻井議員さんの御意見のように、農業体験は子供たちにとって大変有意義で大事な学習であると思っております。中学校の場合には総合的な学習で各地域に出ているいろいろなことを学習をしていますので、農作業的な学習や、あるいは栽培学習は今では取り組んでおりません。ただ、花壇等は中学校でもやっております。

ここでは小学校を中心に述べさせていただきたいと思いますが、小学校2校とも全学年で理科の時間や生活科、あるいは総合的な学習の時間などを活用して、さまざまな栽培活動や農業体験の学習を取り入れております。学校によっては、栽培の種類に少し違いはありますけれども、例えばサツマイモはほとんど全学年で栽培をしております。ほかに1年生ではアサガオ、2年生では大豆やジャガイモなどの野菜、3年生ではハウセンカやヒマワリ、4年生ではヘチマやシクラメン、5年生では稲の栽培、6年生では菊の栽培や花壇づくり等に取り組み、学校を挙げて収穫祭も行っています。

しかしながら、現在の学校教育は、教科の学習に加えて、時代の要請からさまざまな新しい教育内容が加わってきて、学校に取り入れられています。情報教育、あるいはキャリア教育、防災教育、食育、小学校からの英語学習等、これらはその代表的なものであります。また、時には本来家庭で行うべき基本的な生活習慣の指導までも加わってきて、学校の教育課程は教科の指導時間を確保することさえいっぱい、やっとの状況にあります。

そのような実情の中ですので、今以上に農業体験の学習に多くの時間を割くことは、実際上大変困難であるというふうに思われます。したがって、各学校では、現在取り組んでおります農業学習や栽培学習が子供たちの学習にとってより効果的で意義深いものになるように、指導方法の工夫や改善をしていくことが大事ではないかと思っています。学校教育にはどうしても限界があります。学校ではできないこと、不足していることを家庭や地域で分擔し補い合っていくことがますます大事になってきていると思っております。

以上であります。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） 学校の中で農業関係、花の栽培も含めてですけれども、それだけやられているというのはちょっと私は知りませんでした。ただ、学校の中だけの教育ではなくて、ぜひ時間割で無理だという話をお聞きしたんですけれども、地域に出て農業体験等をするということも、その地域との連帯感の関係、あるいは地域の人たちが子供たちを知る意味でも、非常に地域に出て農業体験をするということは大事だと思っています。

そういう中で、よくニュースに出るのが松本市の一本ネギの植えかえ、それからよく出てくるのが佐久市のタゴイのつかみ取り等が地域と一体でやっているというのがよくニュースで出てくるんですけれども、やはりそういった学校の中だけではなくて、地域に出て地域の人たちとやるというのが、ぜひお願いというかやってもらえたらと。そうすることによって先生方は大変かもしれませんが、先生方、あるいは子供たち、あるいはその地域の農業経験者と一体になって話し合いもできるのではなかろうかという、そういった機会もふえると考えますので、その辺はどうかと思います。

それと、御存じだと思うんですけれども、都会から地方へ農業体験の旅行があるということ、これは、一環は私なりに考えると、やはり農業の大切さを知っていただきたいということで、都会から地方だけではなくて、地方から地方、要するにこの池田町も農業地帯であるにもかかわらず、結構地域でどういうものをつくって、どういう苦勞をしているかというの

は余り知らないと思いますので、そういった時間的に無理かもしれませんが、地域の農業者との話し合いみたいなもの場をつくってもらいたいと思いますけれども、その辺お願いします。

議長（立野 泰君） 中山教育委員長。

教育委員長（中山俊夫君） 3番の質問と一緒に考えてよろしいでしょうか。

農業体験と地域の協力についてでございます。地域は協力を惜しまないというお言葉、大変ありがたく、うれしく思っているところであります。

各小学校では、米づくりや畑の野菜づくり、花壇などの花づくりの学習に、これまでも講師として地域の方に指導をしてもらったり、作業のお手伝いをボランティアで行ってもらったりしております。また、農業委員の皆さんとも懇談する機会をとっております。

地域の皆さんが栽培学習の様子を見たり、時には子供と一緒に作業に参加してもらったりして、子供や先生たちと触れ合う機会になれば、それはまた大変有意義な学習の場となると思いますので、まずは学校を訪ねていただいて、いろいろ懇談してもらうことがいいと思います。

町でもまた学校支援ボランティアの組織化を進めていますが、その中で農業や花づくりなどの支援ができる個人やグループに登録をしていただいて、学校からの要請に応えられるような体制を整えてきております。こちらのほうへの御協力もぜひお願いをしたいと、思っているところでございます。

以上であります。

議長（立野 泰君） 8番、櫻井議員。

〔8番 櫻井康人君 登壇〕

8番（櫻井康人君） 最後になりますけれども、その花づくりの件に関して、会染小学校で数年前になりますけれども、環境保全事業ということで、私は滝沢地区なんですけれども、すぐ横に会染小学校があるということで、会染小学校のある学年と一緒に地域で、学校の中だけではなくて、外へ出て花づくりをした時期があったんですけれども、何かの関係といたしますか、担当者がかかったのかその辺はわかりませんが、あるときもう中止と、やめてしまったという経過があったものですから、そういった話をさせてもらいました。

教育は難しいと思いますけれども、池田町の子供たちのためによりしくお願いしておきます。

終わります。

議長（立野 泰君） 以上で櫻井議員の質問は終了いたしました。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時25分

議長（立野 泰君） 休憩を閉じ再開いたします。

宮 崎 康 次 君

議長（立野 泰君） 一般質問を続けます。

6番に、10番の宮崎康次議員。

宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） 10番、宮崎康次です。

私は2点について質問いたします。

まず、福祉政策を問います。

最初に、地域包括ケアについてであります。

高齢化問題と医療健康問題が課題となっております日本であります。世界でもかつてないスピードで進んでいる高齢化。団塊の世代が75歳以上になる2025年には65歳以上の高齢者は3,600人を超えます。率にいたしますと30%超であります。これにあわせて医療費も増大いたします。介護保険だけ見ても既に10兆円を超えていて、全体では39兆円を超えております。

安倍首相はこれらの課題に取り組む組織「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、健康・医療戦略を閣議決定しております。医療費をどう抑制するかが大きな課題であります。

医療はかつての「病院完結型」から、患者の住みなれた地域や自宅での生活のための医療、地域全体で治し支える「地域完結型」の医療と変えていくとしております。退院後地域でのサポート体制を整備する必要が出てまいりました。当町としてどのような対策をとるのか、町長のお考えをお聞かせください。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 宮崎議員さんの地域包括ケアについてお答えさせていただきます。

退院後の地域でのサポート体制を整備する必要があるがということではありますが、ただいま池田町では、介護が長期化すると町外の介護施設等に住みかえる人が多いのが現状であります。そんな中、特養ではみとりに積極的に取り組んでおり、安曇総合病院においては在宅支援課を中心に往診、訪問診療をし、自宅でみとられる方もおります。訪問介護ステーションは町内に4カ所あり、在宅介護、みとり支援へ重要な役割を果たしております。家族にとって精神的な負担は大きく、孤立させないことが最も重要なことと考えております。介護保険事業者、地域包括支援センターを含め個別の支援と家族同士のつながりを大切にしております。

住みなれた地域で最後まで生活するために、医療と介護の連携が重要であります。個別の支援を通じて連携を深めたり、大北地域包括医療協議会に在宅医療推進委員会を設け、積極的に取り組んでおります。池田町の町民の皆さんの健康寿命が可能な限り延伸し、健康でお年をとっても、目的、生きがいを持つ中で、地域の中でよりコミュニケーションを持てる環境づくりをつくっていかれたらと思っております。

そのためには、特定健診等早期に健診を受けて病気の早期の治療を図る、そうした中での健康寿命の延伸を図ることが大事だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） いろいろとあるわけでございますけれども、サポート体制を整備していかなければ、これからの感じはどうしてもうまくいかないという気がいたします。ところが、なかなか町民の皆さんと、それをきちんとしてやっていくということは非常に大変で難しいかなと思ひますけれども、どうか行政で力を発揮していただいて、できる限り自治会と相談し合いながらやっていただけたらなと思ひます。そんな点でよろしくお願ひいたします。

次です。

これから地域包括ケアシステムの構築の中で、一番問題となるのが認知症対策と思ひます。2010年時点で認知症高齢者は約280万人、2025年には約470万人までふえると推定されてお

ます。近い将来医療・介護の両面に重い負担がかかります。このため、専門医療機関である認知症疾患医療センターの整備促進をするとあります。同センターは2014年2月現在で250カ所ですが、500カ所にふやすとしております。

当町は促進を図るセンターに、安曇総合病院さんの協力を得ながら名乗りを上げて対応してはどうでしょうか。近くにあれば心強く、福祉の町池田にふさわしいと思いますし、雇用を生み出すことにもつながります。町長、いかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 認知症疾患医療センターの整備促進ということでございます。

これにつきましては、担当課長が詳しい内容を知っておりますので、担当課長よりお願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） それではお答えします。

平成20年4月1日から国の認知症対策として、認知症疾患医療センター運営事業がスタートしたところであります。県は、当初県内4ブロックに1カ所以上の設置を目指すとし、整備されてきました。県内では飯田病院が最初に指定され、2番目に安曇総合病院が平成22年4月1日に指定されており、現在は県下3病院が指定されております。このような状況下でありますので御理解をお願いいたします。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） 申しわけありません。勉強不足で安曇総合病院が指定されているということを知りませんでした。申しわけございませんでした。

それで、現在どのように活動して、どのような結果が出ているのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） 現在では、町との関連の中で大きなものとして、認知症施策の共催事業として平成2年から認知症を考える講演会を毎年実施しております。また、町からも補助を出して開催しているところであります。ことしは10月10日に予定をされているところでありますので、御承知おきください。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） 現在のところ講演会だけということでしょうか。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） 言い方が悪かったでしょうか。町との共催事業としてといいますか、町がかかわるものとしての事業としてそういうものがあるということでありまして、センター自身が行っている具体的なものとしてのものは、ちょっと今手元にございませんで、お願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） それでは、後ほどひとつよろしく願いいたします。

次です。

また、認知症地域支援推進員の配置も計画されております。認知症を理解し、患者、家族を手助けする認知症サポーターの養成を全国的な市民運動として展開するとあります。少子化の折、当町のような小さな町は、保健師さん初め人材の確保が大変であります。町長、早目に手を打ち人材確保をするべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 人材確保のために早目の手当てということでございます。認知症施策は、第6期介護保険事業計画においても重要な施策の一つと位置づけており、安曇総合病院では、平成2年に認知症疾患センターとして県から指定を受けて、認知症の判別診断や町とも連携をとりながら研修会の開催等を行って参りました。

認知症地域支援推進員は平成23年度から配置をする中で、認知症サポーターの養成のための講座を開催しております。平成25年度は12回開催し114名の方が受講され、累計では467名の方が講座受講済みとなっております。また保健師等の人材確保も必要と考えておりますが、医療、介護、福祉分野の職場では全国的に人材不足の状況でもありますが、計画的な職員採用も必要でありますので、その点を十分認識する中で対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） 現在、この池田町では認知症サポーターは何名くらいいるのでしょうか。おわかりですか。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） 認知症サポーターにつきましては、平成25年12回開催して114名の受講生がございました。累計では467名となっております。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） 私がお聞きしたのは、受講者ではなくてサポーターが何人いるかということをお聞きしたかったわけなんです。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） サポーター養成講座を開いて、受けた方にサポーターの資格としてお渡しをしているところです。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） それでは、467名がいるということによろしいんですか。

わかりました。それでは、そういうことでございましたらどんどん開いていただきたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

次であります。

国は、ひとり暮らしや夫婦2人世帯が入居できるバリアフリー構造で見守りなどのサービスがついたサービスつき高齢者住宅の適正な整備を掲げております。また地域の空き家を改修した安価な共同住宅の整備も提案されております。当町として、今後どのような取り組みを考えていくかお聞きいたします。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃられるとおり、サービスつき高齢者住宅など、見守りや食事の提供など生活上の支援が受けられる住まいが町内にできてほしいと願うものであります。民間の活力に期待するところではあります。当然のことながら、新たな場所に建設するよりは、空き家などを利用することにより利用料の低額化が図られます。このような施設が開所できますように、今後も推進してまいりたいと考えております。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） ただ待っていてもできないものでございますので、どうか力強い推進をお願いしたいと思います。

次に、特定健診についてでございますが、これは先ほど矢口議員も質問しておりましたのでダブりますけれども、その点ひとつよろしく願いいたします。

医療費の膨張は国の財政を圧迫しております。2013年度の1人当たりの医療費は3万8,000円、長野県は47万2,000円と発表されました。医療費抑制のため、入院治療から在宅医療への移行を政府は促しております。

当町におきましても、どう医療費を抑制するかが大きな課題であります。この取り組みのすごい町があります。それが我が池田町であります。国保の特定健診の受診者をふやし、病気の早期発見、適切な治療、生活習慣の見直し等へのアドバイスをして、元気で長生きしていただくための取り組みを始めました。それが、特定健診受診率アップにつながりました。

当町は、全国18番目の受診率で、平成24年度は67.7%です。受診率の高いのは小さな町村で受診対象者が2,000人以上では、北海道の上富良野町に次ぐ2番目であります。国を挙げて始めた平成20年は53.9%でした。ここから保健師さん初め関係職員の努力が始まりました。忙しい中、きめ細かな家庭訪問と懇切丁寧な説明、受診を促してまいりました。平成23年までは60%前後でしたが、平成25年は65%をクリアし、見事な結果を出していただきました。特定保健指導で修了率も全国3位の90.1%であります。関係する皆様方に敬意を表するところであります。

今後どのように医療費抑制につなげるかが課題であります。団塊の世代の方々が国保に移り始めます。受診率も、医療費にも変化があらわれてまいります。関係者だけでなく、町を挙げて取り組んでもよいのではないかと思います。今後どのように手を打つかお聞かせください。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

高額医療費について分析したところ、心筋梗塞、脳血管疾患、大動脈乖離等の血管が障害とされる循環器疾患でありました。血管の傷みぐあい予測できたり、改善の方向が探れる特定健診を継続して受けていただくことが大切になってきます。

未受診者に対しても健診の必要性について継続してお伝えしてまいります。できるだけ早い時期から生活習慣予防ができるように、妊娠中や乳幼児期からの最新の資料を使っての学習会を定着させるなど、また学校での血液検査の説明を継続してまいります。またヤング健診の浸透を図ることで、40歳前の健康状態の底上げにも力を入れてまいります。

今後も医療費の状況を注視してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） いろいろとやっていただけるようでありがとうございます。

この受診率67.7%というのはすごいものでございます。私、我が党の夏季研修でこのことを発表いたしましたら、それは大きな反響がございました。大きな市とかそういうところは40%前後くらいしかいっていないんです。それを70%近くまで上がっている。この池田町の後に続いて二、三位下にいるのが松川町ですけれども、そこら辺も結構いいところにおります。

どうか、この受診率をアップして、そして医療費が下がってきた、こんなようなことをつくり上げてモデルケースになったらすごいなと、こんなように思いますけれども、いかがでしょうか、課長。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） 今の御指摘の点であります。モデル地区になれば本当にいいかと思えます。保健師のほうも医療費が下がり、抑制になるように努めているところであります。一昨年は、医療費が下がったということで喜んだところでありますが、昨年度はまた上がってしまったというような状況でありますので、気をまた引き締めて医療費の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） 最初の始まったところは4人の保健師さんでしたが、今は5人でやっておりますけれども、これから保健師さんをふやしてやっていくというような考えはございますか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 気持ちは十分わかりますが、現有の中での体制でより充実していきたいというのが基本でありますので、職員の皆さんのより一層の御努力を期待するということで御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） そういことでしたら、どうか保健師さんを激励してやっていただきたいと、こんなように思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。

国保の都道府県への運営移行についてであります。

東京一極集中に歯どめがかかりません。地方の人口はこれから減少がどんどん進みます。国保財政はさらに厳しさを増します。このままいきますと一般財源からの補填がふえ続けることとなります。経済状況の改善こそ国保財政の根本的な解決策と言われていますが、地方経済は上向かず、現状は厳しいと言わざるを得ません。

国でもわかっていて、都道府県に運営を引き継ぐのが国保改革の一つのステップとしております。しかし、全国知事会が赤字構造のまま運営を引き継ぐことに難色を示しています。同じ県民である以上、同じように恩恵を受けるべく権利があります。それが皆保険であります。町長、どんどんと知事に体当たりして、一日も早い運営移行にこぎつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 議員がおっしゃるとおり、現在国保の運営主体を各市町村から各都道府県への移行をすべく、事務レベルでのワーキンググループを中心に検討が進められているところであります。そして、必要な法律改正を平成27年の国会に提出するとされております。法整備が済み次第、大きな動きが出てくると思われれます。

また、各市町村と県との間で解決すべき問題が多々あるため、町単独で県への働きかけというよりも、町村会等で共通な課題に対して県との交渉をする、そういう取り組みが必要とされておりますし、また、各自治体においてそれぞれ違った財政の基盤の問題等、保険料率の問題等多々ありますので、そういう中で詳細につきましては、住民課長より説明していただきますので、よろしく願いしたいと思っております。

議長（立野 泰君） 小田切住民課長。

住民課長（小田切 隆君） それでは、私のほうで補足説明をさせていただきますが、長野県に保険者が移行する中で、一番市町村間で取り決めをしなければいけない問題が保険料の賦課徴収の問題かと思っております。

現在、国保税につきましては各市町村で3方式、もしくは4方式でもって賦課徴収をしてございます。ちなみにこの3方式というのは所得割、均等割、平等割でもって算出をされておりますが、4方式はこれに固定資産をベースにいたしました資産割を行っているということとして、当町につきましてはこの4方式を採用していただいております。

他の市町村の状況を見ますと、長野市、松本市、軽井沢町では3方式を採用してござい

て、飯田市、上田市、安曇野市では一部を3方式にしているというようなことで、それぞれ各市町村の取り組みが別々となっておりますし、また、同じ方式を採用している市町村でも、それぞれ税率が違ふという状況になっております。ですから、長野県が今度は保険者ということになります、市町村数の非常に大きい長野県でこれを一本化の税率にすることは非常に調整が困難ということがされております。

こうした点を踏まえまして、国のほうで最近新しく提案されてまいりましたのが、分課金方式というものであります。この分課金方式というのは、県が総額を定めまして市町村に配分をするということになっております。市町村はそれを受けて県に納付するわけですが、その納付する原資を従来どおりの国保税に求めるという方式になってきております。

ただ、これも県がどういう基準で総額を定めるのか、あるいは配分方式をどのような方式にするのかというのがまだまだ不透明の部分であります。一説によりますと、住民1人当たりの医療費を重要視するのではないかという話が出ておりますが、そうなりますと、当町では県下トップクラスの高い分課金を払うというようなことになってまいります。

また、ほかの市町村でもやっていますが、一般会計からの法定外繰入、それと基金取り崩しによります財源の充当というような問題、これも一体どういうふうにしていくのかというような問題がまだまだ解決されていないということでありまして、非常に抱えている問題は重いものが多いわけでありまして、したがって、今町長が申し上げたとおり、これは町が単独で県に当たるといふことよりは、広域的な取り組みで決めていかなければならない事項ばかりというふうには認識しておりますので、そんな点で御理解をいただきたいと思ひます。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） 私も簡単に考えておりますけれども、大変難しい問題があるということでございます。どうか、広域的にしっかりと取り組んでいただいて、一日も早い、いわゆる保険者が移行していただけたら池田町も楽になる点もあるんじゃないかなと、こんなように思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に2番目でございます。

災害時の飲料水確保のためにでございます。

最初に、消火栓の活用についてであります。

災害時の飲料水確保は大事であります。そこで、災害時の応急飲料水確保に消火栓の活用を提案するところであります。当町は上水道の基幹管路の耐震適合性のある管路延長率が

57.3%で県下一であります。消火栓は地下の水道管に直結しています。各家庭で断水した場合でも、耐震化された管に直結された消火栓は利用できます。もちろん車両による給水体制も大切であります。

しかし、道路が不通になっても消火栓は使えると思います。応急給水に必要な資機材さえ取りつけばよいと聞いております。各自治体に一、二カ所でもよいと思います。消防との連携体制も大切になると思います。全国でも取り組みを始めているところもありますので、参考にして活用に踏み切っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） それでは、宮崎議員の消火栓の活用についてということでお答えを申し上げたいと思います。

水道管本体自体が正常な状態で残存していれば、可能な考え方だと思っております。近年、消火栓の口に装着できる蛇口付きの給水装置を売り出している企業もございます。しかし、これは実演をしてみますと、接合部のふくあい等もあり便利とは一言では言うことはできませんでした。そのまま容器につぎ込んだほうが効率的ではないかとそのときは感じたところでございますが、この点についても今後も研究をしてまいりたいと考えております。

なお、管内貯留水量につきましては、町全体で約400立方メートルでございますが、有効使用水量についてはこれの85%くらいと見ておりますし、時間が経過すれば、上流部もしくは高い場所での給水が途絶えてまいりますので、初期のみの使用に限られると感じているところでございます。

また、災害時でも配水池が健全な場合、当町の総給水可能水量については5カ所で4,100立方メートルでございます。また、さらに第5水源については、非常用発電機が設置されておりますので、可能な状態であれば1日1,345立方メートルが給水可能でございますので、こちらを優先に考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） とにかく災害時に水だけはしっかりと供給していただけるようお願いしたいと思います。

次に、町なか水飲み栓についてであります。

「冷えています、おいしいアルプスの伏流水を」といったぐあいにPRして、蛇口から出

る水をそのまま飲めるといふ日本の水道文化を利用し、ハープセンターにしゃれた公共の水飲み場を設置してはどうでしょうか。足湯の設置も決まりました。その隣あたりではどうでしょうか。町民や観光客も喜ぶと思います。災害時の応急給水機能を備えれば、災害時も十分利用できると思いますが、いかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） それでは、町なか水飲み栓についてということでございます。

現在、道の駅側に1口上水道蛇口がございます。この施設をしゃれた施設に改築を行うか否か、これは施設管理者と、それから県の管理者と両方、今後相談をして検討してまいりたいと思います。

災害時の緊急給水機能を備えたものとなりますと、現水道施設では少々確実性が薄いものと理解をしておりますし、水道管の管内貯留にも限りがございます。水圧不足で出ない状況も考えられます。おいしい水、災害対応双方を考慮した場合については、水道水ではなく深井戸を設置し、浄水ポンプによるくみ上げ、簡易ろ過装置とそれから塩素消毒のかわりにUV方式というものがございます。紫外線滅菌装置による殺菌を行うのが良策かと思っております。しかし、これは停電時の自家発電の設置も考えますと、事業費が少々増加をしてしまいますので頭の痛い種でございます。

現実的には、なかなか難しい道のりかと感じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔10番 宮崎康次君 登壇〕

10番（宮崎康次君） 両方一遍にやるということは非常に難しいかと思っておりますけれども、水飲み栓だけについて設置するというのであればいかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） 現在、あそこの水道の水でやりますと、冷たくておいしいところには、ほど遠い感じもします。また施設管理者もありますし、その辺については研究をしないといけないと思っております。池田の水については生ぬるいというような批判も受けておりますので、いろいろと水飲み栓等についても研究し、おいしい水がどうしたらできるかというものを今後これをつくるとなると検討していかねばいけないのかなと今思っておりますので、お願いします。

議長（立野 泰君） 10番、宮崎議員。

〔 10番 宮崎康次君 登壇 〕

10番（宮崎康次君） 私がそれを言うのは、足湯ができたので、それとあわせてやっていただけたらなと、こんなように思っておるところでございます。

では、以上で終わります。

議長（立野 泰君） 以上で、宮崎議員の質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（立野 泰君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 4時01分

平成 26 年 9 月 定例 町 議 会

(第 4 号)

平成26年9月池田町議会定例会

議事日程(第4号)

平成26年9月17日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	矢口稔君	2番	矢口新平君
3番	大出美晴君	4番	和澤忠志君
5番	薄井孝彦君	6番	服部久子君
7番	那須博天君	8番	櫻井康人君
10番	宮崎康次君	11番	甕聖章君
12番	立野泰君		

欠席議員(1名)

9番 内山玲子君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	勝山隆之君	副町長	宮嶋将晴君
教育長	平林康男君	総務課長	中山彰博君
会計管理者兼 会計課長	師岡栄子君	住民課長	小田切隆君
福祉課長	倉科昭二君	保育課長	藤澤宜治君
振興課長	片瀬善昭君	建設水道課長	山崎広保君
教育課長	宮崎鉄雄君	総務係課長	勝家健充君
教育委員長	中山俊夫君		

事務局職員出席者

事務局長 平林和彦君 事務局書記 綱島尚美君

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（立野 泰君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、9番、内山玲子議員、検査入院のため、また、山田監査委員、所要のため欠席との届け出がありました。

会議に入る前にお願いを申し上げます。

発言される際はできるだけマイクに向かってお話をいただきますようお願いいたします。

一般質問

議長（立野 泰君） 日程1、昨日に引き続き一般質問を行います。

薄 井 孝 彦 君

議長（立野 泰君） 7番に、5番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） おはようございます。

5番議員の薄井孝彦です。

今回は土石流災害対策と子ども・子育て支援新制度に伴うことの2つのテーマで質問いたします。

最初に、土石流災害についてですけれども、昨日の一般質問でかなりされておりますので、重複を避けるため詳細原稿と少し変えて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

最初に、土石流災害警戒区域住民への避難準備・避難勧告についてですけれども、近年の

異常気象による局地的な集中豪雨により全国で土石流災害が頻発しています。広島市安佐区で発生した3時間で217.5ミリの大量の雨による土石流災害、南木曾町での2時間100ミリから120ミリの大雨による土石流災害など記憶に新しいところです。

池田町でも、土砂災害防止法に指定された土砂災害災害警戒区域は51カ所、特別警戒区域は41カ所が指定されております。東山の山塊から平野部には小河川による複合扇状地が形成されています。扇状地は土石流によってつくられているというふうに言われているため、土石流災害に遭う可能性があると言われております。また、東山の生坂村の山塊部も崩れやすく、土石流に注意を要します。

平成17年に土石流災害防止法が改正され、土砂災害警戒区域での警戒避難体制の整備が市町村に義務づけられました。

そこで、としての避難準備勧告、避難発令として時間当たりの雨量、連続雨量の数値を設定するかの質問でございますけれども、このことについては昨日の質問で、今後一定の基準を設けていく。ただし、発令に当たっては気象庁の降雨情報や土砂災害警戒情報などをもとに総合的に、複合的に判断していくとの回答があったかと思っております。

私は基準値を設定することにより、町民が雨量に関心を払い、避難準備の心構えにつながっていくので、早目に設定したほうがよろしいかと思っております。

基準設定に当たっては、信州大学や群馬大学など地質の専門家に現場を見ていただいて意見を聞き、決めていただければと思っております。町の考え方をお聞きします。

議長（立野 泰君） 勝家総務課係長。

〔総務課総務係長 勝家健充君 登壇〕

総務課総務係長（勝家健充君） おはようございます。

それでは、ただいまの薄井議員さんの御質問にお答え申し上げたいと思っております。

町の避難基準勧告、それから避難勧告の発令基準の設定に関する考え方でございますが、主な考え方につきましては、ただいま御説明のとおりでございますし、また、そうした具体的な数字などをもって勧告等のよりどころにしていくということに関しましては、必要性を感じているところでございますので、今後、検討の課題と認識しているところでございます。

その際には、専門家の方にお入りをいただくということもあわせて行っていくのがいい方法ではないかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 薄井議員。

〔 5 番 薄井孝彦君 登壇 〕

5 番（薄井孝彦君） よろしくお願いいいたします。

次の 避難準備発令・避難勧告発令を出す時期の考え方についてですけれども、これについても昨日の一般質問で町長さんから町民の命を守るため空振りを恐れず、先に先にと出していきたいとの回答がありました。私はその考えで発令していただければと思います。

ことしの 8 月 21 日の信濃毎日新聞の社説でも、深夜避難を想定して、夜遅くならないうちに避難準備情報を出して心づもりをしていただくことの重要性、あるいは深夜勧告は目覚めさせるだけでも意味があり、外が危険な場合には家の 2 階や山の反対側に移動することを促す次善の策もあると指摘しています。これらの点も参考にいただければと思います。

次の X R A I N（エックスレイン）について移ります。

X R A I N というのは、国土交通省が最新式のレーダーの観測により雨量を予測し、局地的な大雨やゲリラ豪雨の観測に活躍しています。しかし、長野県については X R A I N の観測範囲に含まれておりません。土砂災害対策からも X R A I N の情報は重要かと思います。X R A I N が早期に長野県にも適用されますよう、町から県を通して国に申し込んでいただけないかお聞きします。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） それでは、ただいまの国土交通省の X R A I N の長野県の適用範囲、適用についての要望についてでございます。

X R A I N というのは、X バンドという波の帯域を使って測量するシステムであるそうでございます。この際の観測のメッシュとしましては 250 メートル四方、それから観測の周期は 1 分、それらを観測をしたならば配信には一、二分というような非常にスピーディーできめ細かいエリアの観測ができるということをもって、ゲリラ豪雨の観測に活用が期待をされるというものだそうでございます。長野県には現在この X R A I N についてはカバーが至っていない状況でございます。

一部情報によりますと、平地での有用性についてはというようなことが何かのときにちょっと聞いた記憶があるわけですがけれども、長野県の場合には山岳も控えているということから、例えば山のほうで起きているところに対応するものがどこまでなのかというところが、今の段階ではよくわかっていないところでございます。

しかし、南木曾町の土砂災害などから考えますと、県内へのエリア拡大を要望していく必要も十分あると思われまして、また、それを機会として要望をしていく動きも県内に出てお

りますので、その動向に注目をして対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） よろしくお願いたします。

次の2）土石流災害への住民（自主防災組織）の自主避難の取り組みの活動に町の支援に移ります。

土石流災害の被害を軽減するには警戒区域での住民（自主防災組織）が自主的に判断し、避難する取り組みも重要です。土石流災害では、その区域独特の予兆現象や災害伝承が存在していることが多く、それを生かした避難体制の整備が被害軽減に役立つと考えられます。

この考え方に基づき、隣の生坂村の地域住民は地域内の危険箇所をみんなで出し合って、地域ごとの防災マップを作成し、自主的に避難する基準、方法を取り決め、訓練を行っています。これが生坂村の下生野地区の防災マップですけれども、これには土壌の予兆現象、例えば、誰々さんの近くで災害が起きる場合、竹の割る音がしたとか、自主避難基準として1時間に雨が20ミリ、それから累積雨量が100ミリだとか、何々さんのところの田ノ入沢の水位が50センチ上がった場合は自主避難をしましょうとか、それから避難場所はどこですよとか、避難場所に行けない場合は自宅の安全な場所、2階などに避難しましょうとかそういったことが書かれて非常にわかりやすいものだと思います。

ここで注目すべきは、広津の人たちが群馬大学の指導を受けまして、自分たちで簡易な雨量計、ワンカップを使っているそうですけれども、そういうものを使いまして自分たちで測定して自主避難の基準を決めるのに使っているという、そういうことでそういった活動も非常に参考にすべきじゃないかと考えます。

生坂村では県の元気づくり支援金を活用しまして、群馬大学との連携で地域の自主避難の活動を支援をしているわけです。池田町でも県の元気づくり支援金の事業を活用して、災害警戒区域に該当する自主防災組織の自主避難が前進するように支援していただきたいと考えますがいかがでしょうか。また、その際に地区防災マップの作成などで群馬大学との連携も考えたらどうでしょうか。

また、自主防災組織がそういった防災マップ等に基づいて避難訓練を実施した場合には、助成金を町から出すというような援助も必要だと思いますけれども、その辺のところの町の考

え方をお聞きいたします。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） ただいまの土石流災害への住民、自主防災組織の自主避難の取り組みの活動に町の支援をとという点についてお答え申し上げます。

危険を察知した場合には、直ちに身を守る行動をとるということは、難を逃れる基本であると思います。土石流災害にかかわらず自主的なそうした対応は近年必要性が指摘されているところでもございます。

自主防災組織ごとの防災計画の策定も今後必要となつてまいりますので、予兆現象ですとか、それから災害の伝承を反映した計画策定ができますように、県の補助事業が活用できるとするならば、検討もあわせてしてまいりたいと考えております。

なお、避難訓練に対する町の補助金についてでございますが、現在、訓練そのものに対する補助金というものについては考えておりませんが、地区から具体的なこうした避難訓練をやりたいというような要望が聞かれるようでありましたら、その時点で検討を行う考えでございます。

なお、計画策定に当たりましては、ただいま御提案の大学の教授等のこともお聞きをいたしました。どちらの先生にお願いをするかということは別としましても、必要な先生の御意見などを伺いながら計画策定ということは考えていく必要があると思っております。よろしくお聞きいたします。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） その線によろしくお聞きしたいと思います。

次の3）避難所開設・運営の準備活動の開始をに移ります。

大雨災害の頻発により避難所の開設、運営というのも現実問題となつてまいりました。避難所を円滑に開設、運営するため、町で避難所開設・運営マニュアルを作成し、これをもとに町、自主防災会、施設管理者で構成する避難所運営委員会を設置して、対応を協議する取り組みが必要と考えます。町の考えをお聞きします。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） ただいまの避難所開設の運営の準備活動の開始をとということでございます。

避難所のスムーズな開設と、運営にはわかりやすいマニュアルの整備をするという必要がございますので、現在そのマニュアルにつきましては、たたき台などを作成をしている段階でございます。さまざまなマニュアルが今後必要になってくると考えておりますので、そうしたマニュアルにつきましては順次整備をしまして、訓練などにも活用してまいりたいというふうに考えております。

また、御提案の委員会ということでございますが、十分検討の上で取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） 松本市では既にこの委員会、運営協議会、運営委員会の活動を開始しておりますので、その辺のところも参考にして取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

4) 災害弱者の避難援護対策に町の支援をに移ります。

高齢者などの災害弱者の避難支援は重要な課題です。7月19日、池田町の社会福祉協議会が実施した防災講演会でNPO法人東京いのちのポータルサイトの中橋徹也氏は次の2点を強調しました。

1点目は市内避難要援護者の支援体制の確立には、自主防災組織で要援護者の住民支え合いマップ、いわゆる手助けが必要な人、手を貸せる近くの人、それから避難場所、危険箇所などを記載した地図だと思えるんですけども、それをつくること。

それから、本人の同意を得た要援護者への個別支援計画、誰が支援に行くかということなど具体的に書いたものですけども、を作成し訓練することが重要だと、その2点が協調されました。

池田町の自主防災組織での住民支え合いマップの作成状況及び個別支援計画の作成はどうなっているのかお聞きします。また、それらの計画作成が支え合いマップや個別支援計画の作成を促進するために町が支援をしていただきたいと思いますけれども、その辺の考え方もお聞きいたします。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） 災害弱者の避難支援に町の支援をということでございますが、お答え申し上げたいと思います。

まず、支え合いマップの作成の状況でございます。平成25年度までに13地区において、自

主防災会において作成をされているということでございます。また、このマップを訓練の際に見直しを行いながら活用をしている地区もございますが、定期的な更新が進んでいない地区もあるというふうに伺っているところでございます。

マップのほかに2点目の中橋先生の御指摘の要援護者の個別支援というところについては、まだまだこれからの大きな課題であるというふうに認識をしているわけございまして、取り組みのほうは進んでいないというところでございます。

今後のそれらに対する取り組みでございますけれども、自主防災会長が出席する防災訓練の打ち合わせ会の折には、要援護者の避難支援というものをテーマに据えておりまして、その際に要援護者を入れた避難訓練を行っていただくよう2年続けてその取り組みをお願いをしているところでございます。

これらの取り組みをマップづくりへとつなげられればよいと考えているところでありますので、今後も要援護者の避難訓練というところは、テーマを当てながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、学習会への支援でございますが、講師の派遣の費用、それからマップの原稿、これらについては現在は支援を行っているところでございます。引き続きできるだけ支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） その線でぜひよろしく願いしたいと思います。

それでは、次の5)福祉避難所の早期指定をに移ります。

池田町老人福祉計画では平成26年度までに避難要支援者を避難する福祉避難所の設置を指定することになっています。県内では77自治体中42自治体が福祉避難所を指定しています。指定に向けた取り組みについて、町の考えをお聞きします。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） 福祉避難所の早期指定をということでございます。

福祉避難所につきましては、大体小学校区に1つ程度というような考え方がございます。したがって池田の場合には2カ所程度というふうに認識をしておりますが、池田地区内では特別養護老人ホームの高瀬荘、それから、南のほうで受け入れが可能なところといたしますと白樺の家ということになってまいります。白樺の家につきましては土砂災害のエリアにも入っておりますので、十分検討が必要であろうかと思っておりますが、いずれも内諾につきましては

いただいているところでございますので、早急に進めたいと思っております。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） 大変かと思えますけれども、災害はいつ発生するかわかりませんので、なるべく早目をお願いしたいと思います。現在、防災業務というのは本当に多忙な課長補佐が1人で奮闘されているんじゃないかと思えます。防災課もつくればいいんですけども、現実問題としてそれも無理かと思えますので、せめて防災担当については複数制にしてお互いに相談しながら、1人の人が転勤になっても業務を引き継いでいけるというような、そういう体制も必要かと思えます。

また、国で防大では防災への人材育成を図るために消防学校で地方公共団体の長を対象にした防災管理セミナーを実施しております。この辺の参加も含めて町長さんのほうから防災の取り組みについて一言お願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） きのうも申し上げましたが、基本的にはとうとい人命の安心・安全を最優先にするという中で行政のあるべき方向は明確になっておりますので、それに対応できる防災の担当、総務課を含めましてそういう緊急事態については早急に災害対策本部等を設ける中で、住民の皆さんに遅滞のない、多少先走った場合でも生命の安心・安全のためにそれを最優先にしていきたいという考えを持っております。また、これに向けての研修等を含めましても、十分な研修に参加するとかそういう方向の努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） よろしく願いいたします。

次の2、子ども・子育て支援新制度に伴う保育・幼児教育のあり方について、に移ります。

平成24年8月の国会で「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、児童福祉法及び認定こども園法等の改正）」が成立しました。新制度に基づく保育所のあり方などの検討が池田町子ども・子育て会議で始まっています。

会議では平成28年度から保育園を町が運営する「保育所型認定こども園」に移行する方向で議論が進んでおり、8月22日には認定こども園の保育園保護者への説明会が行われました。

認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設で、保護者が働いているいないにかかわらず利用できる施設です。認定こども園について、次の事項についてどのような視点で取り組むのか町の考え方をお聞きします。

最初に、1) 認定こども園での教育・保育環境の整備についてですけれども、まことにすみませんが、詳細文章の訂正をさせていただきます。3 ページ 4 行目の「保育環境が整備されて」の次に「教育」という言葉が入っておりますけれども、すみませんがこれを削除していただきたいと思います。

また、同じページの上から 9 行目から 11 行目にある「以上」という言葉が 5 カ所でありませけれども、これも削除をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。

池田保育園は子供一人一人を大切に、豊かな人間性を持った子供を育成していくことを目的に保育環境が整備されてきました。このよき伝統の上に認定こども園でも子供の成長を支援する教育・保育環境の整備が重要と考えます。それに関連することをお聞きします。

最初に、子供に対する職員数のことなんですけれども、長野県の認定こども園の認定の要件に関する条例では、子供に対する職員数はゼロ歳児では子供の数を 3 で除して得た数、それから 1、2 歳児は子供の数を 6 で除して得た数、それから 3 歳児の短時間利用児は子供の数を 30 で除して得た数、それから 3 歳児の長時間利用児は子供の数を 20 で除した数と、4 歳から 5 歳児は子供の数を 30 で除して得た数としています。いずれも小数点第 1 位を切り捨てとしています。

今後、認定こども園において現状の保育園の職員配置を維持すべきと考えます。また、認定こども園では今の保育園よりも 1 号児の児童がふえることになりますが、職員増を考えているのか、その辺のところをお聞きいたします。

議長（立野 泰君） 藤澤保育課長。

保育課長（藤澤宜治君） お疲れさまでございます。

それでは、ただいまのまず職員の配置の関係につきまして御質問でございますが、お答えをさせていただきたいと思います。

ただいま職員の配置数ということで御説明がありました。これにつきましては御指摘のとおり国・県で定められた配置の基準であります。一般的にはクラス担任というものに当たります。当町ではこれに加えまして、障害をお持ちの園児の皆さんに対して加配保育士を配置しております。この点につきましては継続をしてまいりたいと考えております。

現在、先ほどのお話にもありましたが、町内保育園 2 園につきましては、平成 28 年 4 月に

認定こども園の移行を予定をしておりますが、細かい部分の要綱等いまだに決まっていない部分もあります。より質の高い保育の実施を念頭に置きまして1号認定児の対応、それから必要な職員数につきましても現在検討をしているところでありますので、よろしく願いをしたいと思えます。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） 本当に池田町の保育園というところは、加配というのをやっていただいて本当にありがたいな、いい保育が職員対応がなされているというふうに私は思いますので、ぜひ、認定こども園においてでも、それが続けるように検討していただきたいと思えます。

次の子供に対する食事提供に移ります。

県の条例では認定こども園の3歳児以上の食事提供について、条件つきで外部業者が園外で調理し、搬入することも可能としています。今の保育園は自園給食を実施しているわけですが、認定こども園でも自園給食を実施すべきと考えますけれども、町の考え方をお聞きします。

議長（立野 泰君） 藤澤保育課長。

保育課長（藤澤宜治君） それでは、保育園の給食の提供、これにつきましては、現在は園舎内で調理をし、提供をしなければならないということになっております。ただし、特区の取得等によりまして、まれではあります外部での調理による給食を提供している場合があります。今回の改正におきまして、その点につきましては緩められたという状況かと思えます。

当町といたしましては、認定こども園に移行した場合におきましても、外部業者による園外で調理した給食等の提供、これについては現在のところは考えておりませんので、お願いいたします。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） 給食というのは、食育ということで食を通じて子供の成長に役立つというふうに言われていますので、ぜひその点は続けていただきたいなと考えております。

次に、 の認定こども園の共通教育について、移ります。

町の説明によりまして、認定こども園では、9時から13時まで3歳以上の1号児、いわゆる

る保育に欠けない子で教育を希望する児童の皆さんですけれども、それと2号児、保育に欠ける子ですが、同一のクラスで共通教育を受けるとしてあります。

現在の保育園の3歳児以上はこの時間帯に戸外での遊び、例えば遊具とか砂場とか室内遊び、それから運動遊び、集団遊びなどを行い、遊びの中で成長しているというふうに聞いています。

お茶の水大学名誉教授の内田伸子氏は「就学後に必要な基礎学力を養うには、幼児期の遊びが大切だ」というふうに述べています。先行した認定こども園では、就学前教育を強調する余り「子供の自発的・自主的な遊びがなくなった」という声も聞いています。遊びの位置づけも含めて、町は共通教育の内容をどのように考えているのかお聞きします。

議長（立野 泰君） 藤澤保育課長。

保育課長（藤澤宜治君） それでは、内閣府、それから文部科学省、厚生労働省、3省によりまして本年4月に示されました幼保連携型認定こども園教育・保育要領によりまして、乳幼児期の教育・保育は子供の健全な心身の発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎、生きる力の基礎を養う重要な時期であり、教育・保育は乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とするとされております。この中で、教育課程に係る教育週数、それから教育時間につきましては規定をされております。

しかし、具体的な内容につきましては、現在の保育所保育指針と大きく変わる部分はなく、やはり遊びや集団生活を中心とした保育を実施していくようになるものというように考えております。

なお、御質問の中で、共通教育の時間につきまして9時から13時というふうに町で説明ということでしたが、説明会の折には、これはイメージでありまして、まだ決定したものではないというふうに申し上げておりますので、その点につきましてはよろしくお願いたします。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） 大変失礼いたしました。

今までどおり遊びの中で子供の自発性を引き出すような、そういう学習、教育というものをお願いしたいと思います。

次に移ります。

の1号児の預かり保育、それから、2号児の午睡、午後の眠りについてお聞きします。

町の説明では、1号児は13時に降園するが、これは先ほどイメージということで決定ではないということでしたのでそういうことですが、一応保護者の希望により1号児は預かり保育も可能としています。預かり保育は2号児と一緒にすることになるのでしょうか、町の考え方をお聞きします。

また、今の保育園の3歳児以上では午後2時間程度の睡眠をしているというふうに聞いていますけれども、午後の眠りというのは健全な子供の成長に必要な不可欠を言われております。認定こども園の2号児の午睡についてどんなふうに考えるのか、お聞きします。

議長（立野 泰君） 藤澤保育課長。

保育課長（藤澤宜治君） それでは、現在、1号認定児の預かり保育につきましては、2号認定児と一緒にするというふうに考えております。

午睡につきましては、午後のお昼寝でありますけれども、議員の御指摘のとおり生活のリズムの中で大変重要なものということで考えております。2号認定児の午睡についてということですが、現在と同様に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） 1号児、2号児が同じ集団生活が送れるように、ぜひそういったことで一緒にやっていただくようお願いしたいと思います。

また、午後の眠りについても、やはり先行している認定こども園の例を見ますと、4歳からやめる例も見られますので、そういったことがないようにやっていただければと思います。

次の2)の保護者負担について、移ります。

町の説明では認定こども園になっても入園の手続、保育時間、延長保育、一時保育、保育料などは従来どおりと聞いております。新たな保護者負担はあるのか、町の考え方をお聞きします。

また、子ども・子育て支援法第59条3では、教育・保育に必要な物品購入に要する費用、それから行事への参加に要する費用などを国・県が助成する事業が新設されました。町としてこの制度についての考え方もお聞きします。

議長（立野 泰君） 藤澤保育課長。

保育課長（藤澤宜治君） ただいまの保護者の負担増についてであります、一番大きなものとしたしましては保育料がやはりあるわけでございます。来年4月より保育料の階層を決

定する基準が従来の所得税額から町民税所得割課税額に変更されます。また、階層が現在の7階層から8階層に変更になります。これは国により定められたものでございますけれども、2号認定児と3号認定児につきましては、現在の保育料と大きく変わることはないように、現在試算をしているところであります。1号認定児につきましてはであります。当町におきましては今までなかった区分でありますので、近隣の市町村や幼稚園等の状況について現在調べているところであります。

新たに保護者の皆様の負担増といただくものはあるかとの御質問であります。増加部分につきましては、1号認定児に伴います預かり保育の部分、それから長期休業時にお預かりをする部分があります。ただし、保育料自体が減額されます。でありますので、最終的には現行の負担額から極端に増額にならないよう設定をしてみたいと考えております。

保育を標準時間の設定によりまして、従来の延長保育の中で標準時間に当たる部分がありますので、その部分につきましては逆に減額となる部分もございます。

次に、物品の購入に伴います助成制度についてであります。

これにつきましては保育緊急確保事業、これは国の制度でございます。国、県、町が3分の1ずつの負担をしているものでございますけれども、こちらの事業の中で新設されるという旨につきましては示されておりますが、具体的な要綱についてはいまだ示されておられませんので、その要綱が示された段階で検討してみたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） 新たな保護者負担は大きく変わらないということで安心をしたわけですが、ぜひそんなような線でよろしくお願いをしたいと思います。

次の3)認定こども園の設置主体に移ります。

今回の新支援制度は保育分野への民間業者の参入促進を意図したものとも言われています。新制度でも保育所型認定こども園は従来と同様、株式会社を含む多様な主体が設置できるとしています。先行して保育所が民営化した例を見ますと、例えば横浜市の認可保育所の人件費比率は株式会社の平均で53.2%、社会福祉法人の平均で70.7%となっています。

株式会社に委託されると運営費に占める人件費の比率が著しく低下し、職員の待遇にも影響し職員がやめてしまい、頻りに保育者が交代し保育の低下をもたらし兼ねないとも言われています。

池田町では将来、認定こども園を民間事業者に管理委託にならないように希望しますけれども、町の考え方をお聞きします。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 認定こども園の設置主体についてという御質問でございます。

現在、町内保育園2園につきましては、設置主体は今後も池田町であり、管理運営を民間事業者へ委託することは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

民間事業者の新規参入としましては、新たにこども園等を設置する、または町の保育園施設を使用して事業を運営するなどが考えられます。民間事業者の場合につきましては、その職員の待遇低下、保育の低下が懸念されるとのことではありますが、待機児童の多い都市部においては民間事業者の参入により、その待機児童の解消をしていかななくてはならないという状況もあります。

当町におきましては、民間事業者の参入の意向がある場合につきましては、町民益を考え町民目線に立って、何よりも子供たちにとって質の高い教育ができるのか、保育ができるのかということを原点に考えた中で検討していかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） 今のお答えによりますと、当面は考えていないと、民間委託については。けれども、将来的にそういう申し出があった場合には、その内容を検討して民間委託することもあり得ると、そういうふうを考えてよろしいんですか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 現時点では今のままの継続で、よりレベルアップしていきたいという基本的な考え方ではありますが、将来に向けて、もし、そういう民間事業者の出現等がある場合につきましては、今言ったような池田町の将来を担う児童がどのような保育が受けられて、教育が受けられるかということを十分に配慮した中で、検討をさせていただくということで御理解をいただきたいと思います。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） 検討をするのは結構だと思うんですけども、やはり検討をする過程をぜひ町民の皆さんに知らせていただいて、やっぱり保育関係者、それから保護者の意見、

それから町民の意見も十分に聞いて、その検討の結果に基づいて決めていくと、そういうことをぜひやっていただきたいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 一応、現在はそういうことで継続していきますので、もし可能性としてあるないはともかく、将来的にそういう民間業者の希望があったことにつきましてはまた議会の皆さんや、またPTA、保護者会の皆さんにも十分相談する中で対処するというそういうことですので、仮定については、今どうのこうのについてはそういうことで御理解をいただきたいと思います。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） 仮定の場合ですので余り論議しても意味ないと思いますので、ぜひ池田町の池田学問所に見られますように町の子供は、地域の子供は町民が責任を持って育てるというよき伝統がありますので、保育園につきましても私は町の責任でやっていただきたいということを申し上げまして、次の4) ニーズ調査での町なかの遊び場（遊園地）の設置について、移ります。

池田町子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、町はニーズ調査を実施しました。

ニーズ調査では町なかに遊び場、遊園地の設置を望む声が多くありました。当面の措置として旧北保育園の園庭を利用させてほしいという要望もありました。子供の発達にとって外遊びのできる遊園地は必要と考えます。このニーズに町としてどのように対応するのかお聞きします。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、ニーズ調査を受けて遊園地の必要性についてということでございますけれども、一部公園ということでもありますので、社総交に絡めてお話をさせていただきたいと思います。

町では平成24年度から平成25年度の2カ年をかけまして、池田町社会資本総合整備計画というものを立てさせていただいたところでございます。ミニ公園の設置につきましては、この計画の中で旧アップルランド跡地西側エリアと、それから現公民館と教育会館を取り壊した跡地の2カ所に整備をすることとして位置づけております。

今回、社総交計画の策定過程におきましては、緑地、それから駐車場の確保、遊具の設置等さまざまな御要望をいただいたところであります。特に町なかの駐車場につきましては、

慢性的に不足しているということでもありますので、スペースを確保する声が非常に多くありましたので、まず駐車場の確保を優先したいと思えますけれども、緑地等もできるだけ確保しながら、各年代を通して憩える場所になるように設計をしていきたいというふうに考えてございます。

現在の予定では、公園整備の時期につきましては、平成29年度以降ということで計画をしてございますので、遊具も含めまして詳細整備内容につきましては、今後子ども・子育て支援計画のニーズ調査結果等の内容も参考とさせていただきながら検討をさせていただきます。ここでは単に子供のみではなく、あらゆる階層の方に御利用いただくような施設ということで整備をしていきたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） ぜひ、そういう町なかに遊び場を求める声が非常に強いものですから、ぜひその辺のところは社総交の中で検討していただきたいと思えます。

北保育園の園庭利用という声もあるんですけども、この辺については、多分、管理責任上ということかと思えますけれども、何か法的にほかの町の例を見ましても保育園の遊具が一般開放されていないというのが通例かと思うんですけども、何か特別な理由があるんでしょうか。

議長（立野 泰君） 藤澤保育課長。

保育課長（藤澤宜治君） 現在の北保育園の開放、特に園庭の開放ということですが、ただいま御質問の中にありましたとおり、一般開放した場合の町民の皆様方が御利用いただく場合の安全性をまず第一に考えなくてはいけないという部分の中で、遊具がございまして、その遊具の一部につきましてはやはり修正をしないと安全基準をクリアできないという状態が現在あります。

それから、それに伴いまして、やはり以前から出ておりますが、会染保育園の改修に伴います代がえの保育施設という位置づけでございましたけれども、その点につきましても現在方向性が決まっていないという状況の中で、現在困っている状況ではございますけれども、その他の園、特に池田保育園につきましては園舎、園庭の開放について、それを前提として設計をしてございますので、なるべく早い時期に開放していきたいと思えます。

ニーズ調査の中でもありましたけれども、単純に園庭開放ということではなくて、保育を見ていただいたり、そういう部分での開放というものにつきましても現在考えておりますの

で、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） ぜひ、ほかの町村を見ましても保育園の園舎の遊具を一般開放している例も、時間を区切って、曜日を区切ってですけれども、例もありますので、その辺もぜひ検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願います。

最後に、子供の教育や保育はどうあるべきか、町民を交えて検討をに移ります。

保育園のあり方は非常に重要な問題です。認定こども園についての町民説明会を開催し、子供の教育や保育はどうあるべきか意見を出していただき、その意見を今後に生かすことが大切と考えます。認定こども園についてもパブリックコメントの実施を含め町の考え方をお聞きします。

議長（立野 泰君） 藤澤保育課長。

保育課長（藤澤宜治君） それでは、まず、認定こども園につきましたの町民説明会ということですが、これにつきましたは議員も御参加をいただきました8月22日に開催をしたところでありますので、お願いをしたいと思います。また、10月には来年4月に入園を希望されている皆様方の説明会を開催し、先ほどから出ておりますいまだに示されていない部分、細かい部分につきましたも大まかな説明が、ある程度の説明ができるかというふうを考えておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、今後の保育園のあり方についてということですが、子ども支援計画の策定に当たりまして、認定こども園の移行につきましたも視察をしたり、議論がされてきたところであります。子ども・子育て支援計画といたしましてパブリックコメントを実施する予定になっております。その中での御意見等を十分尊重してまいりたいと考えておりますので、お願いをしたいと思います。

また、これから開催を予定をしております会染保育園の建設検討委員会、こちらの中におきましても、池田町の保育園のあり方につきましたは重要な課題として検討をしていくことになると思いますので、こちらにつきましたもよろしくお願いをしたいと思います。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） 私もこの前の説明会には参加させていただいたんですけれども、あの説明会というのはやっぱり保護者が対象なんですよね。ですから、恐らく10月に今お話があ

りましたようにまた説明会を計画されると思うんですけれども、その場合は一般の町民も希望する方は参加できて、質問したり、意見を述べたりするという、そういうふうなやり方というのはいけないでしょうか。

議長（立野 泰君） 藤澤保育課長。

保育課長（藤澤宜治君） ただいまの8月22日の説明会の関係でございますが、これにつきましては、広報、防災行政無線、それから町のホームページ等におきまして町の皆様に広く募集といいますか、参加について周知をさせていただいたところでございます。保護者の皆様方におきましても、保護者を対象とした説明会ということでは行っておりませんので、お願いをしたいと思います。

実際の内容でございますが、約100名強の方が御参加をいただきました。その中には、やはり保護者以外の皆様方も多数おいでいただいていた状況でございます。たくさんの御意見や御質問をいただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） それでは、10月についても同じような方法で一般の参加を認めていただけるということによろしいでしょうか。

議長（立野 泰君） 藤澤保育課長。

保育課長（藤澤宜治君） 現在のところでは、例年行っている入園説明会ということでございまして、人数的に問題があるわけでございますが、検討させていただきたいと思います。

議長（立野 泰君） 5番、薄井議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） なるべくそういったことも認めていただいて、その中で意見も聴取するというようなことを検討していただきたいと思います。

一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（立野 泰君） 以上で、薄井議員の質問は終了いたしました。

一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時07分

議長（立野 泰君） 休憩を閉じ再開いたします。

服 部 久 子 君

議長（立野 泰君） 一般質問を続けます。

8 番に、6 番の服部久子議員。

服部議員。

〔 6 番 服部久子君 登壇 〕

6 番（服部久子君） 6 番、服部久子です。

4 点についてお尋ねいたします。

まず、第 1 番目に病児保育についてお聞きします。

4 月の消費税増税で家計に重く負担がかかっております。総務省が 8 月 29 日発表した家計調査によりますと消費支出は実質で前年同月比 5.9% 減少し、7 月の勤労世帯の実収入は 6.2% のマイナス、10 カ月連続実質所得が減少しております。また、7 月の完全失業者は 248 万人と 5 月から連続増加し、3.8% となっています。女性が家計を支えていく必要がより一層迫られております。

しかし、女性の働き方はパートや非正規雇用が 54.5% で、他の先進国と比べると非常におくれています。妊娠、出産などで仕事をやめざるを得ない人は 6 割に達しております。日本では、子供を保育園に預けながら働き続けることは、本人の大変な努力と家族の協力が不可欠です。女性が子育てをしながら働き続けられる社会は、男性にも働きやすい社会だと思います。

町は、「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けてのニーズ調査を行いました。それによりますと、子供が病気で保育園を休んだ回数は 216 件、そのために母親が仕事を休んだ回数は 94 件、父親が休んだ回数 30 件、親戚などに預けた回数 63 件などとなっております。母親は父親に比べると多く仕事を休んでおります。

また、病児保育や病後児保育を希望する人は、病児保育施設を利用したい人が 26 人、病後児保育を利用したい人が 23 人、合わせて 50 人近くとなっております。女性の不安定雇用がふえる中、子供の病気で職場に欠勤届の通知をすることは、いつ解雇を言われるかと非常に決

断が要ることです。安心して女性が働き続けられるよう公的機関の施策が必要です。

長野県で病児保育を実施しているのは、長野市、松本市などほとんどの市が実施し、阿南町、高森町なども実施しています。施設は専用保育室や病院、子育てセンターなどさまざまですが、対象年齢は実施市町村のほとんどが生後五、六カ月から小学校3年生までとなっています。

町は、平成20年度から病後児保育を実施しておりますが、子育てしやすい町を目指して病児保育の実施が必要と考えますが、町はどのように考えていますか。

議長（立野 泰君） 藤澤保育課長。

〔保育課長 藤澤宜治君 登壇〕

保育課長（藤澤宜治君） それでは、ただいまの病児保育の実施につきましてということで御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

病児保育につきましては、当町におきましても子育て支援を進める上で、当面の課題ということで認識をしているところでございます。今回は子育て支援計画のニーズ調査によりまして、保護者の皆さんの意向を具体的に伺うことができました。

ニーズ調査の結果では、病児、病後児保育の利用について、回答数116人のうち病児保育を利用したいが26人、利用したいと思わないが65人でありました。半数以上が利用したいと思わないとなっております。その内訳でございますが、親が仕事を休んでみてあげたいが42人、病気の子供を他の人に見てもらうのは不安が33人でありました。

また、現に子供が病気の際に父母が仕事を休まずに祖父母や各種サービスを利用した父母の意向としては、できれば仕事を休んで見たいが46人、休んで見ることは難しいが26人でありました。その理由としてであります、子供の看護を理由に休みがとれないが13人と約半数となっております。

病児、病後児保育を利用したいと答えた方の希望として、回答者数53人中、その施設は保育所等に併設が望ましいが29人、小児科に併設が17人となっております。

以上のことから、議員御指摘のとおり子供の看護のための休暇がとりにくいという傾向がうかがえましたが、病気の子供は自分で見てあげたいという保護者も多く見られたところがありました。

当町では、平成20年に病後児保育の取り組みを始めましたが、以降、病児保育に関する要望や問い合わせは現場にはないという状況であります。

県内の取り組み状況につきまして担当課で調べたところではありますが、市におきまして実

施しているのは約半数で、大きなところでは長野市、近隣では安曇野市、大町市は実施をしていません。大北管内では実施をしている市町村はありませんでした。

病児保育は幼児が病気の回復期に至っておらず、当面の症状の急変が認められない場合に専用の施設においてお預かりをし、保育を実施するものであります。状況によっては、幼児の生命にかかわることもあり、医師は速やかに対応できる体制が、看護師におきましては常時付き添いまして看護、保育を実施できる体制が必要となります。先ほどの実施している市町村におきまして、そのほとんどが病院、医院等の中、または、その併設という状況でございました。

当町におきまして、町内の医療機関に御協力をお願いするなど実施に向けて検討を進めてまいりたいと思いますが、実施に当たっての環境づくりが非常に厳しい状況でありますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 今の保育課長の答弁は、ニーズはありますがそれに向けて検討していきたいということでした。それで、病児保育を希望する26人の方にして、やはり子供が病気のときぐらいは休んでしっかりと見たい、これは皆さん同じだと思うんです。しかし、やっぱり仕事を休むことが非常に困難だという方も中にはおられますので、それについてはやはりしっかりと町がサポートが必要じゃないかと思います。

それで、ファミリーサポート事業というのを社協委託でやられておりますが、これは平成25年成果説明書では1,062件となっておりますけれども、これのどのような件数が事例が多いのでしょうか、お聞きします。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） 現在、成果表のほうの数字を言われたかと思います。内容につきましては現在手持ちがございませんので、お願いいたします。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 最近、子供を虐待するというケースが多くなっております。その原因にやはり経済的な困難というのが大きな原因と考えます。子育て中の親にとって、特にひとり親にとっては子供が病気で休んだら仕事がないかもしれないというような、そういう精神

的に追い詰められるということも多々あると思うんです。そういうときに町の施策でそういう病児保育が受けられるということになれば、安心して子供を預けて仕事を続けることができます。

ことし3月ですか、インターネットでベビーシッターを探して預けて子供を殺害されたという事件がありました。これもひとり親の家庭でした。やはり、そういうことが今非常にふえておりますので、虐待とかそういうことを避けるためにも、こういう施設をしっかりと整えていくということも大事じゃないかと思うんですが、その点で町長、お考えをお願いします。

議長（立野 泰君） 町長。

町長（勝山隆之君） 基本的には日本の国の少子化に対する国の施策としましては、やっぱり小さいときぐらいは会社が休めるような、病気の時ぐらいは母親なり父親なりが休んでも堂々と看護できるような国の体制を整えることが私は大事だと思っていますし、そういうことがスムーズにできる国の施策が必要だと思っています。そういう中でどうあるべきかということは行政が全てやるわけにいかない面もありますので、町村会を通じましてそういう子供の病気の時ぐらいは気持ちよく休めるような、労働基準法に基づく、そういう環境を整備することは大事だと思いますので、そういうことを含めて町村会を通じて、たまたま長野県の町村会長の藤原さん、川上村の村長さんが全国の会長で相当発言力がありますので、そういうことを通じまして国に要望していくことは大事だと思います。現状では池田町がこれらを全部クリアするとかということはなかなか難しいと思っておりますので、安曇総合病院との連携の中でこういうことができるのかどうかを模索し、それらに働きかけるとかそういう方向の検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） ちょうど今、新しく病院が建てられますので、池田町からも多額の支援が病院建設につぎ込まれますので、その点はやっぱりしっかりと病児保育についても要望させていただきたいと思っております。それはいかがでしょう。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 要望につきましては、池田町としても、また近隣町村としてもしていくことにつきましては、安曇病院を支える自治体へ相当な協力金を出しておりますので、実現できるかどうかはともかく要望につきましてはしていきたいと思っておりますので、よろしくお

願います。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） これは私は女性が社会に出てしっかり働けるということも大事ですけども、池田町の人口をふやすという点で、この辺ではやっていないことをやるということが非常に目立ってアピールできるんですよね。これは私、前も何回も言いますがけれども、やはりこういう点で池田町は病児保育をやっている、病後児保育もやっている、やはりその点は働くお母さんにとっては非常に安心だと思います。ぜひこれを具体的に検討していただきたいと思います。

これは安曇総合なんかに頼めば、お金は非常にかかるという施策じゃないと思うんですよね。ぜひこれを考えていっていただきたいと思います。

次にいきます。

太陽光発電の振興について願います。

第5次総合計画の後期基本計画では、平成21年度から実施している住宅用太陽光発電システム設置補助件数を平成30年には250件にする計画です。現在、平成25年度末で165件に上っております。

世界的に地球温暖化に対する取り組みが叫ばれ、二酸化炭素削減のために自然エネルギーへの切りかえは今後ますます進んでいくと思われまます。それに加えて、私たちは3年半前原発事故を経験し、いまだ収束しておりません。安全なエネルギーを求める人がふえております。また、最近の自然災害の発生は以前に比べると非常に多く、規模も大きくなっています。安全で安定した電源確保は重要です。

災害時は住民の避難所となるのは公共施設や各自治会の集会所です。停電になれば避難生活が困難になり、精神的にも負担が大きくなります。災害で停電になっても安定的に電源が得られるよう公共施設と災害時の一時避難所となる各集会所に太陽光発電施設の設置が必要と考えます。また、公費節減のためにも有効です。

4月から庁舎に太陽光発電がされておりますが、先日の町の説明では、ことし5月の電気量は昨年5月と比べて4,600キロワット削減できたということでした。節電にも有効で、災害時は電源確保となる太陽光発電の設置は必要と考えますが、町の考えをお聞かせください。

議長（立野 泰君） 勝家総務係長。

総務課総務係長（勝家健充君） 公共施設への、また各集会所への太陽光発電施設の設置に

ついてということについてお答え申し上げたいと思います。

非常時に安全な電力を確保するということはとても大切なことであろうというふうに考えております。町のほうでも役場の庁舎に発電の施設を建設をしたところでもございますが、費用などの面についてはかなり負担も大きいという認識をしているところでございます。

そういう状況から全ての公共施設、あるいは集会施設などに太陽光施設を設けていくということについては大変困難なことではないかという判断のもとで、現在は考えていない状況でございます。

その理由につきましては、災害時におきます避難施設は、あくまでも1次、2次という避難場所でございます。長期にわたってそちらで暮らすということには、なかなかならないかと思しますので、長期で暮らすということになった場合には、居住用の施設として仮設の住宅などを建設をしていくという必要が出てこようかというふうに考えているところでございます。

なお、各施設で非常用の電源が必要になった場合につきましては、防災用の電源車のようなものが有用ではないかと考えておりますので、そちらのほうの車両を確保して対応するというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） この2次避難所というのはほとんど公共施設です。それで一度に全部設置しようというんじゃなくて、計画的にやってはいかがでしょう。それで、やはり公費が節減できるという点でも設置した費用が回収できるんじゃないかと、何年かたてば回収できるんじゃないかと思えます。

防災の電源車というのもやはりこれは何日も何日も使えるということはないと思えます。広島の場合でも、それから大島の災害のときでも一度避難すれば仮設住宅ができるまでというのは非常に長い期間かかります。やっぱり1週間、1カ月、2カ月とそこで避難生活を送ることになりますと、やはり防災の電源車では足りないと思うんですね。

だから、計画的に生活できる、避難所となる生活をする場として、太陽光発電の設置というのも町で考えるということもこれはいいかと思うんですが、町長の考えをお聞かせください。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 太陽光の公共施設の設置ということではありますが、これにつきまして

は費用対効果等もありますので、全てにすぐどうだということにつきましては、非常に財政的にも問題があると思っておりますので、これにつきましてはそういう費用対効果を含めまして、どのくらいの財政負担とそれが効率よく対応できるのかを含めまして、検討しなければいけないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 今の町長のお答えはちょっと違っているんです。一度にそろえろというんじゃなくて計画的にどの公共施設からそろえていくかということをお尋ねしているんですがいかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 計画的でありまして、太陽光が全ていいかどうかにつきまして費用対効果が当然出てきますので、それにつきましては十分検討をして、財政負担との効率のありようにつきましては十分検討が必要だと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） それでは費用対効果ですか、ぜひ検討をしていただきたいと思ひます。次に進みます。

最近、民間業者による地上設置型太陽光発電施設がふえております。町でも設置がふえて住民の方から不安の声が聞かれます。小諸市では、市も住民も知らない間に建設が始まり、このままではいけないと今議会で改正条例を出す新聞報道がありました。県内では、佐久市、飯田市など7市町村が条例を改正しております。

町の土地利用計画では、田園環境保全地域でも地目が農地以外であれば可能とするとしておりますが、しっかりした基準を決める必要があると思ひます。面積、景観、人への影響などを考え、トラブルを避けるためにも、地上設置型太陽光発電設置の条例が必要です。どのように考えておられますか。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、地上設置型太陽光の条例についてということでお答えをさせていただきますと思ひます。

太陽光発電施設を設置する場合の規制審査につきましては、平成23年3月議会で定めていただきました町の土地利用及び開発指導に関する条例、それから施行規則、それからこの条

例規則を補完するために、ことしですけれども2月に新たに企画会で作成いたしました太陽光発電施設に関する運用基準に基づきまして、現在、開発者に対しまして指導、助言を行っている状況でございます。

ソーラーに関します運用基準を定めたこの経緯でございますけれども、近年ソーラー施設を設置したいとの件数がふえてまいりまして、現行での基準ではなかなか判断がつかないケースがふえてきたことによりまして、より具体的な運用基準が必要となったものでございます。

検討の段階におきましては、現行の土地利用地域の区分、これは御承知かと思えますけれども9つの区分をしてございますけれども、この中で特に景観の配慮が必要とされます田園環境保全地域におきまして課題としたものでございます。

このエリアの中に多くの宅地、池沼等が点在しておりました。これらの地目に限って農地としての保全が現実的なものではないこと、それから、太陽光発電施設が形状や色彩など工場とは違う点に着目しまして、この運用基準を定めたところでございます。

なお、この基準の中では申請される方には、近隣の皆様に事前説明をするように指導することや、それから光害の影響がないこと、これは光の害と書きますけれども、これを明らかにする書類の提出を義務づけること。それから、場合によっては、環境アセスなど施設を設置することによって、周辺地域に及ぼす環境に対する影響を事前調査していただきまして、申請者に直接お話を伺うことも開発審査会の中で実施している内容でございます。

また、高台から見た景観、施設の沿線での景観について影響がどのように出るかということで、審査会でも現地に赴きまして調査をしているところでございます。

現在、他市町村でソーラー条例ができ始めておりますけれども、私どもでは現状を細かく分析する中で現行の土地利用計画をベースに、また、新たな運用基準に従いまして、当面この判断基準で審査をさせていただきたいというふうに考えてございます。

なお、ソーラー事業につきましては最近始まったばかりの新しい事業でございます。国策としても自然エネルギー導入の推進を図っているということでございます。町でも自然景観に配慮しながら融合した取り組みができるよう努力したいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 先ほどの中山課長の説明では、一応基準に合致して運用しているというふうに言われました。しかし、土地利用計画の中の市街地形成地域も可能になっていまして、私、気になるのは会染小学校のすぐ北の発電設備なんですけれども、学校にも近いし、住宅にも非常に隣接しているということで登下校の小学生がすぐ隣を通るわけですよ。すると危険という札がありますけれども、低学年は危険という漢字が読めないかと思うんですよ。そういう場合に何か事故があったら大変だと思いますので、ぜひ小学校、学校、それから住宅のすぐ近くというのはやはり住宅で可能だということけれども、そのところの運用をぜひ考えていただければなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 会染小学校の周辺につきましては、企画会でもいろいろ議論をさせていただきました。やはり登下校の児童、それから学校周辺ですので安全には特に注意をするということで安全柵、それから危険防止ということでそれぞれの手だてを業者側のほうにさせていただいております。それから、住宅の付近ということでありますけれども、ここにつきましては規制区分ではこのソーラー事業ができるということでもあります。市街地区域ということでありまして住宅が非常に多いということがございますので、それらに対する規制というものはなかなか規制をかけるというのが難しいところがございますので、私ども運用基準の中で検討してまいりましたし、また、これにないものにつきましては、企画会で新たに各市町村の状況を判断しながら、企画会の中で精査をしていくというようなことで、また進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 町の土地利用計画では地上型の発電設置は建物ではないので、築造面積には関係なく高さは13メートル以上、または電気供給施設であれば20メートル、それから土地利用の変更にかかわる敷地面積は500平方メートルが主な基準というふうになっております。

佐久市ではこの条例をつくった場合に設置面積は500平方メートル、それから自然環境保全対象地域以外では1,000平方メートル以上は行政に事前協議が必要。それから、住民への事前説明会が必要。地元への事前説明会を実施して、その説明会の内容を添えて申請するよというふうなことが決まっております。

池田町に今後もこの設備が多くなる向きがあると思うんです。池田町は美しい村連合に加盟しておりますので、ぜひ景観を守る点でもしっかりした規制をかけるという条例を、決まりをつくっていただければなと思うんですが、この際考えていただけないでしょうか。お考えをお聞きします。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） この太陽光の条例に関しましては、池田町では土地利用計画というものの、その中で条例制定をしております。開発行為等を含めて太陽光というものをこの中で検討していくということでもありますので、先ほども述べましたけれども、私ども条例、それから規則の補完をする意味で運用基準を設けてございますので、また、この運用基準でも不明な点につきましては、企画会で個々の相談という形の中で検討をさせていただくというようなことを考えておりますので、条例の新たな設置については考えてございません。

それから、佐久市等の条例を見させていただきましたけれども、ほぼ内容的には私どものつくっているものと相違はないわけございまして、規制基準につきましても、開発行為については500平米を超えるというようなものもこの中でうたわれておりますので、そういったもの、それから高さ制限13メートルというようなこともそれぞれあります。

それから、太陽光の施設の関係ですけれども、私ども一応10平米を超えるものについては規制をかけていくということで、審査基準の中に考えていくということでもありますので、そういったこともありますので、新たな条例についてはちょっと今のところは考えてございませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） この規制の基準の中にぜひ入れていただきたいのが、市街地区域のところの学校関係とか保育園、それから介護施設、やっぱりそういう人たちが出入りするところ、特にそれからまた住宅の隣接じゃなくて何メートルか離れるというような、そういうところにぜひ規制をかけるということをしていただきたいと思いますが、それはいかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） ただいまの御質問ですけれども、ケース・バイ・ケースがあります。私どもでも基準の中で明確にするということはやぶさかではないんですけれども、それ

にきちんと適合するようなものがあればいいんですけれども、それを外れるものについてはケース・バイ・ケースで考えていくということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） ケース・バイ・ケースと言われましたけれども、保育園、学校、介護施設、このところはしっかりとケース・バイ・ケースと言わずに決まりをつくっていただければなと思います。今後ぜひ検討していただきたいと思います。

次に進みます。

介護保険制度改変による地域支援事業についてお聞きします。

介護保険制度改定によって要支援者が地域支援事業に移行される予定です。要支援者の地域支援事業への移行は、来年、平成27年度から開始し、平成29年度完全実施を計画しております。今回の改定は、介護認定者や高齢者家族ばかりでなく、介護に携わる人からも不安の声が上がっております。

池田町の介護認定者数は、平成25年度成果説明書では560人、そのうち要支援認定者が138人、年々ふえる傾向です。要支援者のうち認知症自立度2以上の方18人です。現在、地域支援事業の財源は介護保険給付費給付見込み額の3から4%以内という上限があります。要支援者がふえているのにこの上限額では地域支援事業が行き詰る心配があります。地域支援事業が可能と答えているのは全国で17.5%の自治体にすぎません。

東京の世田谷区、荒川区など全国13自治体では、国の介護予防モデル事業に参加して、既に改定介護保険制度で実施しております。しかし、要支援、要介護の認定を受けた高齢者の4割が1年後には認定から外されました。このようなことになれば、今まで保険で介護を受けていた人が行き場がなく、介護度が進むこととなります。

天理市議会では12月、要支援外しは、早期発見、早期対応の認知症ケアの原則に反するとして反対意見書を全会一致で可決しております。

平成27年度から介護保険制度の改定は、介護を受けたいと希望すると窓口でチェックリストによる判定で要支援者の認定を少なくし、専門職のサービスを少なくする方針です。できるだけ生活支援サービスに誘導をする方針です。

町でも要支援者がふえている中、具体的に考えねばなりません、これらについてどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

地域支援事業は保険者である北アルプス広域連合が市町村に事務委託している事業であります。予防給付もあわせの見直しであるため、保険者としてどうするか検討中であります。

誘導するのは総合相談を担う地域包括支援センターの役割と思いますが、介護予防事業や生活介護支援サポーターが適当と思われる方には、要介護認定申請をせずにそれぞれの事業につないでおりますし、必要な方には要介護認定を受けていただくということは現在も今後とも変わりありませんので、お願いいたします。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） この窓口でチェックリストというのは25項目の質問事項になっておりますが、今やっている要介護認定というのは訪問調査員が74項目の調査を行って、それで医師が意見書を書くということになっているらしいんですね。

それで、チェックリストで振り分けられれば介護が必要な人が認定から外されるという心配があって、東京都の荒川区でも本人の意向に反してサービスが打ち切られる事態が起こっております。やはりそういうような国の事業に沿っていきますとこういう事態が起こりかねないということもありますので、ぜひ、本人の意向とか家族の意向もしっかり踏まえて介護認定をしていただきたいなと思いますが、そのほうはいかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） 認定事務につきましては、広域連合のほうで調査員を派遣して調査しているものでありますので、現在、町でそこに介入することはしておりませんので、お願いいたします。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 地域支援事業に移行しますと人員の大幅な確保が必要ですが、この確保の道筋というのはどのようになっているのでしょうか。先日、宮崎議員の質問の回答で認知症サポーター467人というふうに言われましたが、これは実質のあれじゃないんじゃないかなとちょっと疑問に思っているんですが、それはいかがでしょうか。2つお聞きします。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

先ほどもお話したように地域支援事業につきましては広域連合で検討中であり、どの事業が委託されてくるかによって必要な人材の確保が変わってまいります。

町としては今後、社会福祉協議会と連携し、人材の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

また、サポーターにつきましては、認知症を理解していただくということで、地域で支えていただくという方ありますので、よろしくをお願いいたします。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 理解していただくのと、支えるのと違うと思うんですが、それはいかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） 認知症につきまして理解をしていただき、病気であるという理解を持った上で接していただくということで養成講座を開催しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） そうすると支えるということは467人が実労できるということでしょうか。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） 講座を開く中ではそういうことで講座を開いておりますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） そうすると池田町は地域で介護にかかわる人の確保は困難ではなくて、非常に明るい見通しだと思います。

それから、介護職はやりがいがあるけれどもやめていく人が多くおまして、広域でも人員の確保に困っております。それで、やはり収入の少なさが一番の原因だと思うんですが、これが要支援者をサービスから外していきますとボランティアを多く、さっきの認知症サポーターのような方を皆さんで支えていくということになるんですが、そういうとやっぱり収入の保証もわからないけれども、前言った継続的な人の確保というのはどのようにされるん

でしょうか、大丈夫なんですか。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） 最初にお答えしたのと繰り返しになるかと思いますが、どの事業が委託されるかによって必要な人材の確保が変わってまいりますので、これから検討に入るかと思いますが、社会福祉協議会と連携をし、人材の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 政府は事業を国から地域に移行するということで年間3%程度の給付抑制になるとしております。要支援者の高齢者がふえる中で、介護報酬の引き下げになり、介護にかかわる人の人件費や既存事業所への委託単価が引き下げられることにつながります。介護士さんや事業所の確保は大丈夫なんですか、見直しをお聞きします。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

池田町は介護給付を含めた事業所が近隣に比べて少ないと思っております。また、各事業所においても人材確保には苦慮しているところでもあります。今後も保険者である広域連合や県とも連携して確保に努めてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 町の福祉全般を社協に委託しておりますが、介護単価が引き下がれば社協への委託料も引き下げになると思いますが、どういうふうになるのでしょうか。

議長（立野 泰君） 倉科福祉課長。

福祉課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

現在、町が社協に委託している事業費は運営費でありますので、介護報酬の改正が直接影響する事業はないものと考えておりますので、お願いいたします。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） しかし、運営費といえども、社協に働く方は一人一人生活しておられまして、介護単価を引き下げられればそこでもって影響して、社協のお給料、それも今よりは低く抑えられるかもしれません。そのような心配はないのでしょうか、町長、お聞きし

ます。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 介護保険の改定の全ての青写真がまだ北アルプス広域連合も含まれてきていない中では、現在ではまだ何とも言えませんが、現状では社協と行政の関係では事業による委託料と受託料の関係で話し合っていて決めているわけであります。

基本的には社協は独立採算をしておりますし、その受託料で職員の給料を払い、多少の利益を積み立てているというような状況でありますので、この問題につきましては、今後の展開によりまして介護保険改定がどのようなようになるかの明確な把握をする中で、事務レベルで話し合っていて金額等受託料、委託料を決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、現在、社協につきましては一部の皆さんが福祉の後退みたいなことを言われておりますけれども、それぞれの出先の組織につきましてはほぼ経営努力する中で実績を上げまして、年末のボーナスは1.5ぐらいは出せるじゃないかという見通しの中で努力されておりますので、職員の名誉のためにも御理解をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 介護の保険改定によって介護報酬が変わってきますとやはり社協への委託料も変わってくると思うんです。そこで、社協の運営が今でも厳しいと、今、厳しくないというような言葉がありましたけれども、大変なのにそれがより一層大変になるかと思ひます。即、池田の福祉にかかわっていることなんですよ。

それで、社協の基金といつても2,400万円ぐらい、それから積立金、その他の積立金も2,500万円、2,600万円ぐらいで1億円はありません。この辺もどんなふうになるかというのはやっぱり心配です。

社協への資金補助について町長はどのように考えているんでしょうか。いつも独立採算と言われますけれども、独立採算だけでは社協の仕事はやっていけないと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 基本的には社協は民間の団体でありますので、職員全ての経営努力によりまして利用者を100%確保する中で運営をしていくのが理想で、基本的に100%確保すれ

ば利益が上がってボーナスも出せるのが現状であります。

そういう状況の中でありますので、ただ、この会計につきましては、今後のきちっとした会計報告が出た中での対応を事務レベルで考えていくことが必要だと思っておりますので、社協の経営努力によって100%利用者が入っていただければ利益が出せる状況でありますので、御心配なさらないで結構であります。

ただ、社協の問題につきましては、評議員会、理事会がありますので、そちらのほうでお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 池田の福祉として聞いております。介護の社協への補助金なんですけれども、社協への補助金は2,219万円ですか、平成25年度。ほかの出向料、職員の社協からの出向料とか、それから委託料合わせると大体5,000万円ぐらいというふうにお聞きしております。

松川村で聞きましたら、社協への補助金はこの補助金だけでも4,955万8,000円というふうに言われました。補助金だけでも池田町と比べて2倍以上違うんだなと思ったんですが、この辺、もし介護単価が引き下げて委託料が下げられると町の社協は本当に大変だなと思う。その大変になったところで町の福祉がどんなふうになっていくんだろうかと心配なので、この辺の補助金ということもぜひ町として考え直さなければいけないんじゃないでしょうか、ちょっと町長にお聞きします。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） ですから、先ほども言いましたように、社協は基本的には民間の感覚で独立採算制で事業によって受託料をいただいて運営している。また、それぞれの介護保険の給付をいただいているという中で対応しております。

ですから、今の内容につきましては、現状では12月には1.5のボーナスが出せる状況に体制になっておりますので、御理解をいただきたいと思っておりますので、今後の中では先ほど言ったように事務レベルで受託料、委託料の金額等につきましてはきちっと対応していただければいいと思っております。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 民間民間と言いますけれども、民間は赤字になってやっていけなけれ

ば潰してしまいます。企業はなくなってしまう。社協はそのようなわけにいかないの、やはり町としても社協の運営についてはしっかりと補助が必要だと思います。

では、次に進みます。

住宅リフォーム助成制度の延長をということでお願いします。

平成24年度から実施されている住宅リフォーム助成制度は、大勢の方が利用され、住民と関連業者から喜ばれています。平成24年度は80件の利用で、補助額は1,285万8,000円、平成25年度は117件で、補助額は1,808万4,000円となりました。今年度8月25日現在では、利用は37件で、補助額566万3,000円となり、先ほど今議会では300万円の補正が出ております。平成25年度は総工事額が1億3,778万円で補助額に対して7.6倍の経済効果が上がりました。

全国的にも地域活性化の起爆剤として実施する自治体がふえ、全都道府県の628自治体で実施されています。秋田県では経済波及効果が投資した補助金の24倍になったといわれております。また、京都府の与謝野町では住宅リフォーム制度の効果を京都大学の研究グループが調査して、補助金の23.8倍の効果があったという結果が出ております。地域にとってはこの不況の中、非常に効果が上がっていると喜ばれております。

4月には消費税が増税され、また、来年10月には10%になると見込まれます。将来が不透明な経済状況です。地方活性化に直接支援する制度の延長について、町のお考えをお聞きます。

議長（立野 泰君） 山崎建設水道課長。

建設水道課長（山崎広保君） それでは、住宅リフォーム制度の延長についてということでございますので、お答えをさせていただきます。

現要綱におきましては、本年度1年限りの延長として実施しておりますので、来年3月31日をもって終了とさせていただきたいと思っております。今後、この制度にかわるものを実施していくかは現在のところまだ未確定な状況でございます。また、商工会及び住民からの継続要望等については、いまだ伺ってはございません。

本年度末の予想申請件数及び現況の件数の足踏み状態を見ましても、必要と思われる方々がおおむね終了してきたのではないかとの推測もしておりますので、御理解をいただけたらと思っております。

なお、他市町村で行っております別枠の事業等もございまして、それらも研究をしているところでございます。来年度で新制度としてスタートするという動きが出ましたら、議会等で報告をさせていただき、また予算措置という形をとっていきたいと考えております。

つきましては、現況のリフォーム制度の要綱については、来年3月31日で終了させていただくという考え方でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） 先日、内閣府が発表した4月から6月の国内総生産が年率で7.1%減となっております。これは東日本大震災の影響で6.8%減よりも多くなっております。アベノミクス効果で大企業はもうかっていますけれども、我々庶民、特にこの地方はやっぱり冷え込んだままです。実質賃金も下がって消費税増税で、その消費の落ち込みが深刻です。

やはり、この制度をしっかりともう1年続けて、新しい制度を考えるかもしれない、検討するかもしれないと言われましたけれども、ぜひこの効果をしっかりと分析していただいて、それから新しい制度なり、この制度を1年続けるなり、もう一度考えていただきたいと思えます。町長のお考えをお聞きします。

議長（立野 泰君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 服部議員さんおっしゃるとおり住宅リフォームの助成制度につきましては商工会、建築業界を含めまして非常に効果があることで評価をいただき、感謝されております。この平成24年からの実績を見ましても、平成24年度が80件、平成25年度が118件、平成26年度が38件ということで、ほぼ町民の皆さんのリフォームにつきましての方向性については十分じゃないかと思っておりますが、今後の中での商工会等、建築業界等の要望等がありましたら検討させていただきたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（立野 泰君） 6番、服部議員。

〔6番 服部久子君 登壇〕

6番（服部久子君） これで終わります。

議長（立野 泰君） 以上で、服部議員の質問は終了しました。

以上で一般質問の全部を終了します。

散会の宣告

議長（立野 泰君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 零時01分

平成 26 年 9 月 定例 町 議 会

(第 5 号)

平成26年9月池田町議会定例会

議事日程(第5号)

平成26年9月19日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 各常任委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 認定第1号より認定第7号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第32号より議案第40号について、討論、採決
- 日程第 4 請願・陳情書について、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

日程第 3 発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第1 諮問第1号、諮問第2号の一括上程、説明、採決

追加日程第2 議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第3 発議第7号、発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第4 発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第5 発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第6 総務福祉委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第7 振興文教委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第9 議員派遣の件

出席議員(11名)

1番	矢口	稔君	2番	矢口	新平君
3番	大出	美晴君	4番	和澤	忠志君
5番	薄井	孝彦君	6番	服部	久子君
7番	那須	博天君	8番	櫻井	康人君
10番	宮崎	康次君	11番	甕	聖章君
12番	立野	泰君			

欠席議員（1名）

9番 内山玲子君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	勝山隆之君	副町長	宮嶋将晴君
教育長	平林康男君	総務課長	中山彰博君
会計管理者兼 会計課長	師岡栄子君	住民課長	小田切隆君
福祉課長	倉科昭二君	保育課長	藤澤宜治君
振興課長	片瀬善昭君	建設水道課長	山崎広保君
教育課長	宮崎鉄雄君	総務課長 総務係長	勝家健充君
教育委員長	中山俊夫君		

事務局職員出席者

事務局長	平林和彦君	事務局書記	網島尚美君
------	-------	-------	-------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（立野 泰君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、9番、内山玲子議員、検査入院のため、山田監査委員、所要のため欠席との届け出がありました。

各常任委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

議長（立野 泰君） 日程1、各委員会に付託した案件についてを議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順といたします。

最初に、甕予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 甕 聖章君 登壇〕

予算決算特別委員長（甕 聖章君） おはようございます。

予算決算特別委員会から審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件の番号、件名、審査の結果の順で御報告をいたします。

認定第1号 平成25年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、可決。

認定第2号 平成25年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、可決。

認定第3号 平成25年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、可決。

認定第4号 平成25年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、可決。

認定第5号 平成25年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、可決。

認定第6号 平成25年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、可決。

認定第7号 平成25年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、可決。

議案第36号 平成26年度池田町一般会計補正予算（第3号）について、可決。

議案第37号 平成26年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、可決。

議案第38号 平成26年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、可決。

議案第39号 平成26年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、可決。

議案第40号 平成26年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、可決。
委員会の審査の概要を報告いたします。

予算決算特別委員会は、平成25年度決算及び平成26年度補正予算等を審議する9月定例会において、9月11日及び12日、9時30分より、協議会室において委員11名、町長、副町長、教育長、全課の課長、係長、観光推進本部担当係長、教育委員会の課長、係長、農業委員会担当係長の出席を得て、各課ごとに審査をした。17日は13時より議員及び町長、副町長、教育長、総務課長の同席を得て、総合的に審査をした。

その結果、意見、要望について報告いたします。

総括意見。

税込総額が、前年度比0.3%増の9億2,400万円余りで、決算剰余金を含めた基金積立額は約2億1,600万円追加して18億3,000万円余りとなっている。

また、普通会計、特別会計を含めた地方債残高は109億円を超えているが、平準化債を利用するなど財源負担の軽減に努力されている。

元利償還も順調に行われており、実質公債費比率も1.5ポイント下がって6.3%となり、改善がなされている。

各課ごとに、意見、要望等を申し上げます。

総務課。滞納額の減少に向けて鋭意努力されているところであるが、町税その他の滞納繰越額が約1億7,200万円余りと増加している。防災行政無線のデジタル化整備が進められ、町民の安心・安全のための施策が順次進められている。

住民課。福祉医療制度において、対象年齢が15歳から18歳へ引き上げられた。福祉課との連携の中、各種健診等の受診率が向上しているところであるが、国民健康保険の医療費において、1人当たり平均35万1,000円と前年度より約9%伸びている。引き続き福祉課と連携し医療費の圧縮に努力されたい。役場庁舎の照明のLED化がなされた。また、太陽光パネル等の設置により災害時の電源確保をしながら、電力経費の節減等が図られている。買い物

難民対策として巡回コースの見直しなど改善が図られた。

福祉課。地域介護福祉空間整備事業による高齢者支えあい拠点施設が4地区に建設され、それぞれの自治会が指定管理者に指定された。また、特定健診の受診率が67.7%、保健指導率90.1%と全国的にも上位に位置する成果が上がっている。健康寿命延伸に向けて引き続き努力されたい。

保育課。発達障害児などへの保育士の加配配置など、子供に寄り添う保育がなされている。今後も、引き続き子供の健やかな成長に向けて努力されたい。

建設水道課。住宅リフォーム助成制度では大きな経済効果を上げ、平成26年度まで制度の延長がなされている。

振興課。松くい虫による松枯れ被害が拡大している。被害先端地域の指定から外れ、被害量に見合う補助が得られない状況の中、引き続き樹種転換や伐倒駆除等の対策が限られた予算の中で鋭意進められている。

教育委員会。高瀬中学校の大規模改修工事を初め、池田小学校、会染小学校で、それぞれプール、あるいはトイレ等の改修工事が行われ、学校施設環境の改善が図られている。

平成25年度決算に係る行政の全分野にわたって述べるところですが、多くの部分について省略せざるを得ないところを御理解いただきたい。

平成25年度の事業は立派な成果を上げたものとして、それぞれの認定案件について、全会一致で認定する旨の意見決定をいたしました。

なお、質疑の内容について、抜粋して報告いたします。

総務課関係。質問、ふるさと応援基金積立金が累計で180万円となっているが、事業実行基準はあるか。

答、活用目的別で支援をいただいている。現在、一番金額の多いのは自然と環境の保全、整備に関する事業で100万円となっている。特に基準はないが、活用目的の対象事業が発生すれば、その時点で考えていきたい。

質問、圃場整備の中で現状と台帳の違いが多く見受けられたが、例えば現在田んぼであるが、台帳は畑や原野となっている。修正はできているのか。

答、全部の一筆一筆までは難しい問題がある。農業委員会と連携し、現状確認を進めながら修正をしていきたい。今回予定の航空写真ができてくると現状確認が容易となるので、見直しが進む予定である。

質問、太陽光発電の設置基準は。

答、運用基準を定めている。地目が田園なら不可、ただし、荒廃が激しく農地に戻せないところは可とする。入り口だけ決めたので、その後の手続は他の開発行為と同じである。

質問、町なかの太陽光発電設置が増加しているが。

答、町なかは土地利用計画で設置可能となっている。

質問、太陽光の課税については。

答、償却資産として扱う。土地は雑種地となり宅地の6から7割の評価となる。

保育課関係。質問、臨時保育士が70%ぐらいの割合になっているが、正規との年収の差はどれくらいか。園児の10%が障害児となっているが、障害の内容は。加配保育士が15名いるが、臨時職員はいるのか。特別の免許は必要か。

答、比較基準がないので難しいが、およそ新規採用の人で90万円くらい、年数が多い人と50万円くらいの差であり、内容は賞与の差であると考えている。障害児の内容は、広汎性発達障害の子供が多い。加配保育士にも臨時職員もいる。特別な免許は要らない。常時、外部研修や内部研修を実施している。臨時職員の割合は、近隣市町村と比較して多い方ではない。

質問、会染保育園の耐震工事の日程は。

答、近日中に設計が上がってくる。工事は運動会が終われば開始する。

住民課関係。質問、相道寺墓地公園は守られているのか。

答、現在はあきがなくなっているが、地すべり地帯なのでこれ以上の拡大は無理。要望が多くなれば別の場所で検討していきたい。

補正関係ですが、質問、マイマイガ対策で高圧洗浄機を購入したが、空き家、老人家庭、高いところは誰がやるのか。

答、貸し出しは自治会単位で行う。空き家、防犯灯、老人世帯は自治会の判断で協力してもらおう。高いところ、電柱等は所有者に行ってもらおう。動力噴霧器なので、かなりの圧力と距離が確保できる予定。

国民健康保険関係。質問、固定資産税を支払い、また国民保険でも資産割があるので、二重取りとの意見があるが。

答、課税方式として、3方式と資産割と入れた4方式があるが、全国の70%が4方式である。長野県は3市町村を除いて全て4方式であるし、町も主流の考えに沿っている。

福祉課関係。質問、保守点検業務の業者選定は。保守点検をしている割に修繕費が多いが。

答、設備等は、設置業者が機械や設備に精通しているので、当初の業者で行っている。点

検料については、毎年低額になるよう見直ししている。点検と修繕とは別であると考えている。消防施設点検は複数年契約で安くしている。入浴施設や空調の初期の点検料は200万円から現在は100万円くらいと下がっている。

建設水道課関係。質問、陸郷簡易水道について、水源探査で賄えないとわかったらどうするのか。

答、1カ所では賄えないが、三、四カ所まとめれば賄える。登波橋線の旧水道管の利用も含め調査・研究する。

質問、下水道の水洗化率が88.1%であるが、なかなか100%に近づけない。下水道元利償還終了年も平成43年から平成48年に延びた。どのように考えているか。また、合併浄化槽で処理する家庭はどのくらいあるか。

答、下水道の水洗化率の向上を目指し、平成24年度に未加入世帯に通知を出してお願いしている。協力いただいた家庭もあるが、経済的な理由などで思うようには進まない。地道に啓発していきたい。水洗化率100%になれば維持管理費は賄えるが、起債分は一般会計で償還しないと基本料金は3倍、1万円以上になる。元利償還金は料金体系の50%までで賄うことで審議会でもお認めいただいている。元利償還金の終了年は平成48年を超えそうである。合併浄化槽は下水道処理区域外の地域・陸郷・広津を対象に進めており、合併浄化槽未設置世帯はおよそ130戸程度より少ないと思われる。

質問、水道の湧出量の状況は。

答、使用量しか測定しないので、湧出量が減っているかわからない。県の調査では、大北地域は水道使用料よりも涵養水量のほうが多いと言っている。ただし、今年の夏は水位が下がり、ポンプが低水位でとまったこともあった。その後、平水位に戻ったが、5丁目のポンプ修繕時にポンプの位置を下げ、低水位にも対応できるようにした。

振興課関係。質問、ワイン用ブドウを林中地籍の水田と渋田見地籍の畑地で比較試験栽培を行っている。林中地籍は以前も試験したが結果が出ていない。栽培適地ではないように思われる。見直したほうがよいのでは。

答、春まで順調であったが、最近病気が出て果実がしぼんだ。県の普及センターと一緒に試験をしているが、県はだめだと言っていない。引き続き様子を見たい。

補正予算関係。質問、農家民宿を30件目指しているが、具体的な進め方は。

答、当町は田植え体験や学習旅行の受け入れが始まっている。池田30軒、松川60軒の計90軒で約300人の受け入れができるよう平成27年度を予備期間とし、平成28年度から本格稼働

するよう取り組む。

質問、ハープセンターについての「生活の木社」の指導内容は、足湯も含めた指導となるのか。

答、ハープ園の現状を見ていただき、足湯も含め総合的な助言をいただく。助言の内容を検討し、必要があれば実施する。

教育委員会関係。質問、河川敷運動公園管理費の委託費及び工事費の内容は。

答、委託費は、アルプス広場は20万円でマレット協会に整備委託、あづみの広場は内釜自治会に8万円で整備委託している。

工事費41万6,850円、あづみの広場ワンボックスカーの撤去及び新倉庫建築費、アルプス広場トイレの目隠し工事、あづみの広場トイレの男性トイレが詰まったことに伴う交換工事である。看板設置委託料は、昨年の高瀬中子ども議会で出された河川敷公園案内がわかるようにする看板設置の費用である。

質問、あづみの広場の女子トイレが壊れており、改善を求める声がある。環境面でしっかりしたトイレとなるようにしてほしい。

答、新年度に向けて調査し、対応する。

以上の質問がありまして、当初御報告のとおり、全議案可決とされました。

以上で、予算決算特別委員会の報告を終わります。

議長（立野 泰君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、和澤総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 和澤忠志君 登壇〕

総務福祉委員長（和澤忠志君） おはようございます。

それでは、総務福祉委員会の審査結果を御報告いたします。

委員会日時、平成26年9月11日、木曜日午後3時10分より、場所、池田町役場会議室、参

加者、議会側、総務福祉委員会委員6人全員、行政側、町長、副町長、議会事務局長、総務課、会計課、住民課、福祉課、保育課の各課長、滝沢係長、丸山係長でした。

当委員会に付託された案件は、議案3件、陳情1件、請願1件です。以下、説明を省略し、質疑の内容を報告いたします。

議案第32号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について

意見、町民にとって軽自動車やバイクは生活の足となっている。こんなに上げられたら消費税も上がったことでもあり、とんでもないことだと思う。地方法人税の見直しも事業者にとっては変わらないし、町の税金も減少するので反対である。

以上、採決の結果、多数の賛成により可決。

議案第34号 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について。

質問、第3条第2項についての説明を。

答、中国残留邦人者は、帰国されても、言葉の問題等で職につくことも難しいので、生活を支えるため、福祉医療費特別給付金の対象となっている。

以上、採決の結果、全員の賛成で可決いたしました。

議案第35号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

質問、対象者の基準は。

答、基準は分娩した日であり、平成27年1月1日に分娩した人より対象者となる。

質問、助産師の取り上げの実績はあるのか。

答、去年は2名であった。

質問、助産師さんのほうが安いのか。

答、家で産みたい人は利用していると思われる。家で産んだほうが安くなると思われる。

質問、最近、産科の医師が少なくなっているの、助産師分娩者に対する補助が40万4,000円になっているので、公的機関利用者は42万円と同じ金額にしたらどうか。

答、国の基準で決まっているので、町として同じにすることは考えていない。

以上、採決の結果、全員の賛成で可決いたしました。

陳情第11号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情。

意見、どんな人が対象になるのか。保険に入っていない人のためか。

参考意見、保険に入っているかいないかでなく、交通事故等で頭部に衝撃を受け、症状が事故との因果関係が認められない人の救済と思われる。

意見、スポーツ等の事故でも発生するし、2020年には世界第3位の疾患となることが予測

されている。多くの市民に周知を図っていくことが必要であり、判定方法も画像だけで判断できない。他覚的・体系的な神経学的検査方法の導入をすることの内容なので賛成である。

採決の結果、全員の賛成で採択。

意見書についても、全員の賛成で採択。

請願第13号 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、関連法整備を行わぬよう政府関係機関に求める請願。

意見、時の政権の解釈で法律が変わるのはおかしい。今後も変わっていくのではないか。憲法を改正してからやらないと国民の理解が得られない。手法が理解できないので、採択ありである。

意見、平和か戦争への道を選ぶかの分かれ道に来ている。地方議会として、国民を守る。私たちの生活を守るため、採択していただきたい。

意見、非常に難しい問題であるが、今回は趣旨採択で内容的には55%の賛成の内容であると思われる。否決は考えられないので、前回と同じでよい。

意見、今回は関連法案の整備を行わぬようとの内容であるので、安倍内閣の前へ前へと進む姿勢の見直しを求めることは必要だ。

意見、今回は結論を出すべきと考える。内容的には一部問題があるが、内閣の判断で憲法解釈を変更することは反対だ。

意見、2度と戦争による悲しみを生まないための第9条である。このことを基本に考えていくべきである。

採決の結果、全員の賛成で採択。

意見書についても、全員の賛成で採択としました。

その他、閉会中の継続調査テーマを、「池田町の町づくりと住民福祉の向上について」「池田町社会資本総合整備計画について」をテーマにしたいがいかがでしょうか。

全員、異議なしということでございました。

上記を閉会中の継続調査テーマとすることを議長宛てに提出します。

以上で、総務福祉委員会の報告は終わります。他の委員の皆さんに補足の説明がありましたらお願いします。

以上、報告を終わります。

議長（立野 泰君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、薄井振興文教委員長。

〔振興文教委員長 薄井孝彦君 登壇〕

振興文教委員長（薄井孝彦君） それでは、振興文教委員会から審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案1件、陳情1件、請願1件です。

審査の結果、次のとおり決定いたしました。

議案第33号 池田町立美術館条例の一部を改正する条例の制定については、可決。

陳情10号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書は、採択。

請願12号 「地方教育行政の組織および運営に関する法律」の一部改正部分の廃止を求める意見書提出に関する請願書については、不採択となりました。

以下、説明を省略し、審議の内容を報告します。

議案第33号 池田町立美術館条例の一部を改正する条例の制定について。

質問、提案理由・議案提出に至った経過、指定管理料などを述べた文書は出ないのか。

答、9月2日の全員協議会の説明資料で、経過、指定管理者導入制度の基本的な考え方、メリットなどを示した。

質問、美術館を何とかしなければならないのは理解できる。しかし、議会への説明は9月2日の全員協議会であり、十分な手続を踏んだとは思えない。この点をどのように考えるか。

答、議会への説明が9月2日となったことは申しわけなく思っている。6月議会で、町長から美術館の指定管理を考えているとの答弁があったこと、時期的なこともあり、9月2日の説明となった。

質問、美術館運営協議会の方は了承しているのか。

答、8月27日に運営協議会を開いたが、「絶対にいけない」との意見はなかった。また、その際、募集要項の素案を示し、意見のある方は申し出てほしいと投げかけたが、今までに意見は寄せられていない。

質問、民間人館長でも思い切った改革は図れなかった。営利を目的とした指定管理で町民が喜ぶのか心配である。

答、今までの美術館の基本方針は変えない。新しい感覚で、今までの企画展に、1つから2つの新しい企画展を加えていただきたいと考えている。指定管理にすることにより出費をふやし、効率的な運営を狙っている。また、クラフトパーク全体のあり方についても、必要に応じて人数をふやし検討していくことを考えている。

質問、美術館の経費、指定管理料積算を示してほしい。

答、美術館の経費総額は、人件費、消耗品費、役務費、施設維持管理委託料、光熱水費、賃借料、企画展費など総額約4,000万円程度である。美術館の収入は入館料・物品販売額で1,000万円程度である。したがって、指定管理料は、経費総額と収入の差で3,000万円程度と考える。

意見、平成25年度の美術館の経費は4,500万円程度かかっており、仮に3,000万円の管理委託料になれば、年間1,500万円程度の節減になる。

意見、芸術に理解があり、運営感覚に優れた人を指定管理にしてもらえればよい。

質問、今ある美術品、小島孝子さん、奥田郁太郎さん、山下大五郎さんの展示はどうか。

答、今までどおり管理していただく。

質問、ハープセンターを指定管理にしたが、行政としてメリットがあったと考えているか。

答、町の出費が1,150万円で抑えられ360万円の家賃が入ったので、経費的メリットがあったと考えている。美術館の維持管理費が2,000万円程度ならば、文化的出費として容認できるが、4,500万円の出費は考えなければならない。

質問、美術館に家賃をいただく考えはないのか。

答、利益が出るならばいただくべきと考えるが、美術館の運営実態からいただくのには無理があると考えている。

質問、ハープセンターも家賃をいただいている。美術館も利益が上がれば、家賃をいただいてもおかしくないと思うが。

答、美術館の観覧料は、町で決められた額で実施していただく。建物を使用することにより、大きな利益を生み出すとは考えられない。ハープセンターの建物は、商品を自由に売って経済行為をしていただいて利益を生み出すので使用料をいただく。全国の指定管理美術館で施設の使用料を取っている美術館はない。

質問、指定管理を申し込む人はいるか。

答、2者はいると思う。

質問、全国の美術館の状況は。

答、半数が指定管理である。そのうち、民間企業の運営は10%から20%である。安曇野市・松本市は文化財団、原田泰治美術館及び山梨県立美術館は民間企業の経営である。

討論、議案に反対意見。指定管理に反対ではないが、議会での話し合い、町民での検討が十分になされていない。4月1日の期限をつけて決めるのではなく、年度の途中でもよいかから資料等を集め、慎重に論議して決めるべきである。

議案に賛成意見。平成19年の芸術文化による地域振興検討委員会の答申が出てから7年経過している。遅くなればなるほど経費がかさむので、一日も早く実施すべきである。

採決、議案賛成が多数。したがって、原案どおり可決されました。

説明の途中ですけれども、開催日等、出席者について説明を省いてしまいましたので、さかのぼって説明させていただきます。

委員会の開催日は平成26年9月12日、金曜日午後2時40分です。場所は池田町役場の協議会室で行い、参加者は、議会側は振興文教委員6名全員、行政側は町長、副町長、議会事務局、農業委員会事務局、振興課、建設水道、教育課の課長及び係長です。

以上です。

続きまして、陳情第10号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書につきましては、質疑、討論なく、全員の賛成で採択となりました。

それから、その私立高校に対する公費助成に関する意見書を国向け、県向けについてですけれども、これも質疑、討論なく全員の賛成で採択されました。

次に、請願第12号 「地方教育行政の組織および運営に関する法律」の一部改正部分の廃止を求める意見書提出に関する請願書についてですけれども、質疑なく、討論の中で出された意見としては、戦後の教育委員会制度は、戦前の反省に基づき、教育行政と一般行政を分離し、住民から選ばれた教育委員会が地方教育の主体となった。教育委員会の公選制がなくなり、今回の改正により、教育委員長がなくなり、首長から任命された教育長が教育委員会を代表することになった。法案により、教育行政が首長の意向が強く反映されるようになり、首長が変わるたびに教育内容が変わるおそれがあり、教育現場は振り回される。

採決を行い、請願の採択に賛成は少数であり、請願は不採択となりました。

そのほか、閉会中の委員会継続調査のテーマは、「池田町の産業振興と教育行政の充実について」及び「池田町社会資本総合整備計画の事業実施に関すること」でよろしいか。

委員から異議がなく、以上のテーマを議長に提出することになりました。

以上です。ほかの委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

議長（立野 泰君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、矢口議員。

1番（矢口 稔君） 1点、お尋ねいたします。

振興文教委員会の議案第33号の点で、先ほど委員長のほうから、応募者がなかったらどうするのかということで、町からは2者ほどあるということが出たんですけれども、この指定管理にするかどうかというのは、もう既に外部の方にどなたか知っている方がいるということでしょうか。もう既に2者ほどあるということで、今、答弁があったんですけれども、その点についてお尋ねいたします。

議長（立野 泰君） 薄井委員長。

振興文教委員長（薄井孝彦君） その点につきましては、詳しい質問をしなかったものですからわかりません。単に、あるかということに対して、あると思うという回答があったということでございます。

議長（立野 泰君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で各委員会の報告を終了します。

認定第1号より認定第7号について、討論、採決

議長（立野 泰君） 日程2、認定第1号より第7号まで、各認定ごとに討論、採決を行います。

認定第1号 平成25年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

6番、服部議員。

6番（服部久子君） 平成25年度一般会計決算について、賛成討論いたします。

平成25年度歳入決算額49億4,468万円、歳出決算額48億7,950万円、前年度から比べ微増となっております。町民税個人分収入は4億1,265万5,000円で、前年度と比べ640万円増となり、町民税、法人分収入は4,413万1,500円で、前年度から721万円減となっております。町民税個人の所得額は、農業所得者が前年度比11%増となりましたが、給与所得者、営業所得者など大多数の所得者の所得額が減り、平均1人当たり1万9,000円減少しました。

町政の評価事例は、庁舎に太陽光発電を設置し、防災時の電源確保と光熱水費の節電につながりました。社会資本総合整備計画が2カ年かけて策定され、今後中心市街地の活性に向け、行政、議会、町民で具体化に努力していきたいと思っております。

福祉医療では、18歳まで医療費無料化を実施し、子育て世代の応援になりました。また、高齢者支えあい拠点施設4カ所を建設し、ひとり暮らしの高齢者が481人となり、高齢化率が高くなる将来に向け地域の支えあい活動が期待されます。

住宅リフォーム助成制度が延長されまして117件1,808万円の補助をし、町民と町内事業所に喜ばれ経済効果につながりました。

教育では、不登校児童・生徒が10人となっておりますが、各学校に加配の教師を配置し、児童・生徒の指導に当たるきめ細かな対策を講じられました。また、学校活性化委員会をいじめ問題対策連絡協議会とし運営することが決まり、積極的に解決につながることを期待したいと思います。

児童センターは、午前、午後ともフルに使用され、利用数の増加で施設の拡張が必要と考えます。町民活動サポートで、学習支援を小・中学校生に61回、述べ1,096人の生徒が参加し、学習効果があったと喜ばれました。

保育園運営は、食物アレルギー対応食を13人に提供し、発達障害を持つ子供25人を受け入れ、15人の加配保育士をつけました。親と専門機関に行き、指導を受け、きめ細かな保育が実施されました。今後、栄養士を含め臨時職員の正規化を進めることを求めたいと思っております。

以上、要望を入れまして、平成25年度決算の賛成討論といたします。

議長（立野 泰君） 次に、反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

認定第1号を起立により採決します。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者 起立〕

議長（立野 泰君） 起立全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第2号 平成25年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

認定第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第3号 平成25年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

認定第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第4号 平成25年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

認定第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第5号 平成25年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

認定第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第6号 平成25年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

認定第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第7号 平成25年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

認定第7号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

議案第32号より議案第40号について、討論、採決

発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（立野 泰君） 日程3、議案第32号より第40号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第32号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

5番、薄井議員。

5番（薄井孝彦君） 私は、次の2点により反対いたします。

1つは、税条例の第34条の4の改定の部分で、法人税の税率が14.7%から12.1%に下がるわけですけれども、それが事業主の減税になるならいいかと思うんですけれども、残念ながらその分が国の地方税特別会計にいてしましまして、自治体間の財政力の格差の調整に用いられるということで、事業主の減税にはならないということです。

私は、自治体間の財政力の格差の調整を行う地方交付税の特別会計を豊かにするということは必要と考えます。しかし、そのやり方については、今回のような我が町のような財政力の小さな自治体から貴重な町税を充てるというのではなくて、今、国の予算総額とほぼ同等の約272兆円もあるといわれている大企業の内部留保を、そういったものへの課税だとか、あるいは財政的にお金持ちから税金をいただくような富裕税の創設だとか、あるいは大都市の法人税は豊かなところがありますので、そういったところの財源を充てるとか、そういうことによって地方交付税特別会計を豊かにするということのやり方が適当と考えられますので、今回のやり方は適当でないと考えますので、反対します。

もう1点は、82条の関係で、軽自動車税の税率を上げることなんですけれども、池田町は非常に交通機関に恵まれないということもありまして、軽自動車などの保有台数が5,475台ありまして、1世帯平均にすると1.4台の所有となっております。原付だとか軽自動車は生活の足としてなくてはならないものとなっております。今回の軽自動車税の増税は、このような生活に必要な軽車両の所有者に負担を与えるものであり、賛成できません。

以上の理由により、反対いたします。

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第32号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第33号 池田町立美術館条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

6番、服部議員。

6番（服部久子君） 町立美術館条例の一部を改正する議案に反対いたします。

今回の美術館の指定管理案は答申がされましたが、議案提出に至るまで前もっての話し合いがなく、突然出されてきました。指定管理者決定までのスケジュールは、10月に応募書類の配布、11月には審査、12月議会で指定管理者の決定としています。町民の財産である美術館を町民の声を十分に聞かず、3カ月で決めることは拙速であります。町民、議会への説明や意見交換が不十分であると考えます。

池田町は、歴史的に池田学問所があったことから文化的にも高い意識があります。町民の文化的財産を経済的な観点からだけで判断を出すべきではないと考えます。今までの美術館の理念、運営、方策への評価が不十分であり、どのような美術館にするか明確にせず、このまま指定管理にしても成功するとは言えません。

今後の美術館のあり方を町民、議会、行政でしっかりと話し合い、方針を出すべきであります。急いで結論を出すべきではないと考え、この条例に反対いたします。

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第33号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、7番、那須博天議員外1名から発議第6号 議案第33号 池田町立美術館条例

の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議についてが提出されました。

これをだちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに議題とすることに決定しました。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時57分

議長（立野 泰君） 休憩を閉じ再開いたします。

議長（立野 泰君） 発議第6号 議案第33号 池田町立美術館条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、那須博天議員。

〔7番 那須博天君 登壇〕

7番（那須博天君） 発議第6号 議案第33号 池田町立美術館条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議について。

議案第33号 池田町立美術館条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議を、次のとおり提出する。

池田町議会議長、立野泰様。

平成26年9月19日提出、提出者、池田町議会議員、那須博天。賛成者、池田町議会議員、大出美晴。

発議内容ですけれども、議案第33号 池田町立美術館条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議。

1、美術館の指定管理者募集に係る要綱・要領等の素案作成段階において、議会に対して

細かく説明を頂くとともに、議会からの意見を尊重されたい。

- 2、美術館が地元住民に活用されることを要綱・要領等に表現すること。
- 3、年度ごとに事業実績報告書の提出を求め、6月議会に提示されたい。
- 4、事業計画にあった管理を安定的に行うよう指導されたい。
- 5、町と議会が合意の後、募集を開始されたい。
- 6、指定管理者の選定にあたって、応募者の中に合格者がいない場合も想定されたい。
- 7、現在雇用されている従業員の継続雇用について、配慮を求めること。
- 8、新たな雇用は、池田町内在住者を優先すること。
- 9、最小経費で最大のサービスをできるようにされたい。
- 10、アウトソーシングによって生じるメリットを最大限に利用されたい。

以上決議する。

議長（立野 泰君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 補足なしと認めます。

これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

1番、矢口議員。

1番（矢口 稔君） 発議第6号について、賛成の立場から討論をいたします。

この議案第33号につきましては、先ほども説明があったとおり、9月2日の全員協議会での提案がなされたものでございましたけれども、その後、町民からの陳情書の提出もございました。スケジュール的に間に合わなくて議員それぞれに配付という形になったわけですが、やはり池田町の町民の関心も非常に高いものと受けとめられます。そのため、このような附帯決議をしっかりとつけていただいて、決議すべきものと考えます。

以上です。

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

2番、矢口議員。

2番（矢口新平君） 発議第6号について、賛成討論をいたします。

クラフトパーク全体について考えることが私はまず初めに必要ではないかと思います。また、この議案第33号については、議会はまだ何も細かい理解をしておりません。十分な町からの説明を希望いたします。3,000万円の指定管理の内容が不明確です。説明をしっかりとりたいと思ひまして、この発議第6号に対して賛成いたします。

以上です。

議長（立野 泰君） この賛成討論に対して、反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

発議第6号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第34号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第35号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第35号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第36号 平成26年度池田町一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第36号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 平成26年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第37号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第38号 平成26年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第38号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第39号 平成26年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第39号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第40号 平成26年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第40号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

議長（立野 泰君） 日程4、請願・陳情書等について、各請願・陳情ごとに討論、採決を行います。

陳情10号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について、討論を省略し、挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

陳情11号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について、討論を省略し、挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

請願12号 「地方教育行政の組織および運営に関する法律」（2014年6月13日 参議院本会議にて一部『改正』可決）の「一部『改正』」部分の廃止を求める意見書提出に関する請願書について、討論を省略し、挙手により採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は不採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） そのままお願いします。

この件については、同数ということでございますので、議長の裁決といたします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

議長（立野 泰君） 休憩を閉じ再開いたします。

同数ということでございましたけれども、議長一任でございますので、不採択ということでございます。お願いいたします。

議長裁定によりまして、この件については、不採択と決定させていただきます。

請願13号 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、関連法整備を行わぬよう政府関係機関に求める請願について、討論を省略し、挙手により採決します。

この請願に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手多数であります。

したがって、本請願は採択と決定しました。

日程の追加

議長（立野 泰君） お諮りします。

追加案件として、諮問 2 件、議案 1 件、発議 4 件が提出されました。

これを日程に追加して議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

諮問第 1 号、諮問第 2 号の一括上程、説明、採決

議長（立野 泰君） 追加日程 1、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括して議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 諮問第 1 号及び同第 2 号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、一括説明を申し上げます。

本人事案件につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、町長は、当町の住民で議会の議員の選挙権を有する者のうちから議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することとなっております。

当町の人権擁護委員 3 名のうち、今回 2 名が平成 26 年 12 月 31 日付で任期満了となりますので、新たに委員 2 名を人権擁護委員として推薦したいと考えます。

諮問第 1 号では、住所、池田町大字会染 3537 番地、氏名、矢口和成氏、生年月日は昭和 21 年 8 月 5 日であります。

矢口氏は、長年教諭として勤務され、町の自治会協議会長などを歴任し、人格識見が高く、

社会の実情に通じた方で適任者と考え、推薦したいと考えます。

次に、諮問第2号では、住所、池田町大字池田4170番地7、氏名、縣美智子氏、生年月日は昭和32年9月19日であります。

縣氏は、町の民生児童委員を務め、母子の歯科保健の向上や子育て支援に協力いただき、人格識見が高く、社会の実情に通じており適任者と考え、推薦したいと考えます。

なお、任期につきましては、両名とも平成27年1月1日から平成29年12月31日となります。

議員の皆様のご意見を御願いし、御説明とさせていただきます。よろしく御願いたします。

議長（立野 泰君） これをもって提案理由の説明を終了します。

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

続いて、お諮りします。

諮問第2号については、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（立野 泰君） 追加日程2、議案第41号 平成26年度池田町消防団小型ポンプ積載車購入契約の締結についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 議案第41号 平成26年度池田町消防団小型ポンプ積載車購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、動産の買い入れについて議会の議決を求めるものであります。

買い入れ物件は、小型ポンプ積載車6台で、2分団1部に2台、2分団2部、3分団、4分団2部、5分団1部に各1台を更新配備するものであり、納付期限は、平成27年3月31日となっております。

契約方法は、指名競争入札を実施し、契約金額は4,461万4,800円。

契約の相手方は、長野県松本氏石芝4丁目4番27号、コバポーシステム株式会社、代表取締役、遠藤光明であります。

仮契約は9月16日付で締結しており、本議会の議決後、本契約を締結する予定であります。

以上、提案理由を御説明申し上げます。御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

議長（立野 泰君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

議案第41号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第7号、発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（立野 泰君） 追加日程3、発議第7号 私立高校への公費助成に関する意見書について（国への要望）、発議第8号 私立高校への公費助成に関する意見書について（県への要望）を一括して議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

5番、薄井孝彦議員。

〔5番 薄井孝彦君 登壇〕

5番（薄井孝彦君） それでは、発議第7号、国への要望です。私立高校への公費助成に関する意見書について。

私立高校への公費助成に関する意見書を、別紙のとおり提出する。

平成26年9月19日提出。提出者、池田町議会議員、薄井孝彦。賛成者、池田町議会議員、櫻井康人、同、矢口新平、同、内山玲子、同、宮崎康次、同、甕聖章。

私立高校への公費助成に関する意見書（案）。

内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様。

私学は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より「高校授業料無償化」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい財政状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況が未だ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。多彩なカリキュラムを持つ私学は、子供たちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的な理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらにもう一層のご理解ご支援を賜りたく、下記の事

項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1、私立高校への就学支援金制度の拡充並びに大幅な経常費補助を行うこと。
- 2、私立高校への教育条件改善のために大幅な施設、設備費の補助を行うこと。
- 3、私立高校への保護者負担を軽減するため大幅な学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月19日。

長野県池田町議会、議長立野泰。

続きまして、発議第8号、県向けです。私立高校への公費助成に関する意見書について。
私立高校への公費助成に関する意見書を、別紙のとおり提出する。

平成26年9月19日提出。提出者、池田町議会議員、薄井孝彦。賛成者、池田町議会議員、櫻井康人、同、矢口新平、同、内山玲子、同、宮崎康次、同、甕聖章。

私立高校への公費助成に関する意見書（案）。

長野県知事様、長野県総務部長様。

長野県の私立高校は、独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より「高校授業料無償化」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい財政状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況が未だ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。多彩なカリキュラムを持つ私学は、子供たちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的な理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記の事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1、私立高校への就学支援金制度の拡充並びに大幅な経常費補助を行うこと。
- 2、私立高校への教育条件改善のために大幅な施設、設備費の補助を行うこと。
- 3、私立高校への保護者負担を軽減するため大幅な学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月19日。

長野県池田町議会、議長立野泰。

以上です。

議長（立野 泰君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

発議第7号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

発議第8号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

発議第7号について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

発議第7号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第8号について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

発議第8号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（立野 泰君） 追加日程4、発議第9号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番、和澤忠志議員。

〔4番 和澤忠志君 登壇〕

4番（和澤忠志君） それでは、発議第9号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書を、別紙のとおり提出する。

平成26年9月19日提出。提出者、池田町議会議員、和澤忠志。賛成者、池田町議会議員、那須博天、同じく、服部久子、同じく、大出美晴、同じく、矢口稔。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、厚生労働大臣様、文部科学大臣様。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書（案）。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経繊維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかん

どの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義付けされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができるかと報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないため誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

国におかれましては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記

1、業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。

2、労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

3、軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月19日。

池田町議会、議長立野泰。

議長（立野 泰君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

発議第9号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（立野 泰君） 追加日程5、発議第10号 集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、関連法整備を行わぬよう求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番、和澤忠志議員。

〔4番 和澤忠志君 登壇〕

4番（和澤忠志君） 発議第10号 集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、関連法整備を行わぬよう求める意見書について。

集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、関連法整備を行わぬよう求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成26年9月19日提出。提出者、池田町議会議員、和澤忠志。賛成者、池田町議会議員、那須博天、同じく、服部久子、同じく、大出美晴、同じく、矢口稔。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、法務大臣様、外務大臣様、防衛大臣様。

集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、関連法整備を行わぬよう求める意見書（案）。

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は7月1日の臨時閣議で集団的自衛権行使容認を決定し、関連法の改定に向けて準備に着手すると表明しました。

しかし、集団的自衛権についてこれまで歴代政府は、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」としてきました。

国の安全保障政策は、立憲主義に基づくとともに、「恒久平和、国民の安全と生存」を約束し憲法前文と、「戦争と武力の永久放棄、戦力不保持、国の交戦権を否認する」と世界に宣言した第9条に基づいて策定されていることは当然のことであり、集団的自衛権の行使は、その時々々の政府の判断で解釈を変更することは憲法第9条条文からみてできることではありません。また、集団的自衛権をめぐる議論は、永年にわたり世論や国会において積み重ねられてきたものです。それを無視し、憲法上できない解釈を押し付けることは、国民を愚ろし国会での論議、政府答弁も形骸化するものと言わざるを得ません。

したがって、政府及び関係機関においては、集団的自衛権に関する今回の閣議決定を撤回し、これに基づく法整備などを行わないよう、そのことを強く要請するものです。

平成26年9月19日。

長野県池田町議会、議長立野泰。

議長（立野 泰君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

10番、宮崎議員。

10番（宮崎康次君） 反対討論いたします。

このたびの閣議決定は、新3要件を定め、専守防衛を全面に据え、我が国が我が国を防衛するため、やむを得ない自衛の措置をとるものであります。戦争に巻き込まれないための仕組みとして議論されておるものであり、撤回を求めるべきものではありません。

よって、反対いたします。

議長（立野 泰君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

5番、薄井孝彦議員。

5番（薄井孝彦君） 安倍内閣の集団的自衛権容認の閣議決定は、憲法改定をせずに解釈により憲法第9条を変えて、日本が海外での戦争に参加し、人と人が殺し合う道に導くものです。

21世紀の国際紛争は、武力によるものではなく、話し合いで解決する世界にしていかなければなりません。子や孫の命を守るため、また日本が関係のない戦争に巻き込まれないようにするために本意見書の採択は必要であると考えて、賛成いたします。

議長（立野 泰君） 次に、反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 次に、賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（立野 泰君） これをもって討論を終了します。

発議第10号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（立野 泰君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（立野 泰君） お諮りします。

各常任委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

総務福祉委員会の閉会中の継続調査の件

議長（立野 泰君） 追加日程 6、総務福祉委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務福祉委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

振興文教委員会の閉会中の継続調査の件

議長（立野 泰君） 追加日程 7、振興文教委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

振興文教委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

議長（立野 泰君） 追加日程 8、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（立野 泰君） お諮りします。

議員派遣の件について、日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

議員派遣の件

議長（立野 泰君） 追加日程 9、議員派遣の件を議題とします。

この件については、会議規則第128条の規定によって、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（立野 泰君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、会議規則第128条の規定により議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

町長あいさつ

議長（立野 泰君） 勝山町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 大変御苦労さまでございます。

9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

9月9日から本日までの11日間にわたる長い会期の定例議会で大変御苦労さまでございました。提案いたしましたそれぞれの案件につきまして慎重に御審議をいただき、原案どおり認定及び御決定いただき、まことにありがとうございました。

本定例会の審議の中でいただきました御意見や御指摘は、今後の行政執行の中で生かしていくよう努力してまいります。特に、美術館指定管理につきましては、十分議会と協議する中で民間の活力を生かせるよう対応させていただきたいと思っております。

平成26年度の事業執行も上半期が終了し、下半期の執行となります。計画された行政事務事業に職員一丸となって取り組んでまいります。

社会資本総合整備事業交付金事業につきましては、地域交流センターを検討委員会でしっかりと議論して、町民の皆様が気軽に大いに活用いただける、幼児から高齢者まで親しみやすい施設整備を進めてまいります。また、花見、東町の地域介護・福祉空間施設整備や災害に強い町づくりのための消防詰所や消防車両の整備も順調に進み、残された半年で完結するよう最善の努力をしてまいります。

朝夕はかなり冷え込む日もあり、体調管理も難しい季節ではありますが、議員各位にはくれぐれも健康には御留意され、健康で御活躍されることを御祈念申し上げます。

定例議会の閉会に当たり、一言申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

閉議の宣告

議長（立野 泰君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

議長あいさつ

議長（立野 泰君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は9月9日よりきょうまでの11日間にわたり、平成25年度一般会計並びに各特別会計決算の認定、平成26年度各会計の補正予算等の重要案件を慎重かつ熱心に御審議をいただき、議員並びに理事者、関係職員の御協力によりまして順調な議会運営ができましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

平成25年度も財政が非常に厳しい状況の中、予算が執行された一般会計並びに各特別会計ともに的確なる決算処理となり、理事者を初め職員各位の鋭意な努力に対して改めて敬意と感謝を申し上げます。

また、監査委員におかれましても、長期間にわたり決算審査をしていただき、大変ありがとうございました。

今後の行政運営に当たりましては、本定例会の審議及び審査報告等の中にありました意見、要望等に十分配慮され、事務事業の適切な執行により、町の活性化により一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

閉会の宣告

議長（立野 泰君） 以上をもちまして、平成26年9月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前 11時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年9月19日

議 長 立 野 泰

署 名 議 員 矢 口 新 平

署 名 議 員 櫻 井 康 人